

タイトル	戸籍制度下での中国「農民工」の定義に関する制度的・実証的研究：遼寧省0市のマグネシウム関連企業の実態調査を踏まえて
著者	曹，迪； Sou, Teki
引用	北海学園大学大学院経済学研究科 研究年報(11): 1-89
発行日	2011-03-31

戸籍制度下での中国「農民工」の定義に関する 制度的・実証的研究

— 遼寧省O市のマグネシウム関連企業の実態調査を踏まえて —

曹 迪

序 章

1 本論文の課題

莫邦富は、その著『独生子女』において、中国の歴史が教えるところによれば、「人口は王朝興亡の加速器であり、動乱は人口の調節器であると言えよう」⁽¹⁾、と述べ、「中華人民共和国成立以降の中国における人口が異常な速度で膨張した原因が、中国の人口抑制政策を説いた知識人（馬寅初）と中国共産党（毛沢東）の論争の結果、毛沢東による馬らに対する弾圧が起き、人口抑制を不要とする毛沢東の主張が支配的となったことにある」⁽²⁾、と述べている。また、「1957年に始まった中国共産党（毛沢東）による馬寅初（北京大学学長）ら知識人に対する批判から20年、毛沢東の死後、1978年3月5日「新憲法第53条において『国家は、計画出産を提唱し、これを推進する』としたことによって、中国の人口政策が転換し……1979年7月26日の『人民日報』が、98才を迎えた馬寅初の完全な名誉回復を報道した。中国の人口政策は、やっと正しい方向に進むようになったと思われた。しかし、時すでに遅しの感があった。『偉大な、光栄な、正しい』と、いつも自画自賛してきた中国共産党は、20年近くにわたる貴い時間を無駄にしてしまったのである」と、莫は断じている⁽³⁾。

筆者の問題意識は、市場経済下で発展を続ける都市とそこで働く労働者の生活が大きく変わりつつある中で、なぜ都市に比べ、農業、農村、農民の生活が遅れた状況に置かれているのか、という点にあるが、こうした問題意識は、筆者が、遼寧省O市における小規模零細な農業、農村での社会資本整備の立遅れ、その下での農民の貧困を見る機会が度々あったことから生まれたものである。

筆者に限らず、中国における、いわゆる「四大難関」、つまり人口、資源、食糧、環境問題のうちで最大の問題は過剰人口問題である、と一般的には理解されている。中でも農村における過剰人口は、「三農問題」、つまり農業の低位生産性、農村の荒廃、農民の貧困と深く関わっている。その後、この「三農問題」に農村から流出した「農民工問題」を加え「四農問題」と言われるようになっ

た。

筆者は、「三農問題」や「四農問題」の本質は、農業・農村における農民の貧困問題であり、また「農民工」が置かれている「貧困と差別」にあると考えている。具体的には、中華人民共和国成立以降、特に、1958年の「戸籍登録条例」の確立によって、国民が「農村戸籍」と「都市戸籍」に峻別され、中国社会経済の変動に関わらず膨大な人口が農村に封印され続けてきたという問題である。しかし、改革・開放後の市場経済の進展を機に、「貧しさからの解放」を求める農民が農外所得を得る場、換言すれば、農業・農村を離れず農外所得を得る場として「郷鎮企業」が生み出された。さらに都市部での経済発展による労働力不足に対応し、農村から都市への労働力移動が「出稼ぎ労働者」として顕在化した。農民が農村を離れて農外所得を得る新たな階層として「農民工」が誕生したのである。

本論文は、まず、「三農問題」の発生の背景と「農民工問題」の現状を概観し、その基本要因である戸籍制度の変遷と、「農民工」政策における「農民工」の定義を明確にした上で、筆者が行った遼寧省O市におけるマグネシウム関連企業の実態調査から、政策的な定義に当てはまらない「農民工」の存在を明らかにすることを課題としたものである。

2 研究の方法

「三農問題」に関する先行研究は、日中両国において多数の成果を得ている。また、中国においては、十数年来、一号文書として「三農問題」⁽⁴⁾が取り上げられ、中国政府も最重要政策課題としてきたものである。

「農民工問題」に関しては、長きにわたって、狭小な農地に農民を過剰人口として封印してきた制度としての「戸籍制度」が大きく関わっている。それ故、農民工問題を明らかにするためには、戸籍制度に関する考察を欠かすことができない。本論文では、まず、戸籍制度と三農問題の関わりを政策史的な視点からやや詳しく検討した。

「農民工」に関する統計的把握は困難なのが現状であ

る。そうした中で、中国の行政と学会が総力を挙げて農民工問題の解明に取り組んだ成果として、中国農民工問題研究総報告書起草チーム⁽⁵⁾による、『中国農民工に関する総括的研究報告』がある。さらにこの報告は、國務院研究室検討チーム編『中国農民工調査研究報告書』(Reporting on the Problems of Chinese Farmer-turned Workers)として、2006年4月に中国言実出版社から出版されている。この研究結果は、現状では、農民工の実態を概括的に知る唯一のものである。

しかし、この研究報告は、筆者の問題意識を満足させてくれるものではない。なぜならば、この報告書は、一研究者が到底及ばぬ調査を実施し、成果を得てはいるが、筆者の問題意識にある「農民の自由と平等」からの研究視点が欠けているからである。

確かに、「2004年を例に、国家統計局が行った全国31ヵ省(区、市)での6.8万ヵ所の農村居住地と7,100以上の行政村のサンプル調査⁽⁶⁾」を行い、その結果から、出稼ぎ農民工は約1.18億人で農村労働力の23.8%を占めると推計⁽⁷⁾のするなど、一研究者の力では不可能とも言える調査を実施し、成果を得てはいる。

「農民工」の実態把握としては、まだ必要な作業が残されているように思われる。とりわけ、中国の農民がどのような過程を経て農業を離れ、出稼ぎ労働者へと転化したのか、また、今後どうなるのかという方向性を導き出すことには、必ずしも成功しているとは言えないからである。

こうしたことから、筆者は、独自の実態調査を行った。調査にあたって考えていたことは、農民工の存在形態についてであった。具体的には、すでに農業を離れ事実上労働者となっている「農民工」、就農しつつ域外で出稼ぎを行っている「農民工」、在村しながらの「兼業農民」、等々である。

調査は、遼寧省O市やマグネシウム関連の大手企業のA社(2006年3月、2007年3月実施)とB社(2008年3月実施)、中小企業のC社とD社(2009年3月実施)の協力を得て、5回にわたって行った。A社およびB社では企業関係者への聞き取り調査、C社およびD社については、企業関係者への聞き取り調査に加えて、農民工へのアンケート調査と聞き取り調査を行った。

また、「待業農民工」の4つのグループへの聞き取り調査、O市周辺の4つの鎮の「農民工予備軍」ともいべき農家への聞き取り調査、O市市街地住民への無作為アンケート調査を行った。

この他、O市が独自に行った『O市外来人口(打工人員)に関する調査』の再集計と分析を行った。

3 論文の構成

本論文は序章と終章を含め6章構成である。

第1章では、「三農問題」および「農民工問題」の性格について論じた。第1節では、農村改革と「三農問題」について、政策史的分析を行った。そのうち、改革開放前の農村改革(土地改革)と、改革開放後の農村改革(請負制度⁽⁸⁾と郷鎮企業)を分け、「三農問題」および「農民工問題」の潜在化から顕在化へと進化した過程を整理した。第2節では、社会主義市場経済の進展と共に益々複雑化かつ拡大化してきた「三農」問題および「農民工」問題について、初期の農村改革時期に潜在していたと考えられる三農問題の源流を探った上で、農村改革と社会主義市場経済の視点から問題の所在を改めて分析し、中国農民が置かれている貧困と差別に深く関わる問題として「戸籍制度問題」があることを述べ、さらにその性格を考察した。

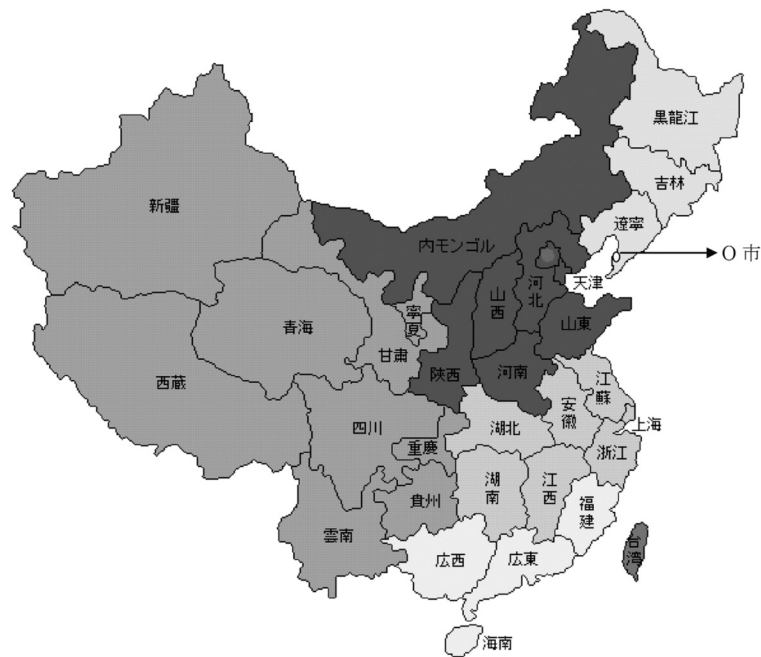
第2章では、戸籍制度の変遷とその核心について論じた。第1節では、「戸籍制度問題」の歴史的背景、1954年憲法との矛盾、さらに戸籍制度による都市と農村の格差およびその内実から分析を行った。第2節では、戸籍制度の変遷過程につき述べた。先行研究を踏まえ、今後の戸籍制度の改革を展望した。第3節では、戸籍制度の現行機能およびその核心について論じた。さらに、1978年から実施された都市重視の改革開放政策が展開されることによって、都市・農村の経済格差、所得の格差の拡大を招き、中国の農業は農村問題・農業問題・農民問題からなる「三農」問題を抱えることになる。さらに農村から都市へ出稼ぎに出ている「農民工」の待遇問題も加わり、「三農」問題は中国全体の社会問題へと発展したことを述べ、今後戸籍制度の改革について展望した。

第3章では、「農民工問題」に関して、中国の行政・学会が総力を挙げて現状解明に取り組んだ成果である國務院研究室検討チームによる『中国農民工調査研究報告』の到達点とその限界につき論じた。主に魏礼郡による「農民工問題を解決するための正確な理解と高度な重視」(序章)、中国農民工問題研究総報告起草チームによる「中国農民工問題研究総報告」、部門研究である労働と社会保障部調査研究チームによる「当面農民工流動就職の数量、構成および特徴」、専門研究報告である劉懷廉による「農民工政策に関するいくつかの問題」について、検討した。

第4章では、O市における農民工問題を中心に以下の調査を行った。O市マグネシウム大手企業A社とB社の全雇用者及び「農民工」、中小企業C社とD社の全雇用者及び「農民工」、O市が独自に行っているO市における出稼ぎ「農民工」、出稼ぎ待業「農民工」(2つのグループ)、⑤離農待業「農民工」(2つのグループ)、「農民工」予備軍としての農家(4つ村)、についての調査、集計、分析を行った。

終章では、上記の研究と実態調査結果の取りまとめを行い、「農民工」規定についての理論化を試みた。また、

中国全図



中国の行政区

4市	北京市・天津市・上海市・重慶市
23省	河北省・山西省・遼寧省・吉林省・黒龍江省・江蘇省・浙江省・安徽省・福建省・江西省・山東省・河南省・湖北省・湖南省・広東省・海南省・四川省・貴州省・雲南省・陝西省・甘肅省・青海省・台湾省
5自治区	内モンゴル自治区・広西チワン族自治区・西藏（チベット）自治区・寧夏回族自治区・新疆ウイグル自治区
2特別行政区	香港特別行政区・澳門（マカオ）特別行政区

農民工問題を解決するための若干の提案を行った。

尚、論文中にしばしば出てくる地名や地域を感覚的に理解していただくために、中国全図と国家レベルでの行政区を以下に示しておく。

注

- (1) 莫邦富『独生子女』河出書房新社、1992年2月15日、p.13。
- (2) 同上、p.13-23。
- (3) 同上、p.23。
- (4) 一号文書とは中国共産党と政府が当該年の最優先課題を示す国家レベル文書である。
- (5) 調査研究グループは、国務院研究室がリードし、中央と国務院の17部門、8ヵ所の農民工流出又は流入大省（市）部門と5名の農民工問題を研究している専門家によって構成された。
- (6) 国務院研究室検討チーム編『中国農民工調査研究報告書』、中国言実出版社、2006年4月1日、p.3。
- (7) 同上、p.4。
- (8) 生産請負制については、中国の農業制度で、生産責任制の別称である。中国の農家が政府から一定量の生産を請け負い、それ以上生産された農作物は、個々の農家が自由に販売できるようにした制度である。かつては集団で行う人民公社という組織のもとで行われていたが、期待したほど生産が上がらなかったため、1978年以降、生産責任制がとり入れられた。

第1章 中国農民工問題に関する研究 — 政策史的視角から —

はじめに

中国経済の過去30年にわたる驚異的な経済発展をもたらしたものは、言うまでもなく1978年からはじめられた鄧小平の改革開放政策である。鄧小平はそれまでの計画経済下の平等主義の弊害を打破し中国の経済発展を図るために、豊かになれるものから先に豊かになるという「先豊論」を掲げ、沿海部に経済特区を設けて改革開放政策を推し進めた。その結果、中国は急速な経済発展を遂げ、鄧小平が改革当初に掲げた「20世紀末までに「小康社会」を実現する」という目標はほぼ達成された。鄧小平はまた、1988年に「先に沿海地区を発展させ、遅れた中西部地域は沿海地区が発展した後に支援する」という考えをとった。したがって、鄧小平の先富論に代表される都市と農村の経済発展差、そして地域によって経済が不平等に発展することは是認する政策展開により、都市と農村間の貧富の差が助長・拡大されたとも言える。さら

に都市が経済発展する過程で、農民から土地を没収する動きも経済格差を激化させる要因となった。ひとたび仕事や土地を失った農民は流動人口となり、都市に出ることによって生計をたてようとし、結果として、三農問題⁽¹⁾は都市にまで波及したのである。この悪循環により、三農問題は中国全体にわたる社会問題になったのである。三農問題とは、「農業」の低生産性、「農村」の荒廃、「農民」の貧困という、「農」が抱える3つの問題のことを言い、中国の経済社会の持続的発展を脅かす不安定要因となっている。さらに、農村余剰労働力の都市への出稼ぎによって、いわゆる「農民工」問題が生じたものである。そのため、中国政府は三農問題と「農民工」問題を解決するため、これまで数次にわたる政策を提起してきた。近年のその代表的な政策は以下の三点である。

第一には、農業税改革である。2003年3月、農民の負担を軽減し、農民の収入を回復・増加させ、農村経済の持続的発展と農村社会の全面的な進歩を推進し、中国農業生産のボトルネックとなっている制約問題を解決する為、中国政府は2000年より試験的に安徽省で導入した農業税改革を参考にして、全国的に農業税改革を推進した⁽²⁾。2004年3月5日、温家宝は、農業の基盤を強固なものにする必要があること、農民の収入の増加と農業生産の増加を実現する必要があることに言及した⁽³⁾。2005年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第19回会議は2006年1月1日より、「中華人民共和国農業税条例」を廃止することを決定した⁽⁴⁾。

第二には、新農村建設目標を推進することである。2005年10月11日、中国共産党第16期中央委員会第5次全体会議は中国共産党中央「国民経済と社会発展第11次5ヵ年企画制定に関する建議」⁽⁵⁾を採択し、社会主義新農村の建設目標を打ち出した。その内容は、農業を発展させ、新農村を建設すること、農業と農村には資本を投入すること、郷村レベルの道路建設を含むインフラストラクチャーを改善すること、農村工業化により農村を都市化すること、農村合作医療制度の基盤を築き上げること、9年生の義務教育を強固なものにすること、農村の学生から雑費の収納を免ずることなどから成っている。2005年11月29日から12月1日の中国共産党中央経済工作会議において、胡錦濤は2006年の全体活動で、「社会主義新農村建設の推進」を重点的に行うよう要求した⁽⁶⁾。同年12月23日、國務院常務会議は、2006年から西部地区農村の義務教育段階の学生の雑費を全額免除し、2007年には中部及び東部にそれを拡大することを決定した⁽⁷⁾。

第三には、農民工の権利維持に関する規則を提出したことである。2006年1月18日國務院第122回常務会議は「農民工の問題を解決することに関してのいくつかの意見」を採択した⁽⁸⁾。

しかし、2008年中国共産党17期中央委員会第3次全体会議において、「農村改革の発展を推進する若干の重要な問題」が決定された⁽⁹⁾。そのなかで、当面の中国農業農村の基本的状況に対して次のように判断していた。①農業基盤が依然として脆弱なため、もっと強化する必要がある。②農村の発展は依然として滞っており、もっと手を差しのべる必要がある。③農民の収入向上が依然として難しく、もっとスピードを上げる必要がある。

さらに、現在に至っても中国農村部における一人当たり所得が都市部の1/3にとどまり、社会福祉などの面において農民が受けている各種の差別待遇を合わせて考えると、中国の都市部・農村部の所得格差は非常に大きい。この状況を放置すると、社会不安の原因になりかねないことを重く見て、胡錦濤・温家宝政権は、発足以来、農業・農民・農村からなる「三農」問題および「三農」問題から生じた「農民工」問題の解決を、最重要課題と位置付けてきた。本章は、社会主義市場経済の進展と共に益々複雑化かつ拡大化してきた「三農」問題および「農民工」問題について、初期の農村改革時期に潜在していたと考えられる三農問題の源流を探った上で、農村改革と社会主義市場経済の視点から問題の所在を改めて分析し、その背景となっている政策展開を考察することを課題としている。

第1節 農村改革と「三農問題」

1 改革前の農村改革（土地改革）

創立当時の新中国は長期戦争による農業基盤の荒廃により、生産レベルが低く、食糧供給不足の状況であった。そのため、1949年12月全国農業会議で、周恩来は「農業がすべての部門を回復させる基礎である」と指摘していた⁽¹⁰⁾。

1950年6月、封建的土地所有制を廃止し、土地の農民個人所有制を確立するという目的で行われた土地改革を推進するために、「中華人民共和国土地改革法」が公布された。この法律は、新政府成立後制定した最初の土地関連法である。「土地改革法」によって、国営農場や大規模な水利施設等、国に指定されて国有化とされた土地を除き、農村部の土地が無償で農民に配分された。もちろん、農民の私的所有も認められた⁽¹¹⁾。しかし、都市郊外の土地については、同年11月に制定された「都市郊外土地改革条例」⁽¹²⁾により没収され、収用した農地はすべて国家所有とし、土地のない、または少ない農民に配分されたのは国家所有地の使用権のみであった。

1953年、第一次五ヵ年計画が開始された⁽¹³⁾。その課題の中心には「工業化」と「農業、手工業、私営工商業の社会主義化」が置かれた。1953年末から、農村部においては、農業の「共同化」運動が行われた。共産党の指導

に基づき、農民は初級農業合作社と呼ばれる共同生産組織を形成した。初級農業合作社の構成員である農民は、自己所有の土地で入会し、集団的に作業を行い、収益が土地の所持比率に従って配分された。ただし、土地の所有権はまだ元の所有者にあるとするものであった。

1954年9月15日、毛沢東が第1期全国人民代表大会の第1次会議で、「数次の5年計画を経て、中国を一つの工業化とともに高度な近代文化を持つ、偉大な国家として建設する予定である」⁽¹⁴⁾と宣言した。同月23日、周恩来は「落後と貧困から抜け出す」ための必須条件から出発し、「強大な近代化工業、近代化農業、近代化交通運輸業と近代化国防を建設する」⁽¹⁵⁾と提案した。これは新中国の指導者が初めて「四つの近代化」という概念に言及したものとと言える。

1955年10月中国共産党第7期中央委員会第6次全体会議で「農業合作化問題に関する決議」⁽¹⁶⁾が採択され、3年以内に全国で基本的な社会主義農村合作社を実現するという目標がかかげられた。また、都市部においては、1955年に中国共産党中央委員会が公布した「現在の都市私有家屋の基本状況及びその社会的改造に関する意見」によって、すべての土地が国有化された⁽¹⁷⁾。

1956年、初級農業合作社は高級農業合作社に発展した。高級農業合作社において、構成員である農民の土地が集団所有になり⁽¹⁸⁾、収益は土地の所持比率ではなく、労働に応じて配分される⁽¹⁹⁾ことになった。

毛沢東は、1957年の2月「正しく人民内部の矛盾問題を処理することに関して」⁽²⁰⁾および3月の演説⁽²¹⁾の中で、「中国は近代工業、近代農業、近代科学文化を持つ社会主義国家を建設しようとする」と述べている。

1958年から開始された第二次五カ年計画においては、「社会体制に関しては『集団所有制と全人民所有制の拡大』を中心にを行い」⁽²²⁾、さらに、「高級農業合作社を人民公社とする組織改造が全国的に展開された。もちろん、土地の所有権は人民公社に属すとされた。これによって、農村部土地の集団所有制が確立された」⁽²³⁾。

同年の中国共産党中央の会議において、「小型の農業合作社を合併して大型化（大社）し、人民公社とすることが採択された。これによって、大社に転換するブームが始まり、全国の74万以上の農業合作社が同年の10月までに2.6万の人民公社に転換され」⁽²⁴⁾、農村における人民公社化が完成した。

1958年1月9日、「中華人民共和国戸籍登録条例」が正式に公布された。この条例は、名目上は戸籍登録制度であるが、実質的には、法律の形式で、全国の戸籍登録管理制度を規範化するだけでなく、全国の都市と農村の統一的な正式戸籍制度を形成した。しかしながら、都市と農村住民の登録と移動管理について異なる方法を用いている⁽²⁵⁾。そのため、都市と農村住民の間で権利格差が

生じることになった。

1958年、「人民公社の若干の問題に関する決議」では、「農村の人民公社制度の発展が我が国人民に農村の漸進的工業化の道を示し、人民公社が大々的に工業化を進めていかなければならない」と指摘している⁽²⁶⁾。工業化を早急に実現するという思想指導のもとで、各地で多くの労働力を農業から工業へと転換し、在来鋼鉄、在来工作機械、在来原料、在来設備、在来方法を利用し、各種工場を設立した。

同時に、1958年には大躍進政策が開始された。大躍進政策は⁽²⁷⁾、「10年で（当時世界第二位の経済大国であった）イギリスを追い越す」というスローガンのもと、中国社会の社会主義的改変と農工業部門の急速な成長を目指したが、経済的基盤の乏しい状況下で強行された非現実的な開発計画は中国経済に大きな混乱をもたらした。

農村の人民公社は農業生産だけではなく、工業生産も行っている。「1958年4月の政府の『地方工業を発展する問題に関する意見』において『農村工業』という言葉が初めて提起された。同年の8月に、第8期中国共産党中央政治局の拡大会議において人民公社が農村工業の発展に応じることが提起され、この政策に基づいて、人民公社が多くの小型の錬鉄、鉬山、炭鉬、農業機械製造、セメント、食品加工、交通運輸などを実行した」⁽²⁸⁾。

さらに、「1960年から1962年にかけて、中国共産党中央は生産手段などを人民公社・生産大隊・生産隊（生産小隊）で所有する（三級所有）方針を提起した。三級所有体制が実現した後、農業生産は生産隊ごとに共同で行われることになり、公社工業は社隊工業に転換し、社隊が行う農業や養殖場などの企業は「社隊企業」と呼ばれるようになった。ただし、社は人民公社を指し、隊は生産大隊および生産隊を指す」⁽²⁹⁾。

1960年11月の「緊急指示12カ条」から1963年2月の中央工作会議まで、人民公社整頓運動の中心が経済から政治に移り、基層幹部と基層政権に対する懐疑が深まり、さらに1964年10月「奪権闘争」が提起され始めた⁽³⁰⁾。単幹風批判⁽³¹⁾と奪権闘争が結びついた形で論じられ、人民公社整頓運動は政治運動化した。人民公社という農業組織の矛盾が噴出し、混乱が表面化してきた時期であった。

1962年1月11日～2月7日中国共産党中央拡大工作会議⁽³²⁾が開かれ、党幹部、地方幹部など7千名が参加した。会議の内容は、大躍進運動以来の総括、国民経済回復への基調を定めたものである。劉少奇が党を代表して大躍進運動の総括を行い、党の失敗を認め、党中央の責任問題を提起した。毛沢東も失敗を認める発言を行っている。こうして毛・劉少奇らが「大躍進政策を自己批判し、調整政策が打ち出される大会となった。調整政策とは、家庭を単位とする生産請負制や個人経営の導入、自由市

場の解禁を指す。1963年以降、毛沢東は、「農村での四清運動⁽³³⁾、都市での五反運動⁽³⁴⁾」を展開した。

四つの近代化が正式に国家発展の全体戦略目標として確定したのは、1964年末から1965年初に開催された3次全国人民代表大会の時期であった。1964年12月21日、周恩来は正式に「四つの近代化」戦略目標を提出した。彼は、その中で「私達にとっては今後、国民経済を發展させる主たる任務が、あまり長くない歴史時期の中で、中国を一つの近代農業、近代工業、近代国防と近代科学技術を持つ社会主義強国に建設するとともに、世界先進レベルに近づけ、さらに超えること」であり、「20世紀内に二つに戦略を分け、四つの近代化を実現する。つまり、第1歩は一つの独立した比較的完備した工業メカニズムと国民経済メカニズムを創設することである。第2歩は全面的に農業、工業、国防と科学技術の近代化を実現し、中国経済を世界の先頭を歩かせることである」⁽³⁵⁾と強調した。

このような戦略方針は1966年から実施開始を予定していた。しかし、1964年12月15日～1965年1月14日政治局の全国工作会議が開かれ、「社会主義教育運動の重点は党内の資本主義の道を歩む実権派をたたくことにある」⁽³⁶⁾という規定が書き込まれ、また1966年から開始された「文化大革命」によって「四つの近代化」戦略目標は、中断を余儀なくされた。

1966年8月8日、中国共産党中央第8期第11次中央委員会総会で資本主義の道を歩む実権派を打倒すること、「四旧」⁽³⁷⁾を打破すること、そのためにパリーコムニオン型の大衆組織を創出することなどが打ち出された⁽³⁸⁾。

1970年、国務院が農村でその地の資源を利用し、小型化学肥料工場や小型機械工場、小型セメント工場などの小企業を運営し、農業生産に奉仕し、人民生活に奉仕し、大工業に奉仕する⁽³⁹⁾という提案を行っている。

1975年10月、国務院が社隊企業の発展は社会主義の方向を堅持し、主に農業生産に奉仕し、人民生活に奉仕し、条件の整っているものは大工業や輸出に奉仕しなければならない⁽⁴⁰⁾と指摘されていた。

1977年、国務院の認可を経て、農村手工業企業を人民公社の指導管理に取り込んだ⁽⁴¹⁾。

文化大革命は、毛沢東の死(1976年9月)、「四人組」の逮捕(1976年10月)によって終わり、翌1977年8月に華国鋒首相は文化大革命の終了を宣言した⁽⁴²⁾。

建国後、政府は広大な農村で土地改革を実行し、耕作農民に土地を与えた。農民大衆は積極的に生産を行い、農業は大きな成果をあげ、また国家の工業化のための資金を蓄積した。しかし、集団化運動は互助組、初級合作社、高級合作社を通じた人民公社への急激な変遷によって、農民の土地所有権と労働自主権を破壊した。社会主

義教育運動(1963-1965)と文化大革命(1966-1976)などの政治運動後、農村人口の急激な増加によって、農民の生活は困難となった。農業生産は停滞し、農村経済の発展は緩慢で、中国の農業は困難な状況に陥っていた。

2 改革開放後の農村改革(請負制と郷鎮企業)

1978年11月24日夜、安徽省鳳陽県小崗生産隊の粗末なわらぶき家に18人の農民が集まった。古くなった衣服を身にまとい、飢えて顔色も悪くなったこれらの農民たちは、石油灯のわずかな明かりの中、緊張した表情で一枚の誓約書を交わした。「投獄も死刑もいとわない。農地を戸別に分けて請負制を取らなければならない」と宣言したこの血判書はその後、中国革命博物館に収められ、中国農村改革の第一声として展示されている。

1978年12月18日から12月22日にかけて開かれた第11期第3次中央委員会全体会議で、「社隊企業は一大発展を遂げ、徐々に社隊企業の収入が公社三級経済収入全体に占める割合を大きくし、おおよそ経済的な合理的原則に合致し、農村での加工に適した農副産品は徐々に社隊企業が加工していかなければならない。その工場は農村での加工に適した製品や部品の一部を、計画的に社隊企業の経営に拡げ、施設設備を支援し、技術を指導していかなければならない。社隊企業の生産と供給、販売は各種形式を採用し、各級国民経済の計画と連結し、供給販売経路の円滑化を保障していく。国家は社隊企業に対し、それぞれの状況によって、低税率あるいは免税政策を実行する」⁽⁴³⁾と述べられていた。

その後、全国の農村で安徽省岡村の農民の各戸生産請負のしくみを広め、農家連合生産請負制を実行し、郷鎮企業も全面始動し、中国農業の苦しい状況を打開する道がようやく見え始めた。

1979年7月、国務院が社隊企業に対して肯定的評価を下し、社隊企業の発展方針と経営範囲を定め、一連の扶助政策を制定した。そこでは、国家の人民公社に対する支援投資は半分以上を貧しい社隊企業に用いなければならない。農業銀行は一定数の低利息借款を行う。国家は社隊企業のそれぞれの状況に基づいて低税率あるいは免税政策を実行する。各業種は積極的に社隊企業を扶助していかなければならない、など⁽⁴⁴⁾と定められていた。

1979年9月に、中国共産党中央は「農業発展を加速するための若干の問題に関する決定(草案)」を採択し、農業生産請負制を肯定しているが、そこでの表現は、「生産隊が統一計算および分配を行うという前提の下で、作業組に生産作業を請け負わせ、生産量に連動して労働報酬を計算し、超過生産の奨励を実行することができる」というものにとどまっている⁽⁴⁵⁾。

中国共産党中央は、1980年9月の「農業生産責任制をさらに強化し改善することに関するいくつかの問題につ

いての通知」（中国共産党中央 75 号文書）で、農業生産請負制の改善をさらに一步進めることとし、農家生産請負にも言及するが、農家生産請負が実施できるのは、「辺境山間地区および貧困後進地区」に限定され、一般の地区では作業組での請負が原則とされている⁽⁴⁶⁾。

1981 年、国務院は社隊企業に対し持続的に支援を行っていくことを指摘し、さらにその具体的な調整方針も提出されている⁽⁴⁷⁾。

社隊企業をさらに発展させるべきか、社隊企業と大工業との関係はいかにあるべきか、などの論争やそれともなう社隊企業への衝撃に対し、1983 年、中央一号文書⁽⁴⁸⁾は、体制改革の中において、社隊企業を保護し、これを削減することはできず、故意に破壊したり分散していくことは許されない。社隊企業も合作経済であり、努力して経営を行い、充実した発展を続けていかなければならない、と明確に指摘した。社隊企業を中心とする農民の自主性が大きな庇護を得たことになる。彼らの積極性や創造性を揺り動かし、社隊企業や農村経済の発展に適度な社会経済環境を作り出した⁽⁴⁹⁾と言える。

1981 年 10 月、北京での全国農村工作会議を経て、1982 年 1 月 1 日、中国共産党中央は最初の「三農（農業、農村、農民）」に関する「一号文書」⁽⁵⁰⁾を公布し、農村政策をさらに円滑に進め、個別農家への請負制を認めた。また、急展開している農村改革に対して総括を行った。この文書では、農地経営の個別農家への請負、生産の個別農家への請負および農村における全面請負制はいずれも「社会主義的生産責任制」であることを明確にすると同時に、これは「社会主義農業経済の構成部分」であると強調した。

1983 年 1 月、中国共産党中央は、第 2 の「一号文書」⁽⁵¹⁾で、世帯を単位とした生産量に連動する請負責任制を認め、「中国共産党の指導の下での中国農民の偉大な創造であり、マルクス主義の協同化理論の中国での実践における新たな発展」として全面的な普及を求めた。

1984 年 1 月 1 日、中国共産党中央が公布した第 3 の「一号文書」⁽⁵²⁾は、世帯を単位とした生産量に連動する請負責任制の実施を引き続いて整え、土地の請負期限の延長を強調し、その期限を通常は 15 年、生産周期が長い項目と開発性項目、例えば果樹、林地、荒山、荒地などの場合は、その期限を延長できると規定した。

1984 年初め、中国共産党中央一号文書は、社隊企業を運営していくと同時に、農民個人が各種企業を経営あるいは共同経営していくことを奨励していく方針を定めた。まさしく、農民の経営活動の「追認」であり、中国農村パワーが中央を揺り動かしたのである。1984 年 3 月、党中央と国務院は四号文書で、農牧漁業部の『社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告』を許可した⁽⁵³⁾。この文書は郷鎮企業発展史上、非常に重要な意義

を有している。1 つには、社隊企業が正式に郷鎮企業と改められ、もともとの 2 つの柱（公社経営と生産隊経営）から 4 つの柱（郷経営、村経営、個人共同経営、個人経営）による同時発展に改変され、主に農副産品加工産業から 6 大産業（農業、工業、商業、建設業、運輸業、サービス業）の同時進行に改変され、「多支柱駆動、他産業運行」⁽⁵⁴⁾を実行したことである。2 つには、「3 つの当地」（当地原料調達、当地生産、当地販売）の制限を撤廃し、郷鎮企業が外部との連携をとることができるようになり、市場開拓に道が開けたことある。3 つには、極めて明確に郷鎮企業発展の意義や役割を指摘し、郷鎮企業発展の指導方針を制定し、郷鎮企業の新たな局面を切り開く歴史的任務を提出し、郷鎮企業の若干の政策問題に関わる規定を作ったこと、が上げられる。この文書は郷鎮企業の大々的発展に基礎を与えたことになる。

1985 年 1 月の中国共産党中央と国務院による、第 4 の「一号文書」⁽⁵⁵⁾の中心内容は、農村の産業構造を調整し、30 年間実施してきた農産物と副産物の統一買付けと割当買付け制度を廃止し、食糧や綿花など少数の重要農産品については、国家計画によって契約買付けする新たな政策を実施し、農業税については現物から現金に改めた点にある。

1986 年 1 月 1 日、中国共産党中央と国務院は第 5 の「一号文書」を公布した。この文書⁽⁵⁶⁾は、国民経済における農業の位置をさらに正し、現行の政策と科学に依ることを認めると同時に、資金の投入を増加し、農村改革をさらに推進することを強調し、現在の農村改革の方針・政策が正しいものであり、引き続きやり遂げなければならないと強調している。

世帯を単位とした生産量に連動する請負責任制を認め、非農業などの経営方法で生産力を解放すると同時に、労働力自身の更なる解放を実現し、都市の経済体制改革のために堅固な物質的基礎と尽きることない精神力を提供した。これによって農村の余剰労働力は、工業化や都市化の偉大な歴史的プロセスに参加し始めた。

1985 年と 1986 年に各々提出された、中国共産党中央による農村活動に関する 2 つの一号文書⁽⁵⁷⁾は郷鎮企業の発展において出現した新たな状況や問題を総括し、若干の要求を提出し、あるいは一連の新政策を制定し、郷鎮企業にとって大幅に規制緩和された外部環境を創造した。

政策的支持により、郷鎮企業は急速な発展を遂げた。郷鎮企業は郷村の二級経営企業の枠組みを打破し、農民経営の個人企業と共同経営企業を含めた郷鎮企業総生産額に占める割合を大幅に増加させた。経済的な協力関係が大幅に広がり、東部発展地域の郷鎮企業は技術や資金的な優勢を發揮し、西部の資源や労働力も取り込んでいった。共同経営企業はますます拡大していった。都市

の国有企業が農村に進出する一方、農民が都市部に移動し、第三次産業に従事するようになった。郷鎮企業はさらに国外に向けて開放され、合資協力も徐々に増えてきた。郷鎮企業は、「脇役」的な地位を脱し、「小型かつ全面的」な専門化、社会化協力生産に転換し、特定の工業生産や製品分野で大いに飛躍して、自身の有名ブランドを確立する企業も出現した。資金の出所も徐々に多経路になってきた。これらの新たな変化は、全国の郷鎮企業がすでに新たな発展段階に突入したことを意味するものである。

1987年、鄧小平は郷鎮企業の発展を高く評価し、「農村改革において、我々がまったく予期していなかった最大の収穫は、郷鎮企業が発展し、『異軍突起』⁽⁶⁸⁾だ」と語った。これ以降、「異軍突起」は郷鎮企業的美称となった。

1989年から、国家はインフラ建設を縮小し、産業と業種、製品の構造を調整し、郷鎮企業に対しても、「調整、整頓、改造、向上」の方針をとり、税収や借款の支持、優遇措置も減少、政策上も明確に「郷鎮企業の発展に必要な資金は主に農民からの調達によってまかなうべき」であり、「さらに郷鎮企業の発展が農副産品と当地の原料加工に立脚したものでなければならぬことを提唱する」よう規定した⁽⁶⁹⁾。

1990年5月、国務院は郷村集団所有制企業の合法的權益を保証し、その健全な発展を導くのに、積極的な役割を担うことが期待された⁽⁶⁰⁾。

経済秩序の整頓期間中、郷鎮企業に課せられた試練は逆に郷鎮企業発展の基礎を強化した。厳しい外部条件に柔軟に対応するため、自身で構造を調整し、ハイテクを取り込み、更に注目に値することは大々的に国外の資本や技術、設備、先進的な管理経験を導入し、さらに国外に市場を開拓し始めたことである。中国農村パワーの対外進出に対応するため、党や政府も郷鎮企業の輸出貿易における重要な役割の発揮を強調し始め、これを奨励するようになった。

以上見てきたように、中国政府は、こうした農業改革の一応の成功を受け、1985年から経済改革の重点を都市改革へと移した(1987年以降、中国農村経済体制改革の重点は、前段階の改革成果を固め、完備することであった。例えば、農産物の流通体制改革、農村産業構造の調整、農業法の完成、郷鎮企業の発展などであった)。実際、1984年10月中国共産党の第12期第3次中央委員会全体会議で、中国の経済体制改革の重点を農村から都市に移したことが⁽⁶¹⁾提起された後、しばらくは、全党と全国の経済工作重点は都市部に移動した。その結果1987年～2003年の17年間、農業農村政策が「一号文書」として公布されることがなくなったのである。その代わりに、毎年開催される全国農村工作会议で農業と農村問題が討論された。

1992年はじめ、鄧小平は中国南部を視察した際、重要講話を発表した。そして、郷鎮企業が中国の特色ある社会主義建設の3大優勢の1つであると指摘し、億を超える農民と多くの郷鎮企業の幹部や労働者を歓喜させたのである。

1992年10月、中国共産党は郷鎮企業発展の意義について改めて理論的、政策的純化を行った。郷鎮企業に対しては、農村の自主性拡大を含め懸念する声があったが、この中国共産党第14期全国代表大会では、郷鎮企業の発展が農村経済の繁栄と農民収入の増加、農業の現代化と国民経済発展を促進する上で通らなければならない道であることが確認され、郷鎮企業を確固不動に経営していかなければならないとした⁽⁶²⁾。ここに至って、郷鎮企業の国民経済における支柱的地位と中小工業企業の主体的地位が確立され、党や政府も農民と農村の自主性を尊重しなければならなくなった。中国共産党第14期全国代表大会は郷鎮企業史における党や政府による農村や農民に対する最大の「追認」となった。

1992年、国務院は各級人民政府と関連部門が郷鎮企業の発展を戦略的任務の1つとし、確実に指導を強化し、確固不動に行っていくことを要求し、党と国家の郷鎮企業に対する一連の政策法規の実行をまじめに貫徹し、さらに有力な措置を講じて、郷鎮企業の発展を促進していかなければならないとした⁽⁶³⁾。

郷鎮企業の全面的発展の情勢のもと、郷鎮企業の地域発展問題が中央上層部の議論的となってきた。党の第14期全国代表大会の報告では、特に中西部地域と少数民族地域の郷鎮企業の発展を扶助し、加速していかなければならないと指摘されている。1993年2月、国務院は郷陳企業発展の加速を中西部地域の経済活動の戦略的重点とし、産業政策やローン政策などの方面で援助していかなければならないと指摘した。同時に、中西部地域の大部分で当地の実際状況に基づいて、郷鎮企業発展による当地経済振興の戦略を制定した⁽⁶⁴⁾。

さらに、1993年7月2日に「中華人民共和国農業法」⁽⁶⁵⁾が公布されたが、この後、1998年第15次第3回中央委員会全体会議の開催まで、政策と実践の間に大きな革新と突破がない時期となった。この時期の主な農業政策は以下のものであった。

1993年11月5日に公布された中国共産党中央・国務院「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」において、農家請負経営のさらなる安定化のために、土地請負期間は、もとの土地請負期間が終了した後、さらにそのまま30年延長することとされた。なお、この文書では、請負土地の頻繁な変動や農地経営規模の細分化を防止するために、請負期間内は「人が増えても土地は増やさず、人が減っても土地は減らさない〔増人不増地、減人不減地〕」という方式を採用することが提唱され

た⁽⁶⁶⁾。

1993年11月、中国共産党第14期中央委員会第3次全体会議では、郷鎮企業の重要性を強調し、その発展を後押しする形となった⁽⁶⁷⁾。

1994年3月31日、農業部から「郷鎮企業産権制度の改革に関する意見」と「郷鎮企業における現代企業制度の設立に関する意見」が発表された⁽⁶⁸⁾。

1995年2月、国務院事務室は、郷鎮企業の東西協力や中西部郷鎮企業の迅速な発展を促す通知を出した⁽⁶⁹⁾。

1995年3月28日の国務院は、土地請負期間を30年延長する作業を積極的かつ堅実に進めるよう指示がなされる⁽⁷⁰⁾。

1996年、全国人民代表大会で「中華人民共和国郷鎮企業法」が相継いで公布された⁽⁷¹⁾。

1997年1月1日「中華人民共和国郷鎮企業法」を施行した。ここから郷村集団企業の所有制改革も本格的に開始されたのである⁽⁷²⁾。

1998年第15次第3回中央委員会全体会議で全党が再度農業と農村工作の重要性を理解し、再び農業を国民経済発展の首位に置くことが提案され、三農問題の解決は全党の工作において最重要とされた⁽⁷³⁾。農業農村政策は必ずしも経済体制改革の重点ではなかったが、別の重要な改革領域——政治体制改革は真っ先に農村での突破を実現した。村民自治は農民の民主的自治領域での自然発生的な創造であり、この制度の推進は中国政治体制改革過程に対する影響力の点において「農家連合生産請負制」という経済体制の地位に決して劣らないだろう⁽⁷⁴⁾、と言われた。

しかし、農業農村の経済体制と政治体制の改革が同時に行われていないため、中国の農業と農村は都市に比べて明らかに遅れていることに変わりはない。

1998年4月21日、江沢民は「国民経済と社会発展の全局面の高みから郷鎮企業の重要な地位と役割を認識しなければならない」という講話⁽⁷⁵⁾を発表し、郷鎮企業の幹部や労働者の積極性を刺激した。中国共産党第15期中央委員会第3次全体会議はさらに進んで、郷鎮企業が国民経済の新たな成長点を促進する重要な力であることを指摘した。これは郷鎮企業の新たな更なる更に高い評価である⁽⁷⁶⁾。

「三農」の厳しい情勢に対して、2002年11月に開かれた「中国共産党第16回全国代表大会」では、都市と農村の経済社会的発展を統一的に計画し、現代的農業を構築して農村経済を進展させ、農民の収入を増やすことが、小康社会⁽⁷⁷⁾を全面的に建設する上で重要な任務であると指摘した。

2003年、全国人民代表大会常務委員会で通過した「中華人民共和国農村土地請負法」によると、「農地の請負期限は、30年とする。草地の請負期限は、30年から50年

とする。林地の請負期限は30年から70年とする。特殊な林木の林地の請負期限は、国務院林業行政主管部門の承認を受けて延長できる⁽⁷⁸⁾、とされていた。

2003年末に、中国政府（共産党中央）は北京で「農村工作会議」を開いた。その会議で採択された農業政策は、2004年2月8日一号文書⁽⁷⁹⁾として公表された。農家の収入増加を図る専門の党中央文書は今回が初めてである。その背景には、農家の所得低迷による都市部との貧富の格差が放置できないぐらいに深刻化し、社会の安定を脅かしかねなく、また消費不振の形で経済の持続的発展をも阻害していることがあった。これは改革開放以来、農業に関する第6の中央「一号文書」である。これによって毎年公布される中央「一号文書」は、再び「三農」問題に限定されることになった。

2004年以降、農業改革が再び加速され始めた。2004年の一号文書によって取上げられた重要な農政改革は、二つである。一つは、農業税の減免等を通してできるだけ農業負担を少なくすることと、もう一つは、直接支払いを通して食糧生産農家の収入を少しでも多くすることである。一つ目の農業税の減免は、郷鎮政府の基盤を揺るがし、中国農村行政体制ないし中国全体の行政体制を改革の道に導いている。二つ目の直接支払いは初めて導入されたものであり、これにより国有食糧企業に独占されてきた食糧制度の最後のよりどころが外され、食糧流通体制の市場化改革が促進されることになった。いずれも最終的目標は、農家と農業に課している不利な制度を廃止して、農業競争力と農家所得の向上を図りながら、農家と農業を公平に扱う一元的な近代社会の構築にある。18年ぶりに、農政に関する「一号文書」が再び提出されたことから、中国政府が再び農業を重視するようになったと国民は受け止めている。

農業税制改革の概要は次のとおりである。2004年から農業税を毎年平均1ポイントずつ引き下げ、5年以内に農業税を廃止する。また、2004年から、農業特産税（葉タバコを除く）を廃止する。そのほか改革の要点は以下のようになる。①食糧生産地の農家のインセンティブを引き出すために、黒龍江省と吉林省の二つの省で農業税廃止の改革を実験する。②河北、内モンゴル、遼寧、江蘇、安徽、江西、山東、河南、湖北、湖南、四川という中部地域の11の食糧生産省・自治区で、農業税の税率を3ポイント引き下げ、その他の地区では農業税の税率を1ポイント引き下げる。また、上述した葉タバコを除く農業特産税を廃止する。食糧生産地の農業税減免による地方財政の不足を補うために、2004年に中央財政は510億元の移転支出（地方交付金）を充てた。

2005年1月30日、中国共産党中央国務院は各農業支援政策の安定や完備、強化、農業総合生産能力の適切な強化、農村と農業経済構造の調整により、農村改革の更

なる推進を求めた。この文書は、「農業への資金投下の増額、徴収金の軽減、政策の緩和」の方針を堅持し、農村サポートのための諸政策を安定化・健全化させ、実施を強化することを求めた⁽⁸⁰⁾。そして、当面および今後の一時期において、農業インフラ整備の強化、農業科学・技術進歩の加速、農業総合生産能力の向上を重要かつ差し迫った戦略として、確実に取り組むべきとした。

そして、2005年12月29日、第10期全国人民代表大会(全人代)常務委員会の第19回会議で、「農業税条例」を2006年1月1日に廃止することが決定された⁽⁸¹⁾。これは8億人を数える中国の農民にとって、2600年間続いてきた「皇帝への年貢」——農業税との、法に基づく永遠の訣別を意味した。

2006年2月、中国共産党中央の第一号文書⁽⁸²⁾は、中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議で提起された社会主義新農村建設の重要な歴史的な課題において、今年は一歩が踏み出されることになることに対応している。

2006年中国共産党中央第一号文書によれば、その中心テーマは「生産の発展、生活の充足、郷村の平穏、管理の民主化」(生産発展、生活寛裕、郷風文明、村容整潔、管理民主)であり、具体的には以下の項目である。

- ① 都市・農村の発展を一体ととらえ、社会主義新農村建設を着実に推進する。
- ② 農業の近代化を促進し、社会主義新農村建設の産業的基礎を強化する。
- ③ 持続的に農民所得を増やし、社会主義新農村建設の経済的基礎を固める。
- ④ 農村インフラの整備につとめ、社会主義新農村建設にかかわる物的条件を整える。
- ⑤ 農村の社会事業を発展させ、社会主義新農村建設の担い手たる新しい農民を育む。
- ⑥ 農村改革を徹底し、社会主義新農村建設にかかわる制度的保障とする。
- ⑦ 民主的政治制度を強化し、郷村ガバナンスを十全なものとする。
- ⑧ 党の指導を強化し、全党・全社会一丸となって社会主義新農村建設に参加する。

2007年1月29日、改革開放政策実施以来、9つ目の第一号文書⁽⁸³⁾では、現代農業を発展させることは社会主義新農村建設の最重要課題であり、現代的な設備、技術で在来型農業を改造し、現代的産業システムで農業のグレードアップを図り、現代的な経営方式で農業の発展を促し、現代的な農業発展の理念で農業を先導し、新しいタイプの農民の育成を通じて農業を発展させ、農業の水利化、機械化および情報化レベルを高め、土地産出率、資源利用率および農業労働生産性を向上させ、農業の収益力と競争力を高めることが求められた。

2008年1月30日、中国共産党中央国務院の第一号文書⁽⁸⁴⁾では、中国の特色ある農業として現代化の道を進み、工業をもって農業を促し、都市をもって農村を促す長期メカニズムを構築し、都市と農村部の経済社会が一体化した発展の新しい枠組みを作ることが打ち出された。2008年中央第一号文書の主要なテーマは「農業インフラの建設」を強化することによって農業の発展と農民の収入増加をより一層推進することであった。その具体的内容は、①中央政府による農業への財政支援の投入。②農村インフラ建設への財政支出。③政府土地譲渡金の農業支援資金増額、いわゆる「三顕著」、すなわちi土地占用税の使用及び都市保護建設費の使用方向の調整。ii貧困地域への財政支出の調整。iii生態系保護のための建設プロジェクトへの財政支出配分割合の調整の実施である。重点投資される4つの分野の第1は、農業インフラの建設。第2は、農業技術と流通加工分野に対するサービス強化とそのための農家経営に対する補助金の支給。第3は、農村の水道、電気、ガス、道路など農業生産や農民生活に関係するインフラの建設。第4は、農村における義務教育や農村医療制度などの農村への公共サービスの強化及び農村における最低生活保障制度の推進であった。このため、農業への財政支出の増加額が経常的な財政収入の増加額を上回ることと国家のインフラ建設と社会事業発展の重点を農村に向けることを堅持することが謳われた。以上のように、中央政府は国家の財政支出を重点的に「三農」問題プロジェクトなどの農業・農村支援に支出し、農業の総合生産力の向上や農民生活のレベルアップを強力に推進するという強い決意が示されている。

2008年10月12日中国共産党第17期中央委員会第3回総会(3中総会)で「請負農地の流通」を認める決定をした。さらに、農村体制改革の重要な段階で成果を上げるよう努め、農村経済を一層開放、活性化させ、農村の発展に向けた外部環境を整えるよう強調している。また、農村の基本的な運営制度を安定、完備させ、厳格で、適正化された農村の土地管理制度を健全化するとともに、近代的な農村金融制度を確立し、農村の民主的な管理制度を確立しなければならないとしている。会議はまた、改革と革新を大々的に推進し、農村の制度整備を強化し、近代的な農業を発展させ、農業の総合的な生産能力を高めること、農村の公共事業の発展を速め、農村社会の全面的な進歩を促すとしている。さらに、2020年までに、農業の総合生産能力を著しく向上させて、国の食糧安全と主要農産物の供給を効果的に保障する。農民一人当たりの純収入を2008年より倍増させる。新たな土地制度では、農民の土地請負経営権(使用権)を現行の30年から70年に延長し、土地の自由流通も条件付で認める。農村部の住民がすべて教育を受ける機会を持てるよ

うにする。基本的な生活保障や医療・衛生制度をさらに健全なものにするよう強調している⁽⁸⁵⁾。

2009年1月に公表された中央一号文書⁽⁸⁶⁾では、「農業の安定的発展と農民の収入増加の促進」が主要なテーマになっている。とりわけ、この中央一号文書では、2009年度のマクロ経済の状況が極めて厳しい内容になるとの認識のもとに、内需拡大による中国経済の安定的な発展を維持することを重視し、農村・農業問題に対してこれまででは最大規模となる財政支出を基本とした支援策を打ち出している。2008年12月に開催された「中央農村工作会議」は、2009年度の農業・農村工作の最重要任務として次の点を挙げている。すなわち、①農業・農村経済の安定的かつ急速な成長を維持すること。②食糧生産の安定化を図ること。③農民収入の増加によって農業基盤の強化を図ること。④民生を重視することの4項目である。

2010年1月の中央一号文書⁽⁸⁷⁾では、「三農」=農村への投入増大=家庭請負制転換が主要なテーマになっている。「都市・農村発展の統一計画を強め、農業・農村基盤をいっそう固めることに関する若干の意見」と題するものであり、中央一号文書が「三農」（農業、農村、農民）問題を取り上げるのは新世紀になって連続7回目である。

中国は内需拡大による経済成長維持政策を推進しているが、文書は「農村の需要拡大が内需けん引のカギ」だとして、家電、自動車、オートバイ等の農村への普及政策をより強化し、「家電を農村へ」の対象製品の最高限度額を引き上げ、対象製品の一つ増やすとした。

「三農」に対する資金投入では、初めて「総量の持続的増加、比率の着実な向上」を強調し、予算内固定資産投資は水利施設をはじめ農業インフラと民生プロジェクトを優先するとした。穀物、ジャガイモ等の優良品種に対する補助金を拡大し、初めて林業、牧畜業と干ばつ対策、節水機械設備を補助金支給の範囲に加える等、農業生産を拡大するための補助金を充実させている。そして補助金の増加部分は大規模農家や農民専業合作社に傾斜して支給する。農業開発と農村インフラ整備に対する中長期政策金融業務を強力に推進し、村鎮銀行、金融会社、農村資金互助組合等の小口金融機関の育成を加速するとした。

文書は「農村土地請負の法律・法規と政策を整備する」と明記している。1982年に農地の家庭請負制度が実施されてから約30年が経過し、この間に中国の経済構造が大きく変化した。外資導入を主体に都市部の工業化・商業化が発展し、農地が開発区に転換される一方で、農民工（出稼ぎ農民）が都市に流入し、土地請負経営紛争も多発するようになった。中国は小農経営から農民専業合作社や大規模経営、企業家経営への転換を進めるため、2008

年10月の中国共産党第17期中央委員会第3次全体会議で認可した「請負農地の流通」に基づく政策を推進している。この文書では「農村の土地請負経営権登記実験の範囲を拡大」し、「土地請負経営権の移転市場を整備」し、「さまざまな形の適度な規模の経営を発展させる」としている。中国では農地は「集団所有」となっているが、所有権を有する各農村集団経済組織について、農村集団土地所有権、宅地使用権、集団建設用地使用権等の権利確認登記証書の交付作業を3年間で行い、それを基礎に「土地管理法の改正」を急ぐとしている。

農民工問題について、文書は「戸籍制度の改革を深化させ、条件になかった離農者の都市部定住を促し、定住先の住民と同等の権益を享受できるようにする」とした。他方では農業改革政策の健全化、現代農業設備の水準を上昇、農村住民の生活改善、都市と農村の均衡発展促進、農村管理部門の建設強化、の5つの内容を盛り込み、農村インフラ建設の強化、内需拡大、現代農業の発展、社会主義新農村の建設なども強調された。

こうした過程を経て、農民が収入増加などを目的にして他産業に就業することによって、伝統農民は農民と労働者に分解し始める。多くの国でそうであったように、中国の伝統農民の労働者への分解の進行は、都市住民または都市労働者を増加させ、農村住民または農業従事者を減少させる。中国の伝統農民分解は、改革開放後に全国に普及した農家請負経営を基点とするものであり、まさに中国特有の事情を背景としている。改革開放前の人民公社期にあつては、全ての農民は等しく人民公社の社員であり、伝統農民分解が起こる余地はなかった。請負制度は、農家による自主的な農業経営とともに、自己の意思で自身が保有する労働力を他産業に向けることを可能とし、伝統農民分解のための必要条件を整備するものでもあった。

土地が少なく農民が多いという中国の国情が、農村余剰労働人口を大量に生み出す基礎にあることは言うまでもない。

3 請負制の期間延長と農業税廃止

こうした経過を見ると、中国農村の土地請負制度は、中国の改革開放政策の原動力であり、農業農村発展の基礎として重要な役割を果たしてきた。農家請負経営によって、農家による自主的な農業経営が可能となり、農家の積極性が引き出されて農業生産量が大きく拡大した。土地請負制度については、形成期（1978～1983年）、第1期請負期（1984～1992年）、第2期請負期（1993年～2007年）、第3期請負期（2008年～現在）の4期に区分できる⁽⁸⁸⁾。

形成期は、人民公社体制から、紆余曲折を経て、農家請負経営が全国的に普及する過程であるが、請負期間、

請負農家の権利等の制度的枠組みについては十分に確立されたものがなく、法的な整備もなされていなかった⁽⁸⁹⁾。

第1期請負期は、農家請負経営の普及によって、農民の生産意欲は向上し、農業生産量も全体としては増加しつつあったが、請負土地が短期間で一気に分配されたこと、また請負契約が締結されていないことが多く⁽⁹⁰⁾、あっても不完全なものであったため、請負土地に関するトラブル⁽⁹¹⁾が多発するようになっていた。特に、時間の推移とともに、請負期間が短すぎるという欠陥が明らかとなり、頻繁に行われる土地調整は、農家経営の安定化を妨げるものであった。当時、請負期間については中央政府から明確な方針が示されていなかったこともあって、請負期間は一般的には3～5年とされてはいたが、請負期間の定めのないところも少なくなかった⁽⁹²⁾。

このような情勢に対応して、土地請負期間を延長し、農家請負経営を安定化させることを重要な目的として提案されたのが中国共産党中央1984年一号文書である。同文所によって土地請負期間は一般的に15年以上とされ、請負期間の統一化および長期化によって農家請負経営の本格的な定着化が図られることとなった時期である。この時期には、請負契約に関する紛争が全国的に多発していたことから、最高人民法院1986年意見(1986年4月14日、最高人民法院「農村請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての意見」)が提出され、請負契約をめぐる紛争事件の現実の処理に大きな役割を果たした。これとともに、1987年に民法通則および旧土地管理法が施行され、土地請負経営権が法的保護を受けることが初めて明記された。このことは、農村土地の請負関係が単なる事実上の関係ないしは政策的関係(請負農家の地位は政策変更に伴う反射的な利益)というのではなく、法的関係であることをあらためて明確にしたという点で重要な意義を有するものであるが、当該法的規定はごく簡単なもので、土地請負経営権の具体的内容等に関する規定もなく、不十分なものであった。

第1期請負期においては、農家請負制の安定と請負契約の整備保護を図るための施策が順次実施され、農村の土地請負経営権が法的保護を受けることが法律上も明確化されるが、土地請負経営権の具体的な内容等についての規定はなく、法的保護についての制度的整備はまだ不十分であった。しかも、請負契約の内容も地域によって様々なことから、請負契約に関する紛争が依然として多かった。土地請負経営権にはあいまいな点が多くあり、全国的に統一的内容を有する権利としては十分に成熟したものではなかったのである。

しかし、1980年代後半に入ると、政府の改革の重点は農村から都市へと移行し、特に1990年代に入り、市場化・国際化の進展による都市経済の急速な成長は農村と

の所得格差を大きく拡大させた。一方で、請負期間を15年とする第1期請負期は90年代半ばごろから期間満了を迎える。このような事情を背景として、1993年11月5日に公布された中国共産党中央・国務院「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」を経て、2003年の全国人民代表大会常務委員会通過した「中華人民共和国農村土地請負法」によって農地の請負期限は、30年とされた。

第2期請負期では、土地の請負期間を30年延長することとされ(1993年11月5日、中国共産党中央・国務院「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」)、請負関係のさらなる安定化と強化が図られるとともに、法的整備も一応の完成をみる。1993年の旧農業法では、最小限のものではあるが権利内容についての規定がなされ、1998年の土地管理法では土地請負関係の調整に関する手続きが規定された。また、土地管理法等の規定を受けて、「法院1999年規定」(1999年7月8日、最高人民法院「農業請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての規定(試行)」)が定められる。これらはいずれも土地請負経営権の強化に資するものであったが、さらに、これらの規定や現実の土地請負の動向等を踏まえ、2002年に農村土地請負法が制定され(2003年3月1日施行)、土地請負経営権についての総合的な法的整備がなされることとなる⁽⁹³⁾。

第2期請負期においては、以上のような政策の実施と併せて、土地請負経営権に関する法的な整備が図られ、最終的に農村土地請負法の制定という形で結実する。

このように、土地請負制度の変遷は一貫して農家請負経営の安定化を図るために土地請負経営権を強化する方向で推移し、第1期請負期および第2期請負期において、それぞれその時期に応じた法的手当がなされてきた。その経緯は、1983年に全国的に普及した農家請負経営が、当初は多種多様で統一の取扱が困難であったものの、長年の現実の運用と政策的指導の中で、徐々にその内容が成熟して統一なものとなり、法的保護の範囲も拡大していった過程と見ることができよう。農村土地請負法の規定内容は、その意味で、土地請負経営権の強化に関する現時点での到達段階と言えるものである⁽⁹⁴⁾。

1990年代半ばに政府が農産物買付価格を引き上げたことによって、一時的に農家所得は上昇したものの、その後の食糧増産による供給過剰が逆に食糧価格低下をもたらし、農家収入は減少した。また1997年アジア金融危機以降、農村部雇用の受け皿となっていた郷鎮企業の低迷による賃金収入の減少等があいまって、農村所得が更に下押しされた。

こうした中、農家の負担を軽減させるために、中国は2000年から農家の税金と費用の負担制度を改革するようになった。この改革はこれまで2段階に分けて進めら

れてきた。つまり、第1段階の制度外の費用徴収の廃止（2000年～2003年）と第2段階の農業税の廃止（2004年～2005年）である。「第1段階は2000～2003年の間に行われた。改革の主旨は、「制度外の費用徴収を廃止することであるが、やり方としては、農業税の税率引上げの形で廃止された費用の収入を一部カバーし、また中央財政からも一部補填を行う。改革後の農業税率は、以前の農地年平均生産量の3%から7%へ引き上げられ、それに村民委員会の経費に当たる部分として農業税の2割以内を加え、トータルで8.4%以内に統一した。それと同時に、農業特産税も8%に引き下げた。この改革の実験は、まず2000年に安徽省等で始まったが、中央財政の地方政府に対する移転支出の不足等により2001年にいったんストップした。2002年に中央政府は165億元の移転支出を増やし、河北、内モンゴル、黒龍江、吉林、青海、寧夏等全国16の省・市・自治区に拡大して実験を再開した。それに、早期開始した安徽省、江蘇省（2001年）、浙江省と上海市（二者とも中央財政に頼らない自費改革）を入れると、20の省・市・自治区になった。そして、2003年に、移転支出を305億元を増やして全国で実験されることとなった」⁽⁹⁵⁾。

しかし、中国では農業に課す税金が実質的に依然として農業以外の産業より重い。この結果、再び都市との格差は拡大し、農業税を廃止する前と比べて、2003年には表1-1のとおり格差⁽⁹⁶⁾が3.23倍と過去最大となった。

真に農家の負担を軽減するには、まず、農業を差別する税制を廃止し、農村部と都市部の税制を統一することが欠かせない。そこで、2004年に中国は第二段階の農業税制改革に突入した。方針としては、2004年から農業税を毎年平均1ポイントずつ引き下げ、5年以内に農業税を廃止する。そして、2005年12月29日、第10期全国人民代表大会（全人代）常務委員会の第19回会議で、「農業税条例」を2006年1月1日に廃止することが決定された。予定より3年早かった。しかし、農業税を廃止した後も都市と農村の格差はまだ3：1にとどまっている（表1-1）。

この都市と農村の格差は、都市における近代化、工業化の一定の成功を意味するが、同時にそれは農業の立ち遅れをも意味している。その原因として指摘されるのは、農村人口と農地面積の不均衡、経営規模の狭小性、機械化の立ち遅れ、農業投資の少額または無益等による農業生産の非効率性、農民の生産意欲の減退等である。その

表1-1 都市部と農村部の所得格差

(年)	農村部1人当たり純収入(元)	都市部1人当たり可処分所得(元)	都市部/農村部格差(倍)
1978	133.6	343.4	2.57
1980	191.3	477.6	2.50
1985	397.6	739.1	1.86
1986	423.8	827.9	1.95
1987	462.6	916.0	1.98
1988	544.9	1,119.4	2.05
1989	601.5	1,260.7	2.10
1990	686.3	1,510.2	2.20
1991	708.6	1,700.6	2.40
1992	784.0	2,026.6	2.58
1993	921.6	2,577.4	2.80
1994	1,221.0	3,496.2	2.86
1995	1,577.7	4,283.0	2.71
1996	1,926.1	4,838.9	2.51
1997	2,090.1	5,160.3	2.47
1998	2,162.0	5,425.1	2.51
1999	2,210.3	5,854.0	2.65
2000	2,253.4	6,280.0	2.79
2001	2,366.4	6,859.6	2.90
2002	2,475.6	7,702.8	3.11
2003	2,622.2	8,472.2	3.23
2004	2,936.4	9,421.6	3.21
2005	3,254.9	10,493.0	3.22
2006	3,587.0	11,759.5	3.28
2007	4,140.4	13,785.8	3.33
2008	4,760.6	15,780.8	3.31

出所：中国国家统计局「中国統計年鑑2009」（1978年・1980年・1985年・1990年～2008年）および「中国統計年鑑1997」（1986年～1989年）から作成。

結果、兼業、出稼ぎの増加、農業の放棄と都市への移住等が生じているのである。ここから農業生産の効率化、農民の生産意欲の増大のための施策を行うとともに、農民の都市への集中の緩和策を講じることが焦眉の課題となるに至るのである。そして、これらの諸課題を解決する上で鍵を握るのが、農村土地請負経営権の移転とその自由の問題なのである。

そうした中で、第3請負期は、2008年10月12日中国共産党第17期中央委員会第3回総会（3中総会）で「請負農地の流通」を認める決定をしたことに端を発する。新たな土地制度では、農民の土地請負経営権（使用权）は現行の30年から70年に延長され、土地の自由流通も条件付で認められた。この期間は、やはり中国の農地集約化時期と考えられ、さらに兼業、出稼ぎの増加、農業の放棄と都市への移住等が継続するとともに、拡大することが予想される。

しかし、土地請負制度の形成から第3請負期まで、換言すれば1978年の改革開放から今日まで、農民工はますます増えている。そして、農村と都市の格差は中国がWTOに加盟した後も、2006年に農業税を廃止したにもかかわらず、ほぼ1:3にとどまっている（表1-1）。若干格差の変動があるが、2008年の農村と都市の所得差3.31倍を最小格差である1985年の1.86倍と比べれば、その差は1.45(3.31-1.86)である。つまり23年間で農村と都市の格差は倍以上に達したのである。したがって、農民収入を増加させるためには、農産品収入を拡大する

だけでなく、それを補うための出稼ぎも必要としているのである。土地請負期間の延長と農業税の廃止、さらに機械化が徐々に普及していることは、ある程度農民の、生産意欲を高め、生産額や、収入の増加につながったとは言えるが、毎年の農村と都市の所得格差は、依然として大きいものがある。

三農問題の最も基本的な要因は、国民総生産に占める農業生産の割合が既に20%以下にまで低下しているにもかかわらず、総労働人口に占める農村労働人口が依然50%以上を占めていることに端的に示されているように（表1-2）、中国では膨大な農民人口に対して農地が少ないために、農業部門の労働生産性が低く、これを反映して農民所得が長期間にわたり低迷している点にある。

表1-2のとおり、全体として、各項目の比率が減少していることがわかる。そのうち、農村労働人口対総労働人口比率は、最高年である1978年の76.31%から最低年である2008年の61.01%まで減少したが、その減少率はわずか15.3(76.31-61.01)であった。第一次産業就業者比率は、最高年である1978年の70.52%から最低年である2008年の39.56%まで減少し、その減少率は30.96%(70.52-39.56)であった。つまり2008年の第一次産業就業者比率は1978年の約半分に低下したのである。また、第一次産業対GDP比率について見ると、最高年である1980年の30.17%から最低年である2007年の11.13%まで減少し、その減少率は19.04(30.17-11.13)であった。つまり2007年の第一次産業対GDP比

表1-2 中国の農村労働人口対総労働人口比率、農業就業者比率及び対GDP比率 (%)

(年)	農村労働人口対総労働人口比率	第1次産業就業者比率	第1次産業対GDP比率
1978	76.31	70.52	28.19
1980	75.15	68.75	30.17
1985	74.32	62.42	28.44
1990	73.68	60.10	27.12
1991	73.33	59.70	24.53
1992	73.00	58.50	21.79
1993	72.66	56.40	19.71
1994	73.05	54.30	19.71
1995	72.68	52.20	19.86
1996	72.03	50.50	19.96
1997	71.12	49.90	18.29
1998	70.21	49.80	17.56
1999	68.61	50.10	16.47
2000	67.88	50.00	15.06
2001	67.21	50.00	14.39
2002	66.40	50.00	13.74
2003	65.56	49.10	12.80
2004	64.80	46.90	13.40
2005	64.00	44.80	12.24
2006	62.95	42.62	11.34
2007	61.88	40.84	11.13
2008	61.01	39.56	11.31

出所：中国国家统计局「中国統計年鑑2009」

率は1980年の1/3近くまで低下したのである。

こうした数字は、中国の農業が停滞している状況と、農村に大量の余剰労働人口がとどまっていることを示している。一方では、農業の機械化と肥料化が進んだのではあるが、他方では、大量の農村余剰労働力を生じた。確かに、1978年の請負制度と社隊企業（現称：郷鎮企業）の実現は、農村のある程度の余剰労働人口を社隊企業に吸収した。さらに、1997年アジア金融危機までは、郷鎮企業の高度成長期であったため、農村余剰労働人口は小城镇への出稼ぎへと向かった。しかし、1997年アジア金融危機以降、郷鎮企業の低迷、都市部の国有企業の改革、私営企業の発達などにより、農村部および小城镇は農村余剰労働力に対する吸収力を弱め、さらに農村の所得は都市部に比べれば低いいため、農村余剰労働人口は都市へ出稼ぎせざるを得ないと考えられる。逆に、都市部は主に第二次、第三次産業を基盤として発展しているが、都市化と近代化は益々多くの労働者を必要とする。都市部の給料、就労・医療などの保障はるかに農村部より高く、就業機会も多いため、都市の農村余剰労働力は第二次、第三次産業へと向かっているが、現状からみれば、農村余剰労働力の転移はまだ不十分なところがあると言える。都市部のインフラなどがまだ遅れているため、農村余剰労働力を吸収する容量が足りないことと、中国の特殊な戸籍制度に縛られ、法的にも農村余剰労働力の移動が制限されているのである。

しかし、こうした受け入れ側たる都市および工業部門における体制の不備や戸籍制度に象徴される法的未整備にもかかわらず、農村余剰労働人口は着実に都市へと流れ続けている。すなわち「農民工」の出現である。第2節において、この「農民工」問題発生経緯について考察してみよう。

第2節 農村余剰労働力と農民工

1 農民工問題の発生

建国後、政府は広大な農村で土地改革を実行し、耕作者農民大衆に土地を与えた。農民大衆は積極的に生産を行い、農業は大きな成果をあげ、また国家の工業化のための資金を蓄積した。しかし、集団化運動は互助組、初級合作社、高級合作社を通じた人民公社への急激な変遷によって、農民の土地所有権と労働自主権を破壊した。社会主義教育運動（1963-1965）と文化大革命（1966-1976）などの政治運動後、農村人口は急激に増加し、また、農業生産も停滞し、農村経済の発展は緩慢となり、中国農業は困難な状況に陥っていた。1978年、安徽鳳陽の岡村の農民が密かに田单乾を分けて単独で耕作するという試みにより、中国の農村改革の序幕が開かれた。1978年12月の第11期第3回中央委員会全体会議後、全国の農村で

安徽省岡村の農民の各戸生産請負制が導入され、さらに、農家連合生産請負制も実行され、中国農業問題の苦しい立場にやっと大きな転換が現れた。加えて1979年の国家による農産物価格の引き上げにより農業の急成長を促すことになった。その結果、「一連の改革、とくに責任制の実施によって、農民は多方面にわたって解放され、その生産意欲が一気に噴き出した。……食糧など農産物の生産量が著しく増加したことである。1979-1984年の間に、食糧、綿花、植物油および肉類の生産量は、それぞれ年率6.3%、14.7%、10.3%の速度で増加し続けていた。とくに食糧の生産量は、1978年より1億トン増となり、長年中国を苦しめてきた食糧不足の問題を基本的に解決した。……こうした農業の成長と連動して農民の収入も1978年の134元から1984年の355元へと物価の上昇を除いても倍以上の増加を果たしたことによって1億人以上の農民は、貧困から脱出し、『温飽』が実現したのである。」⁽⁹⁷⁾

このように1984年までの中国農民は歴史上で最も良い日を過ごすことになった。また、同年3月、国务院の指令に基づき「社隊企業」が「郷鎮企業」と改名され、同時に、集団所有制企業のみならず個人企業も、郷鎮企業として認知されたことによって、郷鎮企業が急激に発展した結果、農民が非農業に就業することによって収入を高めることができた。

中国政府は、こうした農業改革の一応の成功を受け、1985年から経済改革の重点を都市改革へと移した結果、都市での投資ブームがおり、農村においても郷鎮企業などの農村工業への優遇税制が実施され、農村工業が急成長を遂げるとともに大量の農村労働力を吸収したのである。しかし、こうして都市と農村における経済が過熱する中、政府は経済の引き締めを行った。これによって都市へ出稼ぎ農民は帰農を迫られると同時に、それまで農村余剰労働力を吸収し続けていた郷鎮企業経営の停滞によって、農村における余剰人口が行き場を失ったのである。

その後、鄧小平の南方講話（1992年）を契機に改革・開放下の経済成長が加速することになる。それは、同年10月に開催された中国共産党第14期全国代表大会において「社会主義市場経済」体制が確立されることによって一層確固たる路線となった⁽⁹⁸⁾。

建国以来の農業問題、あるいは三農問題は、本質的には社会主義中国における農業問題であり、初期の農民による個人土地所有から、最終的に人民公社へと向かう集団化政策、とりわけ土地政策は紆余曲折を経つても農民の所得向上と農業生産性を高めるための農業政策の実現という目的によって方向づけられてきた。

改革開放政策が本格化し、とりわけ郷鎮企業の発展によって、中国農村に大きな社会変動をもたらす流れが始

まっていたとはいえ、90年代からの三農問題は、社会主義的農業問題から市場経済下すなわち社会主義市場経済下の農業問題へとその発現の条件と形態を変えつつ、ますます、その重要性を高めている。

嚴善平は、こうした三農問題の原因や背景について、概略、以下のとおり述べている。

1) 農民問題に関しては、中国社会における二重的社会構造の下では、「農民」は社会的身分であり、国から福祉、老後生活、就職、住宅などの保障をほとんど受けられずにきた。また、都市住民との所得格差は大きく、一時期郷鎮企業への余剰労働力の吸収によって所得格差を縮めたものの郷鎮企業自身が都市経済の改革に応じてより資本集約的にならざるを得ないため、余剰労働力を吸収する能力が著しく弱まり、内陸部農村と沿岸部農村の所得格差に加え、都市住民と農村住民の所得格差があり、このことが農民流動（出稼ぎ）の基本要因となっているとしている。

2) 農業問題に関しては、第一に、生産コストが高まる中で農産物価格が低迷ないしは低下し、農民の経営意欲が失われたこと。第二に、改革・開放以来の農村工業化政策によって、出稼ぎを含む兼業が一般化したこと。第三に、工場、道路、住宅などへの農地転用によって農地の改廃が進んだことを挙げている。

3) 農村問題に関しては、過剰労働力を農業・農村から非農業・都市へ移出させない限り、農村の貧困問題は解決できないほどに深刻であり、1978-1993年の15年間の郷鎮企業の発展によって約8,000万人の労働力吸収を行ったが、しかし、新たに増加した農村労働力の47.5%は依然として過剰労働力として農業・農村に停滞しているとし、この問題の解決なしには農村貧困問題は解決しないとしている。⁽⁹⁹⁾

また、陳錫文（中国共産党中央財經領導小組弁公室副主任）は、21世紀に入り政府による「工業＝都市が農村を支える」などの政策下で農業・農村の経済情勢は明らかに好転（生産拡大と所得上昇）した。それでも中国における三農問題は長期にわたって5つの際だった問題に直面している、とし、以下の5点の指摘を行っている。

1) 農民収入増加問題：農民収入は年々増加しているが、都市住民と農民の収入は拡大し続けていて、その差を縮小することができていない（1978年の農民収入と都市住民の収入は1:2.57であったが、2004年には1:3.21とその差は拡大している）。こうした所得格差は、計画経済時代から続けられた農工間の鉅状価格差を是正しなければ解決しない。

2) 食糧安全問題：経済のグローバル化と中国のWTOへの加盟過程で、中国の総農地面積、食糧作付面積、食糧在庫量が低下傾向にあり、食糧安全問題が社会の重要問題となっている。

3) 農民の基本的権利と農業生産力問題：農民に長期に安定した土地使用権を持たせ、生産力増大を目指す追加投資を行う意欲を持たさなければならない。そして経済社会の発展に順応して、余剰農村人口を農外へ移動させ、土地使用権を併合することである。工業化、都市化過程で農地の保護規制を無視した農地の濫用によって、多くの農地を失ってきた。現行の土地収用制度を改革し、農地の濫用・改廃を改める必要がある。

4) 農民素質を高め、小康社会を建設する問題：農村と都市の差は収入のみではない。農村への教育投資、医療衛生投資など社会資本投資は際だって低い。農村への社会資本投資を増やし、小康社会の実現を目指さなければならない。

5) 農民の物質的権利と民主的権利保障：農民の民主的選挙、民主的管理、民主的監督などの村民自治の改革が必要である⁽¹⁰⁰⁾。

以上の嚴、陳両氏の指摘からも明らかのように、社会主義市場経済下での三農問題の解決が「全面的な小康社会」建設（2002年の第16次全国人民代表大会）のためには避けて通ることができない最大の難関事として認識され、2003年3月、第10期全国人民代表大会において朱鎔基による政府活動報告「三農、つまり農業、農村、農民の問題はわが国の改革・開放と現代化建設の全局面にかかわるものであり、いついかなる時にもそれをおろそかにし、手を抜いてはならない」とし、「農業の振興、農村の成長、農民の所得増と負担減」という三農問題を最重要課題とした。具体的には、「税制改革：農民の負担軽減を目指すものであり全国規模で展開されており、すでに農業税は大半の農村で撤廃。医療制度の構築：都市部の衛生部門との協力推進、先行モデル地区での医療補助金の支給などの環境整備。教育改革：國務院の『農村教育改革のさらなる強化に関する決定』では、2007年までに西部地区における9年制義務教育の人口カバー率85%以上、成人の文盲率5%以下という目標を掲げている。農村金融サービスの改善：一部の省・市で農村信用協同組合改革を実施、農村部の貸付制度と農村金融機関の改革を推進⁽¹⁰¹⁾」としている。

陳錫文が言う5つの際立った問題の中でも農民の基本的権利を大きく妨げている問題に「戸籍制度」問題があり、それが「農民工」問題と深く関わり、「農民工」問題を深刻化させていると筆者は考えている。以下、この点について若干触れておきたい。

嚴善平が分析の対象としているのは第二期請負（1993～2007年）の初め頃であり、また1997年アジア金融危機の発生によって、一時期郷鎮企業への余剰労働力の吸収によって所得格差が縮小しつつあったが、その後、農産物価格が低迷ないしは低下し、農民の経営意欲が失われ、さらに、出稼ぎを含む兼業が一般化した時期であ

る。そして、工場、道路、住宅などへの農地転用によって農地の改廃が進んだこと、また都市住民との所得格差が大きいことが、農民流動（出稼ぎ）が発生する基本要因となっている。しかし、中国社会における二重的社会構造の下では、「農民」は社会的身分であり、国から福祉、老後生活、就職、住宅などの保障をほとんど受けられずにきた。過剰労働力を農業・農村から非農業・都市へ移出することを制限することによって、農村の貧困問題はより深刻化し、過剰労働力が農業・農村に停滞することになる。この問題の解決なしには農村貧困問題は解決しないと、厳は指摘している。

他方、陳錫文は第二期請負（1993～2007年）の終わり頃を対象に議論している。そして、土地請負経営権（使用权）が延長されることを見すえ、「農民に長期に安定した土地使用権を持たせ、生産力増大を目指す追加投資を行う意欲を持たさなければならない。そして経済社会の発展に順応して、余剰農村人口を農外へ移動させ、土地使用権を併合することである」と主張した。また厳善平の論点を踏まえ、1) 農民収入増加問題 2) 食糧安全問題 3) 農民の基本的権利と農業生産力問題 4) 農民素質を高め、小康社会を建設する問題 5) 農民の物質的権利と民主的権利保障について述べている。最後に社会主義市場経済下での三農問題を解決するために、以上の5つの問題の他、農民の基本的権利を大きく妨げている「戸籍制度」問題が「農民工」問題と深く関わり、「農民工」問題を深刻化させていると指摘している。

厳善平と陳錫文は共に戸籍制度による二重社会構造の下で、農民工問題が発生し深刻化してきたと見ている。「都市農村二元構造は、伝統農民の分解の停滞の深層原因である。伝統農民の分解が進まない主たる要因を都市農村二元構造に求めており、この中で問題とされている制度は、土地経営制度、土地徴用制度、戸籍管理制度、収入分配制度、労働就業制度、社会保障制度の6つである。これらの制度においては、いずれも農民が差別的に扱われており、都市農村二元構造の内容を具体的に示すものとなっている。都市農村二元構造は、伝統農民を広範に滞留させているだけでなく、農民の貧困の直接的原因ともなっているものである⁽¹⁰²⁾」、という顧益康・邵峰の指摘は、基本的には筆者も支持できるものである。

彼らの言う6つの制度のうち、戸籍制度により農村と都市部が峻別され、農村の労働者が農業をする際は、土地経営制度と土地徴用制度に関わるが、出稼ぎを行う際には、戸籍管理制度によって収入分配制度、労働就業制度、社会保障制度に関わっていく。結局、農民工が都市において受ける待遇の遠因は、戸籍制度にあるということになる。

2 戸籍制度と農民工問題

2-1 「一国二制度」問題と農民工問題

1で見たように、戸籍制度と農民工問題の関連について、これを広く三農問題の中に位置づけながら考察する必要性を痛感する。しかしながら、中国では、「三農問題」に「農民工問題」を加え、これを「四農問題」として論じた論文は少ない。従来、言われてきた「三農問題」と「農民工問題」との関わりを論じた数少ない論者として胡鞍鋼をあげることができる。

胡鞍鋼は、2005年3月3日 全国人民政治協商会議第10期3次会議及び2005年3月5日 第10期全国人民代表大会3次会議において提案を行う直前の3月2日、中新社（中国新聞社）の取材に以下のように答えている。

胡鞍鋼は、「三農問題」を解決する核心となっているのが「農民工問題」であるとし、「過去10年、中国の“四農問題”は日に日に際立ったものになっている。全国で1994年には4,000万人の出稼ぎ労働者がいて、現在は、すでに1.3億人に達し、それによって“三農問題”が進展変化し、“四農問題”となった。それは人類の有史以来最大規模の人口移転になっている。中国には8億の農村人口が居り、5億の必要農村労働力に対して、現在1.3億人が農民工となっていて、1.7億人の余剰農村労働力がある。こうした余剰労働力が農外労働力となるには、2030年までの長期間が必要となる。」と答えている。

胡鞍鋼は、“四農問題”の本質が、“一国二制度”問題にあると明確に述べている。中国では、20世紀の50年代に、都市と農村に2種類の異なった身分の住民制度を創設した。農民工は“農村と都市の間”の環境の中で、農民工の個人収入と個人移転、農民工本人とその家庭に対する公共サービスは重大な欠陥を持っている。胡鞍鋼は、農民工に対して基本的な公共・衛生的なサービスが提供されていないため、たくさんの農民工が流行病などの際に逃亡する以外対処の方法がなく、それは2003年のSARS危機を生むことになったという例を挙げている。まさにこのような重大危機に直面して、中国の農民工政策に対する調整がようやく加速されたのである。

胡鞍鋼は、中国農民工の政策を赤信号、黄信号、青信号の3段階に分ける。赤信号は、20世紀の50年代中期から1984年まで、基本的に農村人口の都市への移動を禁止した時期であった。黄信号は、1984年から20世紀末まで、農民が食品を携帯し、都市に出稼ぎに行くことを許可したが、実際には現地政府の就業、居住規範に抵触することになった。21世紀に入って、中国は第10次5ヵ年計画の中で、初めて明確に農業労働力の大規模な移転を促進し、毎年800万人の目標を出し、農民工政策はここから青信号の段階に入った。

しかし政策上“青信号”の時期に至っても、“一国二制度”問題は未だ本質的には解消されず、農民工問題は日

増しに矛盾をあらわにしている。胡鞍鋼は、中国沿海地区は農民工が主に集中する地区で、真っ先に「一省(市)二制」から「一省(市)一制」への転換を完成し、1歩進んで「一国一制度」を推進するであろうと語っている。そして、農民工に対する施策を一層充実させ、農民工を地域発展のためにもっと貢献させ、工業化、都市化に参与させ、成果を分かち合うことが肝心な点であると述べている。

胡鞍鋼は、「四農問題」を最終的に解決するには、農民工を本当の意味での公民とすることである、とし、それは土地改革、「全面請負制」以後の中国農民の「第三次解放」を意味することであり、そのことが中国経済社会の発展を速め、同時に調和のとれた社会を推進することになると表明している⁽¹⁰³⁾。

胡の主張である「一国一制度」と「一省(市)一制」および「農民工の市民化」については、著者もこれを妥当だと考える。胡によると、「中国農民工の政策を赤信号、黄信号、青信号の3段階に分けるが、現在第三段階——青信号段階である。要するに、本質上の「一国二制度」問題は解消されず、農民工問題は日増しに矛盾をあらわにしている時期である」。胡の考えは現行の中華人民共和国憲法と合わせてみれば、分かりやすい。中華人民共和国憲法は、「中華人民共和国の国籍を持つものは、中華人民共和国の国民である。中華人民共和国の国民は法律上で平等である。国家は国民の人権を尊重し保障する」⁽¹⁰⁴⁾。「中華人民共和国の国民は労働に対して権利と義務がある。国家は様々のルートを通じ、労働条件を作り上げ、労働保護を強化し、労働条件を改善するとともに、生産に基づいて労働報酬と福祉待遇を高める……国家は就職する前の国民に対して必要とする労働就業訓練を行う」⁽¹⁰⁵⁾。「中華人民共和国の労働者は休憩の権利がある。……国家は労働者に働く時間と休憩制度を規定する」⁽¹⁰⁶⁾。「中華人民共和国の国民は老後、病気もしくは労働能力を失った場合、国家と社会から物質的援助をもらう権利がある。国家は国民にこのような権利を提供するため、必要とする社会保険、社会寄付と医療衛生事業を発展する」⁽¹⁰⁷⁾。「中華人民共和国の国民は教育を受ける権利と義務がある」⁽¹⁰⁸⁾と、規定している。しかし、現状は戸籍制度により、都市と農村が峻別され、農村から都市への移動は条件に縛られ、農民工は都市での就労条件から見ると、いわゆる3K(きつい、きたない、きけん)職種を中心として雇用されている。また就労時間の無理な延長や給料の遅配も多い。地方によっては、労働訓練・医療保険などを受けられず、権利を維持することができないこともある。そして、この状態は、憲法上の「平等権」規定にも反する。さらに、農村対都市部の所得格差は依然として1:3に達しているとともに、農業税を廃止しても農民所得の増加率は都市所得の増加率の1/3にと

とどまっている(表1-1に参考)。農業と農村の経済停滞が続くなか、農村余剰労働力が今後も出稼ぎとして増え続けていこう。農民工問題の解決は中国社会の一大問題であり、簡単ではない。しかし、少なくとも、法的には戸籍制度を改め、農民と都市住民の間の不平等関係を解消することなしには実現し得ないことは明らかである。その意味では、胡の主張する「それは土地改革、「全面請負制」以後の中国農民の「第三次解放」という表現はあながち誇張とは言えない。

2-2 農村余剰労働力の構成と現状

張金生は、その論文「わが国農村余剰労働力構成分析」において、「中国の巨大な農村余剰労働力は中国の工業化と現代化過程で直面する重大な問題であり、中国の経済社会発展と全面的小康社会建設にとっても直面する最も主要な難題であるとし、現在、中国農村の実際人口は総人口の70%近くを占め、農村適齢労働力人口は6億余りで、中国の現農地面積から計算すれば、中国農業は1.5億人の労働力で足りる。約1億人の出稼ぎ農民及び約1.5億人の農村工業とその他の非農業農村労働力を除いて、実際的な余剰労働力は約2.1人億である。真剣に中国農村余剰労働力の構成と現状を分析し、多方面から同時解決を目指す長期発展計画を制定することは重要である」⁽¹⁰⁹⁾とし、中国の農村余剰労働力構成を以下の5つに分けて分析している。

1) 累積的余剰

累積的余剰はある意味で歴史余剰とも呼ぶことができる。建国後に、誤った人口政策を実行したため、高い自然成長率を招いた。人口の増長速度と総量は、同時期の経済発展と就業需要よりはるかに大きかった。……また、中国は都市と農村の2元構造の戸籍分割管理を実行し、人為的に農村余剰労働力の都市への移転を制限した。そのため、長期間にわたり中国農村余剰労働力は巨大な数量に累積した、とし、50~60年代の人口政策の誤り、つまり「1人の間違った決裁が3億人を増やした」としている。

改革開放以降、約2.5億の農村余剰労働力を非農業労働者に転換した。その内訳は、農村工業とその他の農村非農業に約1.5億の農村労働力を吸収し、都市への出稼ぎ農民工はおよそ1億人であるとし、必要とする農村労働力1.5億人を差し引いた2億人余りの農村余剰労働力が就職口を待つか、あるいは潜在失業労働力である。

さらに、今後10年間(2001~2010年)、中国農村では、労働力が毎年約635万人増加し、10年間の累計で約6,400万人増となる。中国農村余剰労働力を吸収する郷鎮企業は、技術進歩と産業構造の高度化、資本と技術集約型企業の増加によって農村労働力の吸収能力を低め

た。一方、「農民の都市への出稼ぎは都市の一時帰休者増のため、その速度が緩慢となる⁽¹¹⁰⁾。こうして新しい累積性余剰が現れる。かくして中国は今後長期間にわたって大きな余剰労働力問題に直面する。

2) 代替性余剰

張によれば、市場経済下での企業間競争は、必然的に技術革新と設備改善を伴う労働生産性向上を目指すことになる。その結果、これら技術、設備、資本などの資源は労働力に対する排斥と代替をもたらし、企業は労働力削減を強制し、同時に産業間平均利潤率の相違が存在するため、一部の農業資源は撤退を余儀なくされ、農民の失業を招く。こうして余剰となった農村余剰労働力を代替性余剰と呼ぶ。現在、中国農村労働力の代替性余剰は、主に3つの面で現れている。

1つは、伝統的農業を近代農業に転換する際の著しい特徴は、農業生産様式の変化過程で労働集約度を下げたため、一部の労働力を農業外に排斥する点にある。この転換過程では、明らかに物と人の代替性がある。

2つは、郷鎮企業が資本の有機的構成を高めた結果としての労働力削減である。郷鎮企業を始める際は、資金、技術と管理水準などの条件に制限されて、1度は大量の労働力を引きつけた。しかし市場競争と経済発展に対応した技術と設備レベルの向上による労働コストの低減が労働力の削減をもたらした。つまり、新技術あるいは資本は労働に対する排斥と代替になる。

3つは、資源移転である。相対効率の存在と都市化、工業化過程の加速及び各種の開発区建設のため、毎年、4,500万亩が非農地となり、その上砂漠化、塩類化作用などの自然損失もあって、農業用地を千万亩近く減少させ、約340万人の農村労働力が農業を出て、農村労働力余剰と失業が増加した⁽¹¹¹⁾。

3) 波動性余剰

中国では、今およそ1億人の出稼ぎ労働者が都市にいる。しかし出稼ぎ労働者の圧倒的多数は移動性労働者であり、真に都市住民になったのではない。大きな経済変動あるいはその他の異変があれば、彼らは故郷へ帰る。このような波動性変動は毎年おこるわけではないが、もしそうした事態があったならば、労働力就業、社会秩序、社会の安定に影響を及ぼし、各級政府にも大きな圧力となる。こうした出稼ぎ労働者の波動性移動は、出稼ぎ、あるいは失業農村余剰労働力が各級政府に与える影響よりはるかに大きい⁽¹¹²⁾。

4) 地域性余剰

中国農村労働力の余剰には、明らかに地域性があり、東、中、西部の3つの内、人口密度が高い東部沿海地区

は、改革開放で先に経済発展を遂げたために、労働力不足の状態にあり、現地の農業余剰労働力の就業問題を解決するだけでなく、大量の西部地区の農村余剰労働力の就業地区となった。人口密度が低い中、西部は、余剰労働力の存在地区である。中国の農村労働力は大量の余剰があり、それは主としてこの2つの地区に存在する。

中国社会科学院農村研究所の調査レポートによれば、1993年の東、中、西部地区の出稼ぎ労働力が当該地区の農村労働力総計に占める割合は、それぞれ7.18%、14.33%、13.41%であった。数量から見ると、東部地域の労働力移動は、ほとんどが地区内産業間の移動である。中、西部地区での移動は、主に東部地域に対する移動である。

中国共産党中央政策研究室農村グループの統計によると、1993年、四川、安徽、湖南、湖北、河南、江西の6つ省では、2,400万人の農村余剰労働力が他省に移動した。その内、沿海都市と東部の発達している地区への移動は、2,000万人であった。東部沿海地区と北京、天津、上海のなど大都市が、もし力強い発展の勢いを将来も維持するならば、依然として中、西部地区の農村余剰労働力の主要な出稼ぎ場所となる。同時に中、西部地区は経済発展が東部地域より遅れているため、余剰労働力の移出地区になる⁽¹¹³⁾。

5) 構造的余剰

改革開放後の労働力市場の開放的な就職環境の下では、農村余剰労働力の就職は難しい。原因は就職機会の不足だけではない。農村余剰労働力の教育水準と技能が低く、新しい就職環境に適応できないからである。例えば、農村余剰労働力の総量が絶えず増加する一方、沿海部の発達した地区といくつかの大中都市の新興業界では、職種と労働力の需給関係にアンバランスが生じている。つまり、近代化的生産の労働力に対する高い要求に対して労働力の教育水準は低く、技能不足であることから、労働力の構造的余剰を誘発し、短期の努力では解決できない。こうした労働力の構造的余剰は、長期にわたり中国の近代化建設の過程で存在し、農民就業を解決する最大の難題である。

中国における農村余剰労働力の解決は長期にわたる緊迫した問題であり、長期的で総合的な解決措置を実行しなければならぬ。戸籍制度を撤廃し、都市と農村の2元境界線を無くし、農民の都市への出稼ぎと定住に対する各種の制限を取り除くこと、強力に産業化を進め、産業連鎖を拡大し、農村経済の着実な発展を図り、第三次産業を発展させること、そして、小都市建設などの施策を総合的に加速する必要がある⁽¹¹⁴⁾。

以上が張金生の理論的主張である。張は中国における農村余剰労働力の構成が、1) 累積性余剰、2) 代替性

余剰、3) 波動性余剰、4) 地域性余剰、5) 構造的余剰、という5つであるとしているが、この理論的主張には以下の問題がある。

第1に、1) 累積性余剰は、中国農村の膨大な余剰人口を生じさせた原因であり、その結果として、2)~5) という余剰人口の存在がある。つまり5つの余剰は並列関係にあるのではなく、50年代に開始された誤った人口政策と戸籍制度により膨大な農村余剰人口が生じ、それが市場経済の下で2)~5) という形態で存在していると考えるべきであろう。

第2に、「社会主義経済体制」の下では顕在化しなかった、隠蔽されていた余剰人口問題が市場経済下の経済発展に伴って商品、金融、資本市場の発展を背景に労働力流動化という形で顕在化した結果として2)~5) などが現象したととらえるべきであろう。特に、2) 代替性余剰では、伝統的農業から近代農業への転換、郷鎮企業の労働力削減、国家と地方計画および自然災害による農地の減少に関して、余剰労働力が生じたこと。5) 構造的余剰では、近代的生産の労働力に対する高い要求に対して労働力の教育水準が低く、技能不足であるという状況のなかで、企業の機械化・技術化が普及していくことによって、労働力と企業の構造アンバランスを誘発し、これが農民就業を解決する上で最大の難題であることが、強調されるべきであろう。さらに現行の戸籍制度により、農民の出稼ぎが難しくなり、都市部で就職ができて、市民と同等の福祉サービスが受けられない限り、都市での生活コストとリスクが高くなり、結果として安心感と帰属感が低くなり、農民工個人の出稼ぎ意欲や社会安定の面からみて好ましい結果を生むことは期待できない。

2-3 農村余剰労働力問題の「解決」

劉懷廉は、農村余剰労働力の移動問題を3段階に分けて考察している⁽¹¹⁵⁾。

第1段階は、1997年前後で、この時期、農民工が都市住民の就業の場を奪い、都市における就労問題を引き起こした。こうした背景の下で、劉は、農村余剰労働力の移動には3つ基本的な道があると言う。

1 主に郷鎮企業などの非農産業を強力に発展させ、積極的に農業産業化の過程を進め、農村余剰労働力の吸収を行うという道である。

2 郷鎮企業が比較的集中しているという基礎の上に、農村地区の小都市建設を加速し、そこで農村余剰労働力を吸収するという道である。

3 伝統的農業を適度な規模の農業経済に改造発展させ、栽培業と養殖業を核に各種のサービス性産業を形成し、農村余剰労働力の季節性の需給構造を調節し、農村余剰労働力を吸収する道である。

第2段階は、2002年11月の党の第16期代表大会後で

あり、余剰労働力の移動をめぐる政策は新しい変化をみせた。

1 農村余剰労働力を吸収するために工業化を進めなければならない。そして、工業化は経済現代化の重大内容であるから、順調に農村余剰労働力の移動を行う前提である。

2 “民工潮”は農村余剰労働力移動の重要な道であるから、これを高く評価し積極的に進めることである。

3 長期間、農村余剰労働力が“農地を離れて、農村を離れない”ことを実行するのは相応しくないため、都市と農村の体制改革を加速し、積極的に中小都市を発展させ、都市化を進めることである。また、“農地を離れて、農村を離れる”という異地移動は農村余剰労働力移動の根本的な道とし、同時に既存の現地移動に対して改造を行い、郷鎮企業が比較的集中するようにし、重点的に小都市規模を拡大する。

4 土地制度、戸籍制度、都市と農村分割労働制度の改革は、農村余剰労働力の移動の制度条件として進めることである。

第3段階は、2004年前後で、都市に出て行く農民の権益保護の観点から、農民工問題を考え始めた段階である。2002年、河南省信陽市商城県にある江蘇私営石英砂工場において、200数人が長期にわたって粉塵環境の中で就労したため、159人が肺病を患い、6人が相前後して亡くなる事件が起きた。信陽市が表に立って、3か月以上、10数回の交渉を経て、やっとこの100数名の農民の生命と健康を440数万元でもって賠償した。その結果、党委員会、政府が農民工の正当な権益を保証するための以下の方法を指示した。

1 労働組合部門は、全国で“源頭建会、属地管理、連合互動、双方向の権利保護”の考え方を初めて取り入れ、農民工を組織し、労働組合に参加させたことである。すでに累計で農民工の遅滞給料4,670万元、農民工の労働災害事故と権利侵害事件の680件を解決し、直接利益を受けた者は10.2万人となった。この方式による問題解決は社会で広範な関心をよんだ。全国総工会は2度、信陽市で調査研究した。その結果を踏まえて、中央政治局委員であった王兆国は、5回にわたって重要な指示を行い、信陽市の経験を広めている。

2 出稼ぎと営業人員の集中地に党組織を作り上げ、“故郷を離れて、党を離れない、移動して流出しない”ことを確保しようとしたことである。この方法は中央組織部と河南省委員会から高い評価を得た。

3 農民工の就労技能の育成訓練を強化したことである。信陽市では、旋盤工、電気工などの18の職種訓練基地を作り上げ、毎年外出就労人員5万人を育成訓練することとし、毎年無料で貧困な農民人を育成訓練する。温家宝はこの方法を評価し、2004年に国务院貧困扶助所

は、信陽市で全国の貧困地区の労働力を育成訓練する現地会議を開催した。

2004年3月に開催した第10期全国人民代表大会第2回大会において劉懐廉は、農民工の権利保護の議案を提出し、農民工の権益保障の加速と体制に関する発言を行った。劉懐廉は、農民工は社会主義の建設者であり社会財産の創造者で、偉大な集団である。農民工は、すでに中国のプロレタリアートの一部になっているが、依然として農地を耕す農民と同様に、早急に保護を必要とする。もし農民工がいなければ、都市の生活はどのような状態になるか考えてみよ。ここから、劉は、国家ができるだけ早く農民工の権益保護法を制定することを呼びかけ、早期に全国の数億農民工の労働保障、社会保険、子女教育、給料、休暇などについて、都市住民と同じ待遇を受けられるようにすべきであるとの見解を述べている。

劉懐廉は、第1段階での農民工による都市労働者との就労の場をめぐる矛盾の激化から、第2段階の農民工に対する国家政策の変化を経て、「土地制度、戸籍制度、都市と農村分割労働制度の改革」を主張し、第3段階では、すでに「農民工は、社会主義の建設者と社会財産の創造者であり、偉大な集団である。農民工はすでに中国のプロレタリアートの一部」である。したがって、農民工に対し、中国「公民」としての平等な権利を与えなければならない⁽¹¹⁶⁾としている。

また劉が主張する、「農民工協同組合」という発想は非常に重要である。現在は、主として国家、地方政府、関連部門、企業が農民工を重視しているが、農民工自ら農民工問題に注目し、自ら発言することも重要だと考える。また農民工は新型労働者として、自分の意見と要求を主張するためにも自らの組織が必要であるだろう。

劉は、「同時に既存の現地移動に対して改造を行い、郷鎮企業が比較的集中するようにし、重点的に小規模都市を拡大する」ことを主張しているが、やはり大都市と中小都市にも移動できるようにしたほうがいいだろう。その意味では、「土地制度、戸籍制度、都市と農村分割労働制度の改革は、農村余剰労働力の移転の制度条件として進める」という劉の考えは妥当である。

このように、劉の主張は明快であるが、問題は農民工に対して、中国「公民」としての平等な権利を与えるには何が必要なのかである。数億の農民工の労働保障、社会保険、子女教育、給料、休暇などの面で、都市住民と同じ内国民待遇を持つようにするには、国家による「制度改革」を行えば済むというような問題ではないのであり、その前に、最大の問題＝市民生活を行える労働の場（就労）の確保＝自己の労働力を商品として販売しうる「労働市場」の存在が前提になくはない。残念ながら、劉にはこの点に関する論述はない。

さらに、第2段階において「中小都市」および郷鎮企業を発展させることによって、農村余剰労働力を吸収すると劉が主張しているのは、妥当ではないと考える。劉の第1段階は、1997年アジア金融危機以降、農村部雇用の受け皿となっていた郷鎮企業が低迷し、余剰労働力の吸収能力が停滞している時期であった。つまり、農民工問題もしくは農村余剰労働力問題が顕在化した時期であった。また1997年6月、國務院は、公安部の「小城镇戸籍管理制度の改革に関する試験法案」を承認した。この法案によって、すでに小城镇で就業、居住また一定の条件を満たす農村人口は、小城镇の常住戸籍を取得することができるようになった。当時の大都市は工業化が都市化より早く進み、都市部のインフラに関しては大量の流動人口に対応できなかったのである。さらに、2003年SARSの騒ぎにより、農民工が一時的に農村に戻ったことがある。そうした中、劉が第2段階において「中小都市」および郷鎮企業を発展させることを主張するのは理解できるが、2008年に発表された「第2次全国農業センサス主要データ公報」によれば、「出稼ぎ労働者の中、郷外県内(19.2%)、県内市外(13.8%)、市外省内(17.7%)、省外(49.3%)である」。また「省外移動の内、東部(18.6%)、中部(67.6%)、西部(59.6%)である」。要するに、SARSにもかかわらず、農民工の移動は、まだ省外移動を主流としていることが明らかである。それにもかかわらず、劉は、郷鎮企業に続いて、主に「中小都市」を受け皿として、農村余剰労働力を吸収することを主張している。受け入れる側から見れば、確かに都市の需要も重要であるが、そこで働く農民工の側の事情がより重要である。つまり、農村余剰労働力の出稼ぎ先の選択は労働者の自由であり、これを恣意的にすると、戸籍制度の改革と労働者の積極性に障害を与えられられる。「農地を離れて、農村を離れる」という異地移動は農村余剰労働力の移転の根本的な道」という観点について劉は発言しているが、具体的には述べていない。

先述した「三農問題」に関する先行研究の考察結果から明らかなように、「三農問題」の中心は農民の貧困問題であると言えよう。政府にとっては、農民間の所得格差、「温飽」問題すらままならない絶対的貧困農民層の存在、農民所得の地域間格差、そして都市住民との所得格差が拡大する中で、中国における難問中の難問として、農民の貧困問題の解決が迫られていると言える。こうした貧困は、農民一人当たりの農地面積が狭小であり、結果としてその生産性向上が難しく、また農民層の分化・分解を不可能としてきた「戸籍制度」にその原因を求めることができよう。

注

- (1) 三農の概念は経済学者の温鉄軍博士が、1996年に提出した論文「三農問題を制約する二つの基本矛盾」(制約「三農問題」の両基本矛盾)『経済研究参考』経済科学出版社、1996年第5期が初出であり、その後、次第にメディアや官庁で広く使われるようになった。2000年、湖北省監利県棋盤郷党委員会書記である李昌平が朱鎔基総理に「農民は本当に苦しんでおり、農村は本当に困窮しており、農業は本当に危険である(農民真苦、農村真窮、農業真危険)」といった内容の手紙を提出した。その後、「三農」問題は広く使われるようになり、2001年には「三農」問題の文言は公文書に盛り込まれることで、大陸の理論界や政策を決定する階層の人間が用いる術語となり、2003年には中国共産党中央委員会において正式に「三農」問題が工作報告に書き入れられた。
- (2) 「農業税费改革の試みを全面的に推進することに関する意見」(国务院关于全面推进农村税费改革试点工作的意见) 国务院、2003年3月27日参照のこと。
- (3) 「15期全国人民代表大会政府工作報告」、2004年3月5日参照。
- (4) 「中華人民共和国農業税条例」廃止に関する全人代常務委員会の決定(全国人民代表大会常務委員会关于废止<中華人民共和国農業税条例>的决定)『第10期全人代常務委員会第19回会議』、2006年1月1日。
- (5) 中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議(五中全会)において、「第11次5か年計画(2006~2010年)への建議が採択された。本計画は胡錦濤総書記就任後初の計画となり、「科学的發展觀」に基づいた調和のとれた社会の構築を目指していることが特徴となっている。都市と農村の問題については、今回「社会主義新農村の建設」という新たなスローガンが提起された。中国の「三農問題(農業・農村・農民)」は2003年以降、中国共産党の最重要課題として積極的な支援・改革が行われつつあるが、本計画も農村部の発展を重視する方針が踏襲されている。
- (6) 「新華社北京」2005年12月1日報道。
- (7) 「中国教育報」2005年12月24日第一版。
- (8) 「新華社北京」2006年1月19日報道。
- (9) 「新華社北京」2008年10月19日報道。
- (10) 1949年12月全国農業會議での周恩来演説。
- (11) 1950年6月28日中央人民政府委員会第8次會議は同年6月30日より、「中華人民共和国土地改革法」を実施することを決定した。符衛民「中国の土地所有制度」『社会文化科学研究』、第12号、2006年3月、p.101。
- (12) 同上論文。
- (13) 1950年11月10日政務院第58次政務會議で通過した。第一次五か年計画は、中国が1953年~1957年に行った国民経済と社会發展の第1次五か年計画である。
- (14) 毛沢東「開会挨拶」『第1次全人代第1次會議』1954年9月。
- (15) 周恩来「政府工作報告」『同上』。
- (16) 毛沢東が1955年7月31日省委、市委と区委書記會議での報告通過の決議により、同年10月11日「農業合作化問題に関する決議」(关于农业合作化问题的决议)が採択された。
- (17) 符衛民、前掲論文、p.101。
- (18) 1956年6月30日第1次全国人民代表大会第3次會議で通過した「高級農業生産合作社示範章程」の第13条。
- (19) 同上の第14条。
- (20) 「人民日報」1957年6月19日。
- (21) 全国宣伝工作會議の即席演説。
- (22) 1956年9月中国共産党第8次全国代表大会で周恩来の報告である「国民経済發展における第二か年計画に関する意見の報告」(关于发展国民经济的第二个五年计划的建议的报告)。
- (23) 符衛民、前掲論文、p.101。
- (24) 呉敬『当代中国経済改革』上海遠東出版社、2004年、p.93。
- (25) 「中華人民共和国戸籍登録条例」の第4条と第10条。
- (26) 1958年12月の党8期6中全会において採択された。
- (27) 伊藤宣生・張侃「中国における企業形態——その現状の紹介——」『山形大学紀要(社会科学)』第35巻第2号、2005年2月、p.65。
- (28) 同上、p.44。
- (29) 同上。
- (30) 1964年10月24日中国共産党中央が公布した「社会主義教育運動の奪権闘争問題に関する指示」(关于社会主义教育运动夺权斗争问题的指示)。
- (31) 集団農業から戸別農家への解体の風(原文=単幹風)である。
- (32) 1962年1月11日~2月7日中国共産党中央擴大工作會議は七千人大会ともいう。
- (33) 農村での四清運動とは労働点数、帳簿、倉庫、財産を再点検することである。
- (34) 都市での五反運動とは汚職・盗み、投機、浪費、分散主義、官僚主義に反対する運動である。
- (35) 周恩来「政府工作報告」『第3期全人代』、1964年12月21日。
- (36) 採択された「農村の社会主義教育運動のなかでいま提起されている若干の問題」(农村社会主义教育运动中目前提出的一些问题)により、「農村の社会主義教育運動のなかでいま提起されている若干の問題」が中国では「23カ条」と略称する。
- (37) 四旧とは旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣である。
- (38) 「プロレタリア文化大革命についての決定」(关于无产阶级文化大革命的決定)『中国共産党第8期11中全会(第11回中央委員会総会)』1966年8月8日。
- (39) 国务院が開催した北方地域農業會議1970年。
- (40) 国务院が開催した農業学大寨會議1975年10月。
大寨は山西省晋中市昔陽県大寨鎮大寨村である。1960年代から一貫して中国共産党の「模範村」として継続した唯一の村である。大寨村は、河北省石家庄から約150km、昔陽県城から5kmの地点にある。太行山脈の山腹に位置し、平均海拔1,000mである。大寨村の模範村としての歴史に関しては、1964年5月11日、毛沢東「農業は大寨に学べ」で、一躍全国にその名を轟かせる。棚田(海綿田)によって、穀物量の増加に成功し、自力更生、刻苦奮闘をスローガンに模範村として活躍。134か国の訪問者があった。村党書記の陳永貴は後に国务院副総理となり、鉄姑娘の郭鳳蓮は「労働英雄」として一躍アイドル的存在となる。
- (41) 1977年6月20日国务院が認可した「農村手工業企業を人民公社の指導管理に関する通知」。
- (42) 1977年中国共産党の十一大での華国鋒首相を党中央の代表とした政治報告。
- (43) 「農業發展を加速するための若干の問題に関する決定(草案)」(加快农业发展若干问题的決定(草案))。
- (44) 「社隊企業發展の若干の問題に関する規定(草案)」(关于发展社队企业若干问题的規定(草案))。
- (45) 河原昌一郎「中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理」『農林水産政策研究』2005年10号p.3。
- (46) 同上。
- (47) 「社隊企業が国民経済の調整方針を貫徹することに関する若干の規定」(社队企业贯彻国民经济调整方针的若干規定)。
- (48) 一号文書とは中国共産党と政府が当該年の最優先課題を示す国家レベル文書である。
主な一号文書は以下のとおりである。
1982年1月、中国共産党中央は最初に「三農問題」の一号文

書を公布した、迅速的な農村改革に対して総括を行った。ファイルは明確に各戸生産請負、農家経営請負制あるいは全面請負制は「すべて社会主義の生産責任制であり、社会主義の農業経済成分である」ことを指摘している。

1983年1月、第2番中央の2番目の一号文書は、「当面の農村経済政策に関する若干の問題」（当前农村经济政策的若干问题）を公布した。理論の上から、農家連合生産請負制は「党指導の下で、中国農民の偉大な創造であり、マルクス主義農業理論は中国実践の中で、新しい発展である」。

1984年1月、3番目の一号文書は、「1984年の農村業務に関する通知」（关于一九八四年农村工作的通知）を公布し、生産量連動請負責任制を引き続き、安定させて改善する。

1985年1月、4番目の一号文書は、「農村経済のさらなる活性化に関する10の政策」（关于进一步活跃农村经济的十项政策）を公布した。30年間農業副産物の統一と派遣買い付け制度を取り消し、食糧、綿などの少数重要な製品に対して、国家は新しい計画買付の政策をとる。

1986年1月、5番目の一号文書は、「1986年の農村業務に関する布石」（关于一九八六年农村工作的部署）を公布した。現行の農村改革の方針と政策を肯定する内容であった。

2004年2月、6番目に一号文書は、「農民の収入増加を促進するためのいくつかの政策に関する党中央委員会、國務院の意見」（中共中央国务院关于促进农民增加收入若干政策的意见）を公表した。農民1人当たり収入増加の緩慢に対応する。

2005年1月、7番目の一号文書は、「中国共産党中央國務院の農村事業の強化、農業総合生産能力の向上に関する若干の政策意見」（中共中央国务院关于进一步加强农村工作提高农业综合生产能力若干政策的意见）が公布した。内容は、「多予少取放活」の方針を堅持し、各農業を支援する政策を安定と強化する。

多与……農村と農業に対する財政支出（インフラ整備や農業教育等）を増やすこと。温家宝は2005年の全人代報告で、2007年までに全国農村の貧困家庭の子女が全て就学できるようにし、完全な義務教育の実現を目指すとしている。

少取……農家から徴収する税金とその他の費用負担を減らすこと。温家宝は2005年の全人代報告で、農業税の5年以内の全廃方針を2年前倒しし、2006年までに実施する中国における所得格差の拡大としている。

放活……農家の経営や就業活動に課せられた諸規制を撤廃し、資源の流動化・効率化を図ること。後に触れる戸籍制度改革などが実施されている。

2006年2月、8番目の一号文書は、『中国共産党中央・國務院の社会主義新農村建設の推進に関するいくつかの意見』（中共中央国务院关于推进社会主义新农村建设的若干意见）を傳達した。

2007年1月、9番目の一号文書は、2007年1月29日、『中国共産党中央・國務院の現代農業を積極的に発展し社会主義新農村建設を確実に推進することに関するいくつかの意見』（中共中央国务院关于积极发展现代农业扎实推进社会主义新农村建设的若干意见）を傳達した。

2008年1月、10番目の一号文書は、中国共産党中央國務院は、「農業基礎建設を強化し、一層農業を發展させ、農民収入を増加させることに関する若干の意見」（中共中央国务院关于切实加强农业基础设施建设进一步促进农业发展农民增收的若干意见）を公布した。

2009年1月、11番目の一号文書は、「中国共産党中央・國務院の2009年における農業の安定的發展の促進および農民の増収持続に関する若干の意見」（中共中央国务院关于2009年促进农业稳定发展农民持续增收的若干意见）を公布した。

2010年1月31日、第12番目の一号文書は、「都市・農村發展の統一計画を強め、農業・農村基盤をいっそう固めることに關

する若干の意見」（中共中央、国务院关于加大统筹城乡发展力度进一步夯实农业农村发展基础的若干意见）を公布した。

(49) 1983年1月、2番目の中央の一号文書「当面の農村経済政策に関する若干の問題」。

(50) 1982年の一号文書「中国共産党中央（1981年）全国農村工作會議紀要」。

(51) 中国共産党中央の2番目「一号文書」。

(52) 「1984年の農村業務に関する通知」。

(53) 3番目の一号文書。

(54) 「多支柱駆動、他産業運行」の中の「多支柱」と「他産業」というのは、4つの柱（郷経営、村経営、個人共同経営、個人経営）と6大産業（農業、工業、商業、建設業、運輸業、サービス業）を指す。つまり社隊企業が正式に郷鎮企業の後、もともとの2つの柱（公社経営と生産隊経営）から4つの柱（郷経営、村経営、個人共同経営、個人経営）による同時發展に改変され、主に農副産品加工産業から6大産業（農業、工業、商業、建設業、運輸業、サービス業）の同時進行に改変されことを意味とし、「多支柱駆動、他産業運行」は略語として使われる。

(55) 「農村経済のさらなる活性化に関する10の政策」（关于进一步活跃农村经济的十项政策）。

(56) 「1986年の農村業務に関する布石」（关于一九八六年农村工作的部署）。

(57) 注（53）、（54）を参照。

(58) 「河南日報」1987年11月9日3版。

「異軍突起」とはこれまでとは異なった新しい勢力が現れることである。

(59) 1988年9月中国共産党中央第13次第3次中央委員会全体會議における「治理經濟環境、整頓經濟秩序、前面深化改革」の經濟政策により、郷鎮企業が3年間「調整、整頓、改造、向上」の改革を始めた。

(60) 「中華人民共和國郷村集団所有制企業條例」第5条。

(61) 1984年「中国共産党中央が經濟体制改革の決定に関して」（中共中央关于经济体制改革的決定）参照。

(62) 中国共産党の第14回全国代表大會。

(63) 國務院が發表した「農業部による郷鎮企業の持続的健全的發展促進に関する報告を認可したことに対する通知」（国务院批转农业部关于促进乡镇企业持续健康发展报告的通知）。

(64) 國務院が公布した「中西部地域の郷鎮企業發展促進に関する決定」（关于加快发展中西部地区乡镇企业的決定）。

(65) 2002年12月28日の修正を経て、2003年3月1日施行される。

(66) 何原、前掲論文、p.6。

(67) 「中国共産党中央による社会主義市場經濟体制確立の若干の問題に関する決定」。

(68) 嚴善平「郷鎮企業の所有制改革の展開と評価」『中国経営管理研究』中国経営管理学会2000年12月、p.32。

(69) 1995年2月國務院辦公庁が公布した「農業部の郷鎮企業東西協力模範プロジェクト方案を批准したことに対する通知」（国务院办公厅转发农业部乡镇企业东西合作示范工程方案的通知）。

(70) 「土地請負関係を安定させ改善することに関する農業部意見を承認傳達することについての通知」（关于进一步稳定和改善农村土地承包关系的意见）。

(72) 嚴、前掲書、p.32。

(73) 同上。

(74) この會議で「中国共産党中央が農業と農村工作の若干重大な問題の決定に関して」（中共中央关于农业和农村工作若干重大问题的決定）が採択された。

(75) 1998年4月21日に江沢民が江蘇省で郷鎮企業を視察した際の講話である（新華社南京）。

- (76) 『農業と農村活動の若干の重大な問題に関する決定』。
- (77) 小康社会とはいくらかゆとりのある社会という意味である。
- (78) 「中華人民共和国農村土地請負法」第20条。
- (79) 「農民の収入増加を促進するためのいくつかの政策に関する党中央委員会、國務院の意見」。
- (80) 「農村事業の強化、農業総合生産能力の向上に関する若干の政策意見」。
- (81) 「全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国農業税条例」を廃止することにおける決定」。
- (82) 中国共産党中央、國務院が通達した「中国共産党中央・國務院の社会主義新農村建設の推進に関するいくつかの意見」。
- (83) 中国共産党中央・國務院が通達した「現代農業を積極的に発展し社会主義新農村建設を確実に推進することに関するいくつかの意見」。
- (84) 「農業インフラ整備を適切に増強し、農業の発展と農民の増収をさらに促すことに関する若干の意見」。
- (85) 農村の土地改革などの方針を盛り込んだ「農村改革推進の若干の重大問題に関する決定」。
- (86) 中国共産党中央・國務院が公布した「2009年における農業の安定的発展の促進および農民の増収持続に関する若干の意見」。
- (87) 「都市・農村発展の統一計画を強め、農業・農村基盤をいっそう固めることに関する若干の意見」。
- (88) 河原、前掲論文、p.3。
- (89) 同上、p.3~4。
- (90) 廖洪樂他『中国農村承包地調整』中国財政經濟出版社2002年、p.12。
- (91) 河原、前掲論文、p.4。
- (92) 廖洪樂他、前掲著、p.8。
- (93) 河原、前掲論文、p.6~7。
- (94) 同上、p.8。
- (95) 阮蔚「再び改革を加速した中国農政——食糧増産、直接支払い、農村行政体制改革を中心に——」『農林金融』農林中央銀行2004年12月号、p.74。
- (96) 都市と農村の所得格差について更に留意すべき点は、都市住民の「可処分所得」はその名のとおりにほとんど生活消費と貯蓄にまわされるのに対し、農民の「純収入」からは次期の農業生産のための種子・肥料等生産財購入費も賄う必要があるのに加え、都市住民が享受している教育・医療等の公的サービスを農民は自ら捻出しなければならないことを考慮すると、実質的な両者の格差はもっと大きいと考えられる。
- またバートルは、その論文「中国の都市化と社会の根底にある戸籍問題について」(三井物産戦略研究所「戦略研レポート2010年7月14日」p.2-3)により、「2009年の都市と農村住民の一人当たり純所得(都市住民は可処分所得、農村住民は純収入。ただし、純収入は家計の総収入から、生産過程などに支出した各種経費や公共負担を差し引いた額を指す)は、都市部は前年比9.8%増の17,175人民元(約23万円)、農村部は同8.5%増の5,153人民元(約7万円)と、いずれも増えているが、収入の格差は2008年の3.31倍から2009年は3.33倍と若干だが拡大しており、格差の額は2年連続で1万円(約13万円)を超えている。
- 公式統計では農村住民の純収入は、農業で得た収入に加え、財産性収入(預金利子など)や転移性収入(補助金など)も含まれるのに対し、都市住民の所得は株式や不動産投資など副業で得た収入は含まれず給与のみがカウントされているのが実情であるため、実際の格差はもっと大きいと言われている。」と指摘した。
- (97) 張玉林『転換期の中国国家和農民』財団法人 農林統計協会、平成13年11月9日、p.40-41。
- (98) 「人民日報」1992年10月17日第1版。
- (99) 嚴善平『中国農村・農業經濟の転換』勁草書房、1997年、第1章第4節「市場經濟下の農民・農業・農村問題」、p.42-48。
- (100) 陳錫文(中国共産党中央財經領導小組弁公室副主任)「当面中国の農業、農村と農民の問題」(当前我国的农业、农村和农民问题)『学習と研究』中国共産党中央政策研究室、2006年第1期。
- (101) 朱鎔基「政府工作報告」第10次全国人民代表大会第一次會議2003年3月5日
- (102) 顧益康・邵峰著、河原昌一郎訳「伝統農民の終結を加速：WTO加盟後の中国の“三農”問題の焦点」(加速终结传统农民：加入WTO后中国“三农”问题的焦点)『のびゆく農業』農政調査委員会(通号981)[2009.8] 解題、p.4。
- (103) 胡鞍綱：1997年米国マサチューセッツ工科大学の人文科学院客座研究員、中国科学院国情分析グループ研究員、中国科学院生態環境研究センター国情研究室主任、清華大学21世紀發展研究院教授、中国科学院国土と資源専門家委員、農業部ソフトウェア委員会(第2期)委員、国家計画生育委員会人口専門家委員会(第4期)委員、北京科技大学の兼職教授。
- (104) 「中華人民共和国憲法(2004年)」33条。
- (105) 同上、42条。
- (106) 同上、43条。
- (107) 同上、45条。
- (108) 同上、46条。
- (109) 張金生「わが国農村余剰労働力構成分析」(我国農村余剰労働力構成分析)『蘭州学刊』蘭州市社会科学院、2003年5月、p.72-73。
- (110) 同上、p.72。
- (111) 同上。
- (112) 同上。
- (113) 同上、p.72。
- (114) 同上。
- (115) 劉懷廉「農村余剰労働力の転換から農民工問題までの考察」(从“農村余剰労働力転移”到“農民工問題”的思考)『中国農民工問題』後記、人民出版社、2005年2月、p.358。
- (116) 同上。

第2章 戸籍制度の変遷とその核心

はじめに

中国では建国初期から、計画經濟体制の下で都市の工業化を優先的に進めるため、農村から都市への人の移動が厳格に規制されてきた。この移動規制は、1958年に公布された「戸口管理条例」による厳格な人口管理によって行われてきた。建国初期、食糧不足が深刻だったことから、1953年、中国共産党中央「糧食計劃收購と計劃供應の実行に関する決議」(「關於实行糧食計劃收購与計劃供應的決議」)により、食糧の政府による統一買い付け・統一供給体制(統購統銷)が実施された。このとき、政府が食糧を供給する範囲は県以上の都市と農村の集鎮の人口とされ、戸籍制度による人口コントロールの基礎となっていた。

中国の現行戸籍制度の基本的出発点は、1951年に発布された「都市戸籍管理暫定条例」と1953年の「口糧制度」、

さらに1958年の「戸籍管理条例」にある。それによって国民は農業戸籍と非農業戸籍に分けられ、都市戸籍の人たちは食糧など生活物資の配給を受ける特典を与えられるが、農村戸籍の人たちは都会に移住しても都市戸籍は取れないことになっていた。新中国建国初期に政府がこのような戸籍制度を実施した目的は、労働力を農業に引き止めて食糧生産を確保し、物資が欠乏している都市への人口集中を避けるためだった。しかし、改革開放以降、都市部に多様な経営形態による雇用機会が出現すると、多くの農民が都市に出稼ぎに出るようになる。特に、1984年から戸籍制度が若干緩和されたことにより、農村余剰労働力が大挙して都市に流入した。こうした現象を背景に、市場経済に適した労働市場形成のためには、人の自由な移動を認めるべきだとする主張が広まった。1997年以降は農村戸籍者の小都市への正式移住を認める改革が広東省などで行われ、最近では、河北省が都市と農村戸籍の区別をなくし、戸籍の自由化を宣言して注目されている。

温家宝首相は、2010年の全国人民代表大会での「政府活動報告」の中で、戸籍制度の改革をはじめ、都市と農村の一体的な発展の推進、農村住民の中小都市への移住促進、都市部における出稼ぎ労働者、すなわち「農民工」の待遇改善に重点的に取り組む方針を表明した。

中国の戸籍制度は、治安維持や国民登録を当初の目的に1958年に確立されたが、中国社会の変容と時代の変化に伴い、都市と農村を区別する制度となった。最終的には同じ国民でありながら、農村戸籍保有者は、都市戸籍保有者に比べ、移動の自由が制限されるだけでなく、医療や年金など各種社会保障システムの恩恵も受けられないという、今日の二元的社会構造が形成された。さらに、1978年から実施された都市重視の改革開放政策が追い討ちをかける形で、都市と農村の経済格差、所得格差を拡大する結果をもたらした。中国農業は農村問題・農業問題・農民問題からなる「三農」問題を抱えることになり、さらに農村から都市へ出稼ぎに出ている「農民工」の待遇問題も加わり、「三農」問題は中国全体の社会問題へと発展し、各種弊害を生み出した。本章では、中国戸籍制度の変遷を整理するなかで、前章で述べた「三農問題」と「農民工問題」との関わりについて検討していきたい。

第1節 戸籍制度問題

1 戸籍制度の背景

新中国の成立時、中国を取り巻く国内外の情勢は厳しかった。「国際的には米ソ対決が顕在化し、東西冷戦に伴う緊張は高まり、中国の内戦で共産党に敗れて台湾へ移った蒋介石・国民党政権はアメリカから巨額な軍事・

経済援助を受けて大陸への反攻を狙っていた。さらに、1950年6月に勃発した朝鮮戦争は米中関係の緊張を一層激化させた。誕生して間もない新中国は社会主義陣営の一員として、ソ連への傾きを強めざるを得ない状況にあったのであり、それは中国が本格的経済建設を始めた時から、ソ連を模範に重工業優先政策を採用した理由の一つである。もう一つの理由は、アメリカの対中国封じ込めに対抗するために、国防工業を育成する必要があるからである。このように、中国は欧米先進国の工業化過程——軽工業から資金と技術の蓄積を行い、その蓄積を重工業に投入する——という経路と異なった発展戦略で工業化を進め、初期の社会主義経済建設をスタートさせた。重工業優先政策は多額の資金を必要とするが、しかし、資金の絶対量は不足しており、ソ連からの援助資金も1956年から本格的返済を始め、それは農産物を輸出し、取得した外貨＝ドルを返済に充てるといったものであった⁽¹⁾。

以上の国際的、国内的状況のもとで、重工業のための資金の供給源は、農業部門に求めるしかない毛沢東をはじめとする中国の首脳部は考えた。政府は農産物への「統一買付・統一販売」（「統購統銷」）を通して、食糧等への統制を強め、確保した食糧及び「副食品」を都市住民に低廉な価格で提供し、それによって労働者の賃金を低く抑えると同時に、農産物加工品、軽工業品を消費者に高く販売し、その収益を重工業に充てるといった蓄積構造を作り上げた。しかし、重工業の発展による雇用機会の拡大は限られているため、農村から都市への流入人口の急増は、都市の失業者の増加と消費財・社会福祉サービスを提供する国家の財政負担を増大させた。したがって、計画経済システムのもとで、前述の重工業優先発展戦略に基く蓄積構造を有効に機能させ、国家の財政負担の減少と、農業労働力の確保を図るために、農民を農村に固定し、農村から都市への人口移動を阻止する必要があったのである。その行政的手段が戸籍管理制度に他ならない。こうした中で、1958年1月9日、「中華人民共和国戸籍登録条例」が正式に公布された。

新中国の戸籍制度は、1958年に公布された「中華人民共和国戸籍登録条例」を中心とし、食品糧油の定量供給制度、労働就業制度などの補助的措置を加え、さらには、教育、転職、通婚、子女の戸籍所属などに関する多くの具体的規定を含め、都市に多くの利益を分配し、そのため社会生活に関わる多くの領域と措置と関連する、厳密な組織を持つメカニズムになった。政府の多くの部門はこの戸籍制度を中心に、その機能を執行する⁽²⁾。つまり、新中国戸籍制度は、当時の国際・国内状況、さらに新中国成立後の重工業優先発展戦略と計画経済体制の構築という国家目的によって必然的に導かれたものと言えよう。

2 戸籍登録条例と1954年憲法との矛盾

「中華人民共和国戸籍登録条例」は「中国の現状と実際の要求から出発し、中華人民共和国憲法第49条第12項により、国家利益の保護、公共秩序の維持、国民権利の保障の方針に基づいて制定された。この条例を実行することによって生み出される国家建設と人民生活に対する作用は以下の3点である。

第1には、速やかに全国の人口分布、増減と変動状況を把握し、わが国の社会主義建設を計画的に行うために、国民経済計画を編成し、正しく「統一買付・統一販売」を執行し、労働就業と労働力の分配を計画し、計画出産を管理するなどの重要な政策措置に人口資料を提供する。

第2には、公民の身分を証明し、人民の政治生活と社会生活の合法権利と利益を保護する。例えば、人民の選挙権と被選挙権の保護、人民の正当居住と移動自由の保護、人民の労働就業と教育、食料購買などのために証明することなどである。

第3には、治安管理上の不備を改善し、反革命分子とその他悪分子の破壊活動を防止し、国家建設と人民生活の安全を保護する。

以上の作用からみると、戸籍登録条例は行政管理上必要とされる重要な措置であり、国家の社会主義建設に従事し、人民の利益に関わるものであった⁽³⁾。

しかし、「中華人民共和国戸籍登録条例」によると、「公民が農村から都市に移転する場合、かならず都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市戸口登記機関の転入許可証明書を持参し、常住地の戸口登記機関に申請して転出手続きをとらなければならない」とされている⁽⁴⁾。しかし、この規定は、当時(1954年)の憲法と完全に矛盾している。憲法で保障されている居住・移転の自由と、「中華人民共和国戸籍登録条例」の規定による移転の制限という矛盾した事態について、当時の公安部長である羅瑞卿は次のように説明している。「すなわち農村人口の盲目的流出、公民の外出・寄留時間の規定等、一部の拘束的規定は、国家の統一的計画に従い、6億人の政治的権利と経済利益を保障するためのものであり、大多数の人民の民主・自由と抵触するものではない。憲法が定めた自由は大多数の人民の自由であり、少数の人々の自由ではない。もし少数の者の絶対的自由を許し、国や集団の利益を無視する盲目的移転を認めれば、国家の統一的計画・方針と社会主義建設の実行が妨害され、その結果、必ず大多数の人民の居住と移転の自由が妨害されることになる。ゆえに、少数の者の不合理な流動を制限することは大多数の人の正当な居住と移転の自由を保障するためのものである⁽⁵⁾。

この他、違反者に対する厳しい処罰は「中華人民共和国戸籍登録条例」のもう一つの特徴である。「戸口を申

告しない場合」、「戸口を偽って申告した場合」、「戸口証明書を偽造・変造・譲渡・貸与・売却した場合」、「旅館の管理人が、規定に従い旅客登記を行わない場合」等は、法に従い治安管理处罰を与え、または刑事責任を追及すると定めている⁽⁶⁾。そして、この条例は名目上戸籍登録制度であるが、実際には、法律の形式で、いっそう全国の戸籍登録管理制度を規範化するだけではなく、全国の都市と農村の統一的な正式戸籍制度を形成した。そして、都市と農村住民の各権利、例えば就業、食糧と食用油供給、社会福祉なども戸籍制度と関連づけられていた。

こうした中で、1954年9月に全国人民代表大会で可決された「中華人民共和国憲法」では、国民の権利として「移転の自由」を認めたが、戸籍管理制度の実施によってこの条文は有名無実化したと言える。1975年の憲法改正では、現状追認という形式で、「移転の自由」に関する条文そのものも削除された。結局、伝統的戸籍制度による二元社会構造下で、一方で、都市住民は政府の行政下でさまざまな保護を受け、就業から社会福祉まで生活に必要な基本条件を保障されることになったが、他方で、農民は食料調達から医療まで、あらゆることについて、自ら調達しなければならない状況となった。

3 戸籍制度による都市と農村の格差

先に述べた羅瑞卿のように、都市戸籍と農村戸籍の区分による様々な権利格差を「少数者の自由の制限＝大多数の自由の保障」という「数の論理」によって説明することは牽強付会と言わざるを得ない。なぜなら、政府が農村から都市への移転を制限するために作った「中華人民共和国戸籍登録条例」の制限対象は、「少数派」ではなく、当時、人口の8割以上を占める農村人口だったからである。戸籍制度に基づいて、都市部と農村部にどのように格差をもたらされたかについて、以下詳しく見てみよう。

1988年、戸籍制度が実行されてきた30年について、舟蓮村は、次のように論じている。「建国当初、農民は城郷の間の格差と不平等に気が付き、市民の優れた生活条件と安定収入への憧れから都市へ移動し始めた。更に、自然災害により大量の難民を生み、餓死への恐れや生存本能により、都市への移動が拡大した。このような流動を制限するために、国務院、内務部、中共中央(中国共産党中央)は、1956年から1957年の一年間で6回に渡り、農村人口外流の制止について指示を出した。各種強制政策を通じ、農民の都市への移動を禁止し、更に1958年1月「戸籍登録条例」を公布し、城鎮と農村との2種類の居住区を分けた。そして、戸籍制度および、その他の補充政策のもと、一般の農民は実際に居住地選択の自由と自由移動の権利を失い、やむなく、指定される特定地域＝農村に住むことになった。1981年人大常委会(人民代表

大会常務委員会)が、都市戸籍の犯罪者の都市戸籍を削除(農村戸籍となる)することを決めたことにより、農村戸籍者は、犯罪者と同等の居住権利を持つものとされ、逆に農村戸籍をもつ知識のある人材、知識人の家族、子女は都市戸籍に転換できるとした。こうしてみると、法律と政策上、戸籍は高低の区分、尊卑の差別を表しており、農村戸籍を持つ人は国民以下とされたと解される。昔は農民で、ある機会に都市に入ったものでも、不平等な待遇が残る。中国で、工齡(工業に従業する年数一筆者)は職稱の評価・昇格昇給・住宅配分など福祉待遇のほとんど唯一の根拠である。農民は、農齡(農業に従業する年数一筆者)しかないため、国家にいくら食糧と綿花を提供しても、その従農時間は工齡ではない⁽⁷⁾。「……文化大革命の時、城鎮戸籍をもつ子女は、父母問題により下郷したあと都市に戻り仕事をする場合、本人の農村での労働時間は、都市での労働時間と合計することができ、連続した工齡として扱われる。逆に、農民戸籍の者で国家政策によって他の農村まで派遣された者は、都市に戻り仕事をする場合、農村での労働時間は、都市での労働時間と合計することができないし、工齡として扱われない⁽⁸⁾。「……経済地位からみると、社会主義社会の農民は搾取されるものと言うと、言い過ぎかもしれないが、以下のデータにより農民収入は市民の半分に過ぎないことを証明することができる。1986年を例とすると、都市の一人当たりの収入は828元、農村一人当たりの収入は424元であった。農村の424元は、正確なデータではないため、それ以下である可能性も高い。そうすると城鎮一人当たり、実際の収入格差は404元以上と考えられる。北京市の1987年の財政補助は19.6億元、市民一人当たり327元であるが、農民は補助金がない。市民の住宅は国家のものであり、1985年で一人当たり7.92元の家賃を支払い、農民の住宅は自分で建て、1985年で一人当たり住宅の支出は、39.46元であった。1985年、全国民企業一人当たりの医療衛生費用は73元、農民は個人負担となる⁽⁹⁾。「……以上の簡単な対比から考えれば、城郷の格差はただの404元ではないだろう。経済地位の不平等は、労働に応じて分配する結果と言われるが、これは間違いである。30年以來(1949年から1978年)、農産品価格鉅状格差の形式を通じ、経済の方法として農民から6億元を奪い、これは労働に応じた分配ではない。もし、この6億元をすべて農民に返すとすると、農村の状況は今日とは異なるものとなっていよう。もし、この6億元を都市に投資していなければ、都市も今日とは違っていよう⁽¹⁰⁾。「……憲法により国民は、教育の義務と権利がある。しかし、城郷の住民は、教育権利に関して平等とはいえない。能力不足の教師、粗末な校舎、傷んだ机、簡易な授業道具など、農村の教育レベルは都市に比べてはるかに低い。しかし、進学問題については、農村は都市

より有利に扱われる。」⁽¹¹⁾。「……成人教育についていうと、国家は、一人の幹部、もしくは職員を育てるために、何千元の給与福利費用、何千元の学費をかける。農民は、勉強したくとも、この恩恵に与るのは非常に難しい⁽¹²⁾。「……医療衛生面について、城郷の間には同様の関係がある。二つのデータをみれば、一目瞭然である。統計によると、全国衛生隊431万人の(1985年)うち、農村には173万人(1986年)が配置され、173万のうち113万は赤脚医者(独学で学んだ医者一曹)である。城郷の人口比は2億:8億であった。……文化体育などの福利事業についても、農民の状況は厳しい……」⁽¹³⁾。

以上のように、舟は、中国の農民が、都市住民に対して身分上の高低と尊卑関係の下に置かれ、明らかに不平等な地位に置かれていることを主張している。

また、郭書田らは、城郷制度の不平等性について、戸籍制度、食糧供給制度、副食品と燃料供給制度、住宅制度、生産資料供給制度、教育制度、就業制度、医療制度、養老保険制度、労働保護制度、人材制度、兵役制度、婚姻制度、出産制度という14項目からなる具体例を挙げている⁽¹⁴⁾。

その後、中国の発展とともに、戸籍制度も古い制度を削除したり、新たな制度を付け加えたりしている。この点を踏まえ、現行の戸籍による差別的待遇について、田曉利は、以下の10項目⁽¹⁵⁾を列挙している。

- ① 「主食供給」:都市戸籍所有者(都市住民)に対する主食の低価格かつ安定的供給を保障するために、中国政府は毎年、財政支出の中から200億元の補助金を充てているのに対して、農村戸籍所有者(農民)の主食の需要には何の保障も行わない。農民は事実上、自給自足の生活様式を余儀なくされた。
- ② 「副食品・燃料供給」:都市戸籍所有者は、配給切符を政府から支給され、低価格の配給品を享受することができるが、農村戸籍所有者は、政府から配給切符を支給されない。
- ③ 「住宅供給」:都市戸籍所有者は、企業所属の労働者であれば、企業から低価格の住宅供給を享受できるが、農村戸籍所有者は、住宅建設費用の全額を自弁しなければならない。
- ④ 「教育費用」:都市部の初・中等教育は、政府からの財政支援があるため、学費徴収がきわめて低い。しかし、農村部の初・中等教育は、政府の財政援助がないため、就学者個人(実際は保護者)が諸費用の全てを負担しなければならない。
- ⑤ 「医療」:都市部では国有企業労働者は労働保障医療制度を、公務員・教員・軍人は全額の公費医療制度を、その他の都市住民は公費医療を享受することができるのに対して、農民は全額自己負担が基本原則である。
- ⑥ 「退職金支給」:都市部の国有企業労働者は、定年退

職後に勤務年数に応じて、退職金を企業から支給されるが、農民はその対象外とされた。

⑦ 「労働保険(労災)」: 都市部の国有企業労働者は、労働保険制度の適用対象になるが、農民はその対象外とされた。

⑧ 「兵役」: 都市戸籍所有者は、退役後、政府の人事部門による職業斡旋を受け、都市部の公務員になることができるが、農村戸籍所有者は退役後、農村に帰還しなければならない。

⑨ 「婚姻」: 都市戸籍所有者と農村戸籍所有者の結婚自体は禁止されていないが、農民の女性が都市住民の男性と結婚した場合、実質的に都市に居住することはできず、しかもその子女は母方の農村戸籍に編入される。

⑩ 「就業」: 政府は、都市戸籍の労働適齢人口に対して職業斡旋の義務を負うが、農村戸籍の労働適齢人口に対するその義務は負わない。

以上見てきたように、「中国の都市と農村のそれぞれにおいて、まったく異なった2種類の身分制度・教育制度・就業制度・公共サービス制度および財産配分制度が存在」し、「都市部の住民と農村部の住民は、同じ国民でありながらも異なった別々の社会システムのなかで生き、異なった国民待遇を受ける」⁽¹⁶⁾ ことになったのである。換言すれば、農民は事実上の「二等国民」の地位におかれ、都市住民に付与されている当然の権利が保障されておらず、都市とは隔絶した農村社会の中に拘束されることになったのであった。

なぜ、このような不平等が生じたのか、舟蓮村は3つの原因を指摘する。「第1には、農民に対する搾取は、工業発展にとって必要な手段である。現代社会は工業化社会であり、農業社会の時代は終わったと言える。国家の先進と落伍を判断する基準は、主に工業であるため、中国解放の当初から都市建設と工業発展を強調している。そして、農業は徐々に必要性が失われる。農業国は、工業社会を実現するために、必ず資本蓄積の過程を踏まなければならない。このような蓄積は、目的は一つであっても、手段は様々である。……中国では、鉅状格差にたより、都市を中心とした計画経済のもとで、農民は都市の需要に従って、農業生産を行い、自主性が与えられていない状況であった。農産物に対して、国家は価値以下の価格を決定し、農民はこれに従わざるを得なかった。工業生産品の価格は、常に上昇しているが、農産品の価格は同じである。前にも述べたように、30年にわたる鉅状格差の総額は6億元以上であることに對し、生産設備総投資が6億元となっているのは偶然ではない。これは、中国農民の国家工業化に対する貢献であり、鉅状格差を実施した結果である。農村は搾取され、都市は利益を受け、城郷格差は意図的に拡大された。城郷住民の労働強度と収入は反比例し、城郷の生活水準は著しくかけ離れ、

工農の格差も意図的に拡大された。

第2には、農民に対するコントロールは、社会を安定させるためである。農民の理解力は低いが、このような一目瞭然の不平等には気づき、自分の現状に不満をもち、できるだけ自分の身分を上げていくことを望んでいる。50年代中期、このような流動は更に拡大した。いわゆる「盲流大軍」である。そして、国家は各種の政策を通じ、農民の農村滞在を強制した。周知のように大量の農民が都市に入ると、市民との仕事の争奪戦になり、市民の仕事と生活に影響する。都市の安定は、政権の安定であり社会安定の基礎である。こうしたなか、戸籍制度実施後、全ての純粋農民は、都市に入る機会を失うとともに、都市募集制度、供給制度、農村食糧制度、工分制度などの制度の完備により、農民は更に農村に縛られた」⁽¹⁷⁾。

「第3には、政治運動は不平等がもたらされる政治要因である。度重なる政治運動は、人々に災難をもたらし、大躍進と文化大革命は、国民経済に6,000億円の損失を与えた。このような、莫大な損失に対して、我々は公開するのを恐れ、逆に隠そうとした。そのため、農民の利益を犠牲にして、都市の物価安定、市場の繁栄を維持した。文化大革命のなか、農民は中国で唯一「非労働不食」の法則に制約される人として、生きるための最低限の食料のみを残し、都市部へ食糧を提供しなければならなかった」⁽¹⁸⁾。

「以上のような不平等状況は、また思想根拠にも関わる。階級分析の観点からみると、農民は革命の成功を導くものではない。農民は、必ず導かれるものである。戦時には農民は重要な戦力となる。平時には、農民を農地に縛り付けることによって、農産物のための生産力になる。そして、中国共産党第7期中央委員会第2次全体会議で、党の工作重点は必ず農村から都市へという基本思想を確定した。つまり、都市工作が工作の中心であり、農村工作は不要な地位におかれ、農民の地位と権利は、軽視された」⁽¹⁹⁾ のである。

つまり、舟の主張によれば、農民工の不平等地位は、殆どの国が工業化を進めた時と同様に、ある程度の農業犠牲が必要となることに起因する。しかし、その後、農業への援助と保護も必要となる。中国の革命と経済発展は全面的に農民に頼ることになった。農民は、戦時の競争力と平時の農産品生産力として存在したのである。現行(1988年まで)政策も農民へのコントロール=社会安定と考えているので、当然、農民を農村・農地に縛る必要がある、そのため、戸籍制度が生じたのである。最後に、くり返された政治運動の損失に対して、農民の利益を犠牲にし、都市の物価安定、市場の繁栄を維持するという「重工業軽農業」、「農村からの搾取、都市への支援」などの対策を行った上で、農民と都市住民の不平等な地位が生じたと考えられる。

また現状からみても、1998年以降も、農業からの搾取や都市への援助が続いている。確かに、WTO以降、農業に対する重視は上昇している。特に、2004年から、毎年の一号文書が必ず「三農問題」をテーマとし、農業・農村・農民問題の解決を積極的に提起している。しかし、今日、農村所得と都市所得はまだ1:3のままであり、農村のインフラは都市より遅れ、さらに農村余剰労働力の受け皿となっていた郷鎮企業の低迷により、農村の余剰労働力は大量に出稼ぎせざるを得ないのである。このように考えると、計画経済の下で生まれた戸籍制度は市場経済の発展に適合しない点が現れ、さらに市場経済を発展させるために重要である労働力移動の自由をおさえる役割をはたしており、都市と農村を峻別する戸籍制度は、中国の近代化を妨害していると考えられる。

この点について、舟は「解放後、指導思想はずっと工業を主としてきた。農業は基礎であるが、ただの基礎として存在するだけで、完備されていないということが数十年の実践から分る。農業は都市発展の原動力とし、提供と支援を行っているが、しかし、都市の発展と農産物の生産量を上昇させる場合、農業から更に利益を取りたい時だけ、農業をある程度完備する。

工業を重視し、農業を軽視することと、城を重視し、郷を軽視することは一つの心理要求とバランスの結果である。政府機関、重要な機構は主に都市にある。政府として、都市の建設は、政府の業績に関わる。更に都市部への観察も頻繁にあることにより、速やかに都市部の完備をしなければならないという考えもある。農村は、政府から遠いため、おきざりにされた。

社会組織メカニズムからも、問題がある。各級政府機構のなかで、農民利益を保護してくれる代表者が少ないという状況がある。……今日工人は、工会があり、学者は学会があり、作家は作会があるが、農民は自分の組織がない。……農民は、蔑視に反発し、平等を要求する。無産階級の任務は、階級と三つの差別を廃止することだが、この任務は単なる目標ではなく、実践する必要がある。近代化の意味は、都市発展と農村停滞ということではない。そして、城郷の格差を縮小し、工農の差別を縮小し、城郷の共同に前進するのは目前の重要な任務であり、改革開放の重要な目標である⁽²⁰⁾と指摘した。

舟の主張したとおり、「城郷の格差を縮小し、工農の差別を縮小し、城郷の共同に前進する」、換言すれば「新農村建設、農民収入の増加、工業から農業への援助」は、目前の重要な改革項目と目標であり、さらに改革開放の本来の意味を示しており、中国の現代化を実現するための一つ必須条件であると考えられる。

つまり、第1章で明らかにしたように、毛沢東時代の中国では、工業・農業間、都市・農村間に存在する格差を人為的に消滅し、豊かな平等社会を築き上げることを

社会主義の目指すべき目標とした。しかし、所得分配の基本理念とされた「均富論」はミクロ的「分配の悪平等」を恒常化させただけでなく、マクロ的「経済の非効率」をも招いた。計画経済時代にわたって、富国のための重工業発展が優先され、国民経済は全体としていくつが強化したが、大多数の国民、特に農民が絶対的貧困を共有させられただけに終わったといえる。鄧小平時代に入ってから、「均富論」にかわる「先富論」が登場した。1978年から開始をしている改革・開放の改革政策は農村部から始まった。これまで人民公社に束縛されていた農民を解放し、収穫の一定量を国に収めれば、後は自由に売れることになったことで自由市場が発達した。これにより農民の収入が増大し、農村部の経済発展につながった。開放政策は1980年に深圳・珠海・汕頭・廈門の4都市が経済特区となったことで始まる。経済特区は関税の免除、優遇税制、完全な外資の許可などで積極的に外資導入に動いた。1984年には経済技術開発区を大連・天津・上海・広州など沿海主要14都市に設けた。この沿海部の開放により「社会主義市場経済」を公認する「経済体制改革に関する決定」が採択され都市部でも改革が開始されるようになった。沿海14都市と長江デルタ、珠江デルタ、などがまず対外開放地区に指定され、のちに沿海ベルトへと拡大した。鄧小平の目指す経済開発は、まず物質的豊かさであり、次に中国を国際社会における経済大国にすることであり、その手段として、資源再配分システムを序々に市場主体に切り替え、絶対平等主義（均富論）を否定して、先に豊かになれる地域や人から豊かになること（先富論）を志向した。こうした経済開発理念の下、農村改革、企業制度改革、価格改革、労働移動の自由化、所有制度の自由化、対外開放といった一連の改革・開放が進められた。さらに、都市重視の経済政策を行うことにより、都市部と農村部との発展格差を与えるきっかけとなったと言える。

そして、1990年代以降、「先富論」は、「効率優先、公平にも配慮」という言い回しに変わっているものの、社会効率の向上を実現しようとする分配制度の基本方針は変わっていない。「労働価値論」に基づく「各人は能力に応じて働き、各人は働きに応じて受け取る」という貢献度原則が見直され、労働所得を主としながらも、非賃金所得（家賃、利息、配当などの財産収入）の正当性も認められている。しかし、今日、改革の目標とされた「ミクロ的経済効率の向上」はある程度実現されてはいるものの、「マクロ的社会公正・平等」が大きく後退しており、都市・農村間の格差、地域間の格差に加え、所得などの格差も急速に拡大したと言える。

このような格差を招いた重要な原因として、法律的に都市と農村を峻別し、制度的に過剰人口を農村・農業に押し込めている戸籍制度の存在がある。以下、戸籍制度

の変遷について従来どのように論じられてきたか、代表的な主張を整理しよう。

第2節 戸籍制度の変遷

陸益龍は、「中国の戸籍制度については、1949年以前と1949年以後を分ける」⁽²¹⁾としているが、建国前後で戸籍制度が異なるのは当然であり、今日の農民工問題を論ずる場合の時代区分としては用をなさない。

これに対して、張洪英は、その論文「戸籍制度の歴史と改革」において、戸籍制度改革を三段階に分けている。第1段階は、戸籍制度が確立する1958年以前の1949年から1957年に至る「自由移動期」である。第2段階は、戸籍制度が確立し、主として農民の都市への移動が禁止された時期である。第3段階は、改革・開放以降の1979年から今日に至る戸籍改革期であり、主として小城镇戸籍制度改革期であるとしている。

大量の農村余剰人口の存在と貧困などの「農村病」の原因は、城郷分割の二元戸籍制度にあるとし、中国戸籍制度の改革のためには、第1に、全公民の自由な移動と居住権の回復が必要であり、それを保障する「中華人民共和国戸籍法」を制定し、半世紀にわたり実施してきた現「戸籍登記条例」及び関連法規を廃止し、第2に、戸籍は、人口の社会的管理のためのものであり、国民の社会的待遇や福祉などとの関係を断ち切り、第3に、全国的な統一労働市場や就業制度を定めるなどの改革が必要である、と述べている。

張洪英は、現行の戸籍制度が大量の農村余剰人口の存在と貧困など「農村病」の原因となっている、と指摘している。また戸籍制度の改革に関して、全公民の自由移動と居住権の回復、人口の社会的管理以外に、国民の社会的待遇や福祉などとの連動性を断つこと、全国的な統一労働市場や就業制度を定めるなどの改革が必要と提案している。つまり、最終的に、戸籍制度が憲法に違反している点を撤廃すべきであり、また本来機能以外の機能を停止すべきであるとしている⁽²²⁾。全国の統一管理が必要であるという張洪英の主張には基本的には賛成であるが、しかし、最終目的であるとする戸籍制度の改革に関しては、改革開放以降に進行してきた戸籍制度の部分的な変化など、今少し具体的な分析を踏まえた上で、改革の方向を示すべきであると筆者は考える。

万川は、その著「現代中国戸籍制度改革の回顧と思考」⁽²³⁾で、戸籍制度の改革過程を4段階に分類している。第1は、戸籍制度の形成過程(建国～1957年)、第2は、戸籍制度の変化過程(1958年～1978年)、第3は、戸籍制度の初歩的改革過程(1979年～1991年)、第4は、戸籍制度の改革深化過程(1992年以降)であるとしている。

万川は、張の分類にある、1992年8月公安部「当地有

効城镇戸籍制度実施に関する決定」を重視し、戸籍制度改革を4段階に分けている。上述の張に比べてより詳しく第3段階を分析したものとなっている。

また、馬福雲は、その著「中国戸籍制度改革及び将来政策発展」⁽²⁴⁾で、戸籍制度の発展過程を4段階に区分している。第1段階は、戸籍制度の初級形成過程(1949年～1957年)であり、第2段階は、戸籍制度の二元時代(1958年～1978年)であり、第3段階は、戸籍制度の緩和と改革時代(1979年～2000年)であり、第4段階は、戸籍制度政策調整の新措置(2001年以降)であるとしている。

馬福雲は、戸籍制度の発展過程を4段階に区分しているが、その根拠は、2001年3月30日、国务院は、公安部の「小城镇戸籍管理の制度改革推進に関する意見」を重視したことにある。万川の戸籍制度改革に関する分類が馬福雲と異なっているのは、万論文が1999年に書かれたものであり、2000年以降の変化を捉えていなかったことによるものであろう。また、万が重視したのは、1992年8月に公安部が発表した「当地有効城镇戸籍制度実施に関する決定」において、城镇戸籍制度の範囲は、小城镇、経済特区、経済開発区、高新技术産業開発区であり、対象となるのは(香港、マカオ、台湾など)中国系商業の親族、起業家、農地が工業用地となった農民であり、その方法として「藍印戸籍」⁽²⁵⁾を実行するとしたためである。「藍印戸籍」という、従前には無かった中間的移動戸籍を認めたことを重視したためであろう。しかし、後に見るように、1979年以降、戸籍制度改革は「前進と後退」を繰り返しつつ、1984年10月の国务院の「農民が集鎮に定住し、また戸籍を取ることにする通知」以降、徐々に初歩的改革を実行してきた経過がある。そのように戸籍制度改革の歴史を捉えるならば、馬福雲の分類が妥当性を有するであろう。問題は、馬の第3段階、戸籍制度の緩和と改革時代(1979年～2000年)について、その内容を具体的に検討し、馬の第4段階、戸籍制度政策調整の新措置(2001年以降)以降の変化をどのように考えるかである。

さらに、王文録は、その著「戸籍制度50年」⁽²⁶⁾で、人口移動制限の強弱によって、新中国の戸籍制度を次のように3段階に区分している。新中国の創立後、国家は土地改革を行い、封建時代に土地を通じて人口移動を縛ってきた基礎を根絶したことに基づいて、「反革命分子肅清」、就業配属、食糧計画供給、および公共秩序の保護と政治発展の必要に従い(都市戸籍の管理は、基本的に公安機関が担当し、戸籍登記、戸籍簿の発行、「反革命分子」の肅清、職業分配、食料供給計画及び公共秩序の維持はほとんど一体となっていた。また農村では、地方政府が部分的に戸籍管理業務を担当し、その多くは政治・経済上の目的を含んだものであった)、新しい戸籍制度を創立

した。第1段階は、人口の自由移動段階である（1958年以前）。この段階、戸籍制度は比較的濃厚な政治色を付け加えるが、しかし当時の戸籍機能は最も基本的な社会管理——人口登録と人口統計である。この制度は1949年《共同綱領》と1954年の憲法精神を体現していて、公民の居住と移動は、比較的自由であった。第2段階は、人口移動のコントロール段階である（1958年～1978年）。第3段階は、人口移動と流動を緩和する段階である（1978年以降）。

王の分類は非常に簡明であり、正当であるが、しかし、より詳細な展開が必要であろう。またその各段階での変化について、説明不足の点が見受けられる。

パートルは、その論文「中国の都市化と社会の根底にある戸籍問題について」⁽²⁷⁾において、戸籍制度をおおむね五つの時期に分けてとらえている（表2-1参考）。第一期（1949年～1957年）では、治安維持や国民登録が主目的であったため、国民の移動は制限されていない。第二期（1958年～1977年）では、都市部で食糧や日常物資の供給が逼迫し配給制になったことや就業機会が少なかったことにより、国家が配給する食糧を受ける人とそうでない人を厳格に区別するようになり、前者が「非農村戸籍」（都市戸籍）、後者が「農村戸籍」となり、移動が厳しく制限された。第三期（1977年～1992年）では、改革開放政策の実施などにより農業以外の収入を求める農民に対し、政府は暫定的な都市戸籍を与えるなど、移動制限を緩和した。第四期（1992年～2000年代）では、1992年の鄧小平氏の「南巡講話」に象徴された改革開放政策が新たな段階に入った時期、一部地域で都市・農村戸籍一本化の実験や、中央レベルでの構造改革などにより戸籍制度改革への試みがなされた。そして、第五期（2010年～）では、2010年の全国人民代表大会で中小都市への農村住民の移住促進による都市化の推進が打ち出され、戸籍制度をめぐっては新たな局面を迎えている。

パートルは、この5人の中で最新の論文であることもあり、時期を5段階に分けている。内容も詳細にわたっており、戸籍制度を理解する上で便利なものである。

以上見てきたように、張洪英、万川、馬福雲、王文録およびパートルの戸籍制度改革に関する分類は、ほとんど同じ根拠に基づいていることは明らかである。彼らは、

1958年に戸籍制度が成立し、その後1978年の改革開放以降、段階的に制度が緩和されてきた、と見ている。

筆者も、大きな段階区分としては、これに異論はないが、より詳細な過程を整理した結果、次のような6段階分類を行った。

第1段階は、戸籍制度の形成段階である。その経過は以下の通りであった。

1) 1950年8月12日、公安部は、「特殊人口の管理に関する臨時方法（草案）」を施行し、主に反革命分子或は可疑分子に対して、社会治安と安全保障上の監督とコントロールを行うとともに、国家の人口管理と建設のために人口資料を提供する⁽²⁸⁾。

2) 1950年11月、公安部長である羅瑞卿は、「戸籍工作は1つの基本原則があり、つまり人民の自由を保障し、合法的最大限度で人民に便利を与えることである」と指摘した⁽²⁹⁾。

3) 1951年7月16日、公安部は「都市戸籍臨時管理条例」を公布した。これは建国後、初の戸籍法規で、全国都市部の戸籍管理制度を基本的に統一し、いっそう統一的に都市戸籍登録と管理を規範に合わせた。この法規の目的は、主に都市の公共秩序を創設し、都市の経済建設を回復することであった⁽³⁰⁾。

4) 1953年4月3日、政務院は「全国人口調査登録方法」を通達した。内容は常住人口の6項目調査と登録である。これは中国の第1回の国勢調査であり、その結果から農村部における戸籍管理体制の基礎が確立された⁽³¹⁾。

5) 1953年10月16日、中国共産党中央と国務院は「中国共産党中央の食糧の統一買付と統一販売に関する決議」を通達し、食糧の買付と供給の範囲を規定した。中国では1953年に実施された統一買付・統一販売（「統購統銷」）制度によって、農民からの食糧買付、食糧流通・加工、都市での食糧配給など、食糧流通にかかわるすべての部門は、1978年に至るまで一貫して国家によって独占されてきた。統一買付・統一販売制度の具体的な政策内容は、以下の3点に要約される。すなわち、①食糧生産農民は国家が規定する品目・数量・価格に基づき、食糧を国家に販売する（統一買付）、農業税および国家の統一買付以外の食糧は自由に処分してよい、②都市住民と農村の食糧不足農家の自家消費食糧および食品工業・

表2-1 中国の戸籍制度の変遷

区分	時期	内容の遷移
第一期	1949～1957年	国民に住居と移転の自由が認められた時期
第二期	1958～1977年	農村から都市への移転が厳しく制限された時期
第三期	1977～1992年	移動制限が緩和された時期
第四期	1992～2000年代	戸籍制度改革の試み
第五期	2010年～	中小都市への農村住民の移住促進による都市化の推進

出所：パートル「中国の都市化と社会の根底にある戸籍問題について」三井物産戦略研究所「戦略研レポート2010年7月14日」p.2。

飲食業などの必要食糧は、国家が計画的に配給する（統一販売）、③食糧流通あるいは加工に携わる国営・公私合営・合作社経営のすべての商店・工場は、国家食糧部門の管理下に入る。食糧流通または加工に携わるすべての商店・工場は独自の活動を禁止され、食糧部門の委託販売あるいは委託加工のみ許される、というものであった⁽³²⁾。

6) 1954年、内政部、公安部と国家統計局の共同通告により、全面的な農村戸籍登録制度が創設された。内務部が登記業務を、国家統計局が人口統計資料の収集などを、それぞれ担当することになった⁽³³⁾。

7) 1954年9月、中国最初の社会主義憲法が採択・公布され、その90条において公民の居住・移転の自由を定めている。居住・移転の自由を規定する文言が盛り込まれたのは、唯一1954年憲法のみであり、後の1975年、1978年及び1982年憲法では、いずれもこの条項が削除された⁽³⁴⁾。

8) 1955年6月、国務院は「恒常の戸籍登記制度の確立に関する指示」（「關於建立經常的戸口登記制度的指示」）を通達した。全国の都市、集鎮、郷村はすべて戸籍登録制度を創設しなければならないとし、それによって全国の都市と農村の戸籍登録を統一した。さらに国家による農村労働力に対するコントロールを強化したが、その主眼はやはり人口の変動状況を把握することにあり、人々の移動・移住を制限するものではなかった⁽³⁵⁾。

9) 1955年、「都市食糧の定量供給に関する暫定方法」を通達し、穀物供給、食糧配給切符と食糧と食用油証明転換の管理制度を定めた⁽³⁶⁾。その年、国家は「都市と農村の基準区分に関する決定」を通達し、第1回都市と農村に対して定義と区別を行った⁽³⁷⁾。

10) 1956年2月には、全国の戸籍登記管理及び人口資料の集計管理などがすべて公安部の管轄に一本化することになった⁽³⁸⁾。

11) 1956年、初めての全国戸籍工作会議が開催され、全面的な戸籍制度により国家による労働力管理の主要な機能を確立した。戸籍管理に関する3項目の任務を確立した。すなわち、①公民の身分を証明する、②人口センサスのための資料を提供する、③反革命分子及び各種の犯罪分子の活動を防止する機能が明確にされた⁽³⁹⁾。

12) 1957年春から、農村人口の外流が進んだことを受け、国家は一連の「盲流」コントロールに関する指示を出した⁽⁴⁰⁾。

13) 1957年12月18日中共中央・国務院の連名で発された「農村人口の盲目的流出の制限に関する指示」（「關於制止農村人口盲目外流的指示」）は、それまでの説得や呼びかけに比べ一段と厳しいものとなっている。その内容を列挙すると、①「盲流」を制限するために、民政部を中心に公安・鉄道・交通・商業・食糧等の部門が参加す

る専門機関を設ける。②鉄道・交通部門は主要な鉄道沿線で厳しくチェックし、農民の流入を阻止する。③民政部は都市や工業地域に流入した農民を農村へ送り返し、彼らの乞食を厳禁する。④公安機関は戸籍管理を厳格に行い、流入した農民に都市戸籍を与えてはならない。⑤食糧部門は都市戸籍を有しない人に食糧を供給してはならない。⑥都市部のすべての企業は無断で労働者を募集してはならない、等が盛り込まれている⁽⁴¹⁾。

14) 1958年1月9日、「中華人民共和国戸籍登録条例」が正式に公布された。この条例は名目上戸籍登録制度であるが、実際には、条例は法律の形式で、いっそう全国の戸籍登録管理制度を規範化するだけでなく、全国の都市と農村の統一的な正式戸籍制度を形成した。そして、都市と農村住民の各権利が、例えば就業、食糧と食用油供給、社会福祉なども戸籍制度と関連づけられた。『条例』は全部で24条からなり、その趣旨は「社会秩序を維持し、公民の権利と利益を保護し、社会主義建設に資するため、本条例を制定する」（第1条）とあったように、「社会秩序の維持」が主な目的である。ただし、この時の「社会秩序の維持」は「都市の社会秩序の維持」であり、その目的は、農村人口を農村に釘付け、農村から都市への人口移動が起きないようにすることであり、50年代初頭の「社会秩序の維持」——中国政府・共産党の支配に対する抵抗勢力への鎮圧——とは明らかに異なっている。『条例』の適用範囲は現役軍人、中国領内に居留する外国人及び無国籍者を除くすべての中国の公民が含まれる（第2条）。戸籍登記事務は各級公安機関が主管するとしたが、執行機関として、都市では公安派出所、農村及び公安派出所を設置していない鎮においては、郷・鎮人民委員会が登記事務を行うこととした（第3条）。『条例』の最も重要な部分は次に示す第10条第2項の内容である。「公民が農村から都市に移転する場合、かならず都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市戸口登記機関の転入許可証明書を持参し、常住地の戸口登記機関に申請して転出手続きをとらなければならない」⁽⁴²⁾。

第2段階は、「中華人民共和国戸籍登録条例」によって厳格に都市と農村の戸籍が確立され、中国的戸籍制度の発展段階である。その経過は、以下の通りである。

1) 1962年12月8日、公安部は「戸籍管理業務の強化について」（「關於加強戸口管理工作的意見」）を發布し、戸籍移動の際の原則を次のとおり通達した。①農村から都市への移動は厳しく制限しなければならない。②都市から農村への移動は、すべてその定住を許可し、制限してはいけない。③都市間の正常な移動は許可してもよいが、中・小都市から大都市への移動、特に北京、上海、天津、武漢、広州等の5大都市への移動は適切に制限しなければならない⁽⁴³⁾。

2) 1963年、公安部は国家計画によって供給される商品穀物を消費するか否かによって、戸籍を「農村戸籍」と「非農村戸籍」に区分する⁽⁴⁴⁾。

3) 1964年8月、国務院は「公安部が戸籍移転処理に関する規定(草案)」(64年規定)を発表し、十分ではないが、戸籍移動の基本的な処理方法を規定した。2つの「厳しい制限」、つまり農村から都市、集鎮への戸籍移動に対しては厳しく制限した。また、集鎮から都市への戸籍移動に対しても厳しく制限した。この決定は、農村人口の都市、集鎮への戸籍移動を防ぐためであった⁽⁴⁵⁾。

4) 1977年11月、国務院は、「公安部の戸籍移動処理に関する規定」(77年規定)を承認し、厳格に都市と鎮人口を制御することは、党の社会主義建設期の一つ重要な政策であるとし、いっそう厳格に農村人口の城鎮への移動を制御し、はじめて正式に「農業戸籍から非農業戸籍に変わる」ことを厳格に制御した。「64年規定」がさらに具体化された。この規定では天津市が転入制限の大都市として編入されたほか、原則的に「①都市部の住民と結婚した農村人口(農村などに下放された元知識青年を含む)およびその子女、②都市部で働く都市人口の農村暮らしの父母、③農村部で採用された国営企業などの臨時工、契約工、季節工など、がその戸籍を都市部に転入してはならず、また、県レベル以下の集団所有制企業に勤める農村戸籍の労働者や人民公社の経営する『社隊企業』で働く労働者も非農業戸籍への転換をしてはならない」と規定された⁽⁴⁶⁾。

第3段階は、改革・開放下での市場経済の進展によって、戸籍制度が徐々に改革され始めた初歩的改革段階である。その経過は、以下の通りである。

1) 1980年1月21日、民政部、公安部等の連名で「關於逐步解決職工夫妻長期兩地分居問題的通知」(「従業員の長期的夫婦別居問題の解決に関する通知」)が出され、「兩地対調」(二地域間の戸籍・職場の交換)が奨励されたが、これも基本的には大都市から中小都市へ、内地から辺疆へ、一、二線地区から三線地区への移動が原則であった⁽⁴⁷⁾。

2) 1984年10月、国務院は、「農民の集鎮への定住又は戸籍取得に関する通知」を通達し、一般的に集鎮でサービス業、商業を営んでいる農民と家族が、集鎮に固定住所と経営能力がある場合、又は郷鎮企業・国家機関で長期に就労している場合、食糧を自分で処理することを条件に常住戸籍を許可することを決定した⁽⁴⁸⁾。

3) 1992年8月公安部「關於実行当地有効城鎮居民戸口的通知」(「現地有効の都市住民戸籍の実施についての通知」)である。「通知」では、「当地需要、当地受益、当地負担、当地有効」(「現地の需要に基づき、現地が受益し、現地が引き受け、現地でのみ有効」)の原則が唱えられ、各地方の自主的農業人口の移転政策を肯定した形となっ

ている⁽⁴⁹⁾。

4) 1993年6月、「戸籍制度改革についての国務院決定〔草案〕」(『国務院關於戸籍制度改革の決定(征求意见稿)』)が作成された。その内容は次の通りである。戸籍を農業戸籍と非農業戸籍に区別する現行の制度は非科学的なものであり、それは労働力の合理的流動、中小都市の正常な発展を妨げ、さらに社会主義市場経済の確立と社会の安定を阻害しているため、これを改革しなければならない。具体的には、『中華人民共和國戸籍法』の作成を目標に、農業、非農業戸籍を廃止し、住民戸籍に統一すること、大都市への移住は厳しくコントロールし、中小都市は適切に緩和し、小都市・鎮(町)はすべて移住を自由にする、安定した住宅・職業・収入を移住の基準条件とすること、戸籍と社会福祉を分離させ、食糧の供給・就業・入学・住宅など戸籍に付着していたあらゆる優遇措置を廃止すること、等が盛り込まれている⁽⁵⁰⁾。

5) 1997年6月、国務院は、公安部の「小城鎮戸籍管理制度の改革に関する試験方案」を承認した。この法案によって、すでに小城鎮で就業、居住また一定の条件を合う農村人口は、小城鎮の常住戸籍を取得することができるようになった⁽⁵¹⁾。

6) 1998年月、国務院は、公安部の「当面の戸籍管理におけるいくつかの際立った問題に関する意見」を承認した。主な事項は、幼児の戸籍は父母のいずれの戸籍を選択するかは自由である。夫婦別居の場合、戸籍は広く解釈し問題の解決を行う。子女のところに定住する老人は子女の都市戸籍を取得できる。都市で投資、会社の経営、商品マンションや一軒屋などをかう公民及び一緒に居住する直系親族は、一定の条件を満たせば、戸籍を変えることができる⁽⁵²⁾。

第4段階は、学会や政界から現行戸籍制度と実体化する戸籍移動自由権との矛盾が指摘され、戸籍制度改革が一步前進した時期である。その経過は、以下の通りである。

1) 2001年3月30日、国務院は、公安部の「小城鎮戸籍管理制度の制度改革推進に関する意見」を発表し、小城鎮戸籍制度改革を全面的に推進した。①これまでの青色戸籍、地方都市戸籍、食糧自弁戸籍は、「城鎮常住戸籍」(都市常住戸籍)に統一される、②安定した住所、職業または収入があれば、本人及びその直系親族の戸籍を都市住民戸籍に変更することができる、③本人の意志によって、請負った土地の経営権を保留、または転売することができる、④移住者に対して入学、就業等において差別してはならない、⑤むやみに都市建設費を徴収してはならない。この改革案は、農民の請負農地についてその経営権を保留・転売できると規定した内容が目ざされている⁽⁵³⁾。

2) 国家戸籍制度改革を進めることによって、伝統戸籍制度と矛盾する「移動自由権」の問題について、2002年3月開催された全国人民代表大会で、広東籍人民代表大会代表の陳麗妮は、「できるだけ早く公民の「移動自由権」を憲法修正案に組み入れる」との議案を提出した⁽⁶⁴⁾。

3) 戸籍管理に関する立法についてここ数年、幾人かの全国人民代表大会代表は発言をしている。2003年の第10期全国人民代表大会の第1次会議で、陸炳華などの34人代表者は、できるだけ早く戸籍法の議案を制定するようにと発言した。全国人民代表大会の内務司法委員会は、1958年の全国人民代表大会常務委員会が発表した「戸籍登録条例」は、すでに国家経済と社会発展に適応しない。中国は現在行っている戸籍管理制度を改革しなければならないと述べた⁽⁶⁵⁾。

4) 2003年8月、国務院は30項目の国民の便利と利益のための措置(30項便民利民措置)を公表し、その中の7項目が戸籍制度と関係がある。①新生児の常住戸籍は、父母のいずれかの戸籍を選び登録する。(1998年の公安部の《当面の戸籍管理におけるいくつの際立った問題に関する意見》の完備)。②大、中都市に定住する高・中級の専門人材は小都市と農村で仕事する場合、戸籍を移動しなくてもよい。③新卒大学生が西部地区に就業する場合、本人の願望によって、戸籍は西部に移動しても、原籍に置いてよい。④西部地区で起業又は投資する者又は西部に必要な各種の人材に対して、戸籍を移動しても移動しなくてもよい。もし戸籍を西部地区移動した場合、

将来、仕事、生活が変化するならば、戸籍を移動することができる。⑤普通大学、普通中等専門学校の学生は、入学する時、自らの意志で戸籍を移動することができる。

⑥出国及び出境者については、1年以上であっても戸籍を取り消さない(国外、境界線外の定住する中国人除く)。

⑦犯罪者及び思想改造者の戸籍を取り消さない⁽⁶⁶⁾。

5) 2003年9月、公安部全国公安機関は、現行の公安法規と規範について全面的、集中的整理活動を行った。公安部長周永康が署名した第76号令によると、今度公安部が廃止する部門規則の中に「都市部戸籍臨時管理条例」を含む⁽⁶⁷⁾。

6) 2004年11月9日、胡星闢北京理工大学教授は、「二元戸籍体制と都市、農村の二元制度に対して、違憲審査を行う提案書」を第2回全国人民代表大会常務委員会に郵送した⁽⁶⁸⁾。

第5段階は、戸籍制度改革が政府公認で部分的に進められた時期である。その経過は、以下の通りである(表2-2参考)。

1) 公安部は2005年10月27日に情報を発表し、全国の都市と農村戸籍を統一する試験地点を展開した。山東、遼寧、福建などの11つ省の公安機関がすでに始めた。2005年10月25日に公安部副部長 劉金国が中央総治委員会第2回全体会議のなかで発言した内容によると、山東省は今年の10月1日から、その農村戸籍、非農村戸籍の性質の区別を取り消し、統一的に登録し、「住民戸籍」になる、というものであった。これは都市と農村を分割

表2-2 各地の戸籍制度改革の試み

省 市 名	取 り 組 み
鄭州市	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年、制度の大幅緩和を開始。住宅の購入、企業設立、高学歴の3条件のいずれかをクリアした者に対し、同市の戸籍を付与する制度を実施。 ・2003年、都市戸籍制度を全廃し、市内に居住する親戚や知人さえいれば、誰でも同市の戸籍を取得できる。 ・しかし、急激な人口増加(約25万人)に都市機能が対応できず、2004年に前年に実施した処置を暫定停止した。
深圳市	<ul style="list-style-type: none"> ・1980年代初頭、経済特区の一つとして、技術保有、投資、納税、社会貢献、大学入試などの条件を満たした者に対し、市の戸籍を与えた。 ・2008年、安定した職業と決まった住所を有する者に対し、「居民証」を発行し、「深圳市居民」に認定する制度を実施。「居民証」の交付を受けた流動人口の子女は都市戸籍の子女と同様の義務教育が受けられる。また、「居民証」の取得後10年経過すれば、都市戸籍住民と同じように社会保障も受けられるとした。
広東省	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年1月1日から、同省の戸籍を持たない農民工を含む流動人口に対し、これまで省内の深圳市や広州市で交付してきた臨時的な居留証であった「暫住証」の発行を取りやめ、省内の福祉サービスが受けられる「居民証」を発行。さらに、同「居民証」取得後7年経過し、かつ納税義務を果たすなどの条件をクリアすれば、「常住戸籍」の取得も可能とした。 ・2010年6月7日、同省戸籍を持たない農民工など流動人口に対し、個人の資質や就労状況などを点数制で評価し、高得点で合格した人から順番に都市戸籍への移転を許可する新戸籍制度を発表。
重慶など13省市自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・1992年より広東省、浙江省、山東省、山西省、河南省などで過激な処置をして、「当地限定都市戸籍」、すなわちその地域だけに有効な都市戸籍制度を実施。 ・2008年末までに、河北省、遼寧省、江蘇省、福建省、山東省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、重慶市、四川省、陝西省、雲南省の13省直轄市自治区で相次いで「農業戸籍」と「非農業戸籍」の区別を撤廃し、都市と農村の戸籍登録制度の一元化を実施。 ・成都市は2009年1月より都市・農村が一体化した医療保険制度を導入。
上海市	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年、「居民証」保有者が一定の条件(「居民証」取得後7年経過、社会保険加入年数7年、所得税の納税、専門技術資格保有(国家2級以上職業資格証書)、無犯罪歴の6点)を満たすものに同市の「常住戸籍」を取得できる制度を開始。

出所：バートル「中国の都市化と社会の根底にある戸籍問題について」三井物産戦略研究所「戦略研レポート2010年7月14日」p.4。筆者が作成。

する戸籍管理の二元構造を徹底的に打ち破り、居住地が戸籍管理活動の唯一形式として登録される⁽⁵⁹⁾。

2) 2005年の北京「两会」で、北京市政協委員、張惟英中国人民大学国際関係学院教授は、「人口準入制度を創出し、人口規模を制御し、人口と都市資源の平衡が守る事に関する提案」を行った。この提案の中で、張惟英は北京市に人口準入制度を創設し、人口規模を制御して、人口と都市資源の平衡を守ることによって、北京の持続可能な発展を保証すると述べている⁽⁶⁰⁾。

3) 第10期の全国人民代表大会常務委員会の第20回会議で、中国農業部長の杜青林が人民代表大会常務委員会に対し当面の農業と農村の状況を報告する際に、2006年に農業と農村の戸籍管理制度を改革し、都市部への戸籍移動政策を緩和し、徐々に都市と農村の統一的戸籍の登録管理制度を創設すると報告した⁽⁶¹⁾。

4) 公安部は、2007年3月29日に情報を発表した。中国は現在12の省、自治区、直轄市で次々と農村戸籍と非農村戸籍の二元戸籍を取り消し、都市と農村の戸籍登録制度を統一し、公民身分の法律上での平等を実現した。公安部は、戸籍制度改革に次いで「合法的固定住所があることを基本的な条件として、戸籍を調整し、条件に合う流動人口が平常居住地で定住することを許す」と重ねて言明した⁽⁶²⁾。

第6段階は、地方政府を中心にした改革時期である。

2008年3月5日全国人民代表大会代表、公安部副部長の白景富は、「戸籍制度改革がどこでも同じ形で実施されることはあり得ない。大中小都市では内容は異なる。戸籍制度改革は各方面（住宅、教育、医療のなど）の潜在的利益に対して影響を及ぼすのであり、決して簡単に改革ができるものではない⁽⁶³⁾と指摘した。つまり、「戸籍

制度は改革すべきだが、大都市と小都市は必ず違いがある。例えば、北京、上海、天津はその他の大都市とは違いがあり、省都都市または省会都市、その他の都市でも違いがある⁽⁶⁴⁾と述べている。

現在、地方政府を中心として展開されている改革モデルは、都市戸籍付与のタイプから見て、「投資入戸モデル」、「居住証モデル」、「就労遷入モデル」、「親族付属モデル」、「準入と計画を並行するモデル」などがある。各モデルについて、簡単に内容を整理しておこう⁽⁶⁵⁾。(具体例は表2-3参考)

(1) 投資入戸モデル

「投資入戸モデル」は多くの都市で実行されているモデルである。当地で投資か、または一定の数量の納税を達成する人員に戸籍を与えることを許可し、あるいは更に一定の面積に達する自主財産権を有する分譲住宅を買うことを条件に戸籍を与える。深圳、上海、南京、北京などの戸籍制度はすべてこのタイプである。

(2) 居住証モデル

「居住証モデル」は正式戸籍と暫住戸籍の間の戸籍モデルである。このようなモデルは人材導入の「绿色通道」とよばれ、都市発展にとって必要な人材について、すぐには戸籍を与えることができない場合、先に人材に「居住証」を申請し、「居住証」を持つ人材は正式戸籍に付着したいくつかの福利サービスを受けることも可能である。上海、北京、瀋陽、杭州などの都市の戸籍制度はすべてこの「居住証明」制度を実施した。

表2-3 深圳市における戸籍改革

入戸方式	措置（政策、規定）
技術入戸	深圳市の経済と社会発展に必要な「技能型人員」。 例えば技師以上の資格を持っている者——及びその配偶者に深圳戸籍を与える。
美德入戸	これはかなり独特な政策といえよう。 すなわち、社会に貢献し、その成果が認められた人に深圳戸籍を与える規定である。 例えば、①2003年、表彰された90人の保安員（警備員）に深圳戸籍を与えた。 ②献血は合計8000ml以上で、国家無償献血金賞を3度連続して獲得した深圳市在住・在勤の者に深圳戸籍を与える。
納税入戸	3年連続して30万元以上納税した企業の経営者、または5年連続して8万元以上納税した個人経営者に深圳戸籍を与える。 ただ個人経営者の場合、中級技師以上の資格を持つ者に限定するという厳しい条件があるため、 2002年現在までクリアできた個人経営者は1人もいないという。 この条件について深圳市は再検討中である。
投資入戸	毎年投資額に対する規定は異なるが、 2002年の規定では、投資額300万元以上、独立の法人資格を持ち、 初年度に正常な経営を行いかつ納税した法人企業（の出資者）に深圳戸籍を与えることになっている。 また、200万元以上の出資者の配偶者に深圳戸籍を与える。 投資による戸籍取得者は男性45歳以下、女性40歳以下に限定されている。
大学生入戸	深圳市では新卒大学生への誘致は一貫して積極的に行われている。 2003年深圳市は15,000人の大学卒業生を受け入れており、史上最多となったが、 特に不足している電気情報、経済学、経営管理等を専門とする学生が優遇されるという。

出所：張英莉「新中国の戸籍管理制度(Ⅱ)——戸籍管理制度の成立過程——」埼玉学園大学紀要（経営学部篇）2005年、第5号、p.30～31。より筆者が作成。

(3) 就労遷入モデル

「就労遷入モデル」は、比較的低層の労働力に対して与えられるモデルを指す。通常、現地で働いて、一定の年限に達することを求める。つまり就業契約をし、一定の就業年限に達した労働者に対して、戸籍変更ができるとするものである。2001年8月、河北省石家庄市の戸籍制度は、このような改革を実施したが、様々な原因によって⁶⁶⁾、2年目以降、このモデルは終結を宣言した。

(4) 親族付属モデル

「親族付属モデル」は、現地で常住戸籍を有する住民が、その配偶者、子女、両親を同居させることによって申請することができるモデルである。このモデルは直系親族の間に対応しているため、家庭集団に基礎を置き、最も人間的な改革モデルと言われる。南京、広州、重慶、石家荘、鄭州などの都市の戸籍制度はすべてこのような特徴を持つ。

(5) 準入と計画を並行するモデル

「準入と計画を並行するモデル」は準入制度(条件付制度)が計画指標を取り代わる過程の中で、過渡的なモデルであり、人口が大量に都市に入ることを防止するためのものである。計画指標で1種の調節手段でもある。このようなモデルは全国の巨大都市(広州、北京、上海など)に見られる。

最近までの戸籍制度改革について、その歴史の変遷経過を分析した結果、筆者は以上の6段階に時期区分した。中国では、建国以降、戦後の復興と重工業の推進が進められた結果、都市と農村間の所得格差が生じるようになり、1950年代には農村部から都市部への大規模な人口移動が生じた。しかし、都市部の人口の急増は、食料難を引き起こし、住宅、交通、就業といった社会的インフラ面が追いつかないという問題を深刻化させた。このため中国政府は、1958年、「戸籍登記条例」を公布し、農村部から都市部への戸籍移動を厳しく制限した。さらに、都市部だけの社会保障制度や基本生活用品の配給制度を構築、都市と農村を分離させる「二元社会」が形成された。これにより、農村戸籍を持つ農民は、自由に農村部から都市部へ移動し、就業することが出来なくなった。また、都市戸籍を持っていても、都市間の移動が制限され、特に小都市から中・大都市への移動は極めて困難であった。

しかし、戸籍制度により、農民の農村部から都市部への移動が制限される中、1978年に農村で「生産責任制」が実施されると、農業の生産性が向上し、農村部における余剰労働力の問題が顕在化した。1980年代になると、経済の発展とともに労働力の移動が求められるようになり、徐々に戸籍制度の改革が進められた。この時期、集

鎮地域で大きく発展した郷鎮企業が農村の余剰労働力の受皿となっていたため、1984年、中国政府は、一定の条件を満たす場合には農民が集鎮の戸籍を取得することを認め、これら地域への就業を正式に認めるようになった。

その後、中国政府は、1986年、国有企業が農村から労働者を募集することを初めて許可するとともに、1988年には、農民の地域間・省間の移動を認め、さらに中・大都市の労働行政機関に対して、農村労働力を吸収するよう呼びかけた。これにより、都市戸籍がないまま農村部から都市部に移動し、出稼ぎ労働者となる者が急増するようになった。

1997年には、一定の条件を満たす場合には小都市の戸籍取得が認められるようになった。さらに2005年以降、全国の都市と農村戸籍を統一する試験地点を展開し、現在では、農村戸籍と都市戸籍の区分を撤廃した省もあり、地方によっては戸籍制度改革が進んでいる。しかし、大都市では、一定額以上の住宅の購入が都市戸籍を取得するための要件とされるなど、依然として都市戸籍を取得することは難しい状況にあると考えられる。今後の戸籍改革は、巨大都市・大都市への自由な移住を視野に入れる更なる改革が必要であろう。

第3節 戸籍制度の機能および改革の核心

王文録は、「中国の戸籍制度は国家の関連機関が法律に基づいて、公民の基本的な状況に対して収集、確認、登録を行う行政管理制度であり、人口登録制度と管理制度を含むため、戸籍制度は実際には人口の登録と管理のための制度である。人口登録は戸籍制度の基本的な内容であり、一般的には人口の誕生、死亡、婚姻、移動およびその内容に関する事項の登録である。人口管理は政府の関連部門が人口登録の内容に依拠し、人口の活動内容を管理することであり、人口の都市化と最も密接なのは、この人口管理である。中国の戸籍は2種類の基本的な機能を持っている。つまり、公民の身分証明と行政管理のため人口資料を提供することである。ある学者は3種類の機能を持つと考えている。その機能は公民身分を証明すること、人口の資料を提供すること、犯罪を防犯することである。……戸籍制度のこのような基本機能はいかなる国家の戸籍管理であっても、共通の機能であると言える。中国の戸籍制度の形成と発展過程の中で、特定の社会背景に基づいて、いくつかの特殊な機能を形成した点が、他の国と異なる点である。一つ目は「付属機能」である。二つ目は「制限機能」である。付属機能というのは、戸籍制度に非常に様々な社会福祉制度を付着させることである。制限機能というのは、人口の移動と流動を制限する機能である。戸籍が都市と農村を区分した後、都市人と農村人が戸籍上の身分の違いだけではなく、異

なる社会福祉待遇を受けることになる。このように、都市と農村人口の身分と社会福祉が差別されただけでなく、その上、都市と農村の人口移動と流動も明確に制限された」と指摘している⁽⁶⁷⁾。

こうした、戸籍制度は改革されなければならないのは明らかである。戸籍制度は、1978年の改革開放により、最初の改革を行っている。1997、1998、2001年の三つの改革案は、いずれも中小都市の戸籍改革を目的に、これまでにない大胆な改革内容を打ち出している。戸籍変更の条件として、安定した住所、職業または収入が要求されているが、農村戸籍から都市戸籍に変更するのが不可能だった1960～70年代、また高学歴が高投資額のいずれかがなければ都市戸籍を入手できない1980～90年代前半に比べれば、中小都市に限定するとはいえ、職業、住居を選択する自由はある程度実現できたことの意味は大きい。

2001年に制定された第10次五カ年計画（2001～2005年）において、21世紀中国の都市化を推し進める重要な内容の一つとして、都市と農村の分断体制を打破し、市場経済システムのもとで新しい都市・農村間関係を確立することが強調された。

また2008年全国人民代表大会において、公安部副部長白景富が述べたように、「戸籍制度改革は各方面（住宅、教育、医療のなど）の潜在的利益に対して影響を及ぼし、決して簡単に改革ができるものではない」のである。この厳しさにもかかわらず、中国各界の研究者は様々な意見を提出してきた。主に「2元戸籍制度統一論」と「2元戸籍制度撤廃論」である。中国の治安系統を統括する周永康（党中央政治局常務委員）は「戸籍管理制度改革の推進を加速し、流動人口の就業、住宅、医療、子女の就学などの問題の解決に尽力し、『証明書による住民管理、居住による住民管理、職場による住民管理』という、流動人口サービス管理の新たなモデルを模索し、流動人口サービス管理の水準を向上させる」と提起した⁽⁶⁸⁾。

既に見た、大量の農村余剰人口の存在と貧困などの「農村病」の原因は、城郷分割の二元戸籍制度にあり、最終的にはこの2元戸籍制度を撤廃すべきとする張洪英の主張は何度強調しても強調しすぎることはない。

では、現在、全国の各地域で行われている戸籍制度改革が、どこまで進んだのであろうか。以上述べた戸籍制度改革の改革変遷から見れば、小城镇の戸籍制度改革は相当に前進したと言えるが、中大都市、特に巨大都市の場合は、依然として、様々な条件を付けて改革を行っているのが現状である。その意味では、実際には、まだ本質的な戸籍制度改革を行っていないと言えよう。

王飛・劉文海は、改革歩調が進んでいる地域、つまり重慶、寧波、石家荘、鄭州などについて調査を行ったうえで、次のように指摘している。

「第1には、現在の戸籍制度改革は、「親族付属」戸籍（家族戸籍）の問題に集中している。これが戸籍解決の半分以上を占めている。親族の移動に伴って、戸籍が与えられることは、あまりも当然のことである。

第2には、都市近郊の農村戸籍の解決を極力進めている。というのは、都市近郊の場合、農地が少なく、また工業団地などにより土地集約化が行われるため、近郊農民たちの居住地転移とともに、戸籍も転換される。しかし、この地域は、元々都市の一部であるので、この戸籍移動も自然である。（つまり、実質上都市で生活している区域内農民で、戸籍を農村戸籍から都市戸籍に変更するだけである。一筆者）

第3には、各地域は安定した住所と収入を条件として、投資者、住宅購入者などの人材に対して、積極的に戸籍を与えている。しかし、こうした条件は、ほとんどの農民工にとっては大変厳しい。」⁽⁶⁹⁾

このように、一部の地域を中心に戸籍制度に改革が部分的に確かに進んでいる。しかし、これらの措置が広く農民工全体に行き渡っている状況にはない。なぜ戸籍制度の本質的改革が遅れているのかについて、以下、王太元の主張に拠りながら、その原因を考察したい。

王太元は、現在、使われている「戸籍制度」の意味を3つに分けている。①戸籍の本来の機能を行う制度。中国の現状から見れば、不備などがあるため、より完備させる必要がある。②行政管理上必要とされる戸籍管理。国家の計画経済時代に形成され、当然①の戸籍制度の機能も含めているが、公民の自由移動を、制限する機能を果たしている。しかし、中国の現状により、簡単に撤廃し、統一するのは、困難である。③現在、国内国外から注目され、批判されている戸籍制度、つまり戸口制度。以上の①と②の機能を含め、さらに社会の各種制度を管理し調整するために用いられる戸籍制度であり、社会の不公平・不平等を生み出す原因となっている。したがって速やかに対応しなければならない。と指摘している⁽⁷⁰⁾。

戸籍制度が徐々に、あるいは部分的に改革されることにことによって、人々も徐々に都市への移動を始めている。このような人々の動きについて、王太元は次のように説明している。

「①個々人は、自らの運命を変えるための多くの希望をすべて戸籍転換に託している。一方で、人々は、戸籍を転換しさえすれば自分の人生が変えられると過大な希望をもつことになり、他方で、都市住民は自分の利益が侵害されるのを防ごうとする。②都市の企業等は、戸籍制度を通じて優秀な人材を確保しようとするが、一般の労働者は必要最低限におさえ、人口の増加を防ごうとする。③計画経済体制のもとで生じた人口移動、労働力分配、人材開発に関わる社会管理制度は、一方では戸籍制度の

部分改革にそれなりに対応しながら、改革開放後の社会変動による急激な衝撃を受けないようにし、他方では、古い戸籍管理制度に対して、社会管理の改革を厳しく束縛していると不満を抱いている」と指摘している⁽⁷¹⁾。つまり、現行の戸籍制度は、本来果たすべき機能から離れ、制限機能と多くの付随機能が付加され、人口、労働力、人材の正常な移動を妨げている。そして、人口、労働力、人材の正常な移動は、自由移動権を回復しない限り、実現できないのである。

さらに、王太元は、「戸籍制度改革の根本というのは、まず戸籍を開放することにある。つまり、戸籍は、ただ個人、集団、地域と国家にすべての人口、労働力、人材に関する基本情報を提供するものであり……戸籍制度は人事制度、労働制度、教育制度、給与制度、住宅制度、医療、その他の社会福祉制度とは切り離す。また、戸籍制度を統一することで済むのではなく、人事制度、労働制度、教育制度、給与制度、住宅制度、医療、その他の社会福祉制度なども同時に改革しなければならない。」⁽⁷²⁾と指摘している。

また王飛・劉文海は、「都市化はそれ自体の発展法則をもつ客観過程であり、戸籍管理制度はこの都市化過程に対応しなければならない。ある都市は戸籍制度を開放することによって、人為的に都市化することを防止し、また、ある都市は戸籍制度導入を厳しく制限することによって、都市の発展と都市化の過程が阻害されることを防止する。そのために、各都市の社会経済レベルによって、それに相応する方法で積極的に戸籍制度改革を推進する必要がある。……長期にわたって、都市で就業あるいは、居住する農民工の戸籍問題を解決するのは、都市政府にとって避けられない問題である」⁽⁷³⁾と述べ、以下のように、助言を行っている。「第一には、中国の国情にふさわしい戸籍制度改革方策を研究し、全国の城郷で戸籍登録を統一し、居住地による常住戸籍を実現する。第二に、大中小都市と小城鎮の協調発展という城镇化戦略にもとづいて、都市の事情に応じて就業あるいは、居住する農民工の戸籍転換を促進する。地(市)級以下の都市と小城鎮は、長期にわたって就業している農民およびその配偶者、子女に戸籍を与えるべきである。省会都市、副省級都市、直轄市は、その実状に応じて徐々に戸籍制限をゆるめ、都市で安定的な職業をもち、合法的な居住地があり、更に、一定年数居住し、都市に対して重要な貢献を行っている投資者、科学技術的にすぐれた人材、農民工の中で特殊な貢献によって労働模範となっている者、先進労働者、特殊技術の技師および、技術労働者などの移住者に関しては、現地規定により都市戸籍を与えるようにする。第三には、積極的に戸籍制度に関わる改革を促進し、都市戸籍に付随している利益を徐々に削減し、最後にこれを無くすようにする。労働就業、子女入

学、住宅分配、社会保障などについては、完全に戸籍制度と分離し、戸籍制度管理は、もとの民事登録の社会管理機能に戻すべきである。第四には、戸籍管理の法制化を加速する。「中華人民共和国戸籍登録条例」は実行してから40年以上も経過しており、多くの規定は、現状にふさわしくないため、速やかに現状に適合した戸籍法および、姓名管理などの法律規定を設定すべきである」と、指摘している⁽⁷⁴⁾。

戸籍制度改革がこのように、部分的あるいは、段階的に進んでいる現状に対して、王太元は、戸籍改革は農業戸籍を非農業戸籍に変更するだけで終わるのではなく、教育、就業、都市インフラ建設などに関連する大きな社会変革につながっていることが明瞭であると主張している。とりわけ、都市部と農村部の戸籍登録を統一することで、現行憲法における公民の「平等権」を実現し、さらに公民の「移動自由権」を提起することで、市場経済の下で、自由な労働力が必要であることを強調している。また、国民に平等な人事、労働、教育、社会福祉を保証することの重要性を指摘している⁽⁷⁵⁾。

王太元の指摘を確認するために、事例として、河北省の省都である石家荘市の戸籍改革を見てみよう(表2-4)。戸籍制度改革の実験は全国の中小都市・鎮において数多く行われているが、石家荘市のように、都市戸籍を取得する上で、これまで存在したほとんどすべての条件を撤廃し、同市の都市部全域を改革の対象とするケースは少ない。最も石家荘市の戸籍改革は、2001年までは、中央政府の方針に合わせて漸進的なやり方であったが、2001年以降、石家荘市は思い切って大胆な改革を実行した。1998年改革に比べ、2001年改革は同居親族の年齢制限、被雇用者の就業年数制限、最低投資金額の規定、住宅面積の規定が削除され、市戸籍の取得条件は大幅に緩和された(表2-4)。改革の結果、「2001年8月~2003年6月、44万6,500人が石家荘市の戸籍を取得した。その内訳をみると、就業者87,000人(19.4%)、市外大学生15,000人(3.3%)、新興業5,600人(1.3%)、住宅購入7,200人(1.6%)となっており、「就地農転非」(実質上都市で生活している区域内農民で、戸籍を農村戸籍から都市戸籍に変更するだけ、一筆者)は、最も多い30万5,000人で、68.3%を占めている。しかし、市戸籍取得者数は、新政策の実施による市内人口の膨張を危惧していた市政府の予想を大きく下回った。それでも、この改革の結果、石家荘市非農業人口の比率は2001年7月の79%から2003年6月の95%に上昇した」⁽⁷⁶⁾。

だが市戸籍取得者に対するサンプル調査によれば、「23.6%の人は住宅、20.0%の人は社会保障、18.2%の人は収入、18.2%の人は子女の入学、9.1%の人は就業の悩みを抱えており」、これらの問題の解決は、戸籍改革を断行した市政府にとって大きな課題となろう⁽⁷⁷⁾。

表2-4 河北省の省都である石家荘市の戸籍改革

年 度	戸 籍 改 革 政 策
1984年	「食糧自弁戸籍」は市の中心部が対象外であるため、申請者は少数にとどまった。
1992年	戸籍販売風潮の中で同市は購入者1人当たり3万元という高額の都市建設費を設定していたので、予期の効果が現われなかった。
1995年	1万元に下げた結果、約5万人が石家荘市の戸籍を取得した。
1998年	市の戸籍の取得条件は、例えば配偶者と同居生活に入る場合は「結婚5年以上」、投資の場合は「投資50万元以上」、「年間納税額5万元以上または3年累計納税額10万元以上」、住宅購入の場合は「住宅面積100m以上または購入価格20万元以上」等となっており、依然として厳しかった。
2001年8月	①市内に合法的な住所及び市の戸籍を持つ職員・労働者及び住民の配偶者・子女・父母（以上は同居が前提）。 ②市内で商業を営んでいる者及びその直系親族。 ③市内の企業・団体等により招聘または雇用され、管理者・技術者は1年以上、労働者は2年以上勤務した者。 ④市内住宅の購入者及びその直系親族。 ⑤大学卒業者のうち、師範系統は本科（4年制）、非師範系統は短大以上、特殊な専門系列では中等専門学校以上の卒業生で、市内単位（企業・機関等）に採用された者。 ⑥農業戸籍を持つ市内在住の女性が、市外の者と結婚し生まれた子供。 ⑦第二環状路以内に居住している農村住民。

出所：張英莉「新中国の戸籍管理制度(下)——戸籍管理制度の成立過程——」埼玉学園大学紀要（経営学部篇）2005年、第5号、p.29～30。より筆者が作成。

石家荘市は、戸籍改革による都市人口の急増によって、交通部門や学校は一時的に混乱することになった。戸籍改革の最終目標は、やはりすべての条件を撤廃し、人々が自由に居住できることでなければならない。戸籍制度改革を行う際、慎重かつ大胆な行動は必要であるが、行き過ぎてはならないとも言えるだろう。

王太元が主張しているように、筆者も戸籍制度の改革については次のようにすべきと考えている。すなわち、戸籍制度の人口管理機能、いわゆる基本機能以外の機能は全部外して、各部門（人事、労働、保障、医療など）の改革も同時並行的に行う。都市部と農村部の戸籍を統一するのは、国内の政治的安定と経済発展のためにも、農村住民と都市住民との身分上の不平等を完全になくすためにも、職業選択の自由、住居の自由を認め、最低賃金と失業保障メカニズムを確立するための法整備が必要である。また、戸籍制度の改革は、中央政府が最終的かつ基本的な政策立案の責任者として、マクロ的政策を作り出すべきであり、各地方は当地の実情に合わせ、戸籍制度の改革を実行することである。このような改革路線に沿うことで、中国の戸籍制度改革が円滑に進むと期待される。

次章では、貧困からの脱却を求めて流浪する出稼ぎ農民＝農民工に関して中国政府（國務院）が学会と協力して行った調査結果の報告である『中国農民工調査研究報告』（2006年4月）の内容を紹介し、農民工問題を、現下の中国政府がどのようにとらえているか、考察してみよう。

注

(1) 張英莉「新中国の戸籍管理制度(下)——戸籍管理制度の成立過程——」埼玉学園大学紀要（経営学部篇）2004年、第4号、p.20。

- (2) 江業文「中国戸籍制度の形成における歴史背景について分析」西安文理学院学報（社会科学版）2005年2月、第8巻、第1期、p.65。
- (3) 1958年、公安部部長羅瑞卿による「中華人民共和国戸籍登録条例草案に関する説明」。
- (4) 「中華人民共和国戸籍登録条例」第10条第2項。
- (5) 1958年、公安部部長羅瑞卿による「中華人民共和国戸籍登録条例草案に関する説明」。
- (6) 「中華人民共和国戸籍登録条例」第20条。
- (7) 舟連村「農民の不平等地位について」『社会』1988年第9期、p.10。
- (8) 同上。
- (9) 同上、p.11。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 同上、p.12。
- (14) 郭書田・劉純彬『失衡の中国——都市化の過去、現在および未来』河北人民出版社1990年、p.29～75。
- (15) 田曉利著『現代中国の経済発展と社会変動——「禁欲的統制政策」から「利益誘導政策」への転換——』明石書店、2005年5月、p.67～68。
- (16) 胡鞍鋼著『かくて中国はアメリカを追い抜く』PHP研究所、2003年7月、p.25。
- (17) 舟連村、前掲論文、p.12。
- (18) 同上、p.12～13。
- (19) 同上、p.13。
- (20) 同上。
- (21) 陸益龍『戸籍制度——コントロールと社会差別』商務印書館印刷、2004年5月第2回印刷 p.64～153。
- (22) 張洪英「戸籍制度の歴史と改革」『寧夏社会科学』寧夏社会科学院、2002年3期。
- (23) 万川「現代中国戸籍制度改革の回顧と思考」『中国人口科学』中国社科学院人口と労働経済研究所、1999年第1期、p.71～74。
- (24) 馬福雲「中国戸籍制度改革及び将来政策発展」『中国公共政策分析』2003巻、中国社会科学出版社、2003年1月1日、p.61。
- (25) 嚴善平著（現代中国経済シリーズ2）『農民国家の課題』名古屋大学出版会2002年10月p.72。「藍印戸籍」はその戸籍帳の印字が青になっていることからそう

- 呼ばれたものの、実際には、赤の印字となっている本来の都市戸籍所有者に付与されているさまざまな特権が享受できない場合もあった。また、地域によっては、この「藍印戸籍」を地元政府が高額で売却することも珍しくなかった。
- (26) 王文録「わが国戸籍制度およびその歴史変遷」『戸籍制度50年』段成榮司会、2008年『人口研究』中国人民大学2008年第1期所収 p.44~45。
- (27) パートル「中国の都市化と社会の根底にある戸籍問題について」三井物産戦略研究所「戦略研レポート2010年7月14日」p.2。
- (28) 同上、p.62。
- (29) 1950年11月、全国治安行政工作会議で公安部長である羅瑞卿の総括報告。
- (30) 嚴善平、前掲著、p.62。
- (31) 同上。
- (32) 池上彰英 [1989]「食糧の流通・価格問題」(阪本楠彦・川村嘉夫編『中国農村の改革』アジア経済研究所、所収) p.76~77。
- (33) 嚴善平、前掲著、p.62。
- (34) 張英莉、前掲論文、2004年、第4号、p.21。
- (35) 同上、p.21~22。
- (36) 「都市食糧の定量供給に関する暫定方法」の注意事項二。
- (37) 「都市と農村の基準区分に関する決定」第5、6、7、8、9条。
- (38) 嚴善平、前掲著、p.62。
- (39) 王文亮著『九億農民の福祉——現代中国の差別と貧困——』中国書店、2004年10月、p.176。
- (40) 1957年3月2日国務院は発表した「農村人口の盲目外流に関する補足通知」、同年7月29日国務院の許可を得た公安部の「各地は農民の都市への盲目外流を説得、と都市人口の縮小の仕事を実行する時に、発生した問題およびその解決意見における報告」、同年9月14日国務院は発表した「農村人口は都市への盲目流入に関する通知」(7月29日、国務院批轉了公安部《关于各地执行劝阻农民盲目流入城市和紧缩城市人口工作中发生的问题及解决意见的报告》)
- (41) 張英莉、前掲論文、2004年、第4号、p.24。
- (42) 同上。
- (43) 同上、p.25。
- (44) 同上、p.28。
- (45) 張英紅、雷晨暉「戸籍制度の歴史回顧と改革前瞻」『湖南公安高等専科学校学报』2002年第1期。嚴善平、前掲著、p.64。
- (46) 嚴善平、前掲著、p.64~65。
- 他方、「77年規定」では、「都市と農村人口を統制することは党の社会主義段階における重要な政策である」と提起した。さらに公安部は、「『公安部による戸籍移転の処理に関する規定』を厳格に貫徹することに関する意見」の中で、毎年都市から農村へ移動する非農業人口の割合が現有の非農業人口の1.5%を超えてはならないと具体的に規定した。
- (47) 張英莉「新中国の戸籍管理制度(下)——戸籍管理制度の成立過程——」埼玉学園大学紀要(経営学部篇)2005年、第5号、p.22。
- (48) 張英紅、雷晨暉、前掲論文。
- (49) 張英莉、前掲論文、2005年、第5号、p.27。
- (50) 範天主吉主編『中華人民共和國居民身分証法与戸口管理實施手冊』(以下『手冊』と略す)(第一卷)、吉林音像出版社、2003年、p.193~194、204~205。
- 張英莉、前掲論文、2005年、第5号、p.27。
- (51) 張英莉、前掲論文、2005年、第5号、p.28。
- (52) 前掲『手冊』(第一卷)、p.196。
- 張英莉、前掲論文、2005年、第5号、p.28。
- (53) 同上、p.197。
- (54) 「法制日報」2002年4月8日。
- (55) 全国人民代表大会内務司法委員会「第11期全国人民代表大会第1次會議主席團から交付された代表が提出した議案に関する審議結果における報告」。(全国人民代表大会内務司法委員会关于第十一届全国人民代表大会第一次会议主席团交付审议的代表提出的议案审议结果的报告)
- (56) 「公安部30項便民利民措施的通知」(关于印发公安部三十項便民利民措施的通知)の第5、3、1、2、4、6項目。
- (57) 「部分部門の規則を廃止することについて決定」(关于废止部分部門規章的决定)。
- (58) 『選取週刊』九鼎公民觀察2004年11月15日総第3期、PDF版 p.1。
- (59) 「法制日報」2006年10月26日。
- (60) 「中国経済時報」2005年1月25日。
- (61) 「法制日報」2006年2月26日。
- (62) 全国治安管理工作會議。
- (63) 「京華時報」2008年3月6日。
- (64) 同上。
- (65) 王文録、前掲論文、p.46。
- (66) 表2-4にあるように、このモデルの終了には、
- ① 戸籍制度改革の実験は全国の中小都市・鎮において数多く行われているが、石家荘市のように、都市戸籍を取得する上で、これまで存在したほとんどすべての条件を撤廃し、同市の都市部全域を改革の対象とするケースは少ない。
- ② 1998年改革に比べ、2001年改革は同居親族の年齢制限、被雇用者の就業年数制限、最低投資金額の規定、住宅面積の規定が削除され、市戸籍の取得条件は大幅に緩和された。
- ③ 2001年8月~2003年6月、44万6,500人が石家荘市の戸籍を取得した。その内訳をみると、就業者8万7,000人(19.4%)、市外大学生1万5,000人(3.3%)、新興業5,600人(1.3%)、住宅購入7,200人(1.6%)となっており、「就地農転非」(實質上都市で生活している区域内農民で、戸籍を農村戸籍から都市戸籍に変更するだけ)は、最も多い30万5,000人で、68.3%を占めている。しかし、市戸籍取得者数は新政策の実施による市内人口の膨張を危惧していた市政府の予想を大きく下回った。以上の改革の結果、石家荘市非農業人口の比率は2001年7月の79%から2003年6月の95%に上昇した。
- ④ 市戸籍取得者に対するサンプル調査によれば、「23.6%の人は住宅、20.0%の人は社会保障、18.2%の人は収入、18.2%の人は子女の入学、9.1%の人は就業の悩みを抱えており、これらの問題の解決は、戸籍改革を断行した市政府にとって大きな課題となろう。
- の理由があった。
- (67) 王文録、前掲論文 p.43。
- (68) 周永康「社会矛盾の解決、社会管理の創新、執法の公平を深化し、よりよくさらに早く經濟社会發展のために、もっと有力な法律保障を提供する」『求事』2001年2月、4期 p.3。深入推进社会矛盾化解、社会管理创新、公正廉洁执法、为经济社会又好又快发展提供更加有力的法治保障。
- (69) 王飛、劉文海「部分の地方戸籍制度改革情况に関する調査報告」国務院研究室課題組『中国農民工調查研究報告書』中国言実出版社、2006年4月1日、p.272。
- (70) 王太元「遷徙自由から自由遷徙へ——戸籍改革の科学的發展の道——」段成榮司会、前掲論文、p.49。
- (71) 同上。
- (72) 同上、p.49~50。
- (73) 王飛、劉文海、前掲論文、p.272。
- (74) 同上、p.272~273。
- (75) 王太元、前掲論文、p.273。

(76) 張英莉、前掲論文、2005年、第5号、p.30。

(77) 王文録「人口城鎮化背景下の戸籍制度変遷——石家庄市戸籍制度改革案例分析」、『人口研究』第27巻6期、2003年11月、及び中国研究所編『中国年鑑』2004年版、2004年、162～3頁を参照。

第3章 農民工問題に関する 国務院の現状認識 —— 国務院研究室検討チーム編『中国農民工に 関する総括的研究報告』から ——

はじめに

（『中国農民工に関する研究報告』について）

農民工の全国的移動数を既存統計で把握することは困難である。そうした中で、中国の行政・学会が総力を挙げて「農民工問題」の解明にとり組んだ成果として中国農民工問題に関する総合的研究報告起草チーム⁽¹⁾による、『中国農民工に関する研究報告』(Reporting on the Problems of Chinese Farmer-turned Workers)がある。さらにこの報告は、国務院研究室検討チーム編『中国農民工に関する調査研究報告書』として、中国言実出版社から2006年4月1日に出版されている。

中国農民工問題に関する研究総報告起草チームによる『中国農民工に関する研究報告』の「中国農民工問題に関する研究総報告」の「標題注釈」は、「2005年2月26日と3月23日、温家宝首相は前後2回、農民工問題に関して重要な指示を出し、国務院研究室と関連部門は、農民工問題を深く研究し、農民工問題に関する各政策の制定と政策を完備するよう促した。温家宝首相の重要な指示を徹底的に実行するために、国務院の指導者によって、2005年4月4日に“農民工問題調査研究と文章起草チーム”が組織された。調査研究グループは、国務院研究室がリードし、中央と国務院の17部門、8カ所の農民工の流出又は流入大省（市）部門を構成員とする。さらに長期にわたって農民工問題を研究している5名の専門家を招聘した。そして中央の構成員は33編、地方構成員は12編、5名の専門家は10編の特別テーマについての報告をそれぞれ行った。国務院研究室の関連同志は相前後して11カ所の省（区、市）で調査研究し、調査研究チームもまた農民工の重点問題に関連して9回の調査研究の成果報告会と専門家の座談会を開催して、最後にこの報告を作成した。」⁽²⁾と述べている。

『中国農民工に関する研究報告』は、魏礼郡による「農民工問題の解決における正確な認識と解決の重要性」を序章として、中国農民工問題研究総報告起草チームの「中国農民工問題研究総報告」をはじめ、部門研究成果、地方調研報告および専門研究報告の三部分から成ってい

る⁽³⁾。

同研究報告の「内容要約」において、「農民工は、中国経済と社会発展を進める重要な力である。現段階で農民工が直面する問題について、党中央と国務院は高度な関心を持っている。……報告は、中国農民工の現状、作用と発展形勢を分析し、農民工が直面する問題の原因を分析し、問題解決の全体構想と目標を提起し、農民工に存在する十大問題に関する若干の政策提案を行った。そして農村余剰労働力の移転促進、都市政府の強化と改善、農民工の管理とサービス、農民工の切実な利益保護などの面からの提案を行った」⁽⁴⁾と述べている。そして「キーワード」として、「農民工、2元構造、都市と農村の統一、労働力移転」を挙げている。

以下では、同報告の中から、魏礼郡「農民工問題の解決における正確な認識と解決の重要性」（序章）、中国農民工問題研究総報告起草チーム「中国農民工問題に関する総合研究」、部門研究：労働と社会保障部調研チーム「現状における農民工の動きと就職数およびその構成と特徴」、専門研究報告：劉懷廉「農民工政策に関する若干の問題」を取り上げ、やや立ち入った紹介を行うことによって、中国国務院が現状において「農民工」に対して、いかなる現状認識を有しているか、という点について検討してみよう。

第1節 農民工問題の解決における 正確な認識と解決の重要性

(1) 概要

改革開放以来、中国の工業化、都市化の加速により、多くの農村余剰労働力は都市（鎮）と郷鎮企業への出稼に向かっている。その過程で、一つの特異な社会群体が形成された。いわゆる「農民工」である。中国の近代化建設の途上に現れた一つの新労働大軍である。「農民工」とは、主に農村戸籍をもち、都市への出稼ぎをしているか、もしくは現地および異地で非農業に従事するものを指す。彼らは非常に移動性を持ち、農閑期に「渡り鳥」の形で出稼ぎしているか、もしくは長期間都市に住み、生活し、働き、すでに産業労働者の一部になっている⁽⁵⁾。

1) 農民工問題を解決する重要性と緊迫性を十分認識すること

国家統計局の調査によると、2004年、全国の都市への出稼ぎ農民工と郷鎮への出稼ぎ農民工の総数は2億人を超えた。そのうち都市への農民工は約1.2億人である。農民工は様々な企業に就労しており、そのうち全加工製造業就業者中の約60%が農民工であり、同じく建築・採掘業では80%、衛生・家政・飲食などのサービス業では

全就業者の50%が農民工である。農民工は、中国の工業化、城鎮化、現代化建設にとって非常に重要な作用を発揮する。過去20年間、もし農民工が居なければ、中国の工業化、城鎮化、現代化を早期に進めることが出来なかったし、沿岸地域の新興産業と開放型経済も早期に発展できなかった。党中央、国務院は非常に農民工問題を重視し、農民工の権利保障と農民工就職環境の改善に対して一連の政策をつくり上げ、各地域も積極的に対応しているが、現実の状況から見ると、目下農民工は次のような問題に直面している。給料が低く、給料の遅配が頻繁に発生する。労働時間が長く、安全条件が不足である。社会保障が十分ではなく、職業病と労災事故が多い。職業訓練、就職、子女教育、生活住宅などの方面にも困難があり、経済、政治、社会権利と利益分配についての有効な保証がない。このような現状は社会矛盾と紛争を招くとともに、社会の各方面から注目されている。こうしたなかで、農民工問題の解決は科学発展観の成し遂げることであり、社会主義の調和社会建設の必然要求であり、中国的な社会主義建設の戦略任務であると認めている⁽⁶⁾。

つまり、農民工は市場動向、自由選業、競争就業メカニズムの形成を促進し、城郷統一発展と三農問題を解決するために、新たな道を開いた。更に、農民工の労働給料・就職環境・共通サービスなどの問題解決、経済・政治・社会権益の保護、農民工のために平等・良好な仕事と生活環境を提供することが社会の公平・正義を促進し、秩序ある安定的社会を形成することを可能にする。農村余剰労働力が非農業と城鎮へ移動することは、世界各国の工業化と都市化の展開過程と同様に、必然なことである。各国の工業化を進める過程における農業余剰労働力の移動規模、速度と方式が異なるため、その社会効果も異なる。中国は、人口が多く、農村労働力も多い。更に、工業化、城鎮化の速度が早まるにつれて、将来益々、農村余剰労働力は非農産業、都市に移動する。農民工の出現と拡大は、中国の経済にとって、農村余剰労働力が転移するための正しい選択である。そのため、私たちは工業化、城鎮化の客観的ルールを守りつつ、中国の国情に合わせ、正しく農村余剰労働力の非農産業と城鎮への秩序ある移動を導くべきである。農民工問題を解決することができるかどうか、中国の現代化実現に直接関わっている。

2) 農民工問題を解決するため、把握しなければならない原則は、以下の通りである⁽⁷⁾。

農民工問題は、中国の工業化、城鎮化、現代化のなかで現れた新たな事象である。そして、農民工問題を解決するために、根本的なのは正確な指導原則である。この指導原則と言うのは、世界の現代化建設の一般的なルー

ルを守りつつ、中国の特殊な状況から考えることである。農民工が直面している諸問題を積極的に解決しながら、また、改革・発展・安定の方面から大局を把握すること。現行の政策と管理を完備し、更に体制と制度の改革を行うこと。城郷の統一発展とともに中国の特徴である工業化、城鎮化、現代化を穏やかに健全に発展させることである。つまり、以下の重要な原則である。

- ① 差別せず、平等な扱いをすること
- ② サービスを強化し、完全な管理をすること
- ③ 統一的な計画、合理的な手引きをすること
- ④ 各地域の事情に即して指導すること
- ⑤ 現状の問題を解決するとともに長期の計画を立てること

3) 現状ですみやかに解決しなければならない問題は以下の通りである⁽⁸⁾。

農民工問題は、様々な方面に関わるため、現状、特別に農民工の利益に関わる普及性と現実性を持つ問題の解決が大切である。

- ① 農民工の収入は比較的低く、生産生活条件は劣悪
- ② 農民工の就職訓練と労働契約管理の強化
- ③ 農民工の社会保障問題
- ④ 農民工の公共サービスの改善
- ⑤ 農民工の権益の保証システムの擁護
- ⑥ 地域近隣での農村労働力就職の促進
- ⑦ 農民工自身の教育水準の向上

この内、特に⑥についてのみ内容を説明しておく。すなわち、「地域近隣での農村労働力就職の促進」という課題は、「新型工業化の必然的な要求であり、中国の膨大な農村労働力の移動就職には必然性がある。調査によると、現在全国で移動した農村労働力の内、県域経済範囲の主に郷鎮企業と中小企業で65%を吸収している。浙江、江蘇、山東、広東など、経済発達している省内で働く労働力の内、90%程度現地および近隣の農村労働力が占めている。実際の動きからも明らかなように、上記の就職モデルは非常に重要である。郷鎮企業と県域経済が発展することによって農村余剰労働力の現地での移動就職を促すことができる。中西部に関連産業を移転し、中西部の農村余剰労働力の就職機会を増加させる。農村基礎のインフラ建設に着手し、農民の生産生活条件を改善し収入を増加するとともに、農村余剰労働力の現地で移動就職を促す。小城鎮産業集積と人口吸収能力を高め、出稼ぎ農民の小城鎮への帰還創業と居住について奨励する。農民工の土地請負権を法律に従い保護することは、農民工の都市失業リスクを軽減し、社会調和と安定を維持する上で、重要な問題である」⁽⁹⁾。

(2) 小括

魏礼郡の論文は、はじめを含め4部分から成っている。まず、はじめに農民工を、「農村戸籍を持ち、非農業に従事する労働者」と規定している。1)では、農民工に従事している職業が、いわゆる3Kであり、中国工業化、都市化、現代化にとっての基盤産業であると指摘している。また現在、農民工が直面している労働条件と報償、社会保障などについて論じている。その中で、農民工問題の解決は科学発展観を実行するために必要であり、社会主義的調和社会を建設するための必然的な要求であり、さらに、中国的な社会主義を建設するための戦略任務である、と指摘している。2)では、民主平和、政府機能、調和発展、地域の実状に沿った指導、長期計画という5点において、農民工問題の解決を論じている。3)では、農民工の低収入、劣悪な生産生活条件、就職訓練と労働契約管理の強化、社会保障問題、公共サービスの改善、農民工權益の保証システムの擁護、地域近隣での農村労働力就職の促進、農民工自身の素質向上という7点について、すみやかに解決しなければならない、と論じている。魏は、農村戸籍を持ち、場所に関わらず、非農業に従事することを農民工の条件としている。この規定は妥当であり、農民工問題についての対応も適切と考えられる。しかし、3)のうち、⑥地域近隣での農村労働力就職の促進について、魏は「調査によると、現在全国で移動した農村労働力の内、県域経済範囲で65%を吸収しているのは、主に郷鎮企業と中小企業である。浙江、江蘇、山東、広東などの経済が著しく発達した省内で働いている労働力の中、90%程度は現地および近隣の農村労働力である。郷鎮企業と県域経済が発展することによって農村余剰労働力が現地で移動就職することを促すことができる」、と主張している。しかし、現行戸籍制度では、農民工が自由に中大都市へ出稼ぎすることは、まだ不可能であり、また浙江、江蘇、山東、広東などの経済が発達した省の場合、主に現地および近隣での出稼ぎとなっているのは、当然と思われる。このような東部の農民の成功した近隣出稼ぎの経験を、魏が一般化したのは、間違いであろう。東部は、地理的に恵まれ、改革開放の前頭に立ち、比較的都市インフラの完備、税金政策などにより、明らかに中西部より発達している。自然環境が厳しく、インフラ整備も更に遅れているため、中西部で働き場所があっても、就業条件と生活条件を総合的に考える農民工は、いずれまた東部へ移動すると考えられる。また、「中西部で就業機会を増やし……農村基礎のインフラ建設に着手し、小城镇産業集積と人口吸収能力を高め、出稼ぎ農民の小城镇への帰省創業と居住を奨励する」という主張について言えば、この措置が結局のところ出稼ぎ農民の農村地域への還流につながる限りは、農民にとって必ずしも有利とは言えないであろう。

どこで就業あるいは居住するかは、農民工も含めすべて国民の自由であり、権利でもある。政府として、このような自由、平等な社会環境を作り上げることが求められているのであり、出稼ぎ農民を小城镇への帰還させ、居住奨励することは、こうした自由論と逆行している。

第2節 中国農民工問題に関する総合研究

1 内容の概要

この研究は、「農民工」は、中国の社会経済転換期の特殊な概念で、戸籍上の身分は、まだ農民で土地を請け負い、しかし主に非農業に従事し、給料を主要な収入源とする人々である。狭義の農民工は、通常地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者を指す。広義の農民工は、地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者と県域内第2、3次産業に就労する農村労働力である。本報告の研究範囲は、主に地域を越えて就労する都市への出稼ぎ農村労働者であるが、同時に関連する政策提案は県域内第2、3次産業に就労する農村労働力にも適用する⁽¹⁰⁾と、農民工についての概念規定を与えている。

(1) 農民工の現状およびその影響と発展動向

1) 農民工の歴史と現状

2004年を例に、国家統計局が行った全国31ヵ省（区、市）、6.8万ヵ所の農村居住地と7,100以上の行政村のサンプル調査結果から、出稼ぎ農民工は約1.18億人で農村労働力の23.8%を占める⁽¹¹⁾と推計している。

一方、農業部が行った1万ヵ所の農家の追跡調査によると、出稼ぎ農民工は約1億人で、農村労働力の21%を占める⁽¹²⁾と推計している。

また、労働と社会保障部は、県級市と県域を含まない全国地級以上の都市に流入する農民工統計に関し、農民工は約9,000万人⁽¹³⁾と推計している。

以上三部門のデータと統計方法を分析し、関連部門と専門家の意見を総合すると、現在、中国の出稼ぎ農民工の総数は約1.2億人であり、もし当該地域の郷鎮企業で働く農村労働力をこれに加えると農民工の総数は約2億人である⁽¹⁴⁾。つまり、「中国農民工問題に関する研究総報告」は、国家統計局と農業部と労働と社会保障部の推計結果に関連部門と専門家の意見を加えて、現在の農民工総数を約2億人としたのである。

2) 農民工の主要な特徴

国务院研究室検討チーム編『中国農民工に関する調査研究報告書』による調査結果⁽¹⁵⁾の概要は、以下の通りである。

① 農民工は中学校卒業の青壮年である。統計によると、2004年において、全国農民工の年齢は、16～30歳が

61%、31～40歳が23%、41歳以上が16%を占め、全体の平均年齢は28.6歳である。これら農民工の66%が中学卒業程度の学歴であり、また、76.4%の農村労働力は専門技能育成訓練を受けたことがない。出稼ぎ農民工の平均年齢は若く、農村労働力のなかで、教育レベルが比較的高い者であることが明らかである。彼らは、都市での就業と生活に憧れているが、相対的に教育水準が低いいため、多数の者は、単純な肉体労働しか従事することができない。

② 農民工は主に自発的出稼ぎである。現状における農民工の出稼ぎは、親戚、知人などの紹介に頼っている。調査によると、88%の農民工は、自発的に出稼ぎし、組織を通じた出稼ぎは、わずか12%である。自発的な出稼ぎは、農民工にとって就業コストが低く、成功率が高い。しかし、農民工は、就業に関する情報を得るルートが少なく、社会の職業仲介機構の信頼が低いいため、親戚、知人の紹介に頼ることとなる。近年、政府、若しくは仲介機構の組織と紹介による出稼ぎ農民工は、徐々に増えているが主流ではない。

③ 農民工は、主に中西部の地域の出身である。2004年、中部地域の出稼ぎ農民工は4,728万人、全国農民工の40%を占めた。西部地域の出稼ぎ農民工は3,161万人で、全国農民工の26.7%を占めている。安徽、江西、河南、湖北、湖南、広西、重慶、四川、貴州などの9省(市)の省を越えて移動する農民工は、本省(市)の農民工の総数の60%以上を占め、省を越えて移動する農民工の総数は農民工全体の81%を占めている。四川、河南の両省農村出稼ぎ労働者は、各省で1,000万人を超えた。安徽、江西、湖北、重慶、四川などの5省(市)の出稼ぎ農民工は、農村労働力の30%以上を占めている。

④ 農民工は製造業、建築業とサービス業に就業することが主流である。2004年において、農民工は、製造業(30.3%)、建築業(22.9%)、社会サービス業(10.4%)、サービス業(ホテル、飲食)(6.7%)、卸小売業(4.6%)に従事している。地域によって、農民工が就業する主たる業種は異なっている。東部は、製造業の比率が最大で、37.9%を占めている。中部と西部の地域では、建築業の比率が最大であり、各々30.1%と37%である。

⑤ 農民工は東部地域と大中都市へ就業することが主流である。東部地域と大中都市は、就業機会が多く、収入が高いため大量の農民工が集中する。2004年において、地域を越えて移動する農民工は76%を占め、その内、省を越えて移動するのは51%、省内県外は25%である。省を越えて移動する農民工は、北京、天津、上海、浙江、江蘇、広東、福建などの7省市への出稼ぎが82%を占め、大中都市への出稼ぎ農民工は60%を超える。地域を越えて移動する農民工は、直轄市(9.6%)約1,140万人、省会都市(18.5%)約2,190万人、地級市(34.3%)約4,060

万人、県級市(20.5%)約2,420万人、建制鎮(11.4%)⁽¹⁶⁾約1,350万人である。

⑥ 農民工は城郷間を双方向に移動することが主流である。中国の農村労働力の移動就業は、職業と身分から分離された特徴をもつ城郷分割の戸籍制度に基づき、城郷の間で双方向で移動している。このような、渡り鳥式の移動は、二つの形式がある。一つ目は、振り子式である。一年周期で、城郷間を移動するものである。二つ目は、兼業式である。農業生産季節を周期とし、農業の閑散期に出稼ぎするものである。2004年において、季節性出稼ぎ数は、農民工総数の20%を占める。

3) 農民工は中国の経済社会発展に対して特別に貢献している⁽¹⁷⁾

農民工は、土地請負制度と郷鎮企業の後に続く中国農民の偉大な創造行為であり、農村生産力を開放するための偉大な試みである。農民工は、都市・経済発達地域と、農村・経済未発達地域を結びつける環であり、城郷間の労働力資源と生産力の合理的分配を実現し、三農問題の解決と工業化、城鎮化、現代化を有効に結びつけ、城郷の二元構造を根本的に突破していない背景のもとで、城郷融合発展のための新たな道筋である。農民工は、工業のための競争力を増大させ、都市を活性化し、改革開放のための原動力を提供している。農民工は、農民収入の増加を実現しただけでなく、農村に報いることを目標とし、中国の改革深化、開放拡大、工業化と城鎮化を加速するために特に重要な貢献を行っている。

① 出稼ぎは、就業拡大・収入増加の重要な道である。

② 農民工は、中国工業化発展を支える重要な力である。

③ 農民工は、都市建設と繁栄を促進するための新勢力である。

④ 農民の出稼ぎは、工業は農業を、都市は農村を、発達地域は落伍地域を引き上げる規範となる。

⑤ 農民の出稼ぎは、改革を促進する推進力である。農民工の地域を越えての移動就業は、深刻な体制変革要因とし、改革の推進と制度の促進に対する重要な力である。農民工は、労働市場の城郷限界、地域と部門限界を突破し、市場動向、自由選業、競争就業メカニズムの形成を実現させ、市場を通し合理的に労働力資源を配置するメカニズムの形成を促進した。同時に政府機能と管理方式の転換をさせた。農民工は、大規模・広範囲の地域を越えて移動するのは、全社会の活性化を増強し、都市社会管理メカニズムに対する問題提起を行っている。農民工問題を解決する中で、各級政府の機能定位・管理理念・行為方式も徐々に変化し、伝統の戸籍制度、労働就業制度と社会保障制度も変革を行っている。⁽¹⁸⁾

4) 農民工の発展と動向⁽¹⁹⁾

中国は工業化の中期段階と、都市化を加速している段階であり、都市化率を毎年1%とすると、都市化の成熟段階まで約30年かかることになる。工業化と都市化を促進し、農民工の発展を正しく導くために、農民工の発展変化の動向を正確に把握しなければならない。その発展変化の動向は、以下の通りである。

① 農民工規模の拡大は継続するが、その速度は緩やかになる。

② 農民工の移動方向は、まだ東部地域と大中都市に向かうのが主流だが、徐々に中西部地域と中小都市へ拡散する。

③ 農民工の移動は、まだ城郷間における移動就業が主流であるが、城鎮での定住が徐々に増加する。大半の農民工が、渡り鳥式の生活と就業方式を選択した原因は次の点にある。農民工の収入が低く、家庭単位では、都市での定住生活を支えられない。現行の城郷分割二元戸籍制度が農民工にとって、都市での長期居住を困難にしている。農民工は請負土地があるため、都市で失業したとき、農村への回帰が可能である。そのため、今後長期に渡り、大量の農民工は主に移動就業を行う。しかし、農民工の移動と不安定な就業が都市工業化に対してマイナス影響を与える。農民工は、三つの変化を示している。一つ目は、渡り鳥式から完全離農への転換である。統計によると2004年、出稼ぎ期間が6ヶ月以上の農民は、81.3%を占め、2003年より3.7%高くなり、2002年より6.4%高くなった。二つ目は、城郷間での移動から、都市融合への転換である。統計によると、近年、挙家出稼ぎ農民工が増加しており、2004年には2,470万人に達した。三つ目は、生存の欲求から平等への欲求へという転換である。新世代の農民工の出稼ぎは、稼ぎだけではなく、現代化の生活方式に憧れ、社会から尊重され、平等に扱われ、承認されることを強く求めている。⁽²⁰⁾

(2) 現状において、農民工が直面している問題およびその原因

1) 農民工が直面している問題⁽²¹⁾

- ① 給与待遇と労働環境
- ② 社会保障待遇
- ③ 都市政府の公共サービス
- ④ 権益保護
- ⑤ 身分移動⁽²²⁾

農民工の就業安定性は低く、移動性が強いため、多くの企業は、まだ農民工を産業労働者として考えておらず、農民工自身もその意識が薄い。農民工は、大半が労働集約型の加工業と建築業に就業している。この業界は産業交代と市場主義により流動と変化をくり返しているため、需要が大きい時は、農民工を急速に増やし、需要が

低い時は、減らさざるを得ない。現行戸籍制度に付属している労働就職・社会保障・教育文化・医療衛生などに関して、合理的ではない制度が存在しており、都市での出稼ぎ農民工は、都市の臨時暫住人口として扱われ、城鎮住民と平等な権利を受けられず、市民にはなれない。

2) 上記問題の根本原因⁽²³⁾

① 城郷の二元構造は農民工問題のシステムの根源である⁽²⁴⁾

長期に存在している城郷二元構造は、農村と都市・農民と市民の間で多種の不平等を招く。多数の地方政府が、外来人口と外来労働力をサービス対象外としてきた重要な原因が城郷分割の戸籍制度である。農民工は城鎮職員の待遇を受けられず、産業労働者にもなれず、市民の待遇も受けられず、城鎮市民にもなれない。現行の都市社会管理メカニズムは、計画経済の特徴をもち、利益分配が都市に偏重となり、農民工は都市労働就業サービス・社会保障その他の共通サービスを受けられない。

- ② 法律、法制の不完全性が農民工制度の欠陥になる
- ③ 政府管理と職能転換の不備により農民工問題のメカニズム障害を生み出している
- ④ 農民工自身の素質と組織化が低いことが農民工問題の重大要因を生み出している

(3) 農民工問題を解決するための全体的な考え、要求目標および作業指導方針

1) 農民工問題を解決するための全体的な考え⁽²⁵⁾

改革開放以来、中国共産党と政府は農民工問題の認識を徐々に深化させてきた。社会主義市場経済メカニズムに基づいて、農民の実践と創造を尊重し、農民移動については、制限→移動の承認→移動の許可→移動の促進というように変化してきた。……農民工問題は、何億もの農村人口を非農業へ転換し、城鎮の社会経済構造の変化に関わり、何億もの農村人口の生産方式と生活方式にも関わる。そのため、農民工問題の解決は根本的に農業、農村と農民問題の解決に関わり、工業化、都市化の健全発展と、社会の公平・公正と調和の実現にも関わる。農民工問題を解決する全体的な考えは以下の通りである。

- ① 城郷の就業を統一し、農村就業問題の解決は更に重要と認識すべきである。
- ② 地域外の移転と、地域内の移転を結合し、郷鎮企業と県域経済を発展させる。

③ 大中小都市と小城鎮のバランスの良い発展を維持し、農民の城鎮への移動を促進することは合理的である。城鎮化は、经济社会構造の転換過程であり、その本質は農村人口の都市人口への転換過程である……近年、大中都市における出稼ぎ農民工は、農民工総数の2/3を占めている。……世界の都市発展の一般的ルールにより、工

業化の中期段階は、ある程度大都市を開放することは適当である。大都市は、就業機会が多く、中国では未だ農村人口の都市への移動が続く。しかし、城鎮化＝大都市の発展ではない。中国の農村人口の多くが、全て大都市へ集中することはあり得ない。都市規模が大規模化しすぎると、必ず就業・教育・治安・交通・環境などの問題が発生する。当然、農民工は大都市で、主に稼ぐことを目的としており、そこで定住を希望する農民工は少数である。農民工が都市に定住するというケースは、各種の中小都市と小城鎮である。⁽²⁶⁾

④ 農民工の都市への就業と定住にとってシステムの障害となっているものを徐々に廃止する。

世界各国が現代化する過程において、人口は、農業労働力から、非農産業と城鎮へと移動することを特徴とする。中国では、長期にわたって城鎮分割の戸籍管理制度を施行し、農民は都市で労働しても身分は変わらず、都市市民として承認されないまま、農民工となった。……大量の農民工は、社会から承認されず、また差別を受け、国民としての権利も受けられないことにより、矛盾が累積している。……そのため中国の国情に合わせ、工業化、城鎮化の客観的ルールに基づいて、農村余剰労働力の非農業と城鎮への移動を導き、戸籍制度を深化させ、農民工の都市での就業と定住条件を緩やかにする。そのため、戸籍制限を打ち破り、農民工が基本的な社会保障と都市公共サービスを受けられるようにしなければならない。そして、都市の労働者と、同職種、同給与、同権利にする。次に、城鎮の統一、体制改革と制度革新を促進することにより、城鎮二元構造を変化させ、農民工の公共サービスのメカニズムを構築し、農民工の利益問題を解決し、社会主義新農村建設と都市の社会安定・調和・健全発展を促進する。⁽²⁷⁾

⑤ 法律に従い、農民工の權益を保護し、出稼ぎ農民と都市住民の良好な関係を作り上げる。

⑥ 農村労働力の素質を高め、農村人口圧力から労働資源優位への転換を行う。

⑦ 農民工の土地請負権を保護し、農民の都市での出稼ぎと社会的リスクを減少させる。

2) 農民工問題を解決するために、要求目標および作業指導方針⁽²⁸⁾

- ① 差別のない平等な対応である。
- ② サービスを強化し管理を完備する。
- ③ 統一計画、合理的な指導。
- ④ 現在に立脚し、将来に目を向ける。

(4) 農民工問題を解決するため検討しなければならない政策措置⁽²⁹⁾

農民工問題を解決するために、様々なメカニズムの現

実から、政策措置を考えなければならない。その政策措置は以下の通りである。

- ① 農民工の訓練と就職サービス
- ② 農民工の給与と契約管理
- ③ 農民工の職業安全と衛生
- ④ 農民工の社会保障制度の建設
- ⑤ 農民工の子女義務教育
- ⑥ 農民工の公共衛生と計画出産管理サービス
- ⑦ 多様なルートで農民工の住宅問題の解決
- ⑧ 農民工請負權益の保護⁽³⁰⁾

現状では、多くの農民工の請負土地は、その家族が管理しているが、代理若しくは貸与している場合もあり、請負土地を放棄してしまった農民もいる。出稼ぎ農民工の増加と出稼ぎ期間の延長により、農民工の土地請負問題は益々重要となっている。そのため、以下の4つの政策措置を採用するよう提案する。

第1に、農民工の土地請負權益を十分尊重する。請負制度は、中国農村の基本経営制度である。土地は農民にとって基本的生産手段であり、生存保証でもある。出稼ぎ農民工は、農業生産に従事していないが、土地は生産手段としての機能が無くても、土地の社会保障機能はなくなる。工業化と都市化の発展状況から見ると、大量の農民は、長期で渡り鳥式に移動しており、相当数の農民工は、若年時に出稼ぎに出て、老年期には農村に戻り農業を行う。そして、農民工の土地請負權益を保護するのは、城鎮経済社会の長期健全発展にとって重要であり、また中国共産党の農村政策の実行と、農村基本経営制度の安定化にとって重要な任務でもある。

第2に、農民工の土地請負経営権を随意に没収することは禁止される。中国「農村土地請負法」により、どのような組織や個人であっても、農村集団経済組織成員の請負土地権利を剥奪したり制限することはできない。請負期間中は、請負土地を没収したり調整することはできない。もし、農村一家が小城鎮に戸籍を移したとしても、請負主の意思によって土地請負権を保留し、若しくは、法律に従い、請負経営権を貸与することが可能である。土地請負権は、農民の財産権であり、農民がどのような仕事につき、そのような居住場所にあってもその影響を受けない。そして、どのような組織や個人であっても、農民の出稼ぎ、若しくは、小城鎮に戸籍を移した事を理由として農民の請負権を没収することができない。

第3に、土地請負紛争問題を適切に処理する。

第4に、農民工の自発・合法・有償による請負土地の使用権貸与に対する指導と規範である。

- ⑨ 農民工の合法權益の保護
- ⑩ 農民工の戸籍管理問題⁽³¹⁾

現行の戸籍制度は、建国後の一定期間内で重要な効果

を發揮した。しかし、改革開放の深化により、現行の戸籍管理制度の弊害と矛盾が顕在化した。主に、現行の二元戸籍登録管理方法は、人為的に都市人口と農村人口を分離し、戸籍移動制限が強すぎたため、公民の正常な移動に対する需要を満足させられず、労働力資源の市場分配にも影響し、経済成長と都市化にも不利であり、社会公平性を実現することができていない。また、多様な社会福祉待遇と社会管理機能が、戸籍制度と不合理な形で結合され、戸籍管理の本来の意味を失うとともに、戸籍管理制度の改革にも大きな障害となった。

戸籍管理制度の改革を促進することは、社会主義市場経済メカニズムを完備するための、重要な任務であり、三農問題を解決するための重要な措置でもある。現在、国家の関連部門は、長期にわたって深く研究し、大枠としての戸籍管理制度改革の基本的な考え方を形成した。その考えは、城郷統一の戸籍登録管理制度を設立することである。合法的な安定所在地を持つことを基本条件とし、戸籍移動政策を調整する。暫住人口居住登録制度を実行する。住民身分証制度を完備し、徐々に戸籍登録から人口登録への転換を実現する。中国の国情に基づいて、国家の全体的な戸籍制度改革の目標・原則・政策の広範囲にわたって、徐々に条件付、改革仕分けを通じて、都市で長期に就業、居住している農民工の戸籍制度の問題を解決する。

第1に、地（市）級以下の中小都市と小城镇は、全面的に戸籍管理制度の改革を促進する。中国の経済と社会発展の状況から見ると、全面的に地（市）級以下の中小都市と小城镇の戸籍管理制度の改革を促進する条件が、基本的に完備している。実際は、各種類の中小都市と小城镇の中で、大量の非現地常駐人口が居住し生活しているが、その中に、出稼ぎ農民工もいるため彼らの定住条件について適切に緩和する必要がある。

第2に、省会都市、副省級都市、直轄市などの大都市において、条件に合致した農民工の戸籍問題制度について積極的に解決する。具体的な準入条件は、各都市の実情により確定する。都市で財産権を持つ家を購入した農民工、農民工のなかの労働模範、優秀作作者と高級技術者及び、その他の貢献者に優先的に戸籍を与える。

第3に、積極的に一体化改革を促進し、徐々に戸籍制度に付属している就業・社会保障・子女教育などの公共福祉と、社会福祉機能を分離する。戸籍管理制度の改革は、必ず一体化改革として行われなければならない。都市戸籍の付加利益を徐々に弱化し、最後にはこれを切り離す。労働就業、子女入学、住宅分配、社会保障などは戸籍管理に含まない。農民工も平等に公共サービスを受けられるようにする。

(5) 郷鎮企業と權益経済を發展し農村余剰労働力の現地

転移を拡大する⁽³²⁾

(6) 都市政府は農民工に対する管理とサービスにおける増加と改善⁽³³⁾

(2) 小括

中国農民工問題研究総報告起草チーム「中国農民工問題に関する研究総報告」は、はじめを含め、7部分の構成である。はじめに、中国農民工問題研究総報告起草組の構成員を紹介し、さらに、農民工について「中国社会経済転換期の特殊な概念で、戸籍上の身分は、まだ農民で土地を請け負う、しかし主に非農産業に従事し、給料を主要な収入源とする人々である。狭義の農民工は、通常地域を越えて都市への出稼ぎ就労者を指す。広義の農民工は、地域を越えて都市へに出稼ぎ就労者と県地域内での第2、3次産業に就労する農村労働力である。本報告の研究範囲は、主に地域を越えて就労する都市へに出稼ぎ農村労働者で、同時に関連する政策提案は県地域内で第2、3次産業に就労する農村労働力にも適用する」と指摘している。しかし、農民工を規定する場合、請負土地の有無を基準とするのは、適切ではないと思われる。実態から見ると、請負土地を放棄したが、戸籍上は農村戸籍のままである農民工もおり、また請負制度を更新する際、政策によって土地を与えられず、しかも農村戸籍のままに出稼ぎする農民工もいる。この点については、第4章で具体的に検討することとする。

第1部分(1)では、農民工の総人数とその特徴について、次の6点にわたって述べている。①中学校卒業の青壮年を主とする。②主に自発的出稼ぎである。③主に中西部の地域の出身である。④製造業、建築業とサービス業での就業が主流である。⑤東部地域と大中都市への就業が主流である。⑥城郷の間を双方向の移動が主流である。さらに、農民工は中国経済社会発展に対する特殊な貢献であるとし、①就業拡大・収入増加の重要な道である。②中国工業化発展を支える重要な力である。③都市建設と繁栄を促進するための新勢力である。④工業は農業を、都市は農村を、発達地域は落伍地域を引き上げる規範となる。⑤農民の出稼ぎは、改革を促進する推進力である、という5点を指摘する。特に、⑤の「農民工は、労働市場の城郷限界、地域と部門限界を突破し、市場動向、自由選業、競争就業メカニズムの形成を実現させ、市場を通し合理的に労働力資源を配置するメカニズムの形成を促進した。同時に政府機能と管理方式の転換をさせた」という点は、農民工として現れた農村余剰労働力の出稼ぎの効果と考えられる。今まで、現行戸籍制度を代表とした2元社会の構造に基づいて、中国の都市部と農村部には越えられない壁があったが、特に1997年以降、顕在化した農村余剰労働力が、自発的に「農民工」として現れた。一時的に政府から制限された時期もあつ

たが、結果から見ると、現在の政府は積極的に農民工に対して社会公共サービスを提供し、権益を保護し、また農村に残っている余剰労働力をスムーズな出稼ぎが出来るようにすることによって、「各級政府の機能定位・管理理念・行為方式も徐々に変化している」と言える。そして、「伝統の戸籍制度、労働就業制度と社会保障制度も変革を行っている」ことも明らかである。また農民工の発展と動向について、

- 1 農民工規模の拡大は継続するが、その速度は緩やかになる。
- 2 農民工の移動方向は、まだ東部地域と大中都市へと主流だが、徐々に中西部地域と中小都市へ拡散する。
- 3 農民工の転移は、まだ城郷間で移動就業が主流であるが、城鎮での定住が徐々に増加する。

とまとめている。その内、3について若干解れておきたい。報告は、まず低収入、戸籍制度、請負土地という条件によって、農民工は渡り鳥式の生活と就業方式を選んだ、と説明する。この説明は妥当と考えられる。農民工は都市部で安心感・安全感を得られず、さらに政策により自由に都市部に居られないことによって、渡り鳥式の生活と就業方式を強いられるのは当然であろう。しかし、その中でも、農民工は3つの変化を示しつつある。つまり、「渡り鳥式→完全離農、城郷間での移動→都市融合、生存の欲求→平等」である。特に「新世代の農民工の出稼ぎは、稼ぎだけではなく現代化の生活方式に憧れ、社会から尊重・平等・承認について多くの期待がある。こうした事情から、将来、都市定住の農民労働者数が必ず増えると予測される。」と指摘している。第1章でも述べたように、農民工は土地改革、請負制度以降、農村に封印された農民の第3次解放革命としての現われであり、その核心は、やはり「自由・平等」である。

第2部分(2)では、農民工が直面している問題(5つ)およびその原因(4つ)について、分析を行っている。まず、農民工が直面している問題は、①給与待遇と労働環境②社会保障待遇③都市政府の公共サービス④権益保護⑤身分移動である。特に、⑤において、「企業側の薄い認識と農民工側の低い意識から分析を行い、さらに戸籍制度により、労働就業・社会保障・教育文化・医療衛生などに、合理的ではない制度が存在し、そのため農民工は城鎮住民と平等な権利を受けられず市民になれない」と、報告は指摘している。農民工問題は、企業と農民工だけではなく、政府にも深く関わると考えられる。現実には、企業側の薄い認識と農民工側の低い意識という問題があるが、政府の企業に対する監督機能の不足と、農民工に対するサービス機能の不備という事実も明らかである。

第3部分(3)では、農民工問題を解決するために全体的な考え(7つ)と、目標要求および工作指導方針(4

つ)について論じている。全体的な考え(7つ)の内、3について若干触れておきたい。大中小都市と小城鎮のバランスの良い発展を維持し、農民の城鎮への合理的秩序である移動を促進することについて、報告は、「……近年、大中都市での出稼ぎ農民工は、農民工総数の2/3を占めた。……工業化中期段階は、ある程度大都市を開放することは適当である。……」と指摘している。ある程度大都市を開放することは、やはり農民工に多くの就業機会を与えることであり、その限りでは、正当な指摘である。「城鎮化は、経済社会構造の転換過程であり、その本質は農村人口の都市人口への転換過程である……しかし、城鎮化=大都市の発展ではない。中国農村人口の多くが、全て大都市へ集中することはありえない。都市規模が大規模化しすぎると、必ず就業・教育・治安・交通・環境などの問題が発生する。当然、農民工は大都市で、主に稼ぎを目的とし、大都市での定住を希望とする農民工は少数である。農民工が定住を望む都市は、各種の中小都市と小城鎮である」との評価は、農民工の側からすると、大都市の都合による主張と映るかもしれない。なぜなら、現行戸籍制度により、発達都市部、特に大都市、巨大都市への移動は困難である。たしかに、現在各都市の戸籍移動は緩和しているが、この条件が農民工にとっては大変厳しい。そして、農民工は、発達都市部、特に大都市、巨大都市のに憧れがあっても、農民工に対する職種制限や、最低賃金の保証がない等発達都市における就労条件が整わないため、結果として各種の中小都市と小城鎮に定住せざるを得ない、という現状があるからである。このような事情から、大都市における農民工に対する職種制限の取り消し、最低賃金の保証、戸籍制度改革や政策などを深く検討する必要があると考えられる。

第4部分(4)では、農民工問題を解決するため検討しなければならない政策措置(10つ)について論じている。そのうち、次の二点だけ、補足しておきたい。まず、⑧農民工請負権益の保護についてだが、請負土地は農民工にとって、生産資料であり、社会保障でもあるから、農民工の意思を尊重したうえで、請負土地の分配、没収を行うことが大切である。また、⑩農民工戸籍管理についても、地(市)級以下の中小都市と小城鎮→省会都市、副省級都市、直轄市などの大都市へと改革を進めることを基本として、徐々に戸籍制度に付属している就業・社会保障・子女教育などの公共福祉と社会福祉機能を分離するのは、戸籍管理制度改革の本筋であると考えられる。

第5部分(5)では、郷鎮企業と権益経済を発展させ農村余剰労働力の現地移動を拡大することと、第6部分(6)では、都市政府は農民工に対する管理とサービスを拡充改善することについて論じている。

第3節 現状における農民工移動就職の数量、構成および特徴

1 概要

農民工の移動就職は、中国の特殊な歴史背景のもとで、工業化、都市化、そして市場化とともに現れた一つの社会現象である。現在、移動して就職している農民工は、相当規模に達しており、経済社会の発展において、無視することのできない重要な事柄となっている。産業構造調整と高度化の推進、市場化、都市化が一步前進し、農民工の移動と就職が、一つの新たな特徴と趨勢を現している⁽³⁴⁾。

(1) 農民工の移動就職数

農民工の移動就職の規模について、現状では、統一データは存在しない。近年、国家統計局、農業部、計画出産委員会、労働保障部などの部門は農村労働力の移動就職の状況について統計・観測、調査を行っている。各部門の統計データは、調査範囲、統計方法が統一されていないが、その異同を比較することにより、現状における農民工の移動就職の規模について、おおまかに判断することができる⁽³⁵⁾。

近年、国家統計局農村調査グループは、毎年全国農村世帯と行政村についてのサンプル調査を要求している。調査結果によると、農村労働力の出稼ぎ者数は、年々増加し、2003年は1.1億人となり、2002年より8.6%増加している。2004年は1.2億人で、2003年より、3.8%増加している。出稼ぎ労働力とは、出身地以外の地域で働く農村労働力であって、出稼ぎ期間は1ヶ月間以上の労働力を指している。また、省外移動と省内移動の労働力双方を含んでいる。本調査での出稼ぎ労働力は、調査期間内で出稼ぎした就職、未就職の労働力を含む⁽³⁶⁾。

農業部農研センターは、固定した観察点から、農村労働力の移動就職状況の推移を観察している。固定観察点の調査対象は、村および、村内の各種の社会経済単位であり、農家、経済連合体と企業を含む。統計結果から見ると、2004年で、全国の出稼ぎ就職の農村労働力は約1.03億人であり、農村労働力総数の21%を占めており、2003年の0.98億人より4.5%増加した。この中の農村労働力の出稼ぎ就職とは出稼ぎ期間3ヶ月間以上の者を指しており、それ故、その統計範囲は、国家統計局より小さい。出稼ぎ期間が3ヶ月間以上の農村労働力は、出稼ぎ労働力全体の92.7%（国家統計局農村調査グループの2001年から2002年のデータ）を占めているということから、全農村労働力の移動就職の規模は、約1.1億人と推測することができる⁽³⁷⁾。

国家人口・計画出産委員会は、2003年の末農村出稼ぎ人口について調査を行い、同年11月15日0時の農村出

稼ぎ人口（6歳以上）は、6881万人、そのうち省外移動は、71.6%、省内県外は、28.4%となった。この調査で出稼ぎ人口とされたのは、戸籍は本県にあり、しかも調査時点では本県に居ない人口を指している。農村県内の離郷移動人口は全農村移動人口の33.4%（農業部による固定観察点の2002年のデータ）とされていることから、2003年の全国移動就職の規模は、約1億人と推定できる。

労働保障部の2005年5月の調査統計速報によると、現在、城鎮の農民工の総数は約8,907万である。この調査は、地級市を単位として報告し、調査範囲は地級市所轄範囲内の城鎮県級市と建制鎮で、郷村非農産業に従事している労働力を含めない。（速報のため5%程度の誤差を含む可能性がある。）農民工の実際の規模は、速報データより大きい。過去のサンプル調査の結果から見ると、出稼ぎ農村労働力のうち、約20%が農村で非農産業に従事している。この比率に従って、5%の誤差を含め、農民工の移動就職の数量は約1.2億人と推定することができる。

以上の分析により、農村労働力移動就職の規模について、以下のように判断することができる。農村労働力の移動就職の規模は1.2億人であり、都市部へ出稼ぎは約1億人、省外移動就職の農民工は約6,000万人（出稼ぎ農村労働力は80%が城鎮内、50%が省外へ移動していると想定した上）である⁽³⁸⁾。

(2) 農民工の移動就職の構造と特徴⁽³⁹⁾

1) 主に壮年労働力であり男性である。（表3-1に参考）

国家統計局農調隊の調査データ（本文中特別の説明がない限り、引用したデータは国家統計局農村調査グループの調査データ）によると、近年農民工の平均年齢は、やや上がる傾向がある。移動就職が主に壮年労働力であり、2004年の農民工の平均年齢は29歳であり、そのうち16~25歳が45%、30歳以下が61%を占める。性別構造から見ると、農民工の移動就職は主に男性であり、2004年時点で66%を占めている。

表3-1 出稼ぎ農民工の平均年齢および年齢構造

	単位：%			
	2004年	2003年	2002年	2001年
平均年齢（歳）	28.6	28.2	28.3	27.8
16~20歳	18.3	19.5	20.2	22.2
21~25歳	27.1	27.8	26.1	26.8
26~30歳	15.9	15.6	15.9	16.1
31~40歳	23.2	23	24	22.2
40歳以上	15.5	14.1	13.8	12.7

出所：国家統計局調査研究組「当面、農民出稼ぎの状況について分析」国務院研究室課題組『中国農民工調査研究報告』中国言実出版社2006年4月1日、p.103。

2) 教育レベルと技能訓練の比率はやや高めだが、全体から見ると低い。

教育レベルから見ると、2004年における農民工の移動就職者のうち、文盲2%、小学校卒16%、中学校卒65%、高校卒12%、中等専門学校(中専)およびそれ以上卒が5%を占める。中学校およびそれ以下卒の比率は、2001年の85%から83%まで下がり、高校およびそれ以上卒の比率は2001年の15%から2004年の16%まで上昇した。しかし、中学校以下卒の比率は、まだ83%で、農民工全体の教育レベルは低いといえる。技能訓練の状況から見ると、受けたことのある者は28%、ない者は72%である。受けたことがある比率は2001年の17%から28%まで上昇したが、しかし、受けたことがない者の比率はまだ7割以上である。

3) 自発的な出稼ぎ、もしくは親友の紹介による者が主要であり、組織的な出稼ぎが年々増加している。

農村労働力の出稼ぎ就職は、主に自発的な出稼ぎに頼り、親友の紹介を通して出稼ぎを行う比率も相当である。2004年時点で、33%の農民工は自発的な出稼ぎ就職であり、65%の農民工は親友の紹介である。出稼ぎ農民工の20~30%が就職サービスを受けたことがある。そのうち政府部門組織を通じたのは10%である。多くの地域において組織的な出稼ぎの規模が年々増加しており、河南洛陽市では、2003年において組織出稼ぎ者数は13.9万人であったが、2004年には15.7万人となり、2003年より1.8万人増加し、出稼ぎ農民工全体の20%を占める。

組織的な出稼ぎを行う農民工は教育レベルの高さに比例して増加している。2002年において、高校およびそれ以下卒の農村出稼ぎ労働力のうち、組織的な出稼ぎの比率は10%以下であり中専、大専およびそれ以上卒の農村出稼ぎ労働力の中、組織方式で出稼ぎ者の比率は、各々17.5%、25.6%となっている。

組織的な出稼ぎ農民工は相対的に就職が安定しており、収入も比較的高い。2002年において組織的な出稼ぎ農民工のうち、年平均の出稼ぎ就職期間は9ヶ月間に近い。年平均においても出稼ぎ収入は6,604元であり、自発的あるいは親友紹介にとる者も高い。

4) 中西部地域は重要な流出地であり、東部地域は主要な流入地であり、半数の農民工は省外移動を行う。

(表3-2に参考)

農民工の移動就職は中部地域と西部地域の一定の省が主要な流出地であり、東部地域が主要な流入地である。2004年において、中西部地域からの農民工の移動就職は全国農民工の67%を占め、出稼ぎ農民工の70%は東部地域におり、2003年より2%高くなった。

地域毎に見ると、東部地域の農民工の97%は主に東部

表3-2 農民工就業の地域分布 単位：%

流出地	流入地					
	2004年			2003年		
	東部	中部	西部	東部	中部	西部
全国	70.0	14.2	15.6	68.0	14.7	17.1
東部	96.6	2.1	0.8	96.3	2.4	0.9
中部	65.2	32.8	1.8	64.0	33.9	1.8
西部	41.0	2.9	55.8	37.0	2.9	60.0

出所：同表3-1、p.101。

地域で就職し、中部地域の農民工の65%は東部で就職し、その残りは主に中部での就職で、西部に就職するのは少ない。西部の56%の農村労働力は、まだ西部で移動就職し、41%は東部で就職し、中部での就職は少ない。労働社会保障部2005年の調査速報によると、東部で就職している農民工は、農民工総数の62%を占め、中部で就職している農民工は、農民工総数の20%を占め、西部で就職している農民工は、農民工総数の18%を占める。

半数の農民工は省外移動を行い、規模は年々増加している。省外移動就職をしている農民工は、2001年の3,625万人から、2004年の6,000万人に増加した(出稼ぎ農民工の総数の50%を占める)。2003年における省外移動農民工は、大幅に増加し、2002年より1,504万人増加した。

2004年における省外移動農民工の増加テンポはにぶり、2003年に比べ、増加は400万人をきった。さらに多くの農村労働力は省内移動就職を選択した。

省外移動就職の農民工は主に、安徽、江西、四川、湖南、湖北、河南、広東、重慶、貴州などの中西部の省から移動してくる。2002年において、これら9省の省外移動就職労働力の総数は、全国の81%を占めている。農民工の省外移動就職先は、主に東部沿岸の地域と大中都市である。2002年において、省外移動農村労働力は主に広東、浙江、上海、北京、江蘇、福建、そして天津へ出稼ぎしたが、上記7省は省外移動就職の農村移動労働力の82%を吸収した。その内、広東は依然として省外移動労働力を吸収する最大の省であり、省外移動労働力の47%を吸収し、浙江、上海、北京がこれに続いている。東部沿岸地域、特に珠江デルタと長江デルタが強力な吸収センターとなっていることは明らかである。

5) 製造業と建築業を主として、従業員の主体となることと並んで、サービス業が徐々に農民工を吸収する重要なルートになる(表3-3)。

労働保障部の2005年調査速報は、農民工は主に製造業、建築業、サービス業(ホテル、飲食)、流通業、住民サービス業などに従事していることを明らかにしている。その内訳は、製造業(27%)、建築業(26%)、サービス業(ホテル、飲食)(11%)、流通業(12%)、住民サービス業およびその他のサービス(9%)、他の業種(15%)

である。

国家統計局の調査は、2004年における出稼ぎ農村労働力は、製造業（30%）、建築業（23%）、社会サービス業（10%）、サービス業（ホテル、飲食）（7%）、流通業（5%）である。

農民工は、製造業、建築業、社会サービス業、サービス業（ホテル、飲食）、卸小売業などの業種に幅広く分布し、産業労働力の中の重要な労働力である。農民工は、加工製造業（68%）、建築業（80%近く）、第三次産業の卸小売業と飲食業のうち、52%以上を占めている。

6) 出稼ぎ収入は上昇し、農村家庭増収の重要な要因である。

国家統計局調査によると、2004年における農民工の平均収入は6,471元であり、2003年より882元上がっている。2001年～2004年の平均増加率は8%に達した。年平均で3,411元を持ち帰っている。農民工の収入は地域により差が大きい。2003年において東部で働く農民工の月平均収入は760元、中西部地域は570元と560元であり、東部は中西部より200元程度高かった。

出稼ぎは、農民収入増加の重要なルートとなった。毎年の農民収入データから見ると、農民収入増加は、農業生産経営収入以外に給与収入も増収の重要なルートであり、全収入から見た比率は、毎年増加している。2004年の全国農村住民の一人あたりの年間純収入は2,936元である。物価要因が前年より186元増加したことを除くと、農民の給与収入は一人あたり998元であり、2003年より80元増加している。これは8.6%の増加である。給与収入が安定的に増加しているのは、農民の出稼ぎ収入が、

表3-3 農民工は各地域で主に従事している業界とその比率

単位：%

	全国	東部地域	中部地域	西部地域
採掘業	1.8	1.0	4.3	3.4
製造業	30.3	37.9	14.1	11.2
建築業	22.9	18.3	30.1	37.0
交通運送、倉庫管理と郵便業	3.4	3.2	4.0	3.7
卸売・小売業	4.6	4.1	5.7	5.4
ホテル・飲食業	6.7	5.9	9.5	7.4
サービス業	10.4	10.2	11.9	10.0

出所：同表3-1、p.104。

継続的に増加していることによっている。2004年において全農民数を基礎とすると、一人あたり出稼ぎ収入は398元となり、一人あたり純収入の14%を占めている。2003年より52元、15%の増加である。不完全な統計によると、出稼ぎしている全農家を母数とすると、農家平均出稼ぎ収入はその家庭収入の4割を占める。

7) 出稼ぎ期間を延長すること、挙家出稼ぎの比率が増加している（表3-4）。

農業部の固定観察データによると、2003年における全出稼ぎ労働力のうち、出稼ぎ期間が3ヶ月以内（9.7%）、4～6ヶ月（14.5%）、半年以上（75.8%）となっている。半年以上の者は、2002年より2.5%増加し、2001年より5%増加し、その内、毎年10ヶ月以上出稼ぎする者は60.2%となっており、2002年より2.4%増加した。

農村労働力は、農村土地制度、労働市場環境、農民工自身の素質などの要因によって主に「渡り鳥式」に移動する。つまり、農業の繁忙期以外に出稼ぎしている。近年、移動式の移動就職はある程度増加し、年中出稼ぎしている者の比率が高くなり、農民工移動就職は過去の個人移動から、現在は、家庭式移動と個人移動が並存するようになった。

（第5次人口センサス）のデータによると、郷村から移動した人口のうち、家族とともに移動した者は13.9%を占めている。省内で移動した人口のうち、家族とともに移動した者は出稼ぎ総数の40%を占めている。省外へ移動した人口のうち、家族とともに移動した者は出稼ぎ総数の11%を占めている。国家統計局農村調査グループのデータ（表3-4に参考）によると、2004年の農民工の挙家出稼ぎ（2,470万人）は、2003年より1.6%増加し、農村出稼ぎ人口の20.9%を占めている。

(3) 農民工の就職動向と主要な問題

1) 農民工の就職の基本動向⁽⁴⁰⁾

全体から判断すると、今後農民工の就職は二つの動向が見られるであろう。その一つは就職の規模が引き続き拡大することである。二つは移動方向の集中化は弱まることであるが、その中での分散化が進むことである。

① 需要と供給の両要因の直接的影響により、農民工

表3-4 異なる地域の出稼ぎ人数および農村労働力に占める比率

	2004年			2003年		
	比率 (%)	人数 (万人)	そのうち、挙家出稼ぎ (万人)	比率 (%)	人数 (万人)	そのうち、挙家出稼ぎ (万人)
全国	23.8	11,823	2,470	23.2	11,390	2,430
東部	19.8	3,934	746	19.5	3,811	775
中部	27.2	4,278	1,047	26.4	4,523	1,022
西部	25.4	3,161	677	24.8	3,056	632

出所：同表3-1、p.101。

の就職の規模は引き続き拡大する。一方では、中国経済は将来の一定期間にわたって8%程度の高度成長を維持し、同時に第3次産業、特にサービス業の発展速度が速い。中国の比較優位から見ると、最大の潜在成長力を持ち、労働力に対する最大需要をもつ産業は主に労働集約型の製造業とサービス業である。製造業とサービス業における労働集約型の労働力需要は主に農村移動労働力に依存する。このような就職需要に基づき農村労働力の就職規模は、ますます拡大する。他方、供給から見ると、現状では、中国における農村余剰労働力は、なお1.5~1.8億人存在する(学界は主に1.5億のデータを使用する。農業部が公開したデータによると、2004年時点で、農村労働力は約4.8億人で、そのうち農林牧漁(3.5億人)、郷鎮企業およびその他非農産業に従事している者(1.2億人)であり、農業に対する実際の需要労働力は1.7億である。したがって、農村余剰労働力は1.8億人となる)。現在、農村労働力は毎年約600万人増加している。この労働力の大部分は就職の形で、城鎮へ移動している。農村経済構造の調整と城鎮化の加速に伴い、大量の農村労働力が城鎮に向かって移動している。城鎮化水準を1%高めれば、農村労働力の移動規模は約1,000万人となる。

② 地域発展のアンバランスと利益動向の影響を受けて、農民工の移動は依然として未発達地域から発達地域への移動を主流とするが、移動方向の幅が広がり、集中化と分散化が並存している。城鎮の利益格差によって、長い間農民工の移動方向は主に農村から都市へ、特に発達している大中都市への移動であり、未発達地域から経済の発達地域への集中であり、珠江デルタと長江デルタなどの地域は農民工の就職の主な流入地である。しかし、東部地域の生活コストは年々高くなり、それに対して農民工給与の増加は遅く、農民工に対する吸引力は弱くなる傾向がある。同時に、東北工業基地の振興、西部大開発など、産業構造の転換によって、新たな経済成長センターが中西部で形成され、農民工就職のための選択肢を提供した。一定の労働力は地場および省内、近隣地域の城鎮で就職することを選択し、移動方向は多面的となる。

2) 農民工就職における重要問題⁽⁴¹⁾

農民工の就職の中で三つ矛盾が顕在化してきており、解決されなければならない。

- ① 農民工の就職環境の改善
- ② 農民工の給与待遇と権益保護および安定就職における格差の是正
- ③ 都市経済発展と産業構造上昇に伴う技能人材への需要と農民工の技能水準の低さの矛盾

この内①について、次の点が指摘されている⁽⁴²⁾。

一方では、農民工の城鎮への出稼ぎについて業種制限

が徐々に取り消されているが、その他の制度的制限については、農民工就職に対する差別は完全になくなっていない。城鎮公共就職管理サービスシステムを農民工に開放するため、さらに次のような意識、システムと技術条件などの問題を解決しなければならず、農民工が城鎮住民と同じ公共就職サービスを受けられるようになるまで、膨大な作業と時間が必要とする。他方では、近年農民工の給与収入はある程度上昇しているが、農民工の城鎮での生活コストが上昇するのも速いため、農民工が出稼ぎ収入から住宅、子女教育、生活消費などの支出をしたあとの残りも少ない。もし、城鎮住民と同様な公共资源およびサービスを受けられない場合、支出額はかなり多額となり、農民工の就職の意欲に影響する。

2 小括

労働と社会保障部調研チームによる「現状における農民工の移動と就職数およびその構成と特徴」は、はじめを含め4部分である。はじめにでは、農民工問題が一つの社会現象であることを確認している。

第1部分=(1)では、国家統計局、農業部、計画出産委員会、労働保障部などが農村労働力の就職状況について調査、統計をまとめた結果、その規模は、1.2億人で、都市部への出稼ぎは約1億人で、省外へ就職している農民工は、約6,000万人(出稼ぎの農村労働力は80%が城鎮に入り、50%が省外へ移動しているという推計にしたがって計算)であると指摘している。

また、「2004年を例に、国家統計局が行った全国31ヶ省(区、市)での6.8万ヶ所の農村居住地と7,100以上の行政村のサンプル調査結果から、出稼ぎ農民工は約1.18億人で農村労働力の23.8%を占める」との推計をまとめている。

そして、「中国農民工問題研究総報告」では、国家統計局と農業部と労働と社会保障部の推計結果に関連部門と専門家の意見を加えて、中国の出稼ぎ農民工総数は約1.2億人であり、もし当該地域の郷鎮企業で働く農村労働力をこれに加えると農民工の総数は約2億人であると推計している。域外での出稼ぎ農民工(1.2億人)+域内での出稼ぎ農民工(8,000万人)=農民工の総人数は2億人となる。この数字は現段階で妥当と思われる。

第2部分=(2)では、農民工の就職構造と特徴について7点指摘している。1)主に壮年労働力の男性である2)教育レベルと技能訓練の比率はやや高めだが全体から見ると低い3)主要な自発的な出稼ぎ、もしくは親友の紹介、組織的な出稼ぎ比率が年々増加4)中西部地域は重要な流出地であり、東部地域は主要な流入地であり、半数の農民工は省外移動を行う5)主に製造業と建築業に従事しており、サービス業は徐々に農民工を吸収する重要なルートになる6)出稼ぎ収入は上昇し、農村家庭増収

の重要な要因である7) 出稼ぎ期間を延長し、挙家出稼ぎの比率が増加していることである。前節（中国農民工問題研究総報告起草組「中国農民工問題研究総報告」について）と同様の結果が得られており、妥当な推計であろう。

第3部分=③では、農民工の就職の動向（2つ）と主要な問題（3つ）について論じている。農民工の就職の基本動向について、需要と要求要素の直接的影響により、農民工の就職規模は引き続き拡大する。地域発展のアンバランスと利益の影響に従い、農民工移動は依然として発達していない地域から発達している地域への移動を主流とし、移動方向の幅が広く、集中化と分散化を並存している」と指摘している。農民工の動向について適切な現状把握を行っていると考えられる。

また農民工の就職における重要問題について、3つの矛盾が存在すると指摘している。

① 農民工の就職環境の改善

② 農民工の給与待遇と権益保護および安定就職における格差の是正

③ 都市経済の発展と産業構造の高度化における技能人材への需要と農民工の技能水準の低さの矛盾

この3つの矛盾はすべて現行の戸籍制度と深く関わっていると考えられる。特に、①農民工の就職環境の改善が重要である。現行戸籍制度により、都市部で農民工就職に対する制度性の制限と差別が存在し、さらに城鎮での生活コストが上昇するのも速いため、農民工が出稼ぎ収入から住宅、子女教育、生活消費などを支出したあとの残りも少ない。もし、城鎮住民と同様な公共資源およびサービスを受けられない場合、支出額はかなり多額となり、農民工の就職の意欲に影響することが明らかである。

また②農民工の給与待遇と権益保護および安定就職における格差是正も問題である。現行の戸籍制度に従い、農民工は流入地では現地労働者ではないため、給与待遇、権益および安定就職の保障も受けられず、さらに激しい格差があることが明らかである。

さらに、③技能人材への需要と農民工の技能水準の低さの矛盾も看過できない。もし、これから農民、農民工およびその子女に対して、適切な職業訓練と教育を受けさせないと、その子女が労働者になる時に、今日と同じような状況に遭遇せざるを得ない。

現行の戸籍制度は人口移動を制限し、人口移動コストを増加させ、労働力資源の合理的分配と人材の活用と開発の妨げとなっている。また、「戸籍特権」を取り消し、戸籍身分上における特権と不平等配分原則を撤廃すべきであろう。また、農民、農民工およびその子女に対する職業訓練と教育も必要である。何よりも、戸籍制度の本質的改革が必要である。

第4節 農民工政策に関する思考

(1) 内容の概要

劉懷廉は、農民工政策について、概略、以下のように主張している。

1) 農民工範疇の設定

① 農民工の概念⁽⁴³⁾

「農民工」は、中国経済社会転換期における特殊な範疇であり、農村戸籍を持ち、請負農地を有するが、農業生産には従事せず、主として非農業に従事し、賃金収入に頼って生活を維持する人々を指す。彼らは農村に農地を有するが、農村と農地から離れ都市で就業しながらも都市戸籍をもっていない人々である。また、農村から都市に移動して非農業に従事しているが、戸籍上の身分は依然として農民のままの労働者のことである。

② 農民工は労働者階級の新構成員であり、産業労働者の主体である⁽⁴⁴⁾

農民工は、農民について伝統的労働者の多い第2の労働集団であり、中国労働者の組織構造に歴史的な変化を与え、すでに産業労働者の主体となった。

第1に、彼らはもはや土地に依存して生活していないのである。第2に、都市での労働収入は、すでに家庭収入の主要財源となっている。第3に、農民工は都市労働者の役割を担っている。第4に、農民工は都市労働者と同様に、都市の発展のために大きな貢献をなしている。1つの巨大な就業集団として、農民工は目下、建築・紡績・採掘及び一般サービス業の労働者の主体であり、すでに中国産業労働者の重要な構成部分となった。農民工の数は、都市住民を構成する伝統的な意味の産業労働者数を越えた。「都市で出稼ぎしている農民工は、すでに産業労働者の重要な構成部分になっている」ことは、意義深い重大な判断であり、きわめて大きな政策的意義を有している。

③ 農民工は新しい特殊な労働者階層である⁽⁴⁵⁾

農民工は特殊な労働者階層であり、新型の労働者であると言える。

- i. 農民工は農民から労働者への過渡期にある労働者である。農民工は農村から工場への途上を歩んでおり、あるいは農業から工業へと衣替えをしたばかりであり、農民から労働者への転換はまだ完了していない。
- ii. 農民工は農民の痕跡を残すことをまぬがれない。彼らは農村・農業と密接な関係をもっている。農民工は農村で生まれ、農村で育っているので、農村で生計を立てなくとも、彼らの根は農村にあり、彼らの家庭、最終的な落ち着き先、心理的な拠りどころ、感情の置き所は農村にある。この他、農民工及びその家族の生活は、まだ相当な部分を農村と農業に頼っていて、彼ら自身の感覚は農民である。彼らの故郷はみな請負地

であり、国家は彼らを農民としている。

iii. 農民工は都市住民の外に遊離している辺境集団・弱者集団である。1つ目に、戸籍上の身分がある。すなわち農民工は都市で労働しているが、その身分はもともと農民であり、大部分の都市住民は依然として農民工を農民として処遇する。2つ目に、職業上の身分がある。農民工が主に従事しているのは、いくつかのきつい職業あるいは辺境の仕事である。例えば建築業、採掘業、サービス業及び個人経営ないし自営業であり、特に都市住民がやりたくないか、あるいはやる人がいない職業である。3つ目に、社会保障上の身分がある。農民工が都市での就業と生活でリスクと困難に遭遇したとき、彼らに援助と保護を提供する社会保障システムがなく、農民工は個人の力に頼るしかない。

④ 農民工の新労働者階級構成員としての主要な特徴⁽⁴⁶⁾

農民工は伝統的な労働者階級と比べ、以下の特徴がある。

- i. 中国都市の農民工は、一般にみな農村の中で比較的若く、健康であり、教育水準が高い人たちである。全国農村における教育水準と比べると、農民工の文化知識(教育)水準は明らかに高い。
- ii. 農民工とは理想と追求があり、貧困や落伍に甘んじない人である。農民工は中国労働人民の勤労・勇敢という伝統的徳をもち、苦勞に耐え、進取の気性に富み、適応性が強く、「鉄板碗」(食いはぐれない職業)や「大鍋飯」(悪平等)に頼らない。彼らは比較的若く、思想が活発で、都市に入ったり農村に戻ったりするという最大の適応性と柔軟性を有している。これは中国の特色ある社会主義市場経済下における特殊な集団である。
- iii. 農民工は成長中の先進生産力の代表である。農民工は、都市で工業文明と都市文明の双方の薫陶を受けている。彼らは視野を広げ、技能を学び、自己を研鑽し、経験を蓄積した。彼らは直接社会化の大生産と連携して、しだいに先進的生産力の代表となった。

⑤ 農民工の分類⁽⁴⁷⁾

- i. 農民工と都市の関係から見ると、農民工は2種類に分類できる。すなわち、(1)すでに都市化した農民工と、(2)都市化していない農民工である。
- ii. 農民工の就業地域から見ると、農民工は2種類に分けられる。それは郷鎮企業の農民工と都市の中の農民工である。(1)郷鎮企業の農民工は「離土不離郷」の者を指し、第2・第3次産業に従事する労働人員である。(2)都市の農民工は、農村を離れ、都市で非農業に従事する農民であり、農民工の中の典型的な集団である。「都市で働く農民」は、主にこの集団を指す。
- iii. 農民工個人の技能から見ると、次のように分類でき

る。(1)肉体労働を担う農民工は、主に体力に頼って都市で労働する農民工である。(2)知能系農民工は、主に自身の知識と経営能力に頼って都市で就業する農民工である。(3)技術系農民工は、主に自身の得意分野に頼って就業する農民である。(4)労働資本複合系の農民工は、労働を提供するだけでなく、資本を提供し、都市での就業を実現する農民工である。

iv. 都市で働く農民は、現代産業の分業体系の作用の下で、第2次分化を示している。農民工の第2次分化はそれぞれ3つの特徴をもつ階層を形成した。(1)経営層。経営層は、私有生産手段を基本的生計手段とする都市農民によって構成される。そして、その掌握する資産と労働者の多寡で以下の2つの階層に分類される。(2)个体層。个体労働者層は完全に個人ないし家族の経営に依拠し、経営収入は自己が所有する農民工の構成に帰する。(3)被雇用層は農民労働者によって構成される職業階層である。「農民工」は身分上農民に属し、職業上労働者に属する労働者である。

(2) 農民工問題の解決に必要な基本原則⁽⁴⁸⁾

1) 人間本位の原則

人間本位の原則は、科学的発展観の本質と核心をなす。人間本位を堅持し、農民工に対する深い厚情と高度な責任感をもって、農民工に切迫する利益に関係する突出した問題の解決に力を入れる必要がある。1つ目は、人を出発点とし、農民工問題の解決を模索し、農民工各分野の利益を統一的に配慮し、農民工に目下の実益を獲得させ、長期的な発展に有利としなければならない。農民工に経済的利益を獲得させ、彼らの政治的・文化的權益を保障しなければならない。2つ目は、すべての発展は人の主体性に依拠しなければならない。人民大衆の主体性に依拠し、農民工問題の解決のために、農民工の実践的経験と創造的精神を尊重し、農民工の支持発展、参与発展の積極性を十分に喚起しなければならない。

2) 都市・農村の統一計画の原則

都市・農村の経済社会の発展を統一的に計画することは、党の16期大会において、数十年來の都市・農村関係の処理作業において、総括的に等かれた「三農」問題解決の実践的な経験から提出された新しい考え・方針である。農民工問題の解決には、都市・農村の統一計画の原則を堅持し、都市・農村分割の制度的弊害を打破し、農民の都市進出の障壁を徐々に取り払い、都市での就業を開放し、都市・農村が一体となる労働力市場を建設し、合理的に都市・農村の労働力資源を配置し、農村人口の秩序ある移動を促進しなければならない。体制的条件を創造することは、農民から市民への変化を促し、最終的には都市・農村一体化のための基礎固めを実現する。

3) 対症療法と根本療法による解決原則

農民工問題の解決には、対症療法と根本療法による解決原則を遵守しなければならない。農民工差別と権益保障の問題を解決しなければならない。現状において、農民工が受ける差別には、主に戸籍制度上の蔑視、就業制度上の蔑視、社会保障上の蔑視、教育訓練上の蔑視、社会観念上の蔑視などがある。農民工が蔑視を受けることは、必然的にその合法的な権益に侵害をもたらす。農民工の権益を保障することは、社会公正の実現であり、政府の基本的職責である。農民工問題を根本から解決するには、農民工問題から生じる体制的・制度的要素を解決しなければならない。1つ目に、戸籍制度改革を加速させること。伝統的な戸籍制度は農民工が都市に転籍するのを制限する制度的根源である。2つ目に、現行の就業制度の改革である。3つ目に、社会保障制度の改革である。

4) 権利平等の原則

中国の「憲法」の規定によると、法律的には人々は平等である。「労働法」第3条の規定では、「就業の平等と職業選択の権利」と、その他労働権利を定めている。農民工に対する各種蔑視を除去し、農民工の権利平等を実現し、全面的に農民工を蔑視する法規・規定を清算し、政策と法律の両面で、農民工と都市労働者が有する同等の権利を真に保証しなければならない。

5) 調和構築の原則

農民工問題は実質的に生産力の保護であり、調和のとれた労働関係の構築である。労働関係の安定は、調和社会の基礎・前提であり、調和社会はまた労働関係安定の体現・保証である。調和のとれた労働関係は少なくとも以下の内容を含んでいる。1つ目は、異なる労働ポスト間の相互開放と平等の導入である。いかなる労働者も、その種の能力をそなえさえすれば、自己の希望にそって相応する社会的地位を得る機会があるべきである。2つ目は、それぞれの労働者が区別され、さらにそれ相応の報酬を得なければならない。3つ目は、異なる労働者間で互恵関係が保持されなければならない。

6) サービス徹底の原則

政府機能を変化させ、サービス意識を強化することは、農民工問題を解決する重要な原則である。政府機能を変化させ、サービス意識を強化し、都市と農村の統一的管理・サービスモデルを構築しなければならない。政府業務の重点は、「公平の待遇」から「サービス徹底」に転換しなければならない。政府が主導して、全国で農民工に対する管理・サービスのネットワークを形成している。政府は農民工のために本当に信頼できる就業情報を提供

し、農民工就業の盲目性を減少させなければならない。農民工のために職業訓練を提供し、農民工が比較的順調に都市での就業を実現するのを援助しなければならない。農民工のために最低限の制度的保障を提供し、農民工の権益を保護できるようにしなければならない。

7) 個別具体的対応の原則

農民工問題に対して、問題を具体的に分析しなければならない。早急に解決するための条件を有している問題もあれば、まだ解決のための条件が整っておらず、一定の時間と時機を必要としている問題もある。農民工構成は複雑なために、異なる農民工集団に対し、すぐに解決できる問題もまた同一ではない。農民工の必要と目下の条件にもとづいて、個別具体的に対応するという原則で解決しなければならない。

(3) いくつかの意見⁽⁴⁹⁾

1) 戸籍制度改革を加速させ、開放的戸籍管理体制を構築する

農民工に対する不合理な現状は、根本的には都市・農村分割の戸籍制度が残した後遺症の影響である。中国の戸籍制度改革の核心的問題は、「戸籍移動制度」の問題を解決し、人口を完全に自由に移動させ、公民が法によって自由に居住地を選択・変更することを許可することである。これと同時に、戸籍登記制度を相応に改革・改善しなければならない。まず、戸籍移動の制限を徐々に緩和する。次に、戸籍登記の法による手続きを履行する。行政が批准した文書があるかどうかではなく、固定した住所があるかどうか、安定した職業と収入があるかどうか、これらの条件が基準に達しているかどうかを見るのである。最後に、戸籍登記は住民戸籍で統一的に登記しなければならない。再び「農業戸籍」と「非農業戸籍」、あるいは「小城鎮（小都市）戸籍」と「自給自足戸籍」などで区分してはならない。ただ職業によって身分を確認し、居住地によって常住人口と非常住人口を区分するだけであるが、この種の確認は、ただ統計上の意義があるだけである。

2) 都市と農村の統一的な労働力市場と公平な都市就業体系を構築する

完全な社会主義労働力市場体系が必要とするものは、統一的・開放的・競争的な秩序ある大市場体系であり、都市・農村市場に必要なものは、一体化された市場である。労働力の都市・農村間と地域間における移動を制限した規定を撤廃し、就業の都市・農村及び地域の障壁を打破し、徐々に都市・農村の統一的・開放的な労働力市場を構築しなければならない。

— 権威と信用があり全国統一的な労働力需給情報の検

索と組織系統及びその管理制度を早急に構築する。

- 都市部門の労働就業制度の改革を加速させ、職場と労働者双方の選択を実現する。
- 農村労働力が都市で就業する際の不合理な制限を撤廃する。
- 身分の制限を打破し、統一的な採用手続きと待遇を実現する。
- 市場サービス機構を健全化し、都市・農村の就業を統一的に配慮する。
- 労働関係を規範化し、労働契約・賃金支給・労働保護の監督制度を改善する。
- 健全な最低賃金制を構築する。

3) 個別的に処理し、科学的な農民工の社会保障制度を構築する

① 目下高騰している社会保険費の納入水準を下げる。農民工に対し開放された社会保険体系を構築し、農民工を社会保険体系に編入させると同時に、目下の高騰した社会保険費の水準を大きく下げなければならない。目下退職労働者の養老保険待遇がわずかに悪化するのを保証する条件の下で、保険費率を下げ、新たに保険体系に加入した人たちの待遇水準を下げ、中国の社会保険で「広範囲・低水準」を実現することはまた、私たちを「保険費率が高すぎるが、納入率が低い、そして納入率が低いために負担率を下げにくい」という悪循環から脱却させることができる。

② 労働力が全国的に移動し就業するために特徴的な社会保険の転換と支給体系・制度への適応を構築しなければならない。農民工を都市の社会保障体系に編入し、農民工の省・県・市を越えた移動的就業の実際の状況に対し、農民工を都市の社会保障体系に編入する際、省レベルの間で保証水準の格差を認めた上で、合理的な個人保険基金の省外転移方法を研究・制定した。

③ 財源と資金収集のルートを拡大し、基金の管理と運用を強化する。一方で、各レベルの財政は予算支出を調整し、資金の一部分を拠出して、農民工の社会保障体系の構築に用いなければならない。また一方で、多方面から資金を収集し、政府の補助や個人納入の他に、積極的にさまざまな形式の基金収集のルートを探索しなければならない。このほか、基金の運用と管理業務をきちんとおこなひ、養老保険基金の安全な運営を確保しなければならない。

④ 農民工の実際的な需要にもとづいて、農民工保障体系を個別的・段階的に構築する。農民工の保障体系を構築するのに、ひとくくりの方法を採用してはならず、農民工の必要と制度構築の可能性にもとづいて、個別の保障をしなければならない。突出した最低限の保障問題は優先的に解決し、農民工が労災保険や大病時の積立な

ど、社会保障に加入することは、当面集中して解決しなければならない問題である。

4) 投資を拡大し、多面的な農民工訓練体系を構築する

農村余剰労働力の移動就業を加速させることの重点は、農民工訓練を強化することである。労働力訓練を強化するのに、まず各種訓練資源を調整し、多様な訓練体系を構築し、労働力の育成機関の問題を解決しなければならない。次に、訓練と市場を結びつけ、就業指導・技能訓練・技能検定という連続したサービスを実施し、訓練の目標を向上させ、労働力の向学心の問題を解決しなければならない。さらに、政府部門の主導的な作用を発揮し、多方面から訓練経費を収集し、労働力育成の学費問題を解決しなければならない。経費の上で、中央と地方各レベルの財政は財政支出の中で設定項目経費が農民工訓練業務を支えている。訓練資金の重要な補充として、社会的資金が訓練領域に入ることを奨励し、訓練経費不足の状況を緩和しなければならない。

5) 健全な法律・法規を制定し、有効な農民工権益保護体制を構築する

① 「憲法」違反の法律・法規条文に対する審査を強化し、農民工の平等で自由な公民権利を保障する

「憲法」は国家の根本大法であり、その他いかなる法律・法規もこれに抵触することはできない。しかし、現状では、違憲の法律条文、行政法規、部門規則が、依然として存在している。全人代がすでに決定した憲法委員会ないし違憲審査委員会、憲法院などを成立させることを建議し、違憲の法律・法規・規則条文などを審査・撤廃していかなければならない。組織・公民の違憲行為に対する告発と提訴を受理する。

② 農民工権益保護の立法を強化する

当面、特に「社会保険法」、「労働契約法」、「労働安全法」、「労働監督監察法」、「労働争議処理法」、「反差別法」及び「反不正労働行為法」の制定を強化し、早急に科学的に有効的な労働関係分野の人権保障体系を構築しなければならない。

③ 労働法の執行と監察を強化する

第1に、雇用時に労働契約を交わさない、いつでも農民工を解雇する、賃金の未払いと遅延、業務時間の随時延長及び農民工の人権分野を侵害する違法行為が存在するので、いくつかの企業、特に非国有企業が労働法を自覚的に遵守ができないことに対しては、有効な措置と厳粛な審査が適用されなければならない。

第2に、農民工の労働契約に対する管理業務を全面的に強化し、労働契約管理制度を完備し、平等な取引きと集団契約制度の締結を積極的に推進していかなければならない。各レベルの労働保障部門は、検査業務のレベル

を上げ、企業が労働契約管理を強化することを督促し、企業の組合組織代表の労働者と職場が法による平等な取引と集団契約制度の締結を遂行するのを支持していかなければならない。

第3に、農民工賃金の未払いと遅延の問題を速やかに解決し、農民工の都市での就業の管理・サービス業務をきちんとおこない、詐欺・威嚇などの手段によって締結された契約、および違法の契約不履行の職場に対しては、法により厳粛に処罰する。

第4に、各レベルの政府部門、特に労働部門と政法機関は、農民工権益保護の「優先回路」を構築しなければならない。農民工権益を保護する法律援助体系を構築する。国家・省・市・県の4つの行政レベルの法律援助体系を構築すると同時に、労働組合、青年団、婦人連合、障害者連合、老人委員会など社会的団体組織が、法律援助センターあるいは業務ステーションを設立するのを積極的に支持する。法律援助の実質的な形式は、法律相談、法律文書の代筆、刑事弁護、刑事代理、民事行政訴訟法代理、公証証明、その他形式の法律サービスなどを含む。都市の農民工法律援助センターは、都市の各レベルの労働保障部門と各レベルの労働組合によって設立され、専門的に農民工の権益保護サービスを行い、それによって保護された農民工の権益が現実的なところに落ち着くようにする。

(2) 小括

劉の論文は、3部構成である。第1部では、農民工の範疇設定について論じている。まず、「農民工」は、中国経済社会転換期における特殊な範疇であり、農村戸籍を持ち、請負農地を有するが、農業生産には従事せず、主として非農業産業に従事し、賃金収入に頼って生活を維持する人々を指す。彼らは農村に農地を有するが、農村と農地から離れ都市で就業しながらも都市戸籍をもっていない人々である。また、農村から都市に移動して非農業に従事しているが、戸籍上の身分は依然として農民のままの労働者のことである、と規定している。中国農民工問題に関する総合的研究報告起草チーム「中国農民工問題に関する総合研究」と同様に、請負土地の有無を農民工の基準にするのは、適切ではないであろう。表3-4のように、2004年の挙家離農の比率は、全国(20.9%)、東部(20.0%)、中部(24.5%)、西部(21.1%)である。実態としては、挙家離農の農民工は、その請負農地を親族や親友に頼んだり、有償もしくは無償で貸したりしている。また第2次土地請負制度の変更があった際、不在のため土地を取り上げられた者も存在する。さらに、国家、地方政府の計画により、工業団地、大学キャンパス、高速道路などの建設用地として、その請負土地を取り上げられた者もいる。さらに、税金を納めないために、没

収された者や自ら手放した者も存在する。

したがって、請負土地を有するかどうかを農民工の基準とするのは、農民工の全体的把握を困難にすることになる。

さらに、劉は農民工を4種類に分類した。

1. 都市化の農民工と非都市化の農民工。(1)すでに都市化した農民工と、(2)都市化していない農民工である。
2. 郷鎮企業の農民工と都市の中の農民工。(1)郷鎮企業の農民工(2)都市の中の農民工である。
3. 体力・技術・知能系農民工及び労働資本の複合系農民工。(1)体力系農民工(2)知能系農民工(3)技術系農民工(4)労働資本複合系の農民工である。
4. 経営層・個体層・被雇用層の農民工。(1)経営層(2)個体層(3)被雇用層は農民労働者によって構成される職業階層である。

つまり、劉は農民工を事実上次の5類型で考えていることになる。

すなわち、

- ① 農地を請負っての域内兼業労働者
- ② 農地を請負っての出稼ぎ労働者
- ③ 農地を請け負わない在村域内兼業労働者
- ④ 農地を請け負わない在村域外出稼ぎ労働者
- ⑤ 農地と農村を離れて(挙家離農を含む)の労働者である。劉の分類は筆者の考える「農民工」規定とほとんど同じである。しかし、そうだとすると、劉自身が最初に与えた、農民工規定と矛盾している。劉は請負土地がない農民工は農民工ではないと考えているが、実際は、請負土地がなく農村戸籍のまま、都市部で出稼ぎをしている農民工が大量に存在するという事実がある。彼らもまた、都市部の労働者と同等な権利を受けられない、農民工と考えるべきであろう。

次章では、これまでの研究を踏まえ、O市での筆者の独自調査を含め、『中国農民工調査研究報告』(2006年4月)においては、見落されていると思われる問題について、実態に即して考察することとする。

注

- (1) 中国農民工問題研究総報告起草グループは、①国務院研究室：魏礼群、韓長、宋大偉、鄧文奎、郭玮、熊賢良、劉文海、陶懷穎、姜秀謙、王飛、②国務院発展研究センター：韓俊、③労働と社会保障部：劉丹華、④農業部：黄延信、⑤国家統計局：陽俊雄、⑥浙江省農村工作事務局：顧益康、⑦山東省委員会政策研究室：喬尚奎によって構成されている。
- (2) 総報告起草チーム「中国農民工問題研究総報告」『中国農民工調査研究報告書』中国言実出版社、2006年4月1日、p.1。
- (3) 国務院研究室検討チーム『中国農民工調査研究報告書』中国言実出版社、2006年4月1日、p.1~5。
- (4) 前掲、総報告起草チーム「中国農民工問題研究総報告」、p.26~51。

- (5) 魏礼郡「農民工問題の解決における正確な認識と解決の重要性」『中国農民工調査研究報告書』中国言実出版社、2006年4月1日、p.1。
- (6) 同上、p.2。
- (7) 同上、p.4～6。
- (8) 同上、p.6～10。
- (9) 同上、p.9～10。
- (10) 前掲、中国農民工問題研究総報告起草チームの「中国農民工問題研究総報告」、p.1～2。
- (11) 同上、p.3。
- (12) 同上、p.3。
- (13) 同上、p.3。
- (14) 同上、p.3～4。
- (15) 同上、p.4～6。
- (16) 「建制鎮」とは、国がある一定の条件に基づいて制定した行政組織で、行政的には末端区分である「郷」と同等に位置付けられ、「小型経済都市」的な形態を持つ。「郷」よりも政策的意味合いが強く、中国は「建制鎮」建設を全国で展開し、地域レベルの経済振興モデルとして推進している。
- (17) 前掲、中国農民工問題研究総報告起草チームの「中国農民工問題研究総報告」、p.6～9。
- (18) 同上、p.8～9。
- (19) 同上、p.9～11。
- (20) 同上、p.10～11。
- (21) 同上、p.11～15。
- (22) 同上、p.15。
- (23) 同上、p.15～18。
- (24) 同上、p.15～16。
- (25) 同上、p.18～23。
- (26) 同上、p.20～21。
- (27) 同上、p.21。
- (28) 同上、p.23～26。
- (29) 同上、p.26～51。
- (30) 同上、p.45～46。
- (31) 同上、p.49～51。
- (32) 同上、p.51～57。
- (33) 同上、p.57～61。
- (34) 同上、p.69。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上、p.69～70。
- (38) 同上、p.71。
- (39) 同上、p.71～77。
- (40) 同上、p.78～80。
- (41) 同上、p.80～81。
- (42) 同上。
- (43) 『中国農民工調査研究報告書』、劉懷廉「農民工に関するいくつかの政策的問題」、p.541。
- (44) 同上。
- (45) 同上、p.541～542。
- (46) 同上、p.542。
- (47) 同上、p.543。
- (48) 同上、p.543～545。
- (49) 同上、p.545～548。

第4章 遼寧省O市における農民工の実態

第1節 O市の概況

O市は、遼寧省遼東半島の西側に位置する面積1610.06 km²、2006年の人口が約74万人(2004年は721,081人)の県級市である。県級市というのは、人口約220万人のE市の中の県級市と呼ばれる行政単位である。

現在のE市は、民国時代の1913年にE県となり、日中戦争時代にE市と改称し、日中戦争後の1946年にE市の下に、元々E市の一地区としてあったO地区がE県と名称を変え、このE県が1992年にO市となったのである⁽¹⁾。

同市の特徴を表す例として、同市労働局資料では次のようなことが言われている。「同市に三代以上在住している人口は、約5万人と言われ、多数が他地域から流入した人口である」。こうした特徴を持ったO市は、現在17の鎮と252の行政村からなっている。

建国時(1949年)、現在のO市を含むE市の人口はわずか87,000人であったが、その後、O市だけで1975年504,500人、1985年629,700人と急増し、1995年には607,300人と若干減少しているものの、短期間で人口は急増している。この急増の背景には、以下にみられる同市の地理的位置と地下資源が関係している。

第一に、西に北京市、北に沈陽市、南に大連市に通じる鉄道と高速道路が交わる交通の要衝であり、E港に隣接する商業貿易物流センターであること。

第二に、マグネサイト、ホウ素、滑石、白雲石、鉄、金など34種類にも及ぶ鉱物資源に恵まれ、マグネシウム鉱石の採掘とマグネシウム製品加工業がO市の中心的産業となっていることである。マグネシウム鉱石の埋蔵量は45億トンに達し、そのうちマグネサイトは30億トンで全国一(世界四大マグネシウム鉱山の一つ)である。また、白雲石の埋蔵量は5億トンで遼寧省唯一の国家級保護区となっている。従って、マグネシウム鉱石の採掘とマグネシウム製品加工業がO市の中心的産業となっていること。

第三に、農業(水産業を含む)は、2004年の総農地面積が78万亩⁽²⁾(約52,000ha)あり、そのうち水田面積は50万亩(約33,330ha)、畑地面積28万亩(18,700ha)である。農業総生産額21.2億元、農村住民1人当たり総収入4,320元、淡水養殖面積は8.5万亩、果樹生産量4.5万トン、水産生産量4.7万トン、野菜総生産量35万トン、豚42万頭、鳥類2,240万羽、羊10.11万頭、赤毛牛4.6万頭、肉類総生産量5.8万トン、卵類総生産量5.5万トン、乳量1,900トン、養蚕3,400把であった。

O市の農業の主力は、水田と畑作であり、後述する農

業・農家調査は水田地帯である4つの鎮の農家調査を行ったものである。

改革開放後、O市の鉱業経済はその他の業界と同様に著しい発展を遂げ、2000年末時点で、全市で262鉱山を数え、採鉱坑道口は325、従業員は1万人近く、各種の年間鉱石生産は400万トン、年産額は12,000万元に達する。採鉱業は鉱物加工業に原材料を提供し、鉱物加工業は採鉱業に影響を及ぼすなど、両者は互いに依存関係にあり、全市の支柱産業となっている。このような鉱物採鉱業とその加工業がO市産業の主産業となっており、中でもその中心となっているのが、マグネシウム産業企業（従業員20人以上の企業数、570以上）と新型建築材料及び機械加工産業企業（200以上）である。前者の最大企業はA社、後者ではB社が最大企業であり、ともに5,000人以上の従業員を有している。A社とB社の設立はともに1984年であり、先に見たO市の人口急増は、この2社および関連会社の進出と深く関わっているのである。

このように鉱業資源に恵まれたO市には、鉱山採掘業及び鉱物加工業が立地し、その発展とともに人口が急増してきた。こうした人口急増に農民工はどこまで関わっているのだろうか。同市における農民工に関する統計は無いが、1998年に限り次のデータがある⁽³⁾。

1998年のO市への遼寧省内からの流入人口は11,790人、遼寧省外からの流入人口が1,017人で合計12,807人の流入であった。一方、O市から遼寧省内への流出が10,149人、遼寧省外への流出が1,297人、合計11,446人であった。差引1,361人の純増であった。

次に、1998年のO市における外来人口登記では、その総数が25,127人、内暫住人口が14,489人である。O市の総人口の約3.5%が外来人口であり、外来人口に占める暫住人口は57.7%がある。この暫住人口は、同市への流入人口のうち届出によって暫住証交付を受けた者であって、その多くは農民工とみてよいと考えられる。但し、後述するように実流入人口に占める暫住届出者数は少ないと考えられる。ともあれ、これら14,489人の暫住人口を農民工と見るならば、O市総人口718,000人の約2%が当時最も少なく見積った農民工数といえるのではなかろうか。域外への出稼ぎ労働力に関する統計・資料は無い。こうした状況から、筆者は後に見るように、O市の農民工の実態調査をする必要を痛感した。

もちろん、O市の調査から得られるデータを直ちに一般化することはできない。その点に留意しつつO市の調査で特に念頭に置いた点は、以下のとおりである。

- 1 マグネシウム関連産業に特化した（中国では）特殊な地域ではあるが、この地域には他地域では見られない多様な形態の企業群が存在している。そのうち、
- ①大手企業A社：同社は、郷鎮企業の一形態である「隊辦企業」（1984年～1987年）→「合資企業」（1988年～

1998年）→「株式会社」（1999年～現在）という変遷をたどっている。つまり、A社は、改革開放とともに、成立した郷鎮企業として出発し、その後1997年の金融危機を経て、体制改革した国有企業や発展させた私営企業との競争を通じて、進化発展した大手企業である。体制改革を成功させた郷鎮企業のひとつとして、どのように農民工を採用したか、また、その待遇はどうか、などについて、調査データが得られた。

- ②大手企業B社：同社は、国営企業を出発点にし、市場経済の下での停滞期を経た後、外資の導入と土地の集約により大企業へと進化した。つまり、B社は体制改革を成功させた国有企業の一般代表として、どのように農民工を採用したか、また、その待遇はどうか、などについて、A社と同様にデータが得られる。さらに、同社が現地の農民に対して、どのような生活保障政策を行ったかなどについても、データが得られる。A社とB社の農民工は比較的上層の農民工の状況を反映していると推測される。

- ③中小企業C社とD社：有限公司である。農村に立地している企業としては、もっとも一般的である。このC社とD社を調査することによって、中層の農民工の実態把握が可能になると考えられる。

2 O市では2007年2月から市役所と陽光オフィスによって、未登録人口（その多くは農民工）調査が行われており、2008年1月の調査対象人数が10万人を超えている。1998年の調査は、O市における暫住人口（農民工）登録についての集計結果であったのに対し、2008年に行われた調査は、属人別の未登録人口調査である。つまりO市の現人口約74万人に含まれていない人口である。詳細は調査結果を待たなければならないが、中国におけるこの間の激増流動人口が、就労と生活の場を求めて全国を回流しており、O市もその例外ではないことが明らかにされつつある。

3 筆者はO市の市街地近郊で、仕事待ちの農民工について調査を行った。この調査によって、下層の農民工の実態を把握することができる。すなわち、農民から労働者へという分解過程にある農民と既に労働者となった分解後の農民の都市における存在形態、具体的には、日雇い労働者の実情について、確認することができる。

4 農民工を送り出している農村および農家についての調査をO市周辺で行った。とりわけ、農家の後継者問題に着目した。

第2節 大規模企業A社における農民工の実態

1 A社の農民工

1-1 A社の概況

A社の概況を同社の資料⁽⁴⁾により整理すると、以下のとおりである。

A社は、改革開放に伴って発展している大型非公有制企業集団である。集団には現在5,000人以上の従業員が働いている。社有面積は400万m²で、その総資産は12億元である。生産品目は、主にアルカリ性耐火材と各種不定形耐火材である。各種不定形耐火材の生産能力は100万トンで、国内鋼鉄、有色冶煉、建材などの需要に応じるだけではなく、50%以上の生産品を世界中の40ヵ国に輸出している。A集団は、14単位、3つの鉱山、20の重焼マグネシウム窯、54の軽焼窯、11の電熔マグネシウム窯などの生産設備を有し、ドイツと日本からは2,000~3,000トン液圧機、強力混砂機、ロボットなどの先進設備を輸入している。

図4-1は、A社の組織機構図である。総経理が直轄する管理事務室と財務部が同社の中枢部門であり、副総経理8名が12部門を分担し、全体(5,241人)の管理に当

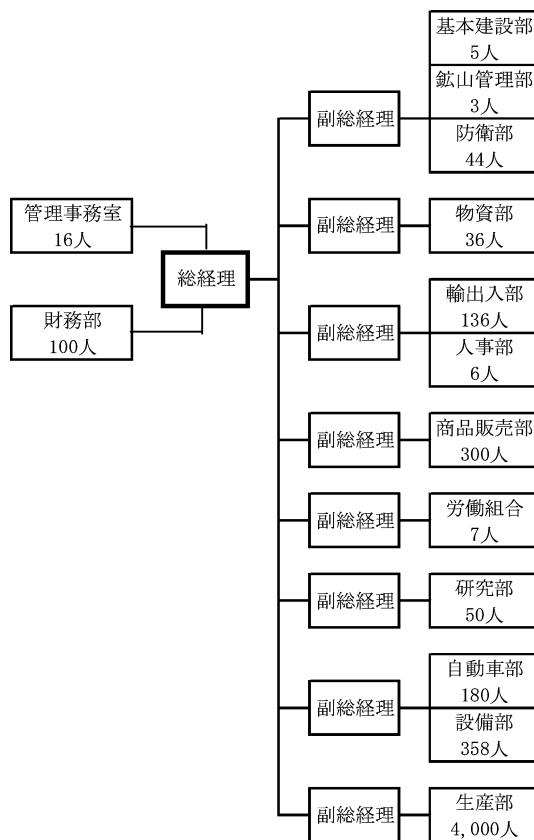


図4-1 A社の組織機構図

出所：A社案内パンフレット及び2006~2007年に実施した聞き取り調査とアンケート調査による。

注：総経理、副総経理は管理事務室部門内の人員である。

たっている。同社の機構は、管理事務部門を含む13部門の1,241人と生産部門の4,000人に大別できる。同社での聞き取り調査によれば、生産部門の4,000人は現業職であり、下崗労働者が60%、農民工が40%で、勤務年数は1~3年、長くて10年の臨時工である。この下崗労働者と農民工の割合について副総経理のO氏は、4,000人全員の調査は不可能であり、大凡の数字であると述べている。しかし、後に見るように4,000人が農村戸籍であること、出身地が農村地域であることからみて、下崗労働者⁽⁵⁾についても農民であったと見てよからう。

A社の全従業員5,241人の採用年度別雇用状況を示したのが図4-2である。創業時(1984年)の47人から2005年には5,241人へと飛躍的發展を遂げたのが分かる。

特に、1994年には929人も新規雇用を行っており、翌95年に着工した「A1マグネシウム工場」の操業に向けた人員拡大である。また、2003年に着工した「A2マグネシウム工場」は、2004年3月に第二期工事に着工、続いて2004年7月には第三期工事に着工するなどの規模拡大を行った。こうした規模拡大にあわせて2001年から2003年にかけて約1,300人の雇用を拡大している。

1-2 生産部門以外の就業実態

1-2-1 管理事務室・財務部

総経理直轄の「管理事務室」と「財務部」は、同社の中枢であり、その従業員の属性は図4-3のとおりである。

管理事務室の16人中13人がO市出身で1984同社設立以来の副総経理を含む幹部職員であり、上海出身の2人については同社がO市に設立する以前の同社の所在地が上海にあったためである。

年齢は高く、学歴も高校卒が12人を占め、必ずしも学歴は高くはない。総経理は、O市の農民出身者である。

財務部の100人については、男40人、女60人で年齢も23~30歳と若く、全員が短大以上の高学歴者で占められている。出生地は、安徽省、湖北省、江蘇省、広西省、浙江省、遼寧省と広範囲にわたっている。

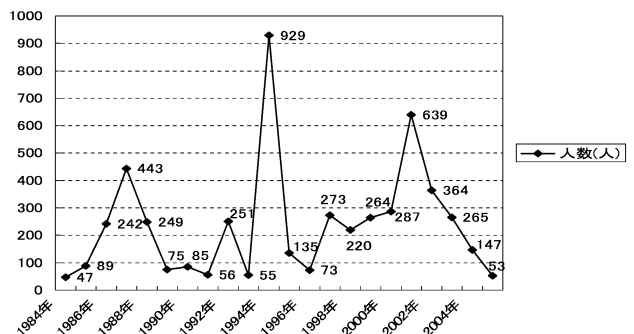


図4-2 A社における採用年度別雇用人数

出所：筆者によるアンケート調査(2006年3月)から。

1-2-2 設備と輸出入部門

設備部と輸出入部の494人のうち、男338人、女156人で、出身地は9省にわたっている(図4-3)。遼寧省出身者が151人と一番多く、次いで黒竜江省の63人である。遼寧省出身151人の出身地は、O市の40人の他、大連21、阜新市17、蓋州17、錦州17、沈陽13人であり、いずれもO市周辺都市部である。黒竜江省出身者63人は、ハルピン28人、大慶23人、牡丹江12人で、いずれも都市部である。

学歴は、短大卒が多く294人、大学卒が101人、高校卒が99人と続き、高学歴の社員が多い。同部門が管理事務室・財務部門に次いで重視されているためと考えられる。

この部門のA社への入社前の職種と採用年度を示したのが図4-4と図4-5である。また前職は様々であるが、最も多いのが修理技術者=機械類メンテナンスの189人であり、続いて電工の102人、鉸場技術者、運転手、油田技術者、コンピューター管理などの技術者であり、会計や秘書、営業員などの事務系職員は少ない。聞きとり

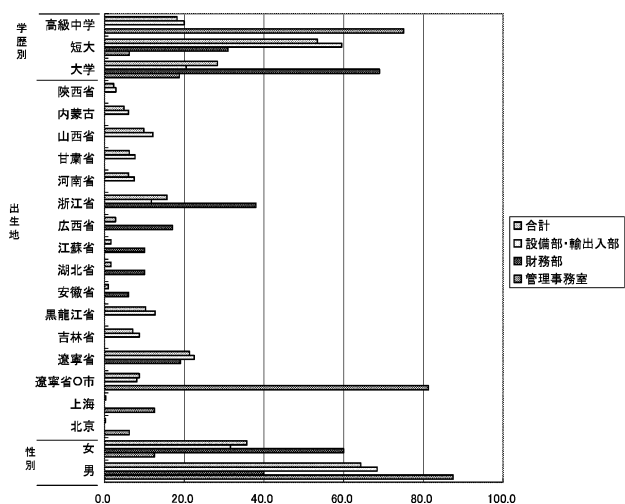


図4-3 A社における管理事務室、財務部、設備部・輸出入部の従業員の属性

注：空白は該当者なしを意味する。
出所：図4-2と同じ。

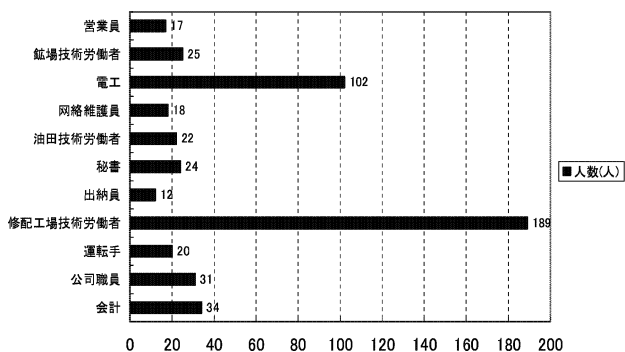


図4-4 設備部・輸出入部従業員の前職
出所：図4-2と同じ。

調査によれば、国営企業などの下崗労働者が多いという。学卒者が多い設備・輸出入部門では、後でみるように、生産部門雇用者とは異なった技術水準と学歴を持った雇用者が多数を占めていることが伺われる。

1984年の会社設立以来、二桁の雇用を行っているが、95年に45名、98年と99年には87人と雇用を増やしたのは、前述したとおり工場規模拡大に伴うものである。

1-3 生産部門における農民工の就労実態

ここでは下崗労働者も農民工とみなしてその属性をみることにする。

1-3-1 男女別・入社年度別・年齢別雇用実態

生産部門の4,000人について、男女別・入社年度別・年齢別に見たのが図4-6である。男女別にみると、生産部門は現業職場であることから、圧倒的多数の3,971人(99.3%)が男性である。入社年度を大別すると1984年から2000年の間に入社した人数は3,131人(78.3%)、

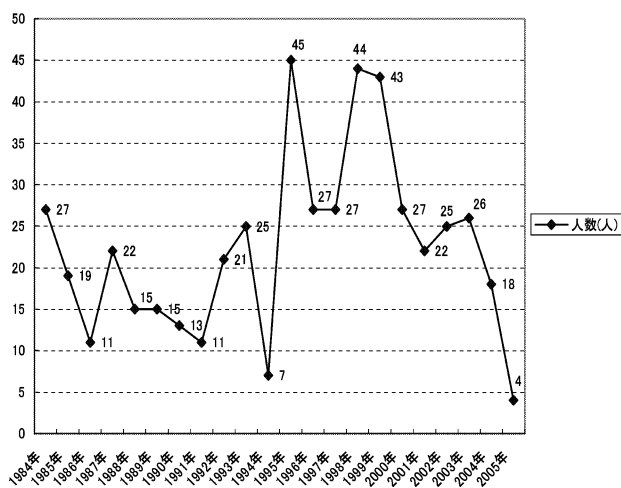


図4-5 設備部・輸出入部従業員の採用年度
出所：図4-2と同じ。

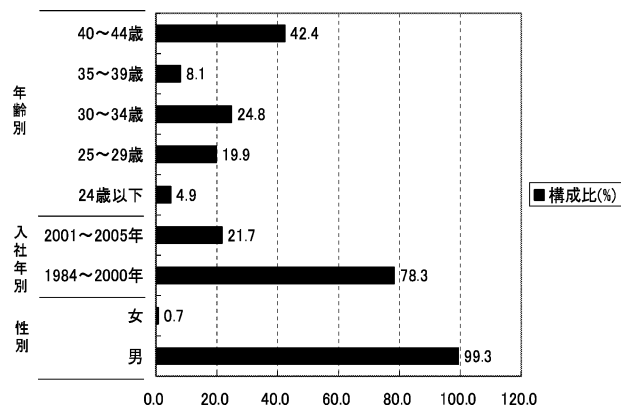


図4-6 A社における生産部門従業員の性別・入社年別・年齢別構成
出所：図4-2と同じ。

雇用地域を拡大していることがわかる。

1-3-3 従業員の前職

A社の全14部門の従業者総数5,241人のうち「前職なし」の従業員は、生産部門以外の13部門では、総工会＝労働組合7人、財務部6人、研究部8人、基本建設部5人、物資部7人、防衛部44人、管理事務部13人の計90人であり、生産部門以外の総従業員数1,241人の7.3%である。一方、生産部門での「前職なし」は、676人であり、従業員4,000人の16.9%である。すでに③-1で述べたとおり、この676人は01年度雇用者のうち「前職あり」193人を除く、2001年度以降05年度雇用者である。A社全体で「前職なし」の従業者は766人で全従業者の14.6%である。

生産部門の「前職あり」というのは、下崗労働者と農民工である。生産部門の「前職あり」の内容をみると、その出身地及び次にみる学歴から農村、農民出身者が多数を占め、単純労働従事者である。

A社の雇用者は、「前職なし」雇用者（＝新規学卒雇用者）が、生産部門（農民工）で16.9%、生産部門以外（農民工以外）では7.3%と少なく、生産部門に比べて経験豊かな「前職あり」の雇用者を多く採用していることがわかる。

1-3-4 従業員の学歴

生産部門の従業員の学歴をみると（図4-11）、生産部門の最高学歴は高卒で1,229人（30.7%）である。次いで小学中退が835人（20.9%）、小学卒770人（19.2%）、中学中退491人（12.3%）、中学卒463人（11.6%）、高校中退198人（4.9%）、学歴なしが14名（0.4%）となっている。つまり中卒以上の学歴者が1,890人で全体の約半分（47.3%）でしかない。

中学中退以下の学歴と「学歴なし」を含む者が2,110人（52.7%）と全体の過半を占めている。

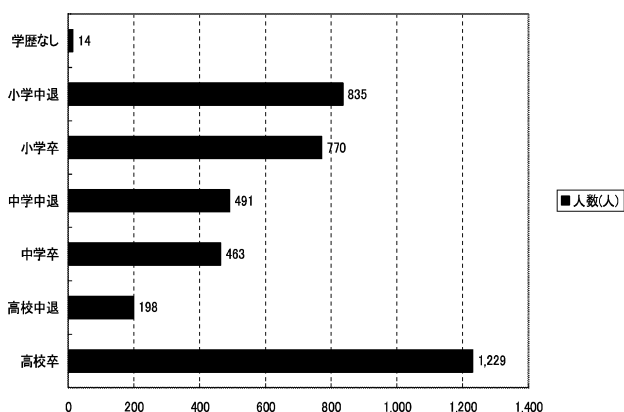


図4-11 生産部門従業員の学歴
出所：図4-2と同じ。

先にみたA社の他部門と歴然とした相違が認められる。

1-3-5 生産部門農民工の事例調査

O氏は、遼寧省丹東市出身で27歳、両親は山東省出身者で結婚2年後に農地を「集団」に返し、丹東市に移住した。父親は移住した2000年から小売商店を経営し、母親は商店の手伝いと編み物で収入を得ている。O氏は、1999年に瀋陽工業学院の成人学院を卒業後、瀋陽市の個人工場で機械修理工として6ヵ月働き、A社に農民工として入社した。賃金は固定給ではなく、能力（生産量）に応じた歩合制である。入社後の数ヵ月は最低賃金（月、700元）から始まり、能力（生産量）の上昇に伴って賃金も上昇するようになった。現在はO社から1万6千円の年取に加え、O社と契約を結んでいる他社からリベートとして年3,000元が入り、年取1万9千元である。

S氏は、内モンゴ出身で25歳、両親は内モンゴに在住している。父親は内モンゴ乳業集団の生産ラインで工具として働き、母親は編み物の他、父親が開墾した国有荒地で家畜や蝸牛、兎などを飼育し、自給自足の農業を行っている。S氏は、2000年に内モンゴ大学成人学院を卒業し、内モンゴの工場で実習修理工として3ヵ月働いた後に、A社に農民工として入社した。A社での待遇はO氏と同じである。

現在のところ両氏ともA社での仕事に満足していて、両親と一緒に暮らすことについては「何とも言えない」との答えであった。

2 B社の農民工

2-1 B社の概況（図4-12）

B社は100年歴史を持ち、国有企業を経て改革開放に伴い、現在外資合資大型非国有企業として、マグネシウム材料を生産する会社である。O市とH市の2つ市に挟まれ、面積は14.2平方キロメートルであり、資産総額は13.85億元であり、企業のマグネシウム生産部門従業員は3,756人であり、マグネシウム各級の専門技術者は465人である。

工場歴史記録および担当者の紹介によると、B社は、解放前の1918年、日本の株式会社として創立される。1948年に、中国政府による国有化され、1950年に生産を回復し、当時のB社は第一五カ年計画の国家156項の重点建設プロジェクトの1つとされた。

B社の地理的位置は非常に恵れており、交通運輸が発達している。その後、B社は2003年オーストラリアの会社との合資で集団会社（図4-12参考）として設置された。11の子会社を持ち、採鉱、運送、新製品開発、検査・測定とファイン・ケミカル製錬、成型の一貫化企業であり、耐火材料を主に生産し、化学工業、不動産、金融、

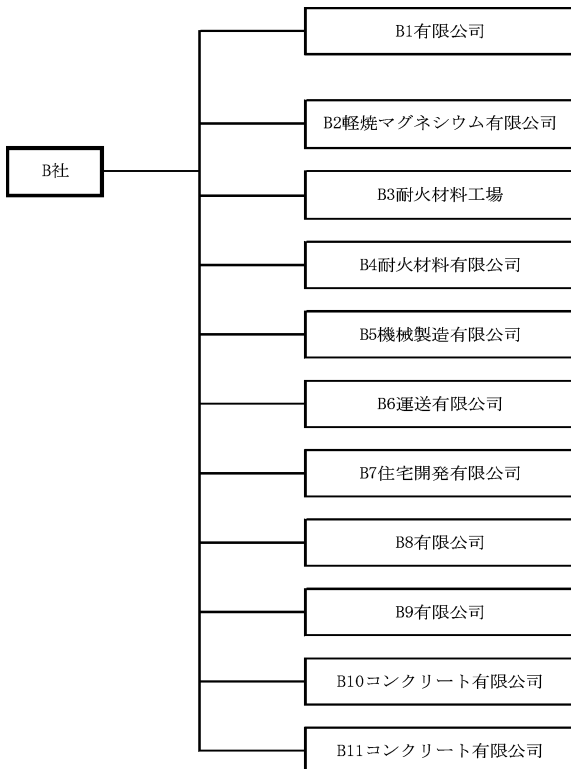


図4-12 B社における関連企業図

出所：B社における2008年3月と2009年に実施した聞き取り調査とアンケート調査による。

建築材料、都市給水、農業のなどの産業を兼営する新型企業グループである。

B社は3つの大規模鉱山を所有し、マグネサイト資源の埋蔵量は世界最大である。B社の生産設備は大型かつ、近代的、現代化である。日本から導入した1本の3,000トン真空液圧の成型全自動生産ライン、10台の国産で大容積トン数の摩擦機、1基の156メートルの高温トンネル窯、2本のφ3.6メートル×60メートル回転窯、2台のφ2.6メートル×13メートル筒機、24基の1,600kVA7級電圧トランスニュース溶鉱炉、12基の国内トップ水準を持つカマド、φ3.4メートルの2段式熱ガスステーション、ドイツのローラー、2条の回転窯セメント生産ラインなどであり、設備の数量、オートメーション化、半自動化の水準はこの業界で省内随一である。

B社の主要製品はマグネシア、マグネシアれんがの二系例で20余りの品種がある。鋼鉄、非鉄金属、建築材料、ガラスなどの業界に使われている。年間生産能力は、ヒシマグネシウム石100万トン、白雲石30万トン、合成マグネシア12万トン、電熔マグネシア20万トン、マグネシウム炭素れんが3万トン、マグネシウム化学工業製品1,000トンとなっている。生産品は国内市場を満たす外、オーストラリア、ドイツ、米国、ウクライナ、日本、シンガポール、東南アジアなどの20余りの国々に販売している。

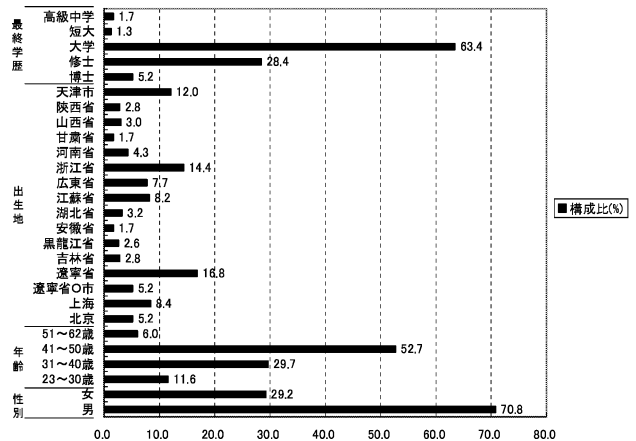


図4-13 B社における各種類人材の属性
出所：アンケート調査(2008年3月)による。

2-2 生産部門以外の就業実態

B社における生産部門以外の就業実態は図4-13のとおりである。

非生産部門従業員は、全部で465人、その内、男329人(7.08%)、女136(29.2%)である。明らかに男性が多い。出生地からみると、遼寧省(16.8%)は圧倒的の多く、さらに遼寧省O市出生の者は24人(5.2%)を占めるため、遼寧省の出生者は22.0%(16.8+5.2)を占めているといえる。その次、浙江省(14.4%)と天津市(12.0%)である。また上海市(8.4%)、江蘇省(8.2%)、広東省(7.7%)、北京(5.2%)も比率が高い。

年齢は、主に31~50歳(82.4%)に集中し、人事の担当者によれば、51~62歳の人材は主に大都市(北京、上海など)から転職した技術員である。

最終学歴は大学と修士卒業した比率が一番多く、90%以上を占めた。最低学歴でも、高校卒業であり、わずか8人(1.7%)である。

B社における生産部門以外の就業実態とA社と同様に、製造加工業に基づいて、男性が多く、全国の都市部から来られ、学歴が高く技能が持ち人材であることは、明らかである。

2-3 生産部門における農民工の就労実態

前述のように、生産部門の3,756人は現業職であり、ほとんど農民工だが、下崗労働者もいる。A社と同様にすべてが農村戸籍の労働者であり、出身地が農村地域であることからみて、下崗労働者についても農民であったと見てよい。ここでは下崗労働者も農民工とみなしてその属性を見ることにする。

2-3-1 採用年度人数

B社の生産部門全従業員3,756人の採用年度別雇用状況を示したのが図4-14である。創業時(1950年)の11

人から2009年には3,756人へと飛躍的發展を遂げたのが分かる。

特に、1994年には929人もの新規雇用を行っており、1993年B社の工場を拡大し、1994年B社の体制は国有企業から民営企業へ変化したことである。2003年オーストリアと合資で生産する計画（1次工事2006年まで、2次工事2007年開始、3次工事2008年開始）により、2002年～2005年、2007年～2009年、大幅に採用を行ったとのことである。

2-3-2 入社年度別・男女別・年齢別雇用実態

生産部門の3,756人について、男女別・入社年度別・年齢別にみたのが図4-15である。男女別に見ると、生産部門は現業職場であることから、圧倒的多数の3,276人（93.2%）が男性である。入社年度を大別すると1982年から2000年の間に入社した人数は1,304人（34.7%）、それ以降の2001～2009年雇用が2,175人（57.9%）である。

年齢別の雇用者数は、20歳代が646人（17.2%）、30歳

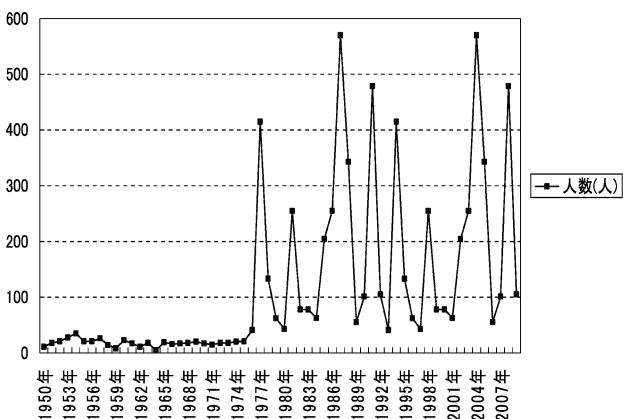


図4-14 B社生産部門における採用年度別雇用人数
出所：図4-13と同じ。

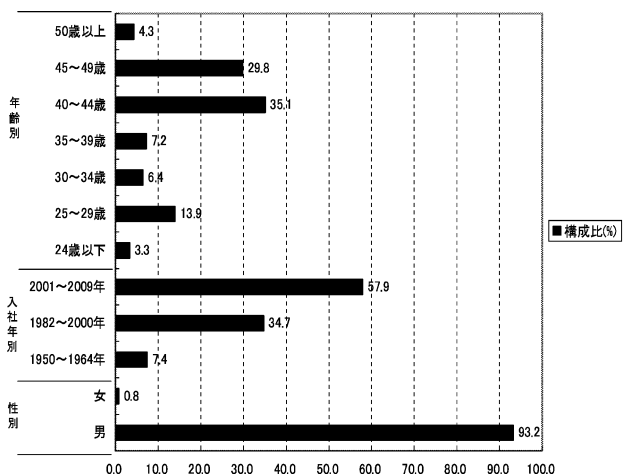


図4-15 B社における従業員の性別・入社年別・年齢別構成
出所：図4-13と同じ。

代が510人（13.6%）、40歳代が2,437人（64.9%）である。40歳代（最高年齢は49歳）が最も多い理由について、担当者L氏は、「学卒の若い社会的経験の少ない労働者に比べて30、40歳代は経験も豊富であること、B社の現業部門が殆ど機械化されていて重筋労働を必要としないこと。そして、何よりも今日の中国社会における深刻な中高年層の失業問題に対する社会的責任を果たそうという考え方が」反映していると言う。しかし、L氏は、「2002年～2005年、2007年～2009年はやはり工場の拡大・整理などの労働があり、若手の労働力がほしい。さらに機械化がされたため、教えやすいとともに覚え早いため、大量の若手労働者を採用した。2006年は55人の30代後半と40代中間を採用した。これはB社の一般的採用だ」と説明した。

2-3-3 出身省・地域別雇用実態

次に3,756人の出身省と省内地域数を図4-16で見ると、15省184地域にわたる広範囲となっている。最も多い出身省は遼寧省で、省内18地域から1,532人（40.8%）がB社で働いている。次いで吉林省の13地域から368人（9.8%）、内蒙古の19地域から353人（9.4%）、四川省の20地域から297人（7.9%）となっている。これら三省からの出身者は、L氏によると「ほとんど農村部の出身者であり、出身地が特定地域に集中し、親族、友人、知人といった「縁故関係」採用が主流となった採用人事を行っているためである。しかし、彼ら（生産部の農民工たち）は一つの地域から他の地域に戸籍を移し、他の地域の出身者として雇用されている者も少なくない」とのことであった。

生産部門の3,756人を含むB社の4,221名の出身省をみると、福建省、江西省、チベット省、青海省の4省を除く25省と北京、天津、上海の3特別市にわたり、ほぼ中国全土に広がっている。B社の規模拡大に伴い遼寧省周辺地域の地域労働力市場から全国的な労働力市場へと

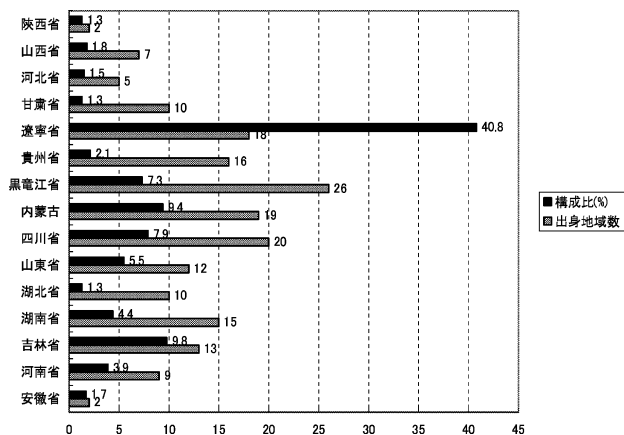


図4-16 従業員の出身地
出所：図4-13と同じ。

雇用地域を拡大していることがわかる。

2-3-4 従業員の学歴

生産部門の従業員の学歴をみると(図4-17)、生産部門の最高学歴は高卒で1,255人(33.4%)である。次いで小学中退が804人(21.4%)、小学卒590人(15.7%)、中学中退485人(12.9%)、中学卒379人(10.1%)、高校中退233人(6.2%)、学歴なしが10名(0.3%)となっている。つまり中卒以上の学歴者が1,867人で全体の約半分(49.7%)でしかない。中学中退以下の学歴と「学歴なし」を含む者が1,889人(50.3%)と全体の過半を占めている。

非生産部門の従業員と比べて、歴然とした相違が認められる。

また従業員の前職について、「24歳以下の従業員はほとんど前職がないが、25歳以上の従業員はほぼ前職がある。また、B社に入るまで、何回も転職した従業員が多数存在している」とL氏は説明している。

3 A社とB社の比較

生産部門以外で働く従業員についていうと、学歴が高く、全国の都市から集まっているという意味では、A社もB社も共通である。また、生産部門の従業員も低学歴、全国各地の農村部から集まっているという点は、やはりA社、B社に共通である。しかし、第3章で検討した国務院による農民工調査のデータと比べると、このA社、B社で働く農民工の待遇は、収入面、労働条件などの点において恵まれており、全国の農民工の中でも上層に位置していると言えよう。しかし、このように恵まれていると思われる農民工であっても、O市では暫住人口として登録している。O市で家を購入するか、あるいは親族がいるか、また、人材として認められるか等の条件を満たさない限り、戸籍を移すのは困難である。また、会社

との契約は、人によって異なり、一年ないし、数年毎で契約を行う。この点は、生産部門以外で働く従業員と根本的に異なる。A社とB社の農民工は、比較的能力のある熟練労働者が多く、両社にとって欠かすことができない労働者である。しかし、現行戸籍制度により、正社員として採用されるのは、非常に困難である。仮に、彼らの戸籍をO市戸籍に変更したとしても、彼らの社会保障などについて条件を整備することは、O市政府にとっても、両社にとってもハードルの高い問題になるであろう。これは、O市だけの問題ではなく、中央政府が積極的かつ本質的な戸籍制度改革を実施することが不可欠なのである。

A社は、改革開放に伴って発展してきた大型非公有制企業集団である。最初の投資者はA村の農民たちである。隊辦企業(郷鎮企業の一つである)→合資有限公司→株式会社という経過をたどり、今のA社が成立した。A社は、農民が投資者であり、原材料の生産地に立地している。会社の体制改革を行った際、農民が従業員となり、かつ株主となった。したがって、農民の収入は、A社の給料と株配当と農産収入から成っている。A社はその利益から、A村の道路、学校、病院、メタンガスなどのインフラに投資する。A社の代表者であるO氏は、今だに農村戸籍のまま、A村の書記として働いている。こうした事情を考えると、A社は農民の利益を代表する会社だというのは誇張ではないだろう。

B社は戦時の日本企業、新中国の国有企業を経て、改革開放に伴って発展してきた大型非公有制外資合資企業集団である。現在のB社の所在地は農村である。ここには、M村とN村があったが、住人は1,418戸4,390人であり、土地の総面積は1.7万亩⁽⁸⁾で、そのうち農地面積は849畝である。M村の一人当たり農地面積は0.15畝であり、N村の一人当たり農地面積は0.26畝である。そして、M村とN村はO市B開発区の鉱山採掘と加工製造地域にあるとともに、O市政府の「農民新居の建設」、「農村城镇化」、「農民市民化」の政策に基づいて、M村とN村の村民を別の土地に移動させることになった。別地の62畝の非農業地がM村とN村の900畝と交換され、M村とN村の村民のためにマンションを建設した。この900畝の土地は、工業用地とされた。これらの措置の実施にあたって、O市は以下のように対応した。①集約された農村の土地が、工業団地や会社所有になった場合、B開発区に払った税金の内、一定比率が村級収入とする。さらに、元の土地の質により、失地農民に300~500元/畝・年の補償金を支払う。②新たな居住地に移った農民はO市城鎮戸籍に変えることが可能であり、条件のある者は、最低の社会保障を受けることができる。③移住農民に、以前の住宅面積まで無料で住宅を提供し、さらに5平方メートルは無料で追加可能である。市場価格以下で5m²まで販

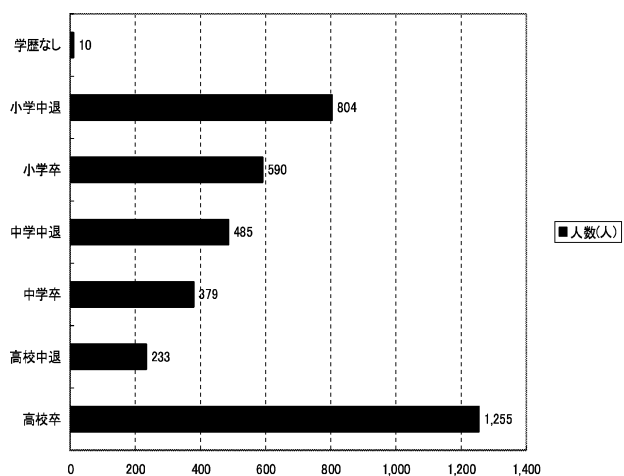


図4-17 従業員の最終学歴

出所：図4-13と同じ。

売し、それを超える分については、市場価額で売ることになる。④冬期移住農民は10元/m²の暖房費を受けとる、などである。

B社はグループ会社としてB8有限公司を設立した。これは農業生産を行う会社である。今年の「O市林地経済項目建設」によれば、B8有限公司は848畝の農地を保有し、その内訳は、中草薬(399畝)、山野菜(449畝)である。ここで働いているのは、元M村とN村の村民である。

B社は農村に立地し、農村の土地を集約するとともに、その後の農民の生活保障政策を行った。一般の会社、学校と比べ、B社は相当な農民保障を行ったと言える。しかし、B社では農民は経営者ではなく、雇用された者として存在しており、農民の立場や地位はA社より低いと考えられる。

A社のように農民が経営者となり、農民の企業とすることが、中央政府の新農村建設政策に一致し、農民自身にとっても、有効な政策であるように思われる。

第3節 中小企業C社とD社における農民工の実態

1 C社の農民工

C社はO市Y鎮に立地し、マグネシウムの生産と加工を一体的に行っている会社である。2005年創立され、面積は9,000m²であり、固定資産500万元であり、技術者10人と生産従業員56人である。年生産量は10,000tである。

C社の10人の技術者は、全部男性で、最終学歴は全て大学卒業であり、年齢は40代の半である。前職は研究所の研究員であった。出身は遼寧省である。生産部門の56人について、男女別・入社年度別・年齢別にみたのが図4-18である。男女別にみると、生産部門は現業職場であ

ることから、圧倒的多数の47人(83.9%)が男性である。年齢別の雇用者数は、24歳以下が25人(44.6%)、30歳以下が42人(75%)、30歳以上が14人(25%)である。30歳代(最高年齢は34歳)が1/4しか占めてない。最も多い理由について、C社の生産部では、主に肉体労働が多く、若手でなければ、難しいと担当者J氏は説明した。

生産部門の従業員の学歴をみると、生産部門の最高学歴は中学校卒業で31人(31%)である。次いで小学校卒業23人(41.1%)、小学校中退が2人(3.6%)となっている。つまり中卒以上の学歴者が56人で全体の半分しか占めてない。

当然、先にみたC社の技術者と歴然とした相違が認められる。

また従業員の前職について、「24歳以下の従業員はほとんど前職がないが、25歳以上の従業員はほぼ前職がある。前職でも、ほぼ同様な重肉体労働であった。」とJ氏は話している。

次に56人の出身省を図4-19でみると、7省と広範囲にわたっている。最も多い出身省は吉林省12人(21.4%)、次いで黒竜江省10人(17.9%)であり、遼寧省と湖南省9人(16.1%)である。これらの出身者の出身地域は、J氏の話によると、「ほとんど農村部の出身者であり、親族、友人、知人など「縁故関係」の紹介でO市にきた。現在のところ、やはり若手を優先的に採用しているが、今後は、会社の発展により、経験なども含めて採用しなければならない」とJ氏は話している。

2 D社の農民工

D社はO市に立地し、EO(E市とO市)高速道路までわずか1kmで、マグネシウムの生産と加工を一体的に行っている会社である。1999年に創立され、面積は8,000m²であり、固定資産600万元であり、技術者10人と生産従業員71人である。年生産量は15,000tである。

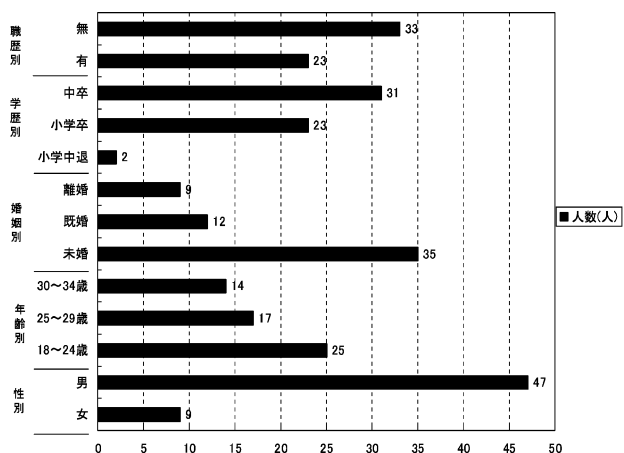


図4-18 C社調査対象者の属性
出所：図4-13と同じ。

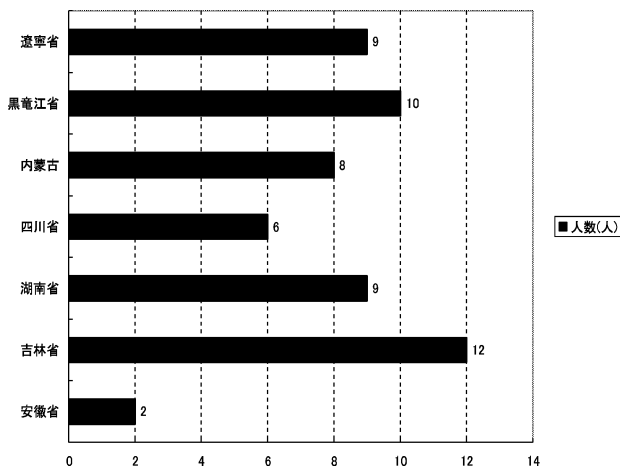


図4-19 C社出身省別構成
出所：図4-13と同じ。

D社の10人の技術者は、全部男性で、最終学歴が9人は大学卒業で、1人は修士卒業であり、年齢は、40代後半である。前職は研究所の研究員(5人)、同業界の技術職員(5人)であった。出身は遼寧省(7人)、新疆(3人)である。生産部門の71人について、男女別・入社年度別・年齢別に見たのが図4-20である。男女別に見ると、生産部門は現業職場であることから、圧倒的多数の64人(90.1%)が男性である。年齢別の雇用者数は、24歳以下が14人(19.7%)、30歳以下が23人(32.4%)、30歳以上が34人(47.9%)である。30歳代が多い理由について、D社は、元の会社の工場や機械などを接収した上で設立され、従業員もそのまま引継いだため、生産部門の30代後半の職員たちは、ほとんど元の会社が採用したからである。D社の独自採用も行ったが、やはり、主に肉体労働が多く、若手でなければ、難しいと担当者K氏は説明している。

生産部門の従業員の学歴をみると、生産部門の最高学歴は短大卒業で3人(4.3%)である。次いで高校卒7人(9.9%)、中学校卒45人(64.3%)となっている。つまり中卒以上の学歴者が55人で、全体の半分以上を占めている。しかし、主に中学校卒である。

先に見たD社の技術者と歴然とした相違が認められる。

また従業員の前職について、「24歳以下の従業員はほとんど前職がないが、25歳以上の従業員はほぼ前職がある。ほぼ同様な重肉体労働であった。」とK氏は説明している。

次に71人の出身省を図4-21でみると、13省の広範囲にわたっている。最も多い出身省は黒竜江省13人(18.3%)であり、次いで吉林省と遼寧省11人(15.5%)、内モンゴ9人(12.7%)である。これら4省からの出身者の出身地域はK氏の紹介によると「ほとんど農村部の出身者であり、親族、友人、知人といった「縁故関係」の紹介でO市にきた。現在、やはり若手を優先的に採用しているが、今後、機械化と人件費の増加のため、経験な

ども含めて、少人数の採用を行う」とK氏は話している。

3 C社とD社の対比

両社ともマグネシウムの小企業であり、従業員100人以下の小企業で、生産にあたっては手作業が多く、主に若手を採用している。従業員は広く全国から集まっている点は、A社とB社と共通である。

C社とD社の生産部以外の従業員の平均年齢と学歴も同様である。しかし、A社とB社と比較すると、明らかに低い。ここでは、大手企業のように、大規模の生産と、R&Dに対する大量の投資を行うことなどのことが不可能であることによって、トップ技術者を確保することができないのは、明らかである。また、生産部従業員の平均年齢と学歴から見れば、D社のほうが若干高いが、A社とB社と比較すると、明らかに低い。第3章で検討した国務院による農民工調査のデータと比べると、このC社、D社で働く農民工の待遇は、収入面、労働条件などの点において、ほぼ同様である。全国の農民工の中に一般性をもつといえよう。また、C社、D社で働く農民工は、A社とB社の農民工と同様に、O市では暫住人口として登録している。また、会社との契約も正式に行うが、人によって、1年毎か、数年毎で契約を行う。生産部門以外で働く従業員と根本的に違う点である。さらに、C社、D社は比較的に入産が単純であり、付加価値が低い製品を加工しているため、生産部門以外で働く従業員と生産部門で働いている農民工の転職が、A社とB社により著しいと考えられる。両社の担当者が「機械化」と話したのは、会社の今後の発展のためばかりではなく、今後の労働力不足の恐れがあつたの発言とも考えられる。

また大手企業A社、B社に比べ、労働者の待遇などはよくない。しかし、それでも、C社とD社の農民工は比較的安定した仕事を持っている。

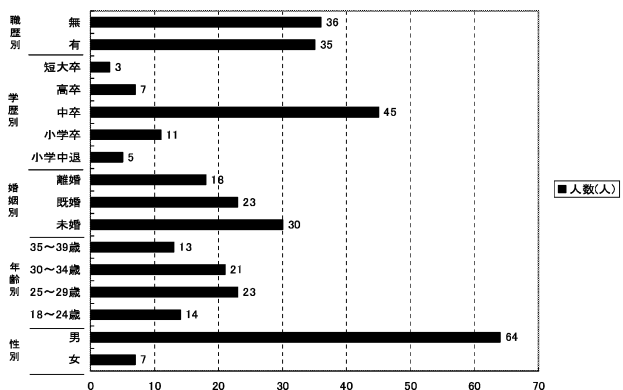


図4-20 D社調査対象者の属性
出所：図4-13と同じ。

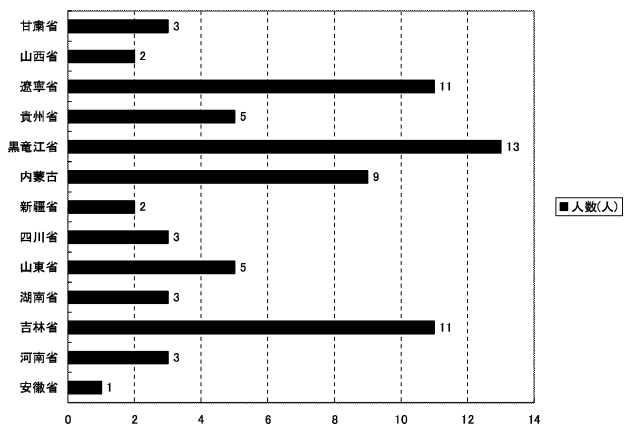


図4-21 D社出身省別構成
出所：図4-13と同じ。

第4節 O市による農民工実態調査

O市による農民工実態調査（2009年）は、2007年2月に市が独自実施した農民工に対する「聞き取り調査」によるデータであり、筆者はそれを2009年に入手した⁽⁶⁾。（サンプルとして、交通の便利なO市南部のデータ）。

図4-22は、男女別・婚姻・年齢別・学歴・職歴別雇用者数を表している。調査対象者150人の性別は、男110人（73.3%）、女40人（26.7%）である。30～39歳が最も多く約50%を占め、40歳代以降は減少し、最高齢者は48歳であった。

学歴は、短大・高卒・職業高校卒の高学歴者が54人（36.0%）、中卒が48人（32.0%）、小学卒30人（20.0%）、小学中退18人（12.0%）である。小学卒以下が32.0%である。先に見たO社の生産部門雇用者が中学中退以下と「学歴なし」を含む者が52.7%あったのに比べ学歴はやや高い。

職歴では、職歴「無」が71.3%を占め、「有」を大きく上回っている。

婚姻では、既婚者が約73%であった。出身地は、地元遼寧省以外の12省に及び、A社の農民工と同様に農民工が全国的な労働市場に対応した出稼ぎを行っていることがわかる（図4-23）。

出稼ぎ農民工の現住所とその住居を示したのが図4-24である。全ての農民工がO市周辺の鎮＝町に居住、生活していることがわかる。O市内では住居費が高いだけでなく、後にみる通りO市民からの「差別感」があるからであろう。

農民工の居住形態は、「共同生活」（45.3%）と「会社の寮」（55.7%）がほぼ半々である。「共同生活」とは何人かで部屋を借りている場合であり、「会社の寮」とは会社所有の部屋での生活であり、両者のレベルはさして変わらない。炊事場もトイレも共同で、調査で見た限りでは、生活環境は劣悪である。

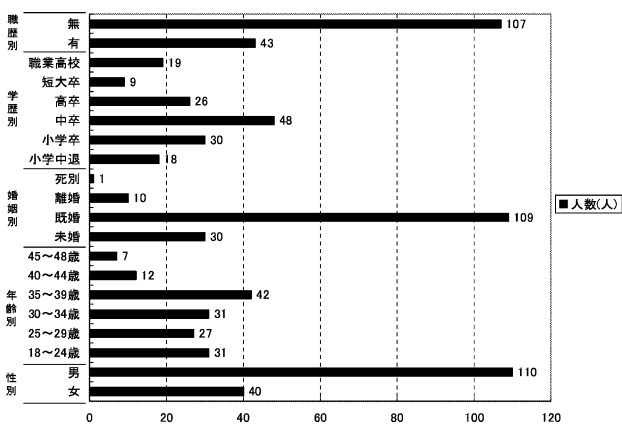


図4-22 調査対象者の属性
出所：O市統計局および陽光オフィス2009年資料。

図4-25は出稼ぎ目的を示したものである。「都市には仕事がある」（26.0%）、「都市での仕事が多い」（28.0%）、「生活水準を高める」、「家族の生活費」、「生活条件改善」などいずれもより多くの所得を出稼ぎによって得、生活を楽にしたいという共通した目的が伺われる。これに対して「子供の成長」というのは農村では叶えられない文化や教育を子供に与え子供の将来を明るくしたいという

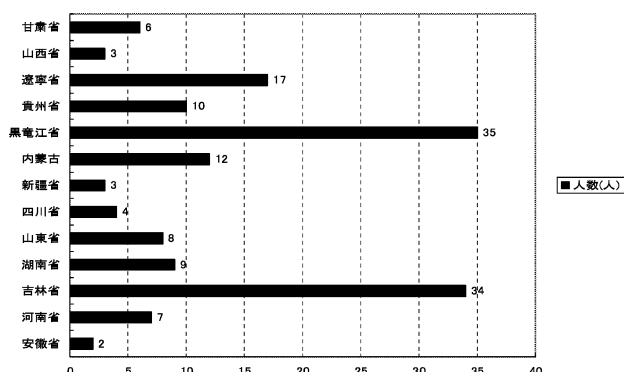


図4-23 出身省別構成
出所：図4-22に同じ。

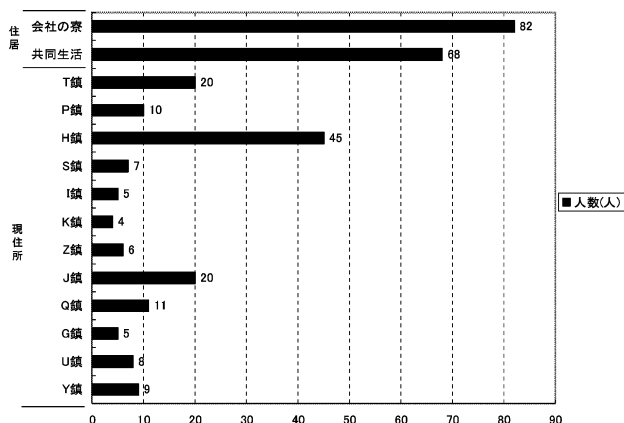


図4-24 現住所とその住居
出所：図4-22に同じ。

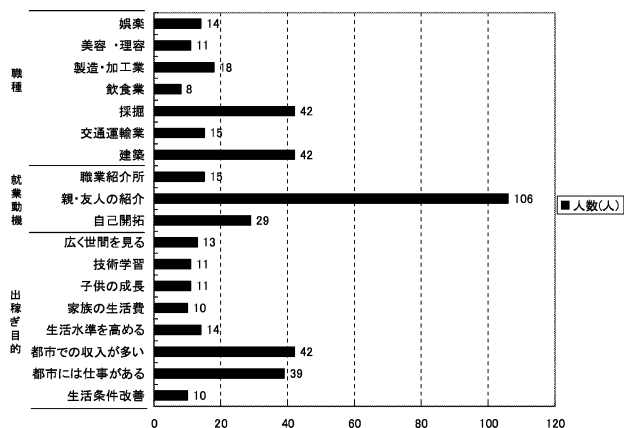


図4-25 出稼ぎ目的、就業動機と職種
出所：図4-22に同じ。

親心である。また「技術学習」や「広く世間を見る」とは本人自身のレベルアップを考えての解答であろう。いずれにしても農民工が農村から離れ少しでも豊かになりたいという願望が現れていると言えよう。

就業動機については、親や友人の紹介による者が80%近くを占め、次いで自己開拓となり、職業紹介所によるものはわずか10%にとどまっている。先に見たO社同様であり、今日の中国労働市場がいまだ親戚・友人・知人などの「縁故関係」による雇用、被雇用関係が主流となっていることがわかる。

職種については、O市の産業構造を端的に表しており、採掘42人(28.0%)である。建築が同じく40人、製造業18人、交通運輸業15人などが多くなっている。これはいずれも男主体の職場であり、美容・理容11人、娯楽14人などが女主体の職場であろう。

農民工の就労条件については(図4-26)、農民工が働く現場では残業が殆どない(無が約80%)が、その労働強度は「強」が約80%と厳しいだけでなく、労使の「契約」無が91.3%、「社会保険」無も約80%となっている。

こうした無補償状態の下での賃金月額を見ると(図4-27)、501~900元が45.7%、901~1,200元が20.7%である。500元以下が28.0%というのは信じがたい低賃金である。さらに賃金支払いの実態は、月々「全額」支給されているのは75人、「遅配・欠配」が75人と半々であった。

このような就労条件の下で、この賃金が労働に見合っているかどうかについては、「見合っていない」が85人(56.7%)、「まあ見合っている」が44人(29.3%)、「見合っている」がわずか12人であった。

こうした厳しい労働条件の下で、農民工の個人消費状況をみると(図4-28)、毎月「赤字」又は「ゼロ」と答えたのは68人(45.3%)、余裕があり家族に仕送りをしている」と答えているのが82人(54.7%)であった。

また、「余暇をどのように過ごしているか」の間へは、ビデオ観賞、マージャン、テレビ観賞など移動を伴わず、お金もかからない遊びで過ごしている。

こうした都市住民の農民工に対する態度がどのようになっているかについては、約半数の人々が「普通」と答えている。「不親切」「悪い」「差別」と感じている人々が約半数であった。

農民工が置かれている客観的な諸条件と彼らの主観的判断を総合して、今後どのようにするかについては、67人(44.7%)が「再移動」、つまりO市以外へ出稼ぎを考えており、「帰郷」20人を加えると、68%が「移動」と答えているのである。これに対して「移動しない」63人(42.0%)であった。

最後に農民工に対する政策に関しては、「十分」というのが22.7%に達したが、「政府は何もしてくれない」、「不十分」を合わせる約62.7%に達する。「わからない」が14.6%であった。O市職員が質問に当たっていることを考えれば、この数字以上に政策に対する「不満」が多いと考えられる。

尚、O市が行っている「農民工」調査の過程で、当初、

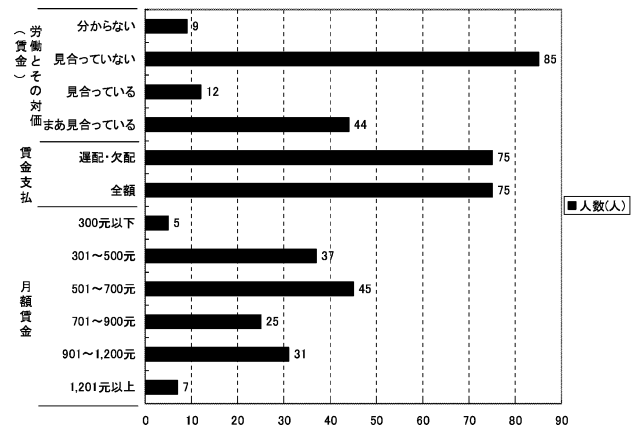


図4-27 賃金、賃金支払と労働との見合い
出所：図4-22に同じ。

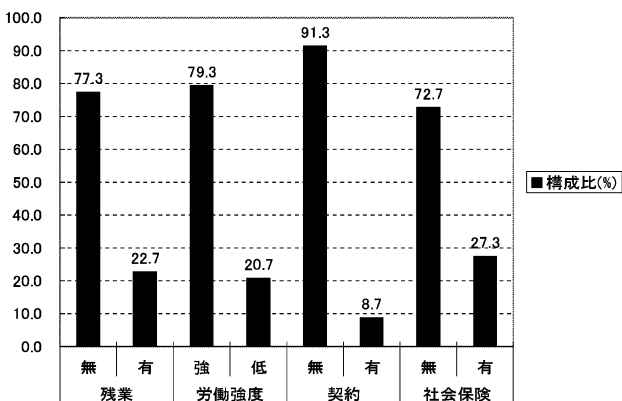


図4-26 就労条件
出所：図4-22に同じ。

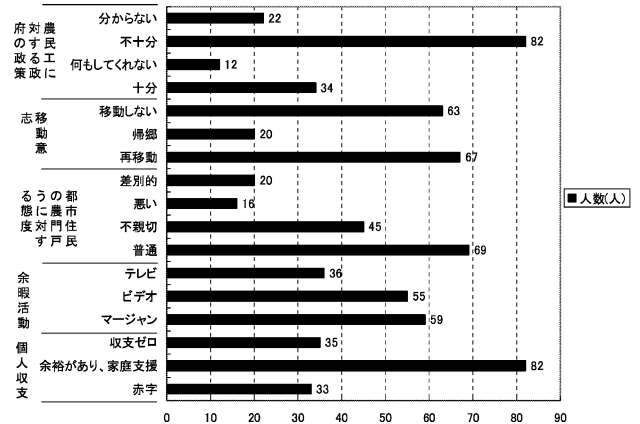


図4-28 農民工の生活状況と意識
出所：図4-22に同じ。

調査票に無かった農地請負に関する追加調査が行われ、150 人に関する調査結果が判明した。O市から見れば、調査対象となった出稼ぎ労働者が農地を請負った者か否かにかかわらず、彼らは流動人口＝「農民工」であり、流入地であるO市の政策対象者である。しかし、中央政府が規定する農民工は、農地を請負っての出稼ぎ労働者であり、この規定からははずれるが、実態として「農民工」と考えざるを得ない対象者をも把握するために、「農地請負」に関する追加調査が必要となったものと考えられる。

その結果、調査対象者 150 人中 28 人 (18.7%) が農地を請負っての出稼ぎ労働者であり、農地の請負なしが 96 人 (64%)、不明が 26 人 (17.3%) である。この結果から見る限り、「農地請負」なしの出稼ぎ労働者が多数を占めていることになる。

このデータ (150 人) から、確認できることは、以下のとおりである。

- ・ O市は、マグネシウムの加工原料生産（鉱山での採掘）及びその加工生産（建築材料生産）とその運搬業が主産業であり、重労働に耐えられる若年男子労働力に対する需要がある。
- ・ 農民工の出身地域は地元遼寧省からの就労は極めて少なく、遼寧省以外の省からの就労が主となっている。また、農民工の就業は地域ごとの「縁故関係」によって行われるケースが多い（A社、B社、C社、D社も共通である）。
- ・ 農民工の就労条件は、労働自体が重労働であり、「労働契約」もほとんど無く、「社会保険」も約 8 割が「なし」であるなど、極めて劣悪である。
- ・ O市の賃金水準は低く、遅配・欠配が 50%という状況であり、市民に対して「不親切」「悪い」「差別されている」と感じている農民工が過半を越えており、所得が低いことに加えて市民感情に配慮してか、農民工の全員が市外地域で生活しており、かつ生活環境の悪い共同生活を送っている。
- ・ 以上の状況を反映して、今後もO市にとどまると意思表示した農民工は約 30%にとどまっている。
- ・ 請負土地を持っていない農民工が存在している。このデータによるその比率が 6～7 割に達するという事である。

そして、このデータで選ばれた農民工は、C社、D社に比べても、より厳しい状況、つまり、低賃金、長時間、社会保障もほとんど受けられないまま、O市で働いていることになる。また、生活などのために、7割の農民工はO市を離れ他の地域に移動するか、もしくは帰郷とするという不安定性を持つため、O市の農民工のなかで下層と考えられる。また、第3章の第2節「中国農民工問題に関する総合研究」で述べたように、「大半の農民工が、渡り鳥式の生活と就業方式を選択している。農民工の取

入が低く、家庭単位では、都市での定住生活を支えられない。現行の城郷分割二元戸籍制度が農民工にとって、都市での長期居住を困難にしている。農民工は請負土地があるため、都市で失業したとき、農村への回帰が可能である。そのため、今後長期に渡り、大量の農民工は主に移動就業を行う」。O市について言えば、7割の農民工が、これに当てはまると言える。

そして、今後もO市にとどまると意思表示した約 30%の農民工は、もしO市に定住することができたら、O市の会社、O市政府に対して、彼らの老後生活などの社会保障について大きな問題をかかえることになる。つまり、O市の農民工はまだ低収入・安定住所をもっていない・教育レベルが低い階層であり、また現行の戸籍制度改革が規定するさまざまな条件を揃えていないため、戸籍制度改革の対象に入っていないのである。そして、2章で述べたとおり、中国では現在のところ、本質的な戸籍制度改革を行っていない段階にあり、O市の農民工に対する援助にも限界がある。

また、限られたデータであるが、150 人のうち、請負土地を持っていない農民工が存在しており、その比率は 6～7 割になる。農民工が農村戸籍のままO市で働いているのに、請負土地をなぜ持たないかという点について、今回の調査を担当した一人の責任者は、「農民が出稼ぎしている期間中に、農村部で第2次農地の請負改革を行ったが、本人がいないため与えられなかったり、また、請け負っている土地の税金をしばらく払っていないため、村政府から強制的に取り上げられた場合もある。また、国家や地方の計画により、大学のキャンパス・工業団地・高速道路などが建設され、それに伴って立退きを迫られると共に補償金が少ないため、農民が失地農民となり、生活の保障も失い、出稼ぎせざるを得ない」というケースもある、と話している。そして、現状では、彼らは、O市で暫住人口として登録している。O市にとって、彼らは農村戸籍をもち、主に製造業に従事し、O市の労働者と明らかに異なる待遇を受けている農村から流入した労働者、つまり「農民工」である。国务院の「請負土地を持ったまま」出稼ぎをする「農民工」という見方が、少なくともO市の農民工の大勢には当てはまらないことを示している。

第5節 待業農民工調査

本節は、2006年3月と2009年3月に筆者がO市において、同郷の家族ぐるみで出稼ぎを行っている二つのグループにつき聞き取り調査を行った結果である。一つ目は、「出稼ぎ待業農民工グループ」であり、二つ目は、「離農待業出稼ぎ農民工グループ」である。

1 出稼ぎ待業農民工グループ

その①

調査対象グループの代表K氏からの「聞き取り調査」に基づく内容は以下のとおりである。

このグループは、5家族16人によって構成され、全員が黒竜江省出身者である。1995年にNo.1が黒竜江省からO市に来て運輸業を開始した。翌1996年にNo.1の親戚であるNo.2が加入、98年にはNo.2の弟No.3加入し、2001年には知人のNo.4とNo.5が加入した。現在、表4-1の通り5家族16人によってグループが構成されている。

現在、小型トラック4台を共有し、共同で働くこともあるし、分散して働くこともある。No.1・2・3・5は農地を有し、妻が半年、自給的農業を行い、半年はO市で家事に従事している。農地の無いNo.4は、妻が黒竜江省で地元のスーパーで掃除婦をしている。自給的農業という意味は、農作物との物々交換などによって生活用品を得ることを指している。O市では全員が郊外のK鎮で生活している。

夫婦全員が学歴「無」で、子弟全員の学歴は「中卒」である。年収は同程度であるが、大工と塗装技術を持ったNo.3だけが年収3万円と高い。

その②

調査対象グループの代表T氏からの「聞き取り調査」に基づく内容は以下のとおりである。

このグループは、4家族14人によって構成され、全員が吉林省図門市出身者である。1998年にNo.1が図門市からO市に来て運輸業を開始した。翌1999年にNo.1の親戚の紹介でNo.2(前職は大連の水産加工工場の臨時工

人)は大連から加入、2000年には同じくO市で出稼ぎしているNo.3加入し、2001年には知人のNo.4が加入した。

現在、表4-2の通り4家族14人によってグループが構成されている。

現在、小型トラック4台を共有し、共同で働くこともあるし、分散して働くこともある。全者は農地を有し、妻が半年、自給的農業を行い、半年はO市で家事に従事している。農業は主に図門市にいる親が自給的農業を行い、という意味は、農作物との物々交換などによって生活用品を得ることを指している。O市では全員が郊外のG鎮で生活している。

学歴が一番高いのは、高校卒業のNo.2の夫弟の長男とNo.3の妹である。年収はNo.2の夫弟家庭が一番高い。No.2の夫弟の長男は、タクシー交替運転手として働き、安定年収は2万円であり、休みの時、またグループの仕事もしているのである。

2 離農待業出稼ぎ農民工グループ

その①

このグループは、3家族から構成されており、全員が親戚関係にあり、遼寧省北票出身である。現在は、O市の水源鎮での共同生活をしている。

このグループの生産手段は、共同で購入した小型自動車1台である(表4-3)。

No.1は、夫が日雇い労働者として運送業と盆栽加工業に従事し、年収は約3万円、妻は油田工場の倉庫で日雇い労働者として働き、年収約1万円である。No.2は、No.1と同じ運送業で日雇い労働者として働き、妻は縫製工で働き、夫婦で年収約3.5万円である。No.3も前二者

表4-1 出稼ぎ待業農民工グループの状況

No	出稼ぎ家族	出稼ぎ家族の性別		年収	学歴	農地面積	耕作者	農業収入
		男	女					
1	夫婦と中学卒長男、3人	2	1	1.7万円	無	3亩	妻	自給程度
2	夫婦と中学卒長男、3人	2	1	1.7万円	無	2亩	妻	自給程度
3	夫婦と中学卒長男・次男、4人	3	1	3.0万円	無	5亩	妻	自給程度
4	夫と中学卒長男、3人	3	1	1.7万円	無	無	無	無
5	夫婦と中学卒長男、3人	2	2	1.6万円	無	4.5亩	妻	自給程度

出所：筆者による、2006年3月実施の無作為「農民工聞き取り調査」から。

注：No.3は、大工と塗装業による副収入あり、No.4の妻は、黒竜江省でスーパーの掃除婦。

表4-2 出稼ぎ待業農民工グループの状況

No	出稼ぎ家族	出稼ぎ家族の性別		年 収	学 歴	農地面積	耕作者	農業収入
		男	女					
1	夫婦と高校中退長男、3人	2	1	2万円	無	5亩	祖父母+妻	自給程度
2	夫婦と夫の弟と夫弟の長男高卒、4人	3	1	夫婦2.3+夫弟3.5万円	妻中学中退	6亩	弟妻+祖母+妻	自給程度
3	兄と妹夫婦と弟の長男中卒、4人	3	1	兄1.3+妹夫婦2+弟の長男1.3万円	兄中卒+妹高卒	7亩	弟夫婦+祖母+妹	0.9万円
4	姉と弟夫婦、3人	1	2	姉1.5+弟夫婦2.1万円	無	4亩	祖父母+弟妻	自給程度

出所：筆者による、2008年3月実施の無作為「農民工聞き取り調査」結果から。

表 4-3 離農待業農民工グループの状況

No	家族構成	男	女	年齢	年収	学歴	職業	生産手段	戸籍	現住所
1	夫婦と長女・10歳	1	2	39	4万元	夫婦とも高卒	日雇	共同出資 で小型自 動車1台	遼寧省北票	O市S鎮
2	夫婦と長男・ 16歳・中3	2	1	41	3.5万元	夫・中卒、 妻・職業高卒	日雇		遼寧省北票	O市S鎮
3	独身	1	0	19	2万元	高卒	日雇		遼寧省北票	O市S鎮

出所：筆者による、2006年3月実施の無作為「農民工聞き取り調査」結果から。

注：No.3の母親はNo.1の妻の姉、No.2妻はNo.1の妹。

表 4-4 離農待業農民工グループの状況

No	家族構成	男	女	年齢	年収	学歴	職業	生産手段	戸籍	現住所
1	夫婦と長男・20歳	2	1	46	5万元	夫婦高卒、長男短大	日雇	共同出資で小型 自動車2台+自 動車修理機械 (No.1+No.2)	黒龍江省青岡県	O市S鎮
2	兄夫婦と長女・ 21歳・妹42	2	2	45	兄家族5万元 妹1.2万元	兄夫婦・高卒、長女、 妹・短大	日雇		黒龍江省青岡県	O市S鎮
3	独身・男	1	0	20	2万元	大学中退	日雇		黒龍江省青岡県	O市S鎮
4	独身・男	1	0	22	2万元	短大	日雇		黒龍江省青岡県	O市S鎮

出所：筆者による、2008年3月実施の無作為「農民工聞き取り調査」結果から。

と同じ運送業での日雇い労働者であり、年収は約2万元である。彼の父母は、北票でわずか2畝の農地で自給自足農業に従事している。三者とも離農農民で、日雇い労働者として厳しい生活を強いられている。

その②

このグループは、4家族から構成されており、全員が親戚関係にあり、吉林省青岡県出身である。現在は、O市のS鎮での共同生活をしている。

このグループの生産手段は、共同で購入した小型自動車2台と自動車修理機械（No.1とNo.2所有）である（表4-4）。

No.1は、夫と長男が日雇い労働者として運送業に従事し、年収は約3万元、妻はO市中心市場の倉庫で日雇い労働者として働き、年収約1万元である。No.2は、No.1と同じ運送業で日雇い労働者として働き、妻は縫製工で働き、兄夫婦で年収約3.5万元である。No.2の長女は商店の臨時店員として働き、年収が5,000元である。No.2の妹は、家政婦として働き、年収1.2万元である。さらにNo.1の夫とNo.2の兄夫は2005年O市政府が主催した職業訓練を受け、自動車修理資格を取得した。2006年合資で自動車修理機械を購入し、小型自動車の修理を行うため、年収約1万元が増やす。No.3とNo.4も前二者と同じ運送業での日雇い労働者であり、年収は約2万元である。彼（No.3とNo.4）の父母は、前で稼ぎしていたが、現在青岡県でわずか3畝（No.3）と4畝（No.4）の農地で自給自足農業に従事している。またNo.1の長男とNo.3とNo.4も現在、O市政府が主催する職業訓練を受け、自動車修理資格を取得することができれば、収入さらに増えるだろう。4者とも離農農民で、日雇い労働者として厳しい生活を強いられている。

この調査結果から、表4-1・2でみた農民工グループ

は、生産手段としての農地が狭小で、自給的とはいえ農業を継続している農民であり、生活のための必要性から出稼ぎをしているものの、まだ農村に根拠を置いている「分解過程」の農民であるといえる。これに対して、表4-3・4の農民工グループは、すでに農地を手放した「分解後」の日雇い労働者であると言えるだろう。

補 節

1 零細專業農家調査

今日、中国における農民工総数は、第3章で述べたとおり約2億人であり、さらに農村における余剰労働力が約3億人であるという。

ここで問題となるのは、農業経営者であるべき農民が自らの農業経営とその将来に対してどのように考えているのかである。現時点では農業経営者である農民が、農村余剰労働力の構成部分を成しているのが現実であり、条件次第では離農して農民工となり得る予備軍と言える。特に、生産手段としての農地面積が狭小な場合、離農の可能性が高いと考えざるを得ない。こうした考えを推認するため、O市における農地面積が零細な農家を対象に営農継続の意思と後継者の有無について調査を行った。

1-1 零細專業農家調査（その①）

農業を專業としている5戸について調査を行ったが、この5戸はいずれも「先祖伝来」の農家である。調査結果は、表4-5のとおりである。

調査結果を要約すると、生産手段としての農地面積は6~10畝（約0.4~0.6ha）で小規模である。No.3とNo.5は、機械化によって播種から収穫まで1人で農作業を行っている。経営は、米・トウモロコシなどの穀物栽培

表4-5 O市における零細專業農家の経営状況(その①)

No	家族構成	年齢	学歴	職業	生産手段	作物	所得	戸籍	現住所
1	本人	41	中卒	農業	9亩、うち2亩はハウス	米、野菜(ハウス)、 自家用鶏・家鴨	4万円	農村	O市S鎮
	妻	40	中卒	農業					
	長男	14	中1	無					
	長女	10	小3	無					
	父	65	小卒	農業手伝い					
	母	64	小卒	農業手伝い					
2	本人	49	高卒	農業	6亩、うち2亩がハウス	米、野菜(ハウス)、 自家用鶏・家鴨	3万円	農村	O市S鎮
	妻	48	職高卒	農業					
	長男	25	大卒	通訳労働者					
	次男	22	大2	無					
3	本人	55	高卒	農業	10亩、うち4亩がハウス、 機械化農業	とうもろこし、野菜 (ハウス)、自家用 鶏・家鴨・豚	3万円	農村	O市K鎮
	妻	52	職高卒	農業					
	長男	29	大卒	パソコン労働者					
	次男	26	職高卒	実習					
4	本人	55	高卒	農業	6亩、うち3亩がハウス	とうもろこし、野菜 (ハウス)、自家用 鶏・家鴨・豚	3万円	農村	O市K鎮
	妻	52	高卒	農業					
	長男	30	短大	パソコン労働者					
	次男	26	短大	工場労働者					
5	本人	59	高卒	農業	6亩、機械化農業	とうもろこし、野菜、 自家用鶏	夫婦で2.5万円	農村	O市K鎮
	妻	55	高卒	農業					
	長男	31	短大	外貿労働者					
	次男	29	短大	工場労働者					

出所：筆者による、2006年3月に実施した農家調査から。

を主体とし、ハウス又は露地での季節野菜栽培により収入増加を図っている。また、5戸すべてが自家用に鶏などの家畜飼育を行っている。

農家家族の職業に関しては、No.1は、出稼ぎにより約3万円の収入を得た経験を持ち、妻は農閑期に短期パートに出ている。No.2は、二人の子供の学費のために北京市と寧波市に大工として出稼ぎに行ったことがある。地元O市での兼業を選択しなかったのはO市での賃金が低いためであり、出稼ぎによる農外収入は約3万円であった。

農家子弟の状況に関しては、No.1は、経営主が41歳と若く子供も小さい。将来、農業後継者となるか否かは不明であるが、他の4戸には後継者がいない。とくにNo.4は、農地と自宅を賃貸し、次男の住む寧波市に移住する意思を明確にしている。また、子弟は、いずれも職業高校、短大、大学などの高学歴者であり、すでに労働者として高収入を得ている。

このように「先祖伝来の農家」である5戸を見るかぎり、農地面積は零細であるが、O市近郊であることによって、ハウスや露地での経済作物=季節野菜によって増収を図り、專業農家として営農を継続している。子弟の教育に熱心であり、その教育費のために出稼ぎ経験をもっている。今後の営農継続に関しては、親は子に「農業を後継させる気持ちは無く」、子弟もまた「農業を継ぐ気持ちは無い」のが実態であった。子供がまだ中学生、小学生のNo.7は別としても、残りの4戸について言えば、もはや專業農家として存続する展望はないと言えよう。

1-2 零細專業農家調査(その②)

農業を專業としている6戸について調査を行ったが、この6戸はいずれも「先祖伝来」の農家である。調査結果は、表4-6のとおりである。

調査結果を要約すると、生産手段としての農地面積は4~12亩(約0.3~0.8ha)で小規模である。No.1は、機械化によって播種から収穫まで1人で農作業を行っている。経営は、米・トウモロコシなどの穀物栽培を主体とし、ハウス又は露地での季節野菜栽培により収入増加を図っている。また、No.1とNo.3は自家用に鶏などの家畜飼育を行っている。

農家家族の職業に関しては、No.1は、その6戸の中で、一番収入が高く、出稼ぎにより約6万円の収入を得た経験を持ち、妻は農閑期に短期パートに出ている。その他の家庭は、農閑期に短期出稼ぎを行っている。地元O市での兼業を選択しなかったのはO市での賃金が低いためであり、出稼ぎによる農外収入は約2万円であった。

農家子弟の状況に関しては、No.1は、経営主が48歳と若く、子供もまだ在学中。将来、農業後継者となるか否かは不明であるが、No.6は、子供3人もまだ韓国で研修しているため、将来どこに住むかについてはっきり分からないが、今後農業をやめることは明確に答えた。他の4戸には後継者がいないが、老後生活として農地と自宅を賃貸し、長男(娘)の住むところに移住する意思を明確にしている。また、子弟は、いずれも職業高校、短大、大学などの高学歴者であり、すでに労働者として高収入を得ている。

このように、專業農家②のケースも專業農家①のケー

表 4-6 O市における零細專業農家の経営状況（その②）

No	家族構成	年齢	学歴	職 業	生産手段	作 物	所 得	戸籍	現住所
1	本人	48	中卒	出稼ぎ 農業の手伝い 無 無 農業 農業	12畝、うち4畝ハ ウス 機械化農業	米、野菜(ハウス) 自家用鶏・家鴨	10万元	農村	O市S鎮
	妻	45	中卒					農村	O市S鎮
	長女	21	大学2年					農村	丹东
	次女	21	大学2年					農村	丹东
	長男	19	高校3年					農村	O市S鎮
	父	67	小卒					農村	O市S鎮
母	67	無	農村	O市S鎮					
2	本人	54	高卒	出稼ぎ 農業 オペレータ(コンピュータ)	6畝、うち3畝ハ ウス	米、野菜(ハウス)	3.8万元	農村	O市S鎮
	妻	53	高卒					農村	O市S鎮
	長男	22	短大					農村	金洲
3	本人	56	高卒	出稼ぎ 農業 会計 IT	5畝、うち2畝ハ ウス	米、野菜(ハウス)、 自家用鶏	3.8万元	農村	O市L鎮
	妻	56	高卒					農村	O市L鎮
	長女	27	大卒					農村	北京
	長男	25	大卒					農村	大連
4	本人	50	中卒	出稼ぎ 農業+短期議稼ぎ IT	4畝	とうもろこし	夫婦で5万元	農村	O市G鎮
	妻	48	高卒					農村	O市G鎮
	長男	24	大卒					農村	沈陽市
5	本人	52	中卒	出稼ぎ 農業 コールセンター コールセンター	5畝	とうもろこし	夫婦で2.5万元	農村	O市Q鎮
	妻	50	中卒					農村	O市Q鎮
	長女	26	大卒					農村	天津
	次女	23	大卒					農村	秦皇島
6	本人	54	中卒	出稼ぎ 農業+短期議稼ぎ 研修生 研修生 研修生	5畝	とうもろこし	夫婦で3万元	農村	O市T鎮
	妻	55	中卒					農村	O市T鎮
	長女(前妻)	20	短大					農村	韓国
	長女	21	短大					農村	韓国
	長男	19	高卒					農村	韓国

出所：筆者による、2008年3月に実施した農家調査から。

スとまったく同様の道をたどることになると予測されよう。

2 4つ鎮における農家調査

前項でみた零細專業農家は、「先祖伝来の農家」であるが、彼らの代での廃業が見えている「分解」直前の農家であった。こうした実態がO市の農家において一般的なものであるのか否かについて確認するために、水田地帯であるH鎮の20戸、畑作地帯であるK鎮の32戸につき主として営農の継続性と後継者の有無につき調査を行った。

2-1 H鎮の農家

H鎮の農業は、水田を中心にしながらも一部ハウスで野菜栽培を行う農村地域である。調査は、表4-7に示す20戸で行った。20戸すべてが代々H鎮で農業を営んできた農家で、專業農家は11戸(55%)でNo.5を除くすべてが水田単作農家である。

專業農家の平均農地面積は5.91畝、平均年収は2.15万元である。No.3は水田4畝と畑地3で他の19戸はすべて水田面積が6畝である。つまり、これまでは水田6畝あれば專業農家として年収2万元から2.8万元の所得を得て、経営が一応成り立ってきた言えよう。これに対して兼業農家18戸の平均請負農地面積は4.6畝、平均年収3.63万元である。

第1種兼業農家3戸は、水田面積が5畝から6畝でいずれも農外収入1万元を入れた年収が3万元、平均3.0万元となっている。第2種兼業(農外収入50%以上)農家6戸は、年収2.7万元から6万元、平均年収3.95万元である。特に、No.19の農家は、出稼ぎ収入4万元を入れた年収が6万元であり、調査対象農家20戸中で最も高い年収である。兼業業種は、出稼ぎと農業運輸でその他は地域での臨時的労働収入である。

20戸の農業の将来について、農業後継者の「有無」からみると、経営主は「子弟の農業を継がせるつもりは「無い」と答え、子弟は「継ぐつもりは無い」との答えであった。小規模農地で将来性が無く、多くは都会で暮らす子供との生活するため地域からの転出を考えていた。また兼業農家は、農地を友人や親戚に貸して農業以外に専念することを考えていた。

2-2 K鎮の農家

K鎮は、畑作と野菜のハウス栽培で行う農村地域である。調査は、表4-8に示す32戸の農家で行った。32戸中專業農家が13戸(40.6%)、兼業農家19戸、うち第1種兼業農家7戸(21.9%)、第2種兼業農家12戸(37.5%)である。全32戸の年平均年収は3.69万元である。專業農家の農地面積は、3~8畝で1戸あたり平均農地面積が5.7畝、平均年収は2.8万元である。

第1種兼業農家の1戸あたり平均農地面積は8畝、平

表4-7 H鎮における調査農家の概況

区分	No	年齢(歳)	学歴	家族数(人)	職業	水田面積(亩)	畑地面積(亩)	ハウス面積(亩)	家禽	農外収入(万元)	年収(万元)	農外収入割合(%)	後継者の有無
専業	3	54	中学卒	4	農業	6	無	無	鶏	無	2.5	0.0	無
	4	50	高校卒	4	農業	6	無	無	鶏	無	2.8	0.0	無
	5	53	中学卒	4	農業	4	3	無	鶏	無	2.0	0.0	無
	8	49	中学卒	4	農業	6	無	無	家鴨	無	2.0	0.0	無
	9	45	中学卒	4	農業	6	無	無	家鴨	無	2.0	0.0	無
	10	54	高校卒	3	農業	6	無	無	家鴨	無	2.0	0.0	無
	11	48	中学卒	3	農業	6	無	無	無	無	2.0	0.0	無
	15	46	中学卒	3	農業	6	無	無	豚	無	2.0	0.0	無
	16	43	中学卒	3	農業	6	無	無	豚	無	2.0	0.0	無
	17	41	中学卒	4	農業	4	無	無	無	無	2.0	0.0	無
20	50	中学卒	4	農業	6	無	無	無	無	2.4	0.0	無	
兼第一業種	12	46	中学卒	3	農業	5	無	無	蝸牛	1.0	3.0	33.3	無
	13	40	中学卒	3	農業	6	無	無	兎	1.0	3.0	33.3	無
	19	54	中学卒	4	農業運輸	6	無	無	無	1.0	3.0	33.0	無
第二種兼業	1	58	中学卒	4	農業運輸	無	無	6	無	1.5	2.7	55.6	無
	2	56	中学卒	4	農業運輸	無	無	7	無	2.0	3.0	66.7	無
	6	50	中学卒	4	農業運輸	4	3	3	無	2.0	4.0	50.0	無
	7	49	中学卒	4	農業運輸	3	3	4	無	2.0	4.0	50.0	無
	14	38	中学卒	3	出稼ぎ	4	無	無	無	4.0	6.0	66.7	無
	18	56	高校卒	4	農業運輸	6	無	無	無	2.0	4.0	50.0	無

出所：筆者による、2006年3月実施の「聞き取り調査」から。

注：経営主の全員がO市出身の男性である。

専業農家：全収入を農業収入のみに頼っており、世帯員中に農業以外に就業している兼業従事者のいない農家。

第一種兼業農家：農業以外の仕事(会社勤めなど)で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の50%以上の農家で、世帯員中に1人以上の兼業従事者がいる農家。

第二種兼業農家：農業以外の仕事(会社勤めなど)で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の50%以下の農家で、世帯員中に1人以上の兼業従事者がいる農家。

均年収3.8万元、第2種兼業農家の1戸あたり平均農地面積は5.9亩、平均年収4.2万元であった。

K鎮の農家同様に、出稼ぎ農家のNo.30と32の収入が最も高かった。32戸の農業の将来について、農業後継者の「有無」についてみると、後継者が「無」と答えた経営主は30戸、不明と答えた経営主はNo.13と32であるが、子弟がまだ中学生であり、状況次第では「後継させるかもしれない」という消極的「不明」であった。いずれにしても、H鎮同様、K鎮でも農業後継者はほとんど居ないというのが実態である。農業を継がせない理由は、収入が少なく、農民に対する社会的差別があり、教育によってすでに子弟が都市で就労しており、いずれ農地を友人や親戚に貸し、都市で子弟と生活を共にしたいと考えているからである。また鉱山、鉱業の町であるO市の環境に対する不満も転出の理由にもなっているようである。

O市の典型的な二つの農業・農村であるH鎮とK鎮の調査結果をまとめると以下のとおりである。

- ① 水田地帯にあるH鎮と畑作地帯にあるK鎮の1戸あたりの農地面積は最小で3亩(0.2ha)、最大で10亩(0.667ha)であり、極めて零細である。
- ② 両鎮でも、専業農家<第1種兼業農家<第2種兼業農家、の順で年収が高くなっている。しかも自営的兼業(農機具リース、農業運輸)よりも「出稼ぎ」兼

業者の所得が最も高い。

- ③ 両鎮の全農家は、農地面積が小規模であり、教育を受けた子弟の多くはすでに都会で労働者として暮らしていて、農業を子弟に後継させる意思は無く、将来は農地を友人・親戚に貸して子供と生活するためこの地域からの転出を考えていた。

このようにH・K鎮の農民は、「分解」の直前にあるといえよう。

2-3 S鎮の農家

S鎮の農業は、水田を中心にしながらも一部ハウスで野菜栽培を行う農村地域である。調査は、表4-9に示す22戸で行った。22戸すべてが代々S鎮で農業を営んできた農家で、専業農家は4戸(18%)すべてが水田単作農家である。

専業農家の平均農地面積は11.5亩、平均年収は3.2万元である。つまり、これまでは水田11.5亩あれば専業農家として年収3.1万元から3.3万元の所得を得て経営が一応成り立ってきたといえよう。これに対して兼業農家18戸の平均請負農地面積は7.7亩、平均年収5.2万元である。

第1種兼業農家3戸は、水田面積が6亩、8亩、10亩で、農外収入2.9、1.9、2.5万元を入れた年収が5.9、3.9、5.9万元、平均5.2万元となっている。第2種兼業(農外

表 4-8 K 鎮における調査農家の概況

区分	No	年齢 (歳)	学歴	家族数 (人)	職 業	水田	畑面積 (亩)	ハウス面積 (亩)	家禽	農外収入 (万元)	年収 (万元)	農外収入比率 (%)	後継者の有無
専 業	6	54	高校	4	農業	無	5	無	鶏	無	2.5	0.0	無
	7	52	中学	4	農業	無	5	無	鶏	無	2.4	0.0	無
	8	52	中学	4	農業	無	5	無	鶏	無	2	0.0	無
	9	52	中学	4	農業	無	3	無	鶏	無	2	0.0	無
	10	52	中学	4	農業	無	4	無		無	2	0.0	無
	18	49	高校	4	農業	無	6	無		無	4	0.0	無
	19	49	高校	4	農業	無	6	無		無	4	0.0	無
	20	49	高校	4	農業	無	8	無		無	3	0.0	無
	25	49	高校	5	農業	無	6	無		無	2.5	0.0	無
	26	49	高校	4	農業	無	6	無		無	2.5	0.0	無
	28	45	高校	4	農業	無	7	無		無	3.4	0.0	無
29	44	高校	5	農業	無	7	無		無	3.4	0.0	無	
31	42	中学	4	農業	無	6	無		無	3	0.0	不明	
第 一 種 兼 業	1	56	中学	5	農業	無	4	3		1	3	33.3	無
	2	56	中学	5	農業	無	4	4		1	3	33.3	無
	3	56	中学	5	農業	無	4	5		1	3	33.3	無
	4	54	高校	5	農業	無	4	6		1	3	33.3	無
	11	52	中学	4	農業運輸	無	3	無		2	4.5	44.4	無
	15	49	中学	4	農業運輸	無	6	3		2.4	4.9	49.0	無
16	49	中学	4	農業	無	6	4		2	5	40.0	無	
第 二 種 兼 業	5	54	高校	5	農業	無	6	無		1	2	50.0	無
	12	52	中学	4	農業運輸	無	3	3		2.4	4.5	53.3	無
	13	52	中学	4	農業運輸	無	4	4		2.4	4.7	51.1	無
	14	50	中学	4	農業運輸	無	3	5		2.4	4.3	55.8	無
	17	49	中学	4	農業	無	6	無		2	4	50.0	無
	21	49	中学	4	農器具リース	無	5	無		2.6	5	52.0	無
	22	49	中学	4	農器具リース	無	4	無		2.6	4.9	53.1	無
	23	49	中学	4	農器具リース	無	6	3		3.2	4.9	65.3	無
	24	49	高校	5	農器具リース	無	6	無	豚	2.4	4.6	52.2	無
	27	49	高校	4	出稼ぎ	無	3	無		3.5	6	58.3	無
	30	42	中学	5	農器具リース	無	5	無		2.5	4.9	51.0	無
32	42	中学	4	出稼ぎ	無	5	無		3.3	5.4	61.1	不明	

出所：筆者による、2006年3月実施の「聞き取り調査」から。

注：表 4-7に同じ。

収入 50%以上) 農家 15 戸は、年収 3.6 万元から 6.8 万元、平均年収 5.2 万元である。特に、No.10 と 11 の農家は、出稼ぎ収入 3.5 万元を入れた年収が 6.8 万元であり、調査対象農家 22 戸中で最も高い年収である。兼業業種は、出稼ぎと農業運輸でその他は地域での臨時的労働収入である。

22 戸の農業の将来について、農業後継者の「有無」から見ると、経営主は「子弟の農業を継がせるつもりは「無い」と答え、子弟は「継ぐつもりは無い」との答えであった。小規模農地で将来性が無く、多くは都会で暮らす子供との生活するため地域からの転出を考えていた。また兼業農家は、農地を友人や親戚に貸して農業以外に専念することを考えている。

2-4 L 鎮の農家

L 鎮は、畑作と野菜のハウス栽培で行う農村地域である。4 つの鎮の中で、一番交通不便なところである。調査は、表 4-10 に示す 24 戸の農家で行った。24 戸中専業農家が 7 戸 (29.2%)、兼業農家 17 戸、うち第 1 種兼業

農家 5 戸 (20.8%)、第 2 種兼業農家 12 戸 (50%) である。全 24 戸の年平均年収は 3.8 万元である。

専業農家の農地面積は、No.9(3 亩)を除く 5 亩で、1 戸あたり平均農地面積が 4.9 亩、平均年収は 2.4 万元である。

第 1 種兼業農家の 1 戸あたり平均農地面積は 5 亩、平均年収 3.68 万元、第 2 種兼業農家の 1 戸あたり平均農地面積は 5.4 亩、平均年収 4.6 万元であった。

L 鎮の農家同様に、出稼ぎ農家の No.20 と 22 の収入が最も高かった。24 戸の農業の将来について、農業後継者の「有無」について見ると、後継者「無」と答えた経営主は 23 戸、不明と答えた経営主は No.20 であるが、子弟がまだ中学生であり、状況次第では「後継させるかもしれない」という消極的「不明」であった。いずれにしても前 S 鎮同様、L 鎮でも農業後継者はほとんど居ないというのが実態である。農業を継がせない理由は、収入が少なく、農民に対する社会的差別があり、教育によってすでに子弟が都市で就労しており、いずれ農地を友人や親戚に貸し、都市で子弟と生活を共にしたいと考えてい

表4-9 S鎮における調査農家の概況

区分	No	年齢(歳)	学歴	家族数(人)	職業	水田面積(畝)	外包地面積(畝)	ハウス面積(畝)	家禽	農外収入(万円)	年収(万円)	農外収入割合(%)	後継者の有無
専業	5	55	中学卒	4	農業	5	7	無	鶏	無	3.2	0.0	無
	4	50	高校卒	4	農業	5	6	無	鶏	無	3.1	0.0	無
	7	49	中学卒	4	農業	6	6	無	鶏	無	3.3	0.0	無
	8	52	中学卒	4	農業	6	5	無	家鴨	無	3.2	0.0	無
第一種兼業	15	52	高校卒	6	農器具リース	3	3	4	無	2.9	5.9	49.2	無
	3	48	高校卒	5	農業運輸	4	4	無	豚	1.9	3.9	48.7	無
	21	56	高校卒	6	農業運輸	5	5	無	蝸牛	2.5	5.9	42.8	無
第二種兼業	1	48	中学卒	4	農業運輸	無	無	6	無	3.7	5.3	69.8	無
	2	52	高校卒	6	農業運輸	無	無	7	無	3.5	6.0	58.3	無
	6	51	高校卒	4	農業運輸	4	3	3	無	3.4	6.2	56.7	無
	10	55	高校卒	5	農器具リース	5	5	3	家鴨	3.5	6.8	51.5	無
	11	53	高校卒	5	農業運輸	6	5	4	家鴨	3.5	6.8	51.5	無
	14	41	中学卒	5	出稼ぎ	4	無	無	無	4.0	6.0	66.7	無
	19	54	高校卒	4	農業運輸	6	無	無	無	3.7	6.0	61.7	無
	9	48	中学卒	4	農業運輸	7	無	無	家鴨	2.3	4.2	54.8	無
	22	54	高校卒	5	農業運輸	6	無	無	家鴨	2.2	4.3	52.4	無
	12	49	中学卒	5	農業運輸	4	4	無	無	2.4	4.3	55.9	無
	17	46	中学卒	5	農業運輸	6	無	無	豚	2.5	3.8	60.0	無
	16	49	高校卒	5	農業運輸	5	無	無	豚	2.5	4.2	59.5	無
	20	55	高校卒	5	農業運輸	5	無	無	無	2.7	3.6	75.0	無
	13	42	中学卒	5	農業運輸	7	無	無	兎	3.1	5.2	59.6	無
	18	49	中学卒	4	農業運輸	6	無	無	無	3.2	4.9	65.3	無

出所：筆者による、2008年3月実施の「聞き取り調査」から。
注：表4-7に同じ。

表4-10 L鎮における調査農家の概況

区分	No	年齢(歳)	学歴	家族数(人)	職業	水田	畑面積(畝)	ハウス面積(畝)	家禽	農外収入(万円)	年収(万円)	農外収入比率(%)	後継者の有無
専業	9	56	高校	4	農業	無	5	無	鶏	無	2.5	0.0	無
	15	55	中学	5	農業	無	5	無	鶏	無	2.4	0.0	無
	4	54	中学	5	農業	無	5	無	鶏	無	2	0.0	無
	8	57	中学	5	農業	無	3	無	鶏	無	2	0.0	無
	10	55	中学	5	農業	無	4	無	無	無	2	0.0	無
	16	53	高校	5	農業	無	6	無	無	無	2.5	0.0	無
	24	50	高校	5	農業	無	7	無	無	無	3.4	0.0	無
第一種兼業	2	58	中学	5	農業	無	4	4	無	1	3	33.3	無
	3	55	中学	5	農業	無	4	5	無	1	3	33.3	無
	1	50	高校	5	農業	無	4	6	無	1	3	33.3	無
	11	54	中学	5	農業運輸	無	3	無	無	2	4.5	44.4	無
	22	50	中学	5	農業運輸	無	6	3	無	2.4	4.9	49.0	無
第二種兼業	5	55	高校	5	農業	無	6	無	無	1	2	50.0	無
	12	53	中学	4	農業運輸	無	3	3	無	2.4	4.5	53.3	無
	19	54	中学	6	農業運輸	無	4	4	無	2.4	4.7	51.1	無
	14	52	中学	4	農業運輸	無	3	5	無	2.4	4.3	55.8	無
	17	51	中学	6	農業	無	6	無	無	2	4	50.0	無
	21	52	中学	4	農器具リース	無	5	無	無	2.6	5	52.0	無
	23	52	中学	6	農器具リース	無	4	無	無	2.6	4.9	53.1	無
	13	55	中学	6	農器具リース	無	6	3	無	3.2	4.9	65.3	無
	7	54	高校	6	農器具リース	無	6	無	豚	2.4	4.6	52.2	無
	18	56	高校	6	出稼ぎ	無	3	無	無	3.5	6	58.3	無
6	47	中学	6	農器具リース	無	5	無	無	2.5	4.9	51.0	無	
20	46	中学	6	出稼ぎ	無	5	無	無	3.3	5.4	61.1	不明	

出所：筆者による、2008年3月実施の「聞き取り調査」から。
注：表4-7に同じ。

るからである。また鉱山、鉱業の町であるO市の環境に対する不満も転出の理由にもなっているようである。

O市の典型的な二つの農業・農村であるS鎮とL鎮の調査結果をまとめると以下のとおりである。

① 水田地帯にあるS鎮と畑作地帯にあるL鎮の1戸あ

りの農地面積は最小で3畝(0.2ha)、最大で15畝(1.0ha)であり、極めて零細である。

② 両鎮でともに、専業農家<第1種兼業農家<第2種兼業農家、の順で年収が高くなっている。しかも自営的兼業(農機リース、農業運輸)よりも「出稼ぎ」

兼業者の所得が最も高い。

- ③ 両鎮の全農家は、農地面積が小規模であり、教育を受けた子弟の多くはすでに都会で労働者として暮らして、農業を子弟に後継させる意思は無く、将来は農地を友人・親戚に貸して子供と生活するためこの地域からの転出を考えていた。このようにS・L鎮の農民も、「分解」の直前にあると言えよう。

注

- (1) O市労働局資料（2000年）、O市統計年鑑（2000年）。
 (2) 亩（畝）とは、1/15ヘクタール（約6.67アール）を1畝としている。
 (3) O市労働局資料（2000年）。
 (4) 『A集団』紹介パンフレット（2006年）。
 (5) 下崗労働者（一時帰休労働者）とは、「国有企業を始めとする所属企業の経営悪化等の理由により、職場を一時帰休するものの、元の企業との労働契約を依然として保持しており、一定額の基本生活手当が支給されている者」をいう。しかし、その後、補償を打ち切られるケースが一般的であり、O市で農民工と共に調査対象となった「下崗」労働者も同様であると推測される。
 (6) O市は2007年2月に独自に農民工に対する「聞き取り調査」を実施し始め、そのうち、調査開始時点の2007年2月に行った150人についての調査結果に基づいて、農民工の実態を明らかにした（サンプルは、交通便利なO市北部からのデータ）。この調査結果については、曹の修士論文「中国遼寧省O市における農民工に関する研究」北海学園大学大学院経済学研究科2008年で取り上げた。

終 章

第1節 中国農村改革と農民工

中国農村は、これまで二度の大きな改革を経験してきた。一度目は土地改革である。この改革は土地改革（1950年）→初級合作社（1953年）→高級合作社（1956年）→人民公社（1958年）へという急激な変遷をたどった。「土地改革」を行ったことによって、農民大衆は積極的に生産を行い、農業は大きな成果をあげ、また国家の工業化のための資金を蓄積した。この、第1改革は「生産手段の解放」と理解することができる。

しかし、初級合作社（1953年）→高級合作社（1956年）→人民公社（1958年）という発展段階は農民の土地所有権と労働自主権を破壊した。また、社会主義教育運動（1963-1965）と文化大革命（1966-1976）などの政治運動後、農村人口の大規模な増加によって、農民の生活は困窮を極めた。農業生産は停滞し、農村経済の発展は緩慢で、中国の農業は困難な状況であった。「『偉大な、光栄な、正しい』」といつも自画自賛してきた中国共産党は、20年近くにわたる貴い時間を無駄にしてしまったので

ある。」と、莫邦富が断じているのは、誇張ではないであろう。

二度目の改革は請負制と郷鎮企業である。1978年請負制の導入と郷鎮企業の全面発動によって、中国農業の苦しい立場にやっと転換が現れた。この時期、農民収入も増加し、農業生産の回復も進んでおり、さらに農村余剰労働力を吸収し、農村経済の発展が顕著に見られた。ところが、1990年代半ばに入って、郷鎮企業の発展の勢いは鈍ってくる。このことは、郷鎮政府の財政にも大きな影響を与えているが、郷鎮企業自身の財力不足、労働者資質低下、製品の質の悪さも目立ってきた。粗悪品が多く、生産現場の事故も多い。環境面でも公害垂れ流しなどの問題も多発した。郷鎮企業は自然発生的に誕生し、しかも発展があまりに急速だったために、こうした管理面にまで目が行き届かなかったと言える。同時に、1993年以降、中国の経済体制が社会主義市場経済に変わったため、改革・開放の当初こそ、持ち前の身軽さ、すばやさ武器に市場経済の恩恵を一身に受けた。ところが改革が進むにつれて①国有企業が改革を進めて活力を取り戻し、②私営企業が束縛を解かれ、威力を発揮し始める、といった状況が生まれ、郷鎮企業の持っていたメリットがなくなってきた。郷鎮企業は付加価値の低い産品を主に生産しているだけに、本格的な市場競争となると劣勢に陥ってしまう。さらに1997年のアジア金融危機により、郷鎮企業は農村の余剰労働力の吸収力も低下させることになる。したがって、農村の余剰労働力（農民）は郷鎮企業への出稼ぎから、都市部への出稼ぎに変化するとともに、「農民工問題」が社会的に顕在化することになる。

「民工潮」は1980年代中期に現れ、中国改革開放の必然的な産物であり、中国農民が市場に向かい、近代社会に向かう特殊なあり方である。市場経済の発展と農村改革が深く進行するに従って、中国的特色を持つ「民工潮」が雪だるま式に、絶えず強大になっていく。農民工は党と政府が直接推進し組織する下で形成されたものではない。ほぼ自然発生的なものであるが、億万農民の自らの選択でもある。その勢いは止めることができず、都市と農村の経済および社会生活に対して巨大な影響を与えている。

しかし、農村では、二度目の改革後、市場経済の発展の下で、生産請負を基礎としている農村経済を産業化することが難しく、農業の生産効率は日々下がり続け、結果として農民の収入は依然として低いままである。農村と都市部の所得格差は依然として1:3のままであり、戸籍制度にしたがって農村と都市の福祉サービスもはるかに格差が大きい。農村の末端行政組織である郷鎮の低迷は、沿海部と内陸部の格差拡大をも引き起こしている。中国は都市化を加速しているが、大部分の都市公共設備

の建設スピードは都市人口の増加についてゆけないため、様々な方面から都市に入る人口に対して戸籍制度を通じて制限と管理を加えている。

農民工問題は二度目の改革の不徹底と戸籍制度の下で、農村余剰労働力の都市への流出が急速に拡大した結果生じた問題である。二元社会構造の下で、大量の農村戸籍を持つ農民が農村から都市への出稼ぎを行っている。農民工が戸籍制度によって、当然の権利が与えられないため、農民自らが自発的、あるいは自然発生的に都市に流入することによって、政府に対して戸籍制度変更を迫る圧力を作り出している。もし、この結果として戸籍制度改革が実現するならば、それは「第3次農村改革」とも言えるものであろう。第1次改革は「農民の生産手段解放(土地改革)」であり、第2次改革は「生産権利解放(生産請負)」である。第3次改革は「農民の自由権と平等権」の獲得である。なぜなら、戸籍制度による都市と農村の二重構造、「城郷分治」という実態、すなわち、①農業戸籍、非農業戸籍が身分化し、農民が二等国民扱いされること(「一国二戸籍」)。②就業、医療・年金などで都市と農村が全く異なる制度体系を適用されること(「一国二制度」)。戸籍による農民の政治権利に対する制限、例えば、①憲法では移住、職業選択の自由に関する規定がない。②県レベル以上の全人代の代表枠を決める際に、農民の一票の重みを都市市民の4分の1とする規定が「選挙法(1995年)」で明記される(それ以前は8分の1(省レベル)であった)、といった点が戸籍制度の改革によって修正され、農民と都市住民との間の平等化が実現されるからである。

中国の農民は生産手段解放(土地改革)→生産権利解放(生産請負制)→生産様式の多元化(郷鎮企業)→移動自由(出稼ぎ)を経て、漸く「自由権と平等権」を展望できる段階に入る。今回の改革は中国の農村改革の中で、農民にとっては一番複雑であり、困難な改革ではあるが、乗り越えることができれば、「一元社会多元化経済」のような「城郷統一調和社会」の建設への道が開かれる。「農民工」問題は、三農問題が市場経済の進展に伴って深化発展した結果として、最も先鋭した形で現れたものである。しかも、その根本に都市と農村を厳密に分かつ戸籍問題がある限り、解決は単なる経済格差の解消ではなく、必然的に政治的格差、権利格差の解消という段階にまで進まざるを得ないと考える。

第2節 戸籍制度の改革と展望

戸籍制度問題(一国二制度問題)と農民工問題に関して、初めて本質的指摘を行ったのが胡鞍鋼である。第1章第2節で述べたように、胡鞍鋼は「四農問題」を最終的に解決するには、農民工を本当の意味での公民とする

ことであるとし、それは土地改革、「全面請負制」以後における中国農民の「第三次解放」を意味し、そのことが中国経済社会の発展を速め、同時に調和のとれた社会を推進することになると表明している。

中国の戸籍制度は、治安維持や国民登録を当初の目的に1958年に確立されたが、中国社会の変容と時代の変化に伴い、都市と農村を区別する制度となった。最終的には同じ国民でありながら、農村戸籍保有者は、都市戸籍保有者に比べ、移動の自由が制限されるだけでなく、医療や年金など各種社会保障システムの恩恵も受けられないという今日の二元的社会構造が形成された。さらに、1978年から実施された都市重視の改革開放政策が追い討ちをかける形で、結果的に都市・農村の経済格差、所得の格差が生じた⁽¹⁾。

1979年以降、戸籍制度改革は「前進と後退」を繰り返してきたが、1984年10月の国務院による「農民の集鎮への定住又は戸籍取得に関する通知」以降、徐々に初步的改革が実行されてきた。しかしながら、二元戸籍制度の全面的撤廃がいつになるか、という肝心の問題は依然として、未解決のままである。筆者は、戸籍制度改革が政府公認で部分的に進められた時期である2005年～2007年、地方政府を中心にした改革時期である2008年以降を加えた6段階の画期を与え、近年の戸籍制度改革の新局面を確認した。これらの新局面が「戸籍制度」の本質的解決につながるかどうかを吟味することが必要である、と考えたからである。

確かに、数多くの政府改革案の制定、実施及び地方におけるさまざまな実験が行われ、農村戸籍から都市戸籍への変更が不可能だった時代に比べれば、条件付きではあれ、変更が可能となったのは一步前進である。これは1980年代以来の戸籍制度改革の大きな成果であり、長い間戸籍制度のもとに存在しつづけた二重社会の構造を根底から取り崩す重要な一步と言えるだろう。一連の戸籍改革によって、農村から中小都市への戸籍変更は、地域差があるが、かなりの程度まで自由になり、農民は都市に移住しやすくなったことは事実である。

しかし、現在進行中の戸籍制度改革は、中国の経済的・社会的矛盾や問題を緩和するための、いわば応急的、事後追認的な措置である感をぬぐいきれない。言い換えれば、都市に移住したいという農民の強い願望と、受け入れが難しいと考える大都市との矛盾を緩和するために、差し当たり、多くの小都市を作り、農村人口の受け皿として整備しようとしたにすぎず、1997年改革案、2001年改革案は、そのために出されたものと言えよう。だが、これに対して、「北京や上海などの特大都市では、依然として『外来人口』の移入を厳しく制限している」⁽²⁾のである。

「『もし、戸籍制度が計画経済体制の最後の砦であると

すれば、北京のような特大都市は戸籍制度の最後の砦となろう」と喩えられたように、北京市の戸籍改革は他の都市に比べかなり慎重である。市政府は市内戸籍への変更を厳しくコントロールしているのみならず、差別的とも思われる『外来労働力』（北京市の戸籍を有しない労働者）人口の雇用・管理政策を次々と打ち出している。外来労働力人口を縮小するために、北京市は80年代末から90年代にかけて、20～25万人の農民工（農村からの出稼ぎ労働者）を『整理』したが、その結果、1995年以降の北京への移入率は継続的に低下していた。さらに、外来労働者に対して、就職できる職業や職種を制限し、その種類は1996年の14から97年の32へ、さらに99年の103に増加した。これらの政策は北京市戸籍の失業者を保護するための措置であるが、明らかに戸籍による不平等を肯定する差別的な政策と言わざるを得ない」と、張英莉は述べている⁽³⁾。今後は、特大都市・大都市への自由な移住を視野に入れた更なる戸籍改革が必要であろう。

戸籍とは、「国民の身分関係を明らかにするため夫婦およびこれと氏を同じくする子を単位として編成され、その本籍・氏名・生年月日・入籍原因などを記載する公文書」（『広辞苑』第5版）である。ところが中国では、中国共産党（中共）の政権樹立以来、政権維持のための必要条件とされ、出生地により「都市（非農村）戸籍」、「農村戸籍」という区分が厳密になされ、農村で生まれた者が都市に戸籍を移すことは容易なことではなかった。そのため、都市戸籍のない多くの出稼ぎ労働者が都市に出て働いていても、医療などの保障や家族の教育・老後の問題などで不都合や差別があり、不満が高まっていた。90年代に入り、これを統一しようという目標が掲げられ、近年12の一級行政区で「居民戸籍」として統一された。しかし、名称を統一しても、民生・教育など様々な付帯条件の平等が伴わなければ真の改革とは程遠く、また、戸籍の移動が困難なままでは不満もなくなるはずではない。

農村で生まれるか、都市で生まれるかは、その人自身が選択したものでない。生まれた場所によって、その後の一生が左右されるというのは、身分制度であるといっても過言ではない。農村から都市への移住、あるいは農民から都市住民への転身は、個人の意思で自由になされるべき権利である。同時に、農民は農業に従事することを表す1つの職業であって、その人の社会的地位を示す身分ではない。農民も都市民も、同じ法律の保護を受ける国民であり、また、国民として果たさなければならない義務も享受すべき権利も同じでなければならないはずである。

戸籍制度改革にあたっては、戸籍制度の本来の機能に戻らなければならない。そのため、まず中央政府が「附属機能」と「制限機能」を現在の戸籍制度から外し、全国的な城鎮統一戸籍制度を作り上げる。その後、地方政府は各自

の地域の特徴に合わせて、戸籍制度改革を行うべきであろう。

現行の戸籍制度は、制度の効率性・平等性からみれば社会経済発展にふさわしくないとと言える。

第一に、現在の戸籍基本機能は不完全である。現行の戸籍制度は国家計画により供給される商品穀物を消費するか否かによって、農村戸籍と都市戸籍に分けられるが、現状では農村就業人口の大部分が農業生産に従事していない。郷鎮企業・建築業・運送業などに従事し、更に長期に農業生産に従事せず城鎮で働いている農村労働者が、統計上は、まだ農業人口として計算されている。このような「人戸分離」によって流動人口の管理が更に難しくなる。換言すれば現行の戸籍制度は人口状況を正確に把握ができないことにより、国民経済発展のために正確な政策根拠を与えきれていないと言える。

第二に、現行の戸籍制度は人口移動を制限し、人口流動コストを増加させ、労働力資源の合理的分配と人材の活用と開発の妨げとなっている。現行戸籍制度は、社会主義計画経済のもとで設立し発展したものである。現在、市場経済における生産要素の移動と資源の配分は市場を通して調整され、労働の自由移動は市場経済が求める基本的前提であるにもかかわらず、現行戸籍制度はこのような自由を制限している。すなわち、農村から都市へ、内陸から沿岸へ、鎮から市へ、小都市から大都市への移動が制限されている。このことによって、都市部は一つの特異な閉鎖地域となり、この地域に対する労働力の供給が防げられる限り、企業コストの上昇を招き、社会経済の効率性に影響する。

第三に、現行戸籍制度における福祉と資源の不平等分配である。中国は、経済高度成長と都市化の加速時期を迎えており、したがって、農村労働力の大規模移動は偶然の現象ではなく、農村発展に内在する矛盾と地域発展のアンバランスの結果から生じたことである。今後も、このような状態が続き、短期の間には解決できない問題である。更に、農村労働力の出稼ぎは、国民経済にとって主にプラス要因である。したがって、農村労働力の出稼ぎがスムーズに行えるような戸籍制度の改革が必要である。

以上のことを前提とするならば、戸籍制度は、以下のような手順を経て改革されなければならない。

第1に、戸籍の二元構造を廃止し常駐地を基準として登録する。戸籍制度改革は、まず国家計画により供給される商品穀物を消費するか否かによって農村戸籍と都市戸籍を区分して登録の方法を廃止することから始める。中国の国情にしたがって、

- ① 居住地による城鎮人口と農村人口
- ② 職業による農業人口と非農業人口

という基準により、登録する。このような登録は、国

民の居住と職業状況を正しく反映でき、政府の各マクロ政策に正確な人口データを提供することができる。つまり、「人戸分離」の矛盾を解決するために、戸籍所在地登録の慣例から常駐地登録へ切りかえる必要がある。そのため、流動人口の常駐時間について、各地域、各級都市が各々の要求に沿って各自の規定を作る必要がある。さらに、戸籍管理について、できるだけコンピュータ化することである。戸籍登録、人口統計などの作業効率と質を高めるだけでなく、すみやかに人口の移動、職種と業種の変更などについて把握することができる。

第2に、「戸籍特権」を取り消し、戸籍身分上における特権と不平等配分原則を撤廃する。現行の戸籍制度は、戸籍身分に対して世襲的性格をもつ。したがって、今後の改革方向として、国民の日常生活、物質利益と戸籍に関わる原則を廃止し、戸籍特権を取り消す。改革開放以来、戸籍制度による都市と農村の制限は緩和され、市民の特権も弱くなっているが、大都市の戸籍制度は依然として各種福祉と保障分配の関わりが大きい。戸籍制度における城郷二元構造を解決するために、戸籍制度の改革は小城鎮→中規模の都市→大都市および北京、上海などの順で行うべきである。計画経済に関連している伝統福利体制は、公的な助成メカニズムから自己投資の方式への変更により戸籍制度改革の障害を取り除く。

第3に、移動自由、居住の自由を実現し、戸籍移動の行政コントロールメカニズムを改革する。通常の下では、社会の移動行為は一つの理性的選択行為である。そして、公共秩序を妨害していないことと他人の利益を犯さない前提のもとで、個人の移動自由と居住地の選択権利は各国民の基本権利である。各級政府は、人口流動のコントロールについて、行政戸籍管理の方法ではなく、経済調整を通して管理を行うべきである。たとえば、税収、土地、不動産価格などである。

第4に、農村の戸籍改革を加速し、農村戸籍管理の都市化を実現する。中国の戸籍改革の重点は農村であり、難点も農村である。1997年6月、国務院が交付した公安部の「農村戸籍管理制度の完全についての意見」により、城郷統一戸籍登録制度を要求し、農村戸籍管理体制を整理し、厳密管理を実施する。同時に管理方法を改善し、徐々に農村戸籍管理の制度化、規範化と近代化を実現する。近年の各地域の実践から見れば、農村戸籍の都市化管理を実現するため、各地域は必ず「一村一図、一冊一頁、一戸一牌、一簿一擋(つまり、一世帯を一単位とし、戸口簿は一世帯ごとに一冊ずつ交付されていること)」のような都市化管理に近いメカニズムを必要とし、さらにコンピュータ化を前提として各項の制度を確立し完備するとともに、農村村級の戸籍管理を充実し、強化する。

第3節 農民工の現状と課題

1 国務院による農民工調査結果と農民工規定

「農民工」に関する実態調査に基づく本格的な研究として、中国農民工問題研究総報告起草グループによる『中国農民工総括的研究報告』がある。この研究は、「農民工は、中国経済と社会発展を進める重要な力である」という認識を出発点におき、「キーワード」とし、「農民工、二元構造、都市と農村の統一、労働力移転」を挙げている。

彼らの研究は、サンプル調査に基づく推計値に基づくものであり、その実態を統計的に示すデータは全国・省のいずれにも存在しない。しかし、中国の行政・学会が総力を挙げて「農民工問題」の解明にとり組んだ成果として、この『中国農民工総括的研究報告』があり、今日の中国における農民工の実態解明にとって有力な手がかりを与えてくれているのは間違いない。

中国政府(国務院)による「農民工」の概念規定は、第3章第2節で述べたとおり、「農民工」は、中国社会経済転換期の特殊な概念で、戸籍上の身分は、まだ農民のまま土地を請け負っている。しかし、主に非農業に従事し、給料を主要な収入源とする人々である。狭義の農民工は、通常地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者を指す。広義の農民工は、地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者と県域内での第2、3次産業に就労する農村労働力である、と言うものであった。また、劉懷廉は、「農村戸籍を持ち、請負土地があり、非農業に従事する」ことが、農民工の要件であるとしている。しかし、筆者はこの規定によっては、「農民工」の全体像を把握することは難しいと考えている。なぜなら、「農地を請負いつつ、地域外出稼ぎ又は地域内兼業をしている農村戸籍を持つ農村労働力」を「農民工」と考えると、実態上存在している多くの「農民工」が対象からはずれることになるからである。筆者が第4章において紹介したO市における「農民工」調査は、この点に関わっている。

2 O市における農民工調査結果

1) 大規模企業A社とB社の調査結果

大手企業A社とB社からみると、両社は農村に立地している。農民工の実態と農民工に対する待遇などについて、ほぼ同様である。しかし、A社では農民が経営者となり、農民の企業であることが、中央政府の新農村建設政策に合致し、農民自身にとっても、有効な政策であるように思われる。B社は農村の土地を集約するとともに、その後の農民の生活保障政策を行った。しかし、B社では農民が経営者ではなく、雇用された者として存在しており、農民の立場や地位はA社より低いと考えられる。

2) 中小企業C社とD社の調査結果

C社とD社もマグネシウム会社であり、従業員100人以下の小企業で、生産にあたっては手作業が多く、主に若手を採用している。また大手企業A社、B社に比べ、労働者の待遇など、条件が悪い。

3) O市の農民工調査結果から

O市の人口は74万人である。同市の労働局によると、「同市に三代以上在住している人口は、約5万人であり、多数が他地域から流入した人口である」。また、「5年以上同市に在住している人口は約40万人」とのことであった。O市の人口はマグネシウム産業企業と新型建築材料及び機械加工産業企業の発展と共に、近年急速に増加していると考えられる。特に、農民工を中心とした流動人口の増加が著しい。

ここで取り上げたデータは、こうした人口流動の激しい中で、O市が農民工を対象に独自に実施した調査結果の一部である、150人についてのデータである。

今回のデータは、150人と限られたものであり、かつ市役所職員が直接面談で行った調査であり、農民工が市に対して「配慮」しながら解答していることを考慮に入れば、結果はそのまま農民工が置かれている「客観的現状」とその状況に対する「主観的判断」を正確に反映していると断定はできない。しかしこの調査結果から、今日のO市における農民工の実態について、少なくとも以下の諸点について指摘することが出来る。

第1は、O市の農民工は、同市発展の基盤となった加工原料生産（鉱山での採掘）及びその加工生産（建築材料生産）とその運搬業に主に従事しており、重筋労働に耐えられる若年男子労働力の需要に対応した労働者であること。

第2は、農民工の就業は地域ごとの「縁故関係」によって行われ、出身地域は地元遼寧省からの就労が14.7%と極めて少なく、遼寧省以外の10省からの就労が大半を占めており、出稼ぎ者は全国から集まっていること。

第3は、農民工の就労条件は、労働自体が重労働であり、「労働契約」は皆無、「社会保険」も約80%が「なし」であるなど、極めて劣悪であること。

第4は、賃金水準は低く、遅配・欠配が50%という状況であり、市民に対して「不親切」「悪い」「差別されている」と感じている農民工が過半を越えており、所得が低いことに加えて、市民感情に配慮してか、農民工の全員が市外地域で生活しており、かつ生活環境の悪い共同生活であること。

第5は、以上の状況を反映して、今後もO市にとどまると意思表示した農民工は約30%にとどまっています。農民工政策に対しても極めて批判的であること。この点から見れば、小城市で農民工を吸収するという政策課題は、

その実現が相当困難であると予測できる。

第6は、請負土地を持っていない農民工が存在している。その比率が6～7割に達するという事は、「請負土地を持ったまま」出稼ぎをする「農民工」という国務院の見方が、少なくともO市の農民工の圧倒的部分には当てはまらないことを示している。

4) 待業農民工調査結果から

「出稼ぎ待業農民工グループ」と「離農待業出稼ぎ農民工グループ」に関する調査結果である。

前者の「出稼ぎ待業農民工グループ」は、生産手段としての農地が狭小であるか、自給的とはいえ農業を継続している農民であり、「生活のための必然的」出稼ぎであるが、まだ農村に根拠を置いている「分解過程」の農民である。

これに対して「離農待出稼ぎ農民工グループ」は、すでに農地を手放した「分解後」の日雇い労働者である。

また、現在でも農業生産を続けている農家について、その実態、経営主の経営継続の意思及び後継者の「有無」を中心に調査を行った結果をまとめると、以下のとおりである。

1) 零細専業農家調査

O市における零細専業農家5戸はいずれも「先祖伝来」の農家であるが、現経営主の代で廃業が見えている。その意味では、「分解」直前の農家であると言える。

2) 農家調査結果

このことを踏まえて、同市の4つの典型的な農村である水田地帯の2つの鎮と畑作地帯の2つの鎮の農家につき、現経営主の経営継続の意思及び後継者の「有無」を中心に調査を行った。その結果は次のとおりである。

1) 水田地帯にある2つの鎮と畑作地帯にある2つの鎮の1戸当たり農地面積は最小で3畝(0.2ha)、最大で10畝(0.667ha)であり、極めて零細である。

2) 4つの鎮とともに、専業農家<第1種兼業農家<第2種兼業農家、の順で年収が高くなっている。しかも自営的兼業（農機具リース、農業運輸）よりも「出稼ぎ」兼業者の所得の方が高い。

3) 4つの鎮の全農家は、農地面積が小規模であり、教育を受けた子弟の多くは、すでに都会で労働者として暮らしていて、農業を子弟に継がせる意思は無く、将来は農地を友人・親戚に貸して、子供と生活するために、この地域から転出することを考えていた。

4) このようなことから、4つの鎮の農民は、「農民層分解」の直前にあると言えよう。

筆者の調査結果をまとめた第4章の例では、「出稼ぎ待業農民工グループ」の5家族16人および4家族14人、

そして、O市が行った調査対象者150人の内、わずか28人(18.7%)が農地を請負っての出稼ぎ労働者であった。A社の4,000人、B社の3,756人、C社の56人、D社の71人については、担当者からの聞き取りにとどまるが、「土地請負」の事実があることを確認した者もいる。彼らは、お正月以外、あまり実家に帰らない。また、実家では請負農地があっても、親戚もしくは友人に耕作を依頼しているケースが多い。請負農地を村に返上する者、税金を払えず村に請負土地を没収される者、さらには、国家や地方の計画により請負農地を取り上げられる者もいる。C社とD社も同様である。

O市が実施した農民工150人以外についても、O市の外来人口(主に農民工)の内、半分以上の者は請負農地が無いと推測される。また、「離農待業出稼ぎ農民工グループ」の3家族4人および4家族9人は、「土地請負」から完全に離れた農村戸籍の労働者である。

したがって、第3章で見た国務院が提起する農民工政策は、規定上は「農村戸籍」を持つ農民労働者を対象としたものであろうが、この「農民工」規定が曖昧なため、政策の対象自体が不明であり、結局は、具体的な「農民工」政策が地方政府任せとなっている現実がある。第2章で確認したように、各地域、各都市毎に微妙に異なる戸籍制度改革の状況、言い換えれば、「農民工」政策の多様性はその必然的な結果であろう。

3 「農民工」の実態と将来展望

資本主義経済(市場経済)の成立過程では、資本の本源的蓄積過程が先行する。中国においては、建国以来の一時期を除き、「戸籍制度」の確立(1958年)以来、農村戸籍と都市戸籍に国民(公民)は峻別され、「社会主義経済」がどのように変動しようと、農民の分化・分解は起こり得なかった。

しかし、「改革・開放」以降、市場経済の進展によって、必然的に資本の本源的蓄積過程が始まった。市場での労働力に対するPull要因と農村でのPush要因によって、「封印」されていた「農村余剰労働力」がさまざまな形態で流動し始めたのである。すなわち、「農民工」である。この急増する「農民工」の実態を、中国の中央・地方政府は、現在正確に把握していない。

本論文でこれまで見てきたように、「農民工」は、中国における資本蓄積過程で農村に「封印」されていた余剰人口が「分化・分解」しつつある過程で必然化した新たな「階層」である。嚴善平教授が言うように、「中国社会における二重的社会構造の下では、『農民』は社会的身分であり、国から福祉、老後生活、就職、住宅などの保障をほとんど受けられずにきた」のであり、それ故に、「農民工」は「差別と貧困」が付きまとう農村戸籍労働者である。具体的には、「農民工」は、以下の形態で存在する

労働者である。

- ① 農地を請負っての域内兼業労働者
- ② 農地を請負っての出稼ぎ労働者
- ③ 農地を請け負わない在村域内兼業労働者
- ④ 農地を請け負わない在村域外出稼ぎ労働者
- ⑤ 農地と農村を離れて(挙家離農を含む)の労働者

これらの①~⑤は、いずれも「差別」を背負った労働者階層である。①~②が国務院の言う「農民工」概念である。

また補節で述べたように、現農業経営者の多くが「農民工予備軍」として「存在」している可能性が強いと見ている。

つまり筆者は、専業農家以外のあらゆる形態で存在する農村戸籍を持つ農村労働者を一般労働者とは「差別」された労働者群であるとし、それを「農民工」と規定する。同時に、調査を行った10亩以下の零細専業農家についても「農民工」予備軍としての条件を多分に備えていることを指摘した。後者については、理論的「仮説」段階にあり、今後の研究課題としたい。もし、現在の農村と都市部の所得格差が、1:3のままであり、かつ戸籍制度に基づく農村と都市の福祉サービスについても、はるかに格差が大きいとすると、貧しい農村部から都市部への余剰労働力の移動圧力が消えることはない。また、1980年以降生まれの農村部の若い農民は、父親世代より農業経験が少なく、農業継続の意志がない。農業収入より出稼ぎ収入のほうが多い農民が多い。特に、都市部で生まれ、農村戸籍をもつ若い農民も多く存在しており、彼らの場合、稼ぎも一つの目的であるが、都市生活に融合し、そして都市から認められたいという強い願望をもっている。

戸籍制度改革の本質は、戸籍の人口登録・管理の基本機能を取り戻し、国民に「自由と平等」を与えることにある。中国の農民は、歴史上様々な要因により、教育レベルが低く、さらに農村戸籍を背負って都市で農民工として働かざるを得ない。換言すれば、現在の農民工は労働集約型産業でしか働けない。労働集約型産業の場所移動によって、農民工も就労場所を移さなければならないというのは、農民工を労働集約型の仕事に固定化することになる。確かに、東部は経済の発展によって、労働集約型から技術集約型への転換が必要となり、それ自体は、「先富論」と改革開放の目標に一致している。また、中国農村部の教育の遅れ、労働者に対する職業訓練の不足により、一時的に労働集約型の産業を中西部に移し、人為的に中西部の農民工を中西部の近郊への出稼ぎを導くことは可能ではあろう。また、労働集約型の産業を移すことによって、東部の人口増加を抑制し、急加速している戸籍制度改革を緩めるねらいもあると考えられる。中

西部で働く場を作り出し、一般労働者に職場を与え、特に収入も大幅に変わらないとすれば、農民たちは、当然近郊への出稼ぎを好する。そして、大量の労働者が、近隣都市、もしくは省内での出稼ぎをすることにより、戸籍制度の矛盾は、目立たなくなる。その限界では、農村部から流出した労働力と戸籍制度との摩擦も解決したように見える。しかし、それは、本質的な問題解決ではない。なぜなら、第4章の調査結果から明らかのように、農民は様々な理由で農地を手放し、「無地農民」もしくは、「失地農民」となり、そして都市へ出稼ぎしているのである。また一年を通じて、ほとんどの時間を都市での生活に費し、また働いているのである。したがって、このような出稼ぎ農民は、都市の住人として認知されなければならないであろう。農民工が都市住人として認められることは、すなわち、中国社会における国民の平等化への第1歩である。その上で、中国政府は、農民と農民工に法的自由と平等な権利を与え、彼らに対する社会保障メカニズムを創出すべきである。更に、農民と農民工が近代産業労働者になるための、学習環境、平等かつ公平な就職環境を作ることである。このような教育と訓練を通じて、農民と農民工が自らの居住地と職業を選択する可能性をつかみ取ることができるのである。現行の戸籍制度とそれに付随する諸制度は、徐々に改善されてはきたが、依然として、その道を閉ざし、狭めているのである。しかし、農民と農民工の実態は、既にこの壁を越えつつあることを示しているのである。筆者は、O市における農民工の実態調査から、この点を痛切に学んだ。

注

- (1) バートル、「中国の都市化と社会の根底にある戸籍問題について」三井物産戦略研究所「戦略レポート2010年7月14日」、p.1。
- (2) 張英莉、「新中国の戸籍管理制度(下)——戸籍管理制度の成立過程——」埼玉学園大学紀要(経営学部篇)2005年、第5号、p.32。
- (3) 同上、p.32~33。

おわりに

筆者は、大連市に生まれ、その後、資源豊かで、交通の便がよい小城市O市で育ちました。この小城市には世界的に有名なマグネシウム鉱山があり、その取引のために、世界各国、国内各地のビジネスマンが商談、貿易、投資を目的に訪れています。

2001年9月、筆者は瀋陽化学工業学院の会計学科に入学しました。三年間で、会計学の基礎知識を学びました。開設されていた課程の中で、一番関心を持って学んだのは、中国および世界の経済情勢と政策に関する課題でした。学士卒業論文では、出生地にある日中合資企業と日

本の独資企業を研究対象（マグネシウム鉱生産物総量の50%は日本に輸出している。）に、その直接投資の経済効果を分析しました。調査研究過程で、地域における経済・社会的弱者としての農民工の存在が筆者の興味を引きました。

修士論文では、この農民工を研究対象としました。経済がいくら発展しても、また、利益がいくらあっても、農民工に対する一連の不平等な待遇はなかなか改善されません。この争えない事実は、必ず現地又は中国の経済と社会平和を大きく制約する要素になると考えています。

この経済・社会的弱者は、どのような不平等な待遇にあるのか？ なぜその不平等な待遇に甘んじなければならないのか？ どのようにこれらの問題を解決できるか？ すべて、筆者が次に研究したいテーマでした。筆者は指導教授であった康偉、呉茂全教授（日本九州大学で修士卒業）および両親と相談し、日本に留学することを決意しました。経済大国である日本では、人口、労働力移動に関して、現在の中国が歩んでいる道と類似した経験があり、その政策に関しても多くの蓄積と歴史があります。この貴重な経験を参考にして研究を進めることは十分に意義あることと考えました。

2005年4月、両親の日本の友人である滝本博文氏（筆者の日本における保証人）の協力をいただき、留学生として北海学園大学に入学し、研究生から6年間の研究生生活を続けてきました。

最初の3年間、指導教授である池田均教授の指導の下で、経済学基礎理論から勉強を開始し、次に実態調査の方法、論文作成のための基礎理論を学びました。実態調査と研究の過程で、池田均教授には、調査表の作成から、調査研究方法、調査研究計画、調査研究総括など様々な指導をいただきました。

その後の3年間、指導教授である小坂直人教授の指導の下で、先行研究を踏まえ、農業政策史の角度から分析を行い、また、これに関わる制度についても歴史的分析を行い、論文作成のための準備をしました。さらに、指導教授とともに行った独自調査を加えました。実態調査と研究の過程で、小坂直人教授には、データの読み方、調査研究総括などの面で指導をいただきました。

北海学園大学での学習過程で、池田均教授、小坂直人教授をはじめ、先生方の厳しいご指導をいただき、学問、人格処世、対人交際方法など、筆者にとって生涯の宝となりました。心から感謝しております。

太田原高昭教授、北倉公彦教授、木村和範教授、奥田仁教授、森下宏美教授、神山義治教授、佐藤信教授、徐濤教授には講義の過程で、筆者の下手な日本語を直していただき、研究面でも親切に指導していただきました。

大学院経済学研究科研究科長である小田清教授には、

筆者の研究に対して、多大な助言をいただきました。

中国瀋陽農業大学経済管理学院院長張広勝教授、遼寧大学商学院院長唐曉華教授には、本学に客員教授として来日されたおり、その講義の過程で熱心に指導していただき、感謝しております。

留学して以来、滝本博文氏には、筆者の日常生活に対して、ご心配をいただき、積極的に日本の文化や習慣についての説明していただき、筆者を日本の生活習慣にいち早く馴染ませるために多大なご尽力をいただきました。

修士課程入学以降、ロータリー奨学金親善友好事業の支持をいただき、安心して研究、論文作成に没頭することができました。特に、カウンセラーとなっていたいただいた石田耕嗣氏には、精神上的の限りない支援をいただき、心からロータリー奨学金親善友好事業の各位に感謝しております。

また、来日間もなく、稚拙な日本語能力しか無かった筆者に優しく日本語教育をしていただいた神谷順子教授には、留学生の一人として尊敬と感謝に堪えない気持ちで一杯です。

6年間の留学生活で、同じ研究科の院生や日本の友人から、言語、生活、精神、習得上で大変お世話になり、本当に感謝しております。

これからの研究課題は、生活の困窮が原因となって農業を放棄し、出稼ぎによって生計を立てている小規模零細農民の実態調査とその改善の道の探求です。将来中国の農業を誰が継承するか？ 中国農業の「担い手」は誰なのか？ 残された課題は大きく複雑です。学ぶには限りがない！

援助していただいた諸先生、同じ研究科の院生の皆さん、そして日本の友人の皆さんの今後も変わらぬ信任と支持を与えていただきたいと念願しております。

2010年12月

曹 迪

参考文献

1 中文参考文献

李樹基(甘肅省社会科学院、農業経済所)が『甘肅社会科学』(甘肅省社会科学院編集部出版、2003年第4期、p.68-71)で、「三農問題」に関する既往文献を(一)中国現代化行程中の「三農問題」、(二)「三農問題」の原因形成、(三)「三農問題」を解決する構想とそのアプローチ、に分類している。筆者は、これら紹介された文献をすべて参考文献として用いた。以下が参考文献である。

一、中国現代化行程中の「三農問題」を高度的な重視

- (1) 陸芸学「農民真苦、農村真窮？」(農民は本当に苦しくて、田舎は本当に尽きるか?)『読書』2001年、第1期
- (2) 張厚安、徐勇『中国農村政治穩定与发展』(中国農村政治の安定と発展)、武漢出版社、1995年11月版

- (3) 武力「中国共产党对“三農問題”的認識歷程及其啓示」(中国共产党の“三農問題”に対する認識歷程及び啓示)、『党的文献』、中央文献出版社、2002年第5期。

- (4) 董俊山「首先解決農業農村農民問題」(真っ先に農業・農村・農民問題を解決する)『社会科学戦線』隔月刊雑誌

「建設有中国特色社会主义現代化道路」(中国特色社会主义現代化道路を建設する)『社会科学戦線』雑誌社出版社、1999年第5期

- (5) 鄧偉才「对于“三農問題”的几个重大判断」「“三農問題”に対する若干重大な判断」、『寧夏回族自治区社会科学』、寧夏回族自治区社会科学院出版、隔月刊の雑誌、2003年第1期。30p~34p

- (6) 韓長賦「解決“三農問題”是全面建設小康社会的重大任務」「“三農問題”を解決することは小康經濟狀態社会を建設する大任」、『十六報告指導テキスト』人民出版社、2002年11月版。

- (7) 李炳坤「切实解决好全面建設小康社会過程中的“三農問題”」(確実に全面的にまずまずの小康經濟狀態社会を建設する過程中的の“三農問題”問題を解決する)、『農業經濟的問題』中国農業經濟学会、中国農業科学院農業經濟發展研究所、2003年第1期、29p~33p

二、「三農問題」の原因形成

- (8) 張厚安、徐勇『中国農村政治穩定与发展』(中国農村政治の安定と発展)武漢出版社、1995年11月版

- (9) 鄧偉才「解構“三農”」(“三農問題”を解構)『科学技術導報』、月に2回発行する雑誌、2003年10月、3p~6p

- (10) 吳敬琏・林光彬「農村余剩勞動力轉移与“三農問題”」(農村余剩勞動力轉移と“三農問題”)『マクロ經濟研究』、マクロ經濟研究雜誌社、月刊、2002年第6期

- (11) 陳錫文「试析新段階的農業、農村和農民問題」(新段階農業・農村・農民問題を分析)『マクロ經濟的研究』2001年第11期。

- (12) 林光彬「社会等級制度与“三農問題”」(社会レベル制度と“三農問題”)『読書』2002年第2期

- (13) 温鉄軍「“三農問題”的症結在于两个基本矛盾」(“三農問題”の困難な点は2個の根本矛盾にある)『群言』民盟中央、2002年第6期

- (14) 陸芸学「走出城鄉分制、一国兩策的困境」(都市と農村が製造を分けることを歩き出して、1つ国の両策の苦境)『読書』2000年第5期

- (15) 張曉山、崔紅志「三農問題根在扭曲的国民收入分配格局」(“三農問題”の根が曲げている国民所得は構成を割り当てる)、『中国改革』2001年第8期

- (16) 周批改「二元体制与“三農三化——关于中国三農發展的宏观思路」(二元体制と“三農三化——中国三農發展的マクロ)『湘潭大学学报』2002年第4期

- (17) 王建「用城市化解決“三農問題”」(都市化を用いて、“三農問題”を解決する)『農業經濟導刊』2001年第10期

- (18) 宋亜平「“三農問題”的根本出路在于現代化」(“三農問題”の根本的出口は現代化にある)『江漢論壇』、月刊『江漢論壇』雜誌出版社、2000年第8期

三、“三農問題”を解決する構想とアプローチ

1、農民利益保護論

- (19) 中国社会科学院農村發展研究所學習中心組「貫徹“三个代表”重要思想、深化“三農問題”研究」(“3個代表”重要思想を貫徹し、“三農問題”を深化研究する)『中国農村經濟』、中国社会科学院農村發展研究所主催、2001年第11期

- (20) 劉修民「農民問題——東方社会發展的關鍵」(農民問題——東方社会發展する鍵)『求是』、中国共产党中央委員会発行、1996年第7期

- (21) 宮希魁「中国“三農問題”的戰略考慮」(中国“三農問題”

- の戦略考慮)『戦略と管理』、2002年第6期
- (22) 林光彬・林光彬「社会等級制度と“三農問題”」(社会レベル制度と“三農問題”)『読書』、2002年第2期
- (23) 武力「中国共産党対“三農問題”的認識歷程及其啓示」(中国共産党の“三農問題”に対する認識歷程及び啓示)、『党的文献』中央文献出版社、2002年第5期
- (24) 李昌平「回報農民尊重農民依靠農民」(農民に報いる、農民を尊重する、農民に頼る)『東方』2002年第8期
- (25) 丁寧寧の訪談記録:『入世対“三農問題”的影響与中国農業の出路』(WTO加盟は“三農問題”の対する影響与中国農業の出口)、『探索与争鳴』(探索と学術論争)、探索と学術論争雑誌社、2002年第6期
- 2、都市と農村は統一発展論
- (26) 陳錫文「城鄉統籌破解三農問題」(都市と農村統一は三農問題を解決する)『光明日報』2003年3月31日
- (27) 許経勇『中国農村經濟改革研究』(中国農村經濟改革研究)中国金融出版社、2001年2月版
- 3、構造調整論
- (28) 陸学芸「走出城鄉分制、一国兩策的困境」(都市と農村が製造を分けることを歩き出して、1個の国の兩策の苦境)『読書』2000年第5期
- (29) 周批改「二元体制与“三農三化——關於中国三農發展的宏观思路”」(二元体制と“三農三化”——中国三農發展的マクロ)『湘潭大学学报』2002年第4期
- (30) 郭樹清「从国民經濟總体上考慮和解決“三農問題”」(国民經濟總体上から“三農問題”を考慮と解決)『マクロ經濟研究』、マクロ經濟研究雜誌社、2002年第6期
- 四、就職優先論
- (31) 吳敬琏・林光彬「農村余剩勞働力轉移与“三農問題”」(農村余剩勞働力轉移と“三農問題”)『マクロ經濟研究』、マクロ經濟研究雜誌社、2002年第6期
- (32) 温鉄軍「“三農問題”的症結在于两个基本矛盾」「“三農問題”の困難な点は2つ根本矛盾にある」『群言』、民同盟中央主催、2002年第6期
- (33) 樊綱『发展的道理』、『發展的道理』、生活・読書・新知三聯書店、2002年1月版
- 五、農村インフラストラクチャー投資論
- (34) 林毅夫「三農問題与我国農村的未来發展」(三農問題と我が国農村未来發展)『農業經濟問題』、2003年第1期、19p~24p
- (35) 徐祥臨『“三農問題”論劍』(“三農問題”論劍)、海南書店、2002年版
- 六、市場化帶動論
- (36) 曉亮「从戰略高度看“三農問題”」(戰略高度から“三農問題”を見る)『經濟問題』、2001年8月
- (37) 羅偉雄「解決中国的“三農問題”要“刨根”」(中国“三農問題”を解決するのは“根こそぎ掘”を求める)、徐詳臨著『“三農問題”論劍』海南文史書店、2002年1月、序
- 七、都市化推進論
- (38) 王建「用城市化解決“三農問題”」(都市化を用いて、“三農問題”を解決する)『農業經濟導刊』、2001年第10期
- (39) 周原『農民!農民!』花城出版社、2004年6月第2回印刷
- (40) 中国社会科学院農村發展研究所与国家統計局農村社会經濟調查總隊『中国農村經濟形勢分析と予測、2003~2004年』社会科学文献出版社、2004年6月
- (41) 于紅、丁騁騁『中国農民工考察』昆仑出版社、2004年5月第一版
- (42) 陳曉華、張紅宇『中国農村勞働力の轉移と就職』中国農業出版社、2005年12月第一版
- (43) 廖小軍『中国失地農民研究』社会科学文献出版社、2005年11月第一版
- (44) 柴兆祥、吳春梅『中国三農問題——歷史現狀未来』社科文献出版社、2005年10月
- (45) 楊汎万『三農問題と農村警務』群衆出版社、2003年10月
- (46) 劉斌、張兆綱、霍功『21世紀中国發展問題報告——中国三農問題報告(問題現狀挑戰对策)』中国發展出版社、2004年4月
- (47) 張新華『新中国(三農)問題の歷史經驗を探索する』中国党史出版社、2007年6月1日
- (48) 蔡昉『民生經濟学：“三農”と就職問題の解析——中国經濟50人論壇叢書』社科文献出版社、2005年7月1日
- (49) 韓長賦『中国現代化進程中の“三農問題”』農業出版社、2004年5月1日
- (50) 趙俊超、孫慧峰、朱喜『農民問題新探』中国發展出版社、2005年11月1日
- (51) 劉懷廉『農村余剩勞働力轉移新論』中国經濟出版社、2004年3月1日
- (52) 陸益龍『戸籍制度——コントロールと社会差別』商務印書館出版社、2003年12月
- (53) 中国農家女文化發展中心課題グループ『戸籍制度と女性流動——第2回全国出稼ぎ女性權益問題檢討會論文集』貴州人民出版社、2002年9月
- (54) 呂紅平『農村家族問題と現代化』海北大学出版社、2001年5月
- (55) 羅平漢『農村人民公社史』福建人民出版社、2003年1月
- (56) 陸益龍『“三農”新論——当前中国農業・農村・農民問題研究』社科文献出版社、2005年5月
- (57) 卒泗生、『中国農業・農村・農民前言報告(2003年版)』人民日報出版社、2003年12月
- (58) 中国農村財政研究会『中国“三農”問題研究獲賞優秀論文選編』经济社会出版社、2004年8月
- (59) 梅德平『中国農村ミクロ經濟組織變遷研究——1949~1985湖北省中心して個案分析』中国社会科学出版社、2004年10月
- (60) 全志輝『農民民間組織と中国農村發展——個案經驗から』经济社会出版社、2005年10月
- (61) 杜潤生『杜潤生自述:中国農村体制變革重大決策記實』人民出版社、2005年8月
- (62) 黃承偉『中国農村扶貧自願移民引越しの理論と実践』中国財政經濟出版社、2004年6月
- (63) 鄭景驥、葛雲倫『中国農村土地使用權流轉の理論基礎と実践方略研究』西南財政大学出版社、2006年4月
- (64) 国家統計局、農村社会經濟調查總隊『農村投資問題研究』中国統計出版社、2004年1月
- (65) 国家統計局、農村社会經濟調查總隊『2003年中国農村貧困監測報告』中国統計出版社、2003年12月
- 2 和文参考文献
- (1) 中兼和津次『經濟發展と体制移行』シリーズ現代中国經濟1卷、名古屋大学出版会、2002年10月10日
- (2) 巖善平『農民国家の課題』シリーズ現代中国經濟2卷、名古屋大学出版会、2002年10月10日
- (3) 丸川知雄『労働市場の地殻変動』シリーズ現代中国經濟3卷、名古屋大学出版会、2002年10月10日
- (4) 今井健一、渡邊真理子『企業の成長と金融制度』シリーズ現代中国經濟4卷、名古屋大学出版会、2006年6月30日
- (5) 大橋英夫『經濟の國際化』シリーズ現代中国經濟5卷、名古屋大学出版会、2003年3月10日
- (6) 加藤弘之『地域の發展』シリーズ現代中国經濟6卷、名古屋大学出版会、2003年6月10日
- (7) 佐藤宏『所得格差と貧困』シリーズ現代中国經濟4卷、名古屋大学出版会、2006年9月10日

- (8) 園田茂人、菱田雅晴『経済発展と社会変動』シリーズ現代中国経済4巻、名古屋大学出版会、2005年9月30日
- (9) 太田原高昭、朴紅『中国の農協』家の光協会、2001年1月5日
- (10) 黄磷編著『WTO加盟後の中国市場』蒼蒼社、2002年10月15日
- (11) 王曙光『中国改革開放史』勁草書房、1996年4月15日
- (12) 巖善平『中国の人口移動と民工』勁草書房、2005年1月1日
- (13) 張玉林『転換期の中国国家と農民』農林統計協会、平成13年11月9日
- (14) 李昌平『中国農村崩壊』日本放送出版協会、2004年6月25日
- (15) 関志雄『中国革命最終章』日本経済新聞社、2005年5月24日
- (16) 王文亮『中国農民はなぜ貧しいのか』光文社、2003年7月30日
- (17) 渡辺利夫『ジレンマの中の中国経済』東洋経済新報社、2003年7月3日
- (18) 陳桂棣、春桃『中国農民』KK文藝春秋社、2006年1月30日
- (19) 巖善平『中国農村・農業経済の転換』勁草書房、1997年9月25日
- (20) 王曙光『現代中国の経済』明石書店、2004年4月30日
- (21) 黒岩達也、藤田法子『開かれた中国巨大市場——WTO加盟後のビジネスチャンス——』蒼蒼社、2002年6月10日
- (22) 中藤康俊『現代中国の地域構造』有信堂、2003年4月10日
- (23) 池田誠、安井三吉、副島昭一、西村成雄『図説中国現代史「第2版」』法律文化社、2002年3月15日
- (24) 関志雄『日本人のための中国経済再入門』東洋経済新報社、2002年10月24日
- (25) 愛知大学現代中国学会『中国21』風媒社、1998年6月
- (26) 樊綱著、関志雄訳『中国未完の経済系改革』岩波書店、2003年11月27日
- (27) 鮫島敬治・日本経済研究センター『中国の世紀日本の戦略——米中緊密化の狭間で——』日本経済新聞社、2002年6月20日
- (28) 佐々木衛、柄澤行雄『中国村落社会の構造とダイナミズム』東方書店、2003年1月30日
- (29) 中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣、2003年3月10日
- (30) 天兒慧、石原享一、朱建榮、辻康吾、菱田雅晴、村田雄二郎『岩波現代中国事典』岩波書店、1995年5月20日
- (31) 程曉晨著、坂井臣之助、中川友訳『中国経済超えられない八つの難題』草思社、2003年12月4日
- (32) 日本経済新聞社『WTO加盟後の中国経済』日本経済新聞社、2002年9月20日
- (33) 週刊ダイヤモンド編集部『沸騰する中国——世界の工場 世紀の市場——』ダイヤモンド社、2001年12月6日
- (34) 南亮進、牧野文夫『中国経済入門——目覚めた巨龍はどこへ行く——』日本評論社、2001年1月15日
- (35) 小島朋之『中国のすべてが分かる本——注目の巨大市場 省別・地域別——』PHP研究所、2002年7月15日
- (36) 小田美佐子『中国土地使用権と所有権』法律文化社、2002年3月8日
- (37) 柳澤和也『近代中国における農家経営と土地所有——1920~30年代華北・華中地域の構造と変動——』御茶の水書房、2000年12月20日
- (38) 天兒慧、菱田雅晴『深層の中国社会 農村と地方の構造的変動』勁草書房、2000年9月20日
- (39) 小林俊之『アジア経済がよくわかる本』中央経済社、平成13年11月5日
- (40) 張宏偉『膨張する中国呑み込まれる日本』講談社、2002年4月26日
- (41) 王元、汪鴻祥、川崎高志、林亮『変貌する現代中国』白帝社、2004年4月2日
- (42) 李端雪、史念、龔榮『中国ハンドブック』全日出版株式会社、2003年4月22日
- (43) 鍾非『現代中国経済論——体制転換の歴史的・理論的・実証的分析——』新世社、2005年6月10日
- (44) 岡田臣弘『21世紀の中国像——13億近代化の構図と指導者——』有斐閣、2001年4月30日
- (45) 胡鞍鋼著、一石平訳『かくて中国はアメリカを追い抜く』PHP研究所、2003年7月7日
- (46) 張一凡、瀬谷さより『なるほど中国——中国の常識・日本の非常識——』日中通信社、2002年4月1日
- (47) 莫邦富『日中はなぜわかり合えないのか』平凡社、2005年5月10日
- (48) 塚本隆敏『中国市場経済への転換』政務経理協会、平成11年4月10日
- (49) 千嶋明『中国の労働団体と労働関係——工会の組織と機能——』(財)社会経済生産性本部生産性労働情報センター、2003年11月10日
- (50) 何清漣著、坂井臣之助、中川友訳『中国現代化の落とし穴——噴火口上の中国——』草思社、2002年12月4日
- (51) 鮫島敬治・日本経済研究センター『中国WTO加盟の衝撃——対中ビジネスはこう変わる——』日本経済新聞社、2002年1月28日
- (52) 清水美和『中国農民の反乱——昇竜のアキレス腱——』講談社、2002年7月15日
- (53) 河原昌一郎『中国の農業と農村——歴史・現状・変化の胎動——』農文協、1999年3月5日
- (54) 穆月英『中国における農業発展と地域間格差』農林統計協会、2004年11月12日
- (55) 日本経済新聞社『中国が日本を超える日』日本経済新聞社、2002年2月12日
- (56) 今村奈良臣『だれが中国を養うのか？——迫りくる食糧危機の時代——』ダイヤモンド社、1997年1月16日
- (57) 田中修『中国第十次五ヵ年計画——中国経済をどう読むか？——』蒼蒼社、2001年7月10日
- (58) 逸見謙三『13億人の食料——21世紀中国の重要課題——』大明堂、平成15年10月22日
- (59) 中嶋嶺雄、古森義久『覇権か、崩壊か 2008年中国の真実』ビジネス社、2002年4月1日
- (60) 岡田英弘『この厄介な国、中国』ワック社、2001年11月22日
- (61) 北村稔『中国は社会主義で幸せになったのか』PHP、2005年8月3日
- (62) 森谷正規『中国経済真の実力』文藝春秋、平成15年4月20日
- (63) 朱建榮『中国第三の革命——ポスト江沢民時代の読み方——』中公新書、2002年8月25日
- (64) 渡辺利夫、白砂堤津耶『図説中国経済——世界のなかの中国——』日本評論社、1993年3月15日
- (65) 日本興業銀行調査部・産業調査部『中国2001年の産業・経済』東洋経済新報社、1997年7月17日
- (66) 李明星著、日野正子訳『中国経済の発展と戦略』NTT出版、2005年3月25日
- (67) ゴードン・チャン著、栗原百代、服部清美、渡会圭子訳『やがて中国の崩壊がはじまる』草思社、2002年2月14日
- (68) 門倉貴史『中国経済大予測』日本経済新聞社、2004年10月

- 22 日
- (69) 大前研一『チャイナ・インパクト』講談社、2002年3月29日
- (70) 馬成三『中国経済の読み方——「世界の工場」を知る80のポイント——』ジエトロ、2002年9月26日
- (71) 今井理之、中嶋誠一『中国経済がわかる事典』日本十実業、1998年1月30日
- (72) 関志雄『中国経済のジレンマ——資本主義への道——』ちくま、2005年1月10日
- (73) 加加美光行『中国内外政治と相互依存』日本評論者2008年6月30日初版1刷
- (74) 平田昌弘『中国 資本主義の行方』東洋経済新報社1994年7月15日初版1刷
- (75) 呉軍華『中国 静かなる革命』日本経済新聞出版社2008年8月6日初版1刷
- (76) 角英夫『中国 夢と流転』日本放送出版協会2008年9月25日初版1刷
- (77) 関志雄『中国を動かす経済学者たち』東洋経済新報社2008年1月1日第2刷
- (78) 王京濱『経済大国中国の課題』岩波書店2007年12月21日初版1刷
- (79) 沈才彬『中国沈没』三笠書房2008年3月25日初版1刷
- (80) 渡辺信夫・川村嘉夫・森久男『中国農業と大寨』龍溪書舎1977年7月30日初版1刷
- (81) 関志雄『中国経済再入門』東洋経済新報社2002年10月24日発行
- (82) 坂本楠彦・土屋圭造・梶井功『現代中国の農業』東京大学出版会1980年4月25日初版1刷
- (83) 日野みどり『現代中国の「人材市場」』創土社2004年2月10日初版1刷
- (84) 賀耀敏・大西健夫『中国の経済』早稲田大学出版2002年6月20日初版1刷

3 英文参考文献

- (1) IMF (2005), “People’s Republic of China: 2005 Article IV Consultation - Staff Report; Staff Supplement; and Public Information Notice on the Executive Board Discussion”, Country Report No. 05/411 (November 2005)
- (2) IMF (2004), “People’s Republic of China: 2004 Article IV Consultation — Staff Report; Staff Statement; and Public Information Notice on the Executive Board Discussion”, Country Report No. 04/351 (November 2004)
- (3) Dunaway, Steven, and Xiang ming Li (2005), “Estimating China’s “Equilibrium” Real Exchange Rate”, IMF Working Paper No. 05/202 (October 2005)
- (4) World Bank Beijing Office (2006), “China Quarterly Update, February 2006” (2006), “China Quarterly Update, May 2006”